

令和 2 年第 1 回定例会

## 予算特別委員会会議概要

委員長 中 田 靖 人

副委員長 山 本 武 朝

# 目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	3
○欠席委員	3
○説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局出席職員の職氏名	4

## 1 日目 令和2年3月10日（火）

開会	5
開議・審査方法	5
○中村節雄委員（自由民主党）	6
1 あおもり産品販売促進事業について	6
答弁 梅田喜次農林水産部長	6
要望	7
2 市PTA連合会について	7
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	7
意見・再質疑	8
答弁 教育委員会事務局理事	10
意見・要望	11
○山脇智委員（日本共産党）	12
1 ほろがけ福祉館建て替えについて	12
答弁 館山新福祉部長	13
意見・再質疑	13
答弁 福祉部長	13
要望	14
2 新型コロナウイルスについて	14
答弁 浦田浩美保健部長	14
意見・要望	15
○渋谷勲委員（自民・志政会）	15
1 コロナウイルスに関する相談窓口について	15
答弁 木村文人経済部長	15
要望	16
2 除雪費について	16
答弁 三浦大延浪岡事務所副所長	17
再質疑	17

答弁 長井道隆都市整備部理事	17
再質疑	18
答弁 都市整備部理事	18
要望	18
3 浪岡地区のスクールバスについて	18
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	19
要望	19
4 国土強靱化について	20
答弁 大櫛寛之都市整備部長	20
再質疑	20
答弁 都市整備部長	21
再質疑	21
答弁 都市整備部長	21
再質疑	21
答弁 都市整備部長	22
5 市街化調整区域について	22
答弁 大櫛寛之都市整備部長	22
要望	23
休憩	24
再開	24
○奈良岡隆委員（市民の声あおもり）	24
1 保健衛生について	24
答弁 浦田浩美保健部長	25
再質疑	25
答弁 保健部長	25
再質疑	26
答弁 保健部長	26
再質疑	27
答弁 保健部長	27
再質疑	27
答弁 保健部長	27
再質疑	27
答弁 保健部長	27
再質疑	28
答弁 保健部長	28
再質疑	28
答弁 保健部長	28

再質疑	29
答弁 保健部長	29
再質疑	29
答弁 保健部長	29
再質疑	30
答弁 保健部長	30
要望	30
2 校舎の建て替えについて	31
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	31
再質疑	31
答弁 教育委員会事務局理事	32
再質疑	32
答弁 教育委員会事務局理事	32
再質疑	32
答弁 教育委員会事務局理事	32
再質疑	33
答弁 教育委員会事務局理事	33
要望	34
3 税の徴収について	34
答弁 山谷直大総務部理事	34
再質疑	35
答弁 相馬政人税務部長	35
再質疑	35
答弁 税務部長	35
再質疑	36
答弁 税務部長	36
再質疑	36
委員長の発言	36
再質疑	36
答弁 税務部長	36
再質疑	36
委員長の発言	36
答弁 税務部長	36
再質疑	37
答弁 税務部長	37
再質疑	37
答弁 税務部長	38

要望	38
○秋村光男委員（市民クラブ）	39
要望	39
1 下水道事業について	40
答弁 八戸認環境部長	40
意見・再質疑	41
答弁 環境部長	41
再質疑	42
答弁 環境部長	42
再質疑	42
答弁 環境部長	42
再質疑	42
答弁 環境部長	42
再質疑	43
委員長の発言	43
再質疑	43
委員長の発言	43
再質疑	43
答弁 環境部長	43
再質疑	43
答弁 環境部長	43
意見・再質疑	43
答弁 環境部長	44
再質疑	44
委員長の発言	44
意見・再質疑	44
答弁 環境部長	45
要望	45
○山本武朝委員（公明党）	45
1 福祉の店うららについて	45
答弁 館山新福祉部長	45
要望	46
2 浪岡地区のプロモーションについて	46
答弁 三浦大延浪岡事務所副所長	46
要望・再質疑	47
答弁 浪岡事務所副所長	47
要望	48

3	就職氷河期世代の就労支援について	48
	答弁 能代谷潤治総務部長	48
	要望	49
4	新型コロナウイルスの影響について	49
	答弁 木村文人経済部長	49
	要望	50
5	アオモリンク赤坂について	51
	答弁 木村文人経済部長	51
	要望・再質疑	52
	答弁 小川徳久企画部長	52
	要望	52
6	基準外繰出について	53
	答弁 赤坂寛交通部長	53
	意見	54
7	操車場跡地利用計画について	54
	答弁 大櫛寛之都市整備部長	54
	要望	55
8	学校一斉臨時休業中の児童生徒の学習について	55
	答弁 成田一二三教育長	56
	意見・再質疑	56
	答弁 教育長	57
	再質疑	57
	答弁 教育長	57
	要望	58
	休憩	58
	再開	58
	○山崎翔一委員（無所属）	58
1	除排雪対策事業について	58
	答弁 長井道隆都市整備部理事	59
	再質疑	59
	答弁 都市整備部理事	59
	再質疑	59
	答弁 都市整備部理事	59
	再質疑	60
	答弁 都市整備部理事	60
	再質疑	60
	答弁 都市整備部理事	60

要望	60
2 バス事業のドライブレコーダーについて	60
答弁 赤坂寛交通部長	60
意見・再質疑	61
答弁 交通部長	61
意見・再質疑	61
答弁 交通部長	62
要望・再質疑	62
答弁 交通部長	63
要望	63
散会	63
<b>2日目 令和2年3月11日(水)</b>	
開議	64
○万徳なお子委員（日本共産党）	64
1 GIGAスクールについて	64
答弁 成田一二三教育長	64
再質疑	65
答弁 教育長	65
再質疑	65
答弁 教育長	65
再質疑	65
答弁 教育長	66
要望・再質疑	66
答弁 教育長	66
再質疑	66
委員長の発言	66
答弁 教育長	66
再質疑	66
答弁 教育長	67
意見・再質疑	67
委員長の発言	67
答弁 教育長	67
要望・再質疑	67
答弁 教育長	68
再質疑	68
答弁 教育長	69
再質疑	69

答弁 教育長	69
再質疑	70
答弁 教育長	70
再質疑	70
答弁 教育長	70
2 「ヘルステックを核とした健康まちづくり」について	71
答弁 岸田耕司市民病院事務局長	71
再質疑	72
答弁 市民病院事務局長	72
再質疑	72
答弁 市民病院事務局長	73
再質疑	73
答弁 市民病院事務局長	73
再質疑	74
答弁 市民病院事務局長	74
再質疑	74
答弁 市民病院事務局長	74
再質疑	74
答弁 市民病院事務局長	74
再質疑	74
答弁 市民病院事務局長	74
再質疑	74
答弁 市民病院事務局長	74
再質疑	75
答弁 市民病院事務局長	75
要望	75
3 市街地リノベーションについて	75
答弁 大櫛寛之都市整備部長	75
再質疑	76
答弁 都市整備部長	76
再質疑	76
答弁 都市整備部長	76
再質疑	76
答弁 都市整備部長	77
4 アクセラレータープログラムについて	77
答弁 木村文人経済部長	77
要望	78
5 幸畑福祉館建て替えについて	78
答弁 舘山新福祉部長	78



要望・再質疑	79
答弁 福祉部長	79
要望	79
6 市営住宅について	79
答弁 大櫛寛之都市整備部長	79
要望	80
○館山善也委員（自民・志政会）	80
要望	80
1 甲田小学校の改修について	81
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	81
要望・再質疑	82
答弁 教育委員会事務局理事	82
要望	82
2 小学校のトイレ洋式化について	82
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	82
要望	83
3 ドライブレコーダーの設置状況について	83
答弁 赤坂寛交通部長	83
要望	84
4 野木和公園へのマイクロバスの乗り入れについて	84
答弁 百田満経済部理事	85
再質疑	86
答弁 経済部理事	86
再質疑	86
答弁 経済部理事	86
要望	86
○藤田誠委員（市民の声あおもり）	87
要望	87
1 ごみ収集車に最大積載量を守らせる取組について	87
答弁 八戸認環境部長	87
要望	88
2 ごみの抜き打ち検査について	88
答弁 八戸認環境部長	88
要望	89
3 時間外勤務手当について	89
答弁 能代谷潤治総務部長	90
要望・再質疑	90

答弁 総務部長	91
要望・意見	91
4 新型コロナウイルス感染症に係る経済対策について	92
答弁 木村文人経済部長	92
要望	93
休憩	93
再開	93
○工藤健委員（市民クラブ）	93
1 地元企業の魅力発信事業について	93
答弁 木村文人経済部長	94
再質疑	94
答弁 経済部長	94
再質疑	94
答弁 成田一二三教育長	95
再質疑	95
答弁 教育長	95
要望	96
2 小・中学校に通っている外国籍の子どもについて	96
答弁 坪真紀子市民部長	97
再質疑	97
答弁 成田一二三教育長	97
再質疑	97
答弁 教育長	97
再質疑	97
答弁 教育長	98
再質疑	98
答弁 教育長	98
再質疑	98
答弁 教育長	98
要望・再質疑	99
答弁 教育長	99
意見・再質疑	99
答弁 百田満経済部理事	100
要望	100
3 防災について	100
答弁 山谷直大総務部理事	101
再質疑	101

答弁  山谷総務部理事	102
要望	102
○渡部伸広委員（公明党）	103
1  臨時休校に伴う学校給食について	103
答弁  佐々木淳教育委員会事務局理事	103
再質疑	103
答弁  教育委員会事務局理事	103
再質疑	103
答弁  教育委員会事務局理事	104
再質疑	104
答弁  教育委員会事務局理事	104
再質疑	104
答弁  教育委員会事務局理事	104
再質疑	104
答弁  教育委員会事務局理事	104
再質疑	104
答弁  山谷直大総務部理事	105
再質疑	106
答弁  山谷総務部理事	106
再質疑	106
答弁  山谷総務部理事	106
再質疑	107
答弁  山谷総務部理事	107
再質疑	107
答弁  山谷総務部理事	107
要望	108
佐々木淳教育委員会事務局理事からの発言の申し出について	108
3  新青森駅東口への駐停車について	108
答弁  長井道隆都市整備部理事	108
要望	109
○小豆畑緑委員（自由民主党）	109
1  市営バスについて	109
答弁  赤坂寛交通部長	110
再質疑	110
答弁  交通部長	110
要望	111
2  学校のトイレについて	111

答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	111
要望	111
○橋本尚美委員（無所属）	112
1 学校の建て替えについて	112
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	112
再質疑	112
答弁 教育委員会事務局理事	112
再質疑	112
答弁 教育委員会事務局理事	113
要望・再質疑	113
答弁 教育委員会事務局理事	113
要望	114
2 むつ湾かるたについて	114
答弁 八戸認環境部長	114
再質疑	115
答弁 環境部長	115
意見・要望	115
3 浪岡地区のプロモーションビデオについて	115
答弁 三浦大延浪岡事務所副所長	116
意見	116
休憩	117
再開	117
○神山昌則委員（自民・志政会）	117
1 農業について	117
答弁 梅田喜次農林水産部長	117
再質疑	118
答弁 農林水産部長	118
要望・意見・再質疑	119
答弁 農林水産部長	121
要望	122
2 後潟小学校の環境整備について	124
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	124
再質疑	124
答弁 教育委員会事務局理事	125
要望・再質疑	125
答弁 教育委員会事務局理事	126
要望	126

○蛭名和子委員（市民の声あおもり）	126
1 会計年度任用職員について	126
答弁 能代谷潤治総務部長	127
再質疑	127
答弁 総務部長	127
再質疑	127
答弁 総務部長	127
再質疑	128
答弁 総務部長	128
再質疑	128
答弁 総務部長	128
再質疑	128
答弁 総務部長	129
再質疑	129
答弁 総務部長	129
再質疑	129
答弁 総務部長	129
再質疑	129
答弁 総務部長	129
要望	130
2 地元企業の魅力発信事業について	130
答弁 木村文人経済部長	130
再質疑	131
答弁 経済部長	131
要望・再質疑	131
答弁 経済部長	131
要望	132
○竹山美虎委員（市民クラブ）	132
要望	132
1 福祉館建て替えについて	132
答弁 舘山新福祉部長	133
要望	133
2 保健所の非常用自家発電設備の増設について	133
答弁 浦田浩美保健部長	133
再質疑	134
答弁 保健部長	134
再質疑	134

答弁 保健部長	134
要望	134
3  むつ湾かるたについて	135
答弁 八戸認環境部長	135
再質疑	135
答弁 環境部長	135
再質疑	136
答弁 環境部長	136
再質疑	136
答弁 環境部長	136
要望	136
4  中新町山手地区第一種市街地再開発事業の現状について	137
答弁 大楡寛之都市整備部長	137
再質疑	137
答弁 都市整備部長	137
再質疑	138
答弁 都市整備部長	138
再質疑	138
答弁 都市整備部長	138
要望	138
散会	138

**3日目 令和2年3月12日(木)**

開議	140
八戸認環境部長からの発言の申し出について	140
○軽米智雅子委員（公明党）	140
1  未婚のひとり親の税制上の措置及び寡婦控除の見直しについて	140
答弁 相馬政人税務部長	140
2  骨髄ドナー普及啓発助成事業について	141
答弁 浦田浩美保健部長	141
再質疑	142
答弁 保健部長	142
要望	142
3  一時預かり事業及び病児一時保育事業について	143
答弁 舘山新福祉部長	143
再質疑	143
答弁 福祉部長	143
要望	144

4	地域社会再生事業費について	144
	答弁 小川徳久企画部長	144
	要望	144
○	大矢保委員（自由民主党）	145
1	部活動のクラブ化について	145
	答弁 成田一二三教育長	145
2	水泳授業について	146
	答弁 成田一二三教育長	146
3	本市の出生数について	147
4	出会いの場創出について	147
	答弁 浦田浩美保健部長	148
	〃 坪真紀子市民部長	148
	要望	148
5	水道メーター無線化について	149
	答弁 小鹿継仁水道部長	149
	要望	149
6	空き家対策について	149
	答弁 大櫛寛之都市整備部長	150
	要望	150
7	橋梁長寿命化修繕事業について	150
	答弁 長井道隆都市整備部理事	151
	要望	151
8	働き方改革について	151
	答弁 能代谷潤治総務部長	152
	要望・意見	152
○	天内慎也委員（日本共産党）	153
1	農業基盤改良事業について	153
	答弁 梅田喜次農林水産部長	153
	意見	154
2	中世の館について	154
	答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	155
	再質疑	155
	答弁 教育委員会事務局理事	156
	意見	156
3	流雪溝整備事業について	156
	答弁 三浦大延浪岡事務所副所長	156
	再質疑	157

答弁 浪岡事務所副所長	157
要望	157
4 除排雪事業について	157
答弁 三浦大延浪岡事務所副所長	157
要望	158
○奈良祥孝委員（市民クラブ）	158
1 市役所の決裁について	159
答弁 能代谷潤治総務部長	159
再質疑	159
答弁 総務部長	159
2 サードプレイスについて	160
答弁 能代谷潤治総務部長	160
要望	161
3 斎場について	161
答弁 坪真紀子市民部長	161
要望	161
4 非常勤講師について	162
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	162
再質疑	162
答弁 教育委員会事務局理事	162
要望	162
5 市民ホール1階のスペースについて	163
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	163
意見	163
6 休校時における学校給食について	164
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	164
再質疑	164
答弁 教育委員会事務局理事	164
要望	165
休憩	165
再開	165
橋本尚美委員からの発言の申し出について	165
○村川みどり委員（日本共産党）	166
1 会計年度任用職員の採用スケジュールについて	166
答弁 能代谷潤治総務部長	166
再質疑	166
答弁 総務部長	166



再質疑	167
答弁 総務部長	167
要望・再質疑	167
答弁 総務部長	167
再質疑	168
答弁 総務部長	168
再質疑	168
答弁 総務部長	168
再質疑	168
答弁 総務部長	169
再質疑	169
答弁 総務部長	169
再質疑	169
答弁 総務部長	169
再質疑	169
答弁 総務部長	170
意見	170
2 特別支援教育支援員の処遇改善について	170
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	171
再質疑	171
答弁 教育委員会事務局理事	171
再質疑	171
答弁 教育委員会事務局理事	171
再質疑	171
答弁 教育委員会事務局理事	172
要望・再質疑	172
答弁 教育委員会事務局理事	172
再質疑	172
答弁 教育委員会事務局理事	172
3 DV被害者への支援について	173
答弁 坪真紀子市民部長	173
意見・再質疑	173
答弁 市民部長	174
要望	174
4 スポーツ行政について	174
答弁 百田満経済部理事	174
再質疑	175

答弁 経済部理事	175
再質疑	175
答弁 経済部理事	175
再質疑	175
答弁 経済部理事	175
再質疑	176
答弁 経済部理事	176
再質疑	176
答弁 経済部理事	176
再質疑	177
答弁 経済部理事	177
意見・再質疑	177
答弁 経済部理事	177
意見・再質疑	177
答弁 経済部理事	178
再質疑	178
答弁 経済部理事	178
再質疑	178
答弁 経済部理事	178
再質疑	179
答弁 経済部理事	179
意見・再質疑	179
答弁 経済部理事	179
意見	179
5 新型コロナウイルス対策について	180
答弁 成田一二三教育長	181
再質疑	182
答弁 教育長	182
採決	183
閉会	185

- 1 開催日時** 令和2年3月10日（火曜日）  
令和2年3月11日（水曜日）  
令和2年3月12日（木曜日）

- 2 開催場所** 第3・第4委員会室

**3 審査案件**

- 議案第1号 令和2年度青森市一般会計予算  
議案第2号 令和2年度青森市競輪事業特別会計予算  
議案第3号 令和2年度青森市国民健康保険事業特別会計予算  
議案第4号 令和2年度青森市宅地造成事業特別会計予算  
議案第5号 令和2年度青森市卸売市場事業特別会計予算  
議案第6号 令和2年度青森市介護保険事業特別会計予算  
議案第7号 令和2年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算  
議案第8号 令和2年度青森市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第9号 令和2年度青森市駐車場事業特別会計予算  
議案第10号 令和2年度青森市病院事業会計予算  
議案第11号 令和2年度青森市下水道事業会計予算  
議案第12号 令和2年度青森市農業集落排水事業会計予算  
議案第13号 令和2年度青森市水道事業会計予算  
議案第14号 令和2年度青森市自動車運送事業会計予算  
議案第15号 令和2年度青森市深沢第一財産区特別会計予算  
議案第16号 令和2年度青森市八重菊第一財産区特別会計予算  
議案第17号 令和2年度青森市八重菊第二財産区特別会計予算  
議案第18号 令和2年度青森市新城財産区特別会計予算  
議案第19号 令和2年度青森市野内財産区特別会計予算  
議案第20号 令和2年度青森市土橋財産区特別会計予算  
議案第21号 令和2年度青森市大平財産区特別会計予算  
議案第22号 令和2年度青森市孫内財産区特別会計予算  
議案第23号 令和2年度青森市大字高田財産区特別会計予算  
議案第24号 令和2年度青森市大字石江財産区特別会計予算  
議案第25号 令和2年度青森市安田財産区特別会計予算  
議案第26号 令和2年度青森市大別内財産区特別会計予算  
議案第27号 令和2年度青森市七ヶ大字財産区特別会計予算  
議案第28号 令和2年度青森市大字野沢財産区特別会計予算  
議案第29号 令和2年度青森市金浜財産区特別会計予算  
議案第30号 令和2年度青森市深沢第二財産区特別会計予算

- 議案第31号 令和2年度青森市大字荒川財産区特別会計予算
- 議案第32号 令和2年度青森市八ツ役財産区特別会計予算
- 議案第33号 令和2年度青森市上野財産区特別会計予算
- 議案第34号 令和2年度青森市野木財産区特別会計予算
- 議案第35号 令和2年度青森市岩渡財産区特別会計予算
- 議案第36号 令和2年度青森市前田財産区特別会計予算
- 議案第37号 令和2年度青森市幸畑財産区特別会計予算
- 議案第38号 令和2年度青森市小館財産区特別会計予算
- 議案第39号 令和2年度青森市二ヶ大字（後潟・四戸橋）財産区  
特別会計予算
- 議案第40号 令和2年度青森市二ヶ大字（築木館・諏訪沢）財産区  
特別会計予算
- 議案第41号 令和2年度青森市清水財産区特別会計予算
- 議案第42号 令和2年度青森市桐沢財産区特別会計予算
- 議案第43号 令和2年度青森市大字六枚橋財産区特別会計予算
- 議案第44号 令和2年度青森市大字岡町財産区特別会計予算
- 議案第45号 令和2年度青森市横内財産区特別会計予算
- 議案第46号 令和2年度青森市大字滝沢財産区特別会計予算
- 議案第47号 令和2年度青森市浪岡財産区特別会計予算
- 議案第48号 令和2年度青森市細野財産区特別会計予算
- 議案第49号 令和2年度青森市女鹿沢財産区特別会計予算
- 議案第50号 令和2年度青森市本郷財産区特別会計予算
- 議案第51号 令和2年度青森市大字野尻財産区特別会計予算
- 議案第52号 令和2年度青森市郷山前財産区特別会計予算
- 議案第53号 令和元年度青森市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第54号 令和元年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第55号 令和元年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第56号 令和元年度青森市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第57号 令和元年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第58号 令和元年度青森市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第59号 令和元年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第60号 令和元年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第61号 令和元年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第62号 令和元年度青森市病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第63号 令和元年度青森市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第64号 令和元年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第2号）
- 議案第65号 令和元年度青森市八重菊第二財産区特別会計補正予算（第2号）

議案第66号 令和元年度青森市細野財産区特別会計補正予算（第1号）

議案第88号 令和2年度青森市駐車場事業特別会計に収入として  
繰り入れることについて

議案第89号 令和元年度青森市農業集落排水事業特別会計に収入として  
繰り入れる額の変更について

### ○出席委員

委員長	中田靖人	委員	天内慎也
副委員長	山本武朝	委員	村川みどり
委員	奈良祥孝	委員	工藤健
委員	山崎翔一	委員	神山昌則
委員	藤田誠	委員	奈良岡隆
委員	蛭名和子	委員	渡部伸広
委員	軽米智雅子	委員	小豆畑緑
委員	橋本尚美	委員	丸野達夫
委員	万徳なお子	委員	秋村光男
委員	山脇智	委員	里村誠悦
委員	竹山美虎	委員	渋谷勲
委員	舘山善也	委員	大矢保
委員	中村節雄		

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

副市長 前多正博  
浪岡区長 棟方牧人  
教育長 成田一二三  
企業局長 中川 覚  
代表監査委員 杉田 浩  
総務部長 能代谷 潤 治  
総務部理事 山谷 直 大  
総務部理事 吉本 雅 治  
企画部長 小川 徳 久  
企画部理事 横内 修  
企画部理事 加藤 文 男  
税務部長 相馬 政 人  
市民部長 坪 真紀子  
環境部長 八戸 認

福祉部長 舘山 新  
保健部長 浦田 浩 美  
経済部長 木村 文 人  
経済部理事 百田 満  
農林水産部長 梅田 喜 次  
都市整備部長 大櫛 寛 之  
都市整備部理事 長井 道 隆  
浪岡事務所副所長 三浦 大 延  
市民病院事務局長 岸田 耕 司  
会計管理者 鈴木 裕 司  
教育委員会事務局理事 佐々木 淳  
水道部長 小鹿 継 仁  
交通部長 赤坂 寛

### ○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 齋藤 賢 剛  
議事調査課長 菊池 朋 康  
議事調査課主査 小山 隆  
議事調査課主査 山内 克 昌

議事調査課主査 木村 結 衣  
議事調査課主事 北山 賢 臣  
議事調査課主事 高木 涉

## 1日目 令和2年3月10日（火曜日）午前10時開会

○中田靖人委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

審査に先立ち、私から申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策のため、1時間に1回換気を行いますので、質疑者、答弁者におかれましては、気にせずそのまま続けていただきますよう、御理解いただきますようお願いいたします。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第1号「令和2年度青森市一般会計予算」から議案第66号「令和元年度青森市細野財産区特別会計補正予算」まで、議案第88号「令和2年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」及び議案第89号「令和元年度青森市農業集落排水事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」の計68件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第1号「令和2年度青森市一般会計予算」から議案第66号「令和元年度青森市細野財産区特別会計補正予算」まで、議案第88号「令和2年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」及び議案第89号「令和元年度青森市農業集落排水事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」の計68件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中田靖人委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、3月6日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は22人と確認されております。

また、委員の皆さんには十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、議案別冊のページ数及び予算の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆さんの特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第1号「令和2年度青森市一般会計予算」から議案第66号「令和元年度青森市細野財産区特別会計補正予算」まで、議案第88号「令和2年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」及び議案第89号「令和

元年度青森市農業集落排水事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」までの計68件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、中村節雄委員。

**○中村節雄委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自由民主党の中村節雄です。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費に関連して質疑をしたいと思います。

令和2年度に伝統野菜の笹石かぶの試験栽培をすることとしておりますが、その取り組みについてお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○梅田喜次農林水産部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）中村委員のあおもり産品販売促進事業についての御質疑にお答えいたします。

本市では、本市農水産品の魅力を国内外へ広く発信し、販路拡大を図るとともに生産者の所得向上を図るため、あおもり産品販売促進事業に積極的に取り組んでおります。

その取り組みの一つとして、市内飲食店からのニーズが高い野菜等を栽培し、新たなあおもり産品として確立するため、あおもり魅力野菜活用促進事業に平成25年度から取り組み、その中で本市の伝統野菜である筒井紅かぶ、笹石かぶについても、生産拡大・販路拡大が可能かどうか検討してきたところであります。これらの伝統野菜につきましては、本市農業振興センターにおいて、種子の確保・保存等に努めてきたところでありますが、現在、市内ではほとんど生産されていない状況にあります。

一方で、国内では伝統野菜に対する注目度が高まってきていることなどから、市では、今年度、農業振興センターで保存している種子を活用し、同センターの圃場において試験栽培を行うとともに、市場開拓の可能性についても調査してきたところであり、この調査結果を踏まえ、令和2年度に筒井紅かぶ、笹石かぶの試験栽培を行う予定としております。

試験栽培の実施箇所につきましては、農業振興センターを初め、市内4カ所程度での実施を想定しており、土壌・気象条件等のデータを収集するとともに、栽培・収穫した筒井紅かぶ、笹石かぶについて、現在出荷している田茂木野・幸畑地区の生産者や過去に生産したことのある幸畑・久栗坂地区等の方々と意見交換を行うなどし、その食味、品質、収穫量等を比較検証することとしております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 中村委員。

**○中村節雄委員** 答弁ありがとうございました。



令和2年度のあおり産品販売促進事業の拡充として、その拡充内容の中に「青森市の伝統野菜（筒井かぶ、笹石かぶ）の試験栽培及び販売促進」をしていくとなっております。その中で、この笹石かぶというのは、久栗坂でつくられているカブなんです。何年か前ぐらいまで白坂さんというおばあちゃんがたった一人、生産していたんですが、きのう確認したところもう既につくっていないと。久栗坂でつくっている人は一人もいないということでありました。ただ、私がお願いしたところ、生産に取り組んでみたいという農業者が久栗坂のほうで3名ほどということです。

ですから、市内4カ所程度での実施を想定しているということでもありますから、そこから土壌条件や気象条件等のデータを収集して、その品質であるとか食味であるとか、そういうものをということでもあります。ぜひとも久栗坂の生産者とも連携をとりながら品質のよいものができるような形で、先ほどの答弁の中では国内で伝統野菜に対する注目度が高まってきているという——これが品質のよいものができるなりするとやっぱり生産する意欲も湧くでしょうし、ブランド化ということにもつながっていくかと思しますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。そちらは要望としておきます。

それから、農林水産部に関連して、私からもう1つ要望があるんですが、地元紙に温泉水でトラフグを育てて順調だという記事がありました。これは弘前大学地域戦略研究所——まあ、本市にある研究グループが2017年度から、これは3年でという計画みたいなんです。県内の温泉水を使ったトラフグの陸上養殖の研究に取り組んでいるという記事がありました。2017年度には研究協力を得られた外ヶ浜町の湯の沢温泉と中泊町の竜泊温泉の泉質を調査、2018年度はトラフグの稚魚の養殖を開始、2019年度は水温、塩分濃度など成育環境を変えるなどして実験を繰り返してきたと。これは3年計画だという話を教授のほうから確認しているみたいなんです。今後また、これが継続されていった場合、この弘前大学地域戦略研究所自体が本市にありますから、ぜひとも本市の温泉も調査しながら取り組んでいけるように、こちらのほうも要望したいと思ひます。農林水産部のほうは、これで質疑は終わりたいと思ひます。

引き続きまして、10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費に関連して質疑をしたいと思ひます。青森市PTA連合会についてであります。

私も何度か話はしておりましたが、青森市教育委員会としては、平成30年度青森市PTA連合会ねぶた運行事業補助金について精査したのかお尋ねしたいと思ひます。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）中村委員の青森市PTA連合会ねぶた運行事業補助金に対する御質疑にお答えいたします。

市PTA連合会は、青森市の将来を担う児童・生徒が健全で活力に満ちたたくま

しい生活を営み、伝統ある郷土の文化遺産を継承し、郷土愛を育むことを目的として、平成3年度から大型ねぶたの制作・運行を行っているところであります。

教育委員会といたしましては、このような市PTA連合会の取り組みは、青少年の健全育成と郷土の文化資産の活用・承継に資することが期待できると考えることから、平成3年度から当連合会の大型ねぶた制作・運行事業に対し補助金を交付し、財政支援を行っているところであります。

市PTA連合会ねぶた運行事業に要する経費のうち、補助金の交付対象となる経費は、大型ねぶた制作費、小屋借り上げ費、燃料費、機器等賃借費、機器等購入費、補修材料費、機器等運搬費としており、平成30年度の補助金額は444万2000円であったところであります。

補助金の交付に当たっては、市PTA連合会から提出された補助金等交付申請書の事業計画書及び収支予算書等について補助金交付要綱に合致しているか内容を確認し、交付決定を行っているところであります。また、事業終了後には、事業実績報告書の事業費精算書及び事業実績効果報告書等の内容を精査し、交付確定を行っているところであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 中村委員。

**○中村節雄委員** ありがとうございます。

今、補助金の部分でさまざま項目を述べていただきました。実は数日前に私のところに郵送で、平成30年度青森市PTA連合会ねぶた運行収支決算書、会計期間が平成30年5月1日から平成31年4月30日までという決算書と、それから、青森市PTA連合会ねぶた運行予算書(案)、令和元年5月1日から令和2年4月30日までというものが送られてきました。これを見たら、運行予算書は、市PTA連合会の総会とか、そちらのほうではたしか5月ぐらいの開催だったと思いますし、令和2年4月30日までということであれば、こちらのほうがまだ計画段階で確定ではないのかなというふうには思っております。

ここの中で見た中でさまざまあるんですが、決算書の中で、大型ねぶた制作費、予算額350万円、決算額350万1080円、これは平成30年度分のねぶた本体制作費。その次に、支出の2番目に大型ねぶた制作前払金——次年度大型ねぶた制作費。もう次年度の部分までも決算額100万540円となっております。実は気持ちはわかるんです。この市PTA連合会の大型ねぶた制作者は、市PTA連合会のねぶた1台だけですので、そういう中では、実は大型ねぶた制作費350万円ほどもらったにしても残額が幾らも残るわけではなくて、ねぶた師というのは、本当のねぶたばかりでできないというぐらい大変なところであります。そういう中では、次年度の約束と、この前払いというものでつなぎとめておいて、安心を与えている部分もあるかなという気持ちはわかるんですが、実はこの決算書とかを見ていくと、総括の部で収入総額1267万4137円、支出総額1172万3983円、差引残高95万154円。ところが、収入の

部で繰越金133万4593円で予算見ている、決算ももちろんそうなんです、これは前年度繰越金です。となると、この事業自体が単年度で約40万円ぐらい赤字なんです。市PTA連合会の特別会計で、積立金として515万341円持っていたものが、ちょっと理解できないところもあるんですが、この収入の部に繰入金で、予算でも215万円見ている、引くと300万341円なんです、これは決算でゼロ、繰り入れしなかったということで、そうなんだろうと思います。ですから、次の年の予算書のところには、その215万円ぐらい減った、特別会計の残金300万324円と。ところが、令和元年度の予算額には、積立金より繰り入れが予算額60万円、この差額の155万円はどこにいったのかなど。さまざまこれを単年度で考えていくと、実はねぶたの台車の更新であるとか、今は台車をつくるといっても、安くつくっても200万円ぐらいかかります。品質のいいものをつくれれば300万円ぐらいかかる。そういうふうな形で、この積み立てをしてきたのかもわからないですけども、単年度で見っていくと、先ほどのように赤字になっている。

さまざまいろんな意見があるんですが、実は少子化の中であって、単位PTA、こちらのほうも家庭数が減ったり、単位PTAを存続させていくのもなかなか難しくなってきた。これに関して言えば、極端に言うと、私はPTA会長を小学校6年間、中学校2年間やりましたけれども、私が小学校のPTA会長をやっていたとき、戸山西小学校は900人近く子どもたちがいました。今は300人ぐらいしかいなかったと思うんですが、大分減りました。そういう中で、市PTA連合会から脱退するかという――まあ、任意団体でありますので、そういう市内の小・中学校での動きがあった時期もありました。その後に、教育委員会のほうで学区再編とか何とかで統廃合の案を出した時期等も入ってくるんですが、そういうものの中で、市PTA連合会のあり方――何でやめなかったかという、そのとき保険をかけていました。市内小・中学校から取りまとめをして、市PTA連合会が窓口となって保険をかけていて、全体を取りまとめると、もちろん掛金が安くなるというメリットや、そういう部分があって、最終的にはそれがキャッシュバック、キックバックしてくるというのがありましたから、抜けるという話があった中では、単位PTAで抜けたところは1個もなかったんですが、途中からそれがなくなりました。市PTA連合会の会費の値上げが――私も記憶がちょっと曖昧なんです、市PTA連合会の会費が、単位PTAから市PTA連合会への負担金として、200円から300円に値上げされるころだったと思うんですが、そのキャッシュバックがなくなりました。やめてもいいんじゃないかという、そういう話が出てきたときがありました。

そういう中では今、市PTA連合会もなかなか大変なのはわかります。その中で、このねぶたの事業というのは大事業です。実は昨年、私は台上げとかのときにはねぶた小屋に行くんですが、そういうときに行ったときに、今、予算特別委員長をやっている中田議員が、朝から晩まで小屋にいる。かわいそうだなと思った。今、市PTA連合会の会長のほかに副会長が10人ぐらいいたと思ったんですが、実は市PTA

A連合会のねぶたに参加してなくて、他団体のねぶたに参加している副会長もいます。ですから、そういう話とか、市PTA連合会のねぶたを手伝わなくて、ほかの団体のねぶたに参加しているという不満の声も聞こえてきたりもします。

私、先ほど言いましたけれども、実は市PTA連合会のねぶたに1度も参加したことがありません。というのは、ここに補助金が出ている、その税金の使い道というのはきちんとしなければいけないという思いと、後継者育成や郷土愛の醸成や、そういう部分は、私は地域ねぶたから始まっていくという思いがあるものですから、そういうふうな形で市PTA連合会のねぶたには参加しておりませんでした。

今、この予算書（案）あたりはつくり変えたり何だりするのもあるんでしょうけれども、ここの部分で私はちょっと言っておきたい。この任意団体に関して、多分、教育委員会でもそこまでは入り込めないんだらうなという思いもありますけれども、予算書（案）でいって会計年度が令和元年5月1日から令和2年4月30日まで。さまざまな、そういう総会の部分であるとか兼ね合いがあつてそうなんでしょうけれども、実はねぶたの出す出さないの決定を下して、青森観光コンベンション協会に申し込む、そういう時期等から考えると、これは遅過ぎると思うんですよ。だから、やっぱりこういうものの会計は12月31日ぐらいまでで締めるぐらいでやっていかないと、次年度の部分であるとか、さまざまな弊害が出てくるので、その辺は少し提案はしたいなという思いがあります。

それから、今、学校支援地域本部事業ということで、PTAが弱体化してきた中で、ほとんどの学校がそれに取り組んでいるはずであります。実は地方に来ると、市PTA連合会、それから青森県PTA連合会、それから地区の連合会、日本PTA全国協議会とか、ここに対して、また負担金出したり、上納金ばかり取られて、非常に厳しいのかなというのもわかっています。そういう中では、こういう大きな事業の見直しを図ったりしていく時期にも来ているのかなと思っております。

そこでちょっと再質疑したいと思うんですが、先ほどいろんな項目を述べられて、大型ねぶた制作費であるとか、補修材料費だとか、さまざま項目を述べていただきました。補助金以外のねぶた事業、これは一千何百万円の事業です。その事業費全体について、教育委員会としては、今後それも含めた部分で監査等していくつもりはないのかお尋ねをしたいと思います。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

教育委員会ではねぶた運行事業補助金以外の部分でも監査等をしていく必要があるのではないかというようなお尋ねでありますけれども、教育委員会といたしましては、先ほど中村委員のほうからも若干御紹介があつたとは思っておりますけれども、社会教育法第12条におきまして、「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない」という規定がありまして、当該団体に対しましては積極的な

関与を行ってこなかったということでもあります。したがって、補助金交付決定及び事業実施報告書については適切に確認を行ってまいりますけれども、補助金以外のねぶた事業費については関与するという事は現在では考えておりません。

しかしながら、市PTA連合会とは、小・中学校長会、または教育委員会事務局もあわせた3者による意見交換会等におきましても情報共有を図ってきているところでありまして、ねぶた運行事業につきましても、これまでも協力して行っておりまして、当該団体のほうから求めがあれば、引き続き必要な助言等を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 中村委員。

**○中村節雄委員** 社会教育法上とか、さまざまな部分の制約もあって入っていけないという部分もあるかと思えます。どっちにしても、市PTA連合会全体を縮小していく、規模を縮小していくべき時代になったのではないのかなと私は思っております。

それから今——私がPTA会長をやっていたときに、正式名称は「父母と教師の会」でした。これはもちろんペアレンツ・ティーチャーということなんですが、同じ名称、PTAを名乗ってもいいんですが、保護者という部分で、保護者と教師の会、そういうふうに変えたほうがいいんじゃないかと。プロテクター、同じPTAになりますから、そういうふうな形をつくっていかないと、これからの少子化に向かってなかなか難しいところがある。ですから、今までかかわってきた子どもたちがなくて、極端になれば、おじいさん、おばあさんになった人たちでも経験を生かしたり、そういうものを活用しながら、さまざまな学校のクラブ化、そういうものにも進んでいく中では、人材の情報を市PTA連合会で集めながら、情報提供をしたりとか、そういうことはできるかと思えます。それは単位PTAではなかなか難しい。学校支援地域本部事業で、例えば、読み聞かせやいろいろなものとか地域で取り組んでいますけれども、このクラブ活動化とか、そういう部分においては、どこにどういう人材がいるかというのは、実は情報が単位PTAではなかなか集められない。そういうところに市PTA連合会の存在意義があるのかなと私は思っております。ですから、特化した事業と事業の縮小と、そういうものに取り組んでいかなければいけないのかなと思っております。

さっきのねぶたのやつは単年度で今期赤字なんです。次年度の予算書（案）を見ると、もちろん補助金44万円ぐらい下がっているわけです。そうすると、やはりこれをやっていく事業自体も市PTA連合会ではきついのではないのかなと。もちろん協賛金は、予算書（案）で見ても500万円あるんですが、実はここの協賛金を出しているハッピー・ドラッグの櫻井社長から私は相談されました。何でうちのほうのねぶたは賞をとれないんでしょうと。補助金をいただいている以上、賞の対象にはなりませんと。どうしたら賞をとれますかと。ねぶた師にいいねぶたをつくってい

ただくのが条件、補助金を受けないで、社長、ウエルシアグループ等、協賛をもっといただければ、新しい団体を立ち上げてあげますよという返答はいたしました。そういう中では、先ほど申し述べたとおり、私は地域ねぶたの振興のほうが先だと思います。ですから、その辺は市PTA連合会とさまざま話し合いをしながら、今後どのような方向性を持っていくのか、そういうものを検討していただければと思います。

それから、まだなっていないのであれなんです、先ほどの決算書、それから予算書をつくるんですが、平成30年度予算額、令和元年度予算額という、こういうつくり方ももちろんあるんですが、決算額と、それから予算額との比較をしていかなないと、これはだめだと私は思うんですよ。この赤字でいった決算書のやつの予算額、決算額のほうを出さなくて、その比較でいくと、一瞬見たときに、すごくうまくつくっているんだなというふうに誤解を受けかねない。これを比較していくと、この積立金がどういうふうな流れをしていっているのかもきちんとわからない。そういうところは介入していけないのはわかりますから、意見交換だとか、そういう部分をしたときには、そういうところもしていただければと思います。

何よりも、昨年、自分のいろんな仕事をしなければいけなかった中田議員が、市PTA連合の小屋にいつもいるんです。これは、議員でなければ私は何も思わないけれども、議員としてほかの仕事たくさんあるんですよ。それにかかりきりですよ。かわいそうだなと思った。自分が議員でなくて、ねぶたが大好きで、市PTA連合会のねぶたに携わっているなら私はかわいそうだなとは思わないけれども、ほかにやることはいっぱいあるんですよ。ねぶたは段取りですよ。段取りができれば、ほぼ成功なんです、きちんとできれば。しかしながら、責任を負ったみたいにならないうちに小屋に1人です。だから、そういうものも勘案しながら、このねぶた事業については、今後どういうふうな検討をしていくのかわかりませんが、考えていただければなと思います。

それから、市PTA連合会のあり方についても、さまざまな意見交換をしながらしていただければというものを要望いたしまして、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**○中田靖人委員長** 次に、山脇智委員。

**○山脇智委員** 日本共産党の山脇智です。

初めに、福祉館改築事業について質疑します。

今回、青森市では福祉館の改築として、ほろがけ福祉館と幸畑福祉館を新たに建てかえするという計画が示されました。そういった中で、このほろがけ福祉館は大変老朽化してしまっていて、私も地域の人から大変建てかえを早くしてほしいという声を聞いていたので、非常にすばらしい事業だと思っているんですけども、幾つか確認したいことと要望がありますので質疑します。

初めに、ほろがけ福祉館の建てかえのスケジュールについてお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 山脇委員からのほろがけ福祉館についての御質疑にお答えいたします。

福祉館の耐震・老朽化対策につきましては、これまで、平成28年2月に策定いたしました公共施設等全体の統一的なマネジメントの取り組み方針である青森市ファシリティマネジメント推進基本方針に基づき、長期的な視点を持って財政負担の軽減、平準化及び公共施設等の配置最適化の実現に向けた検討を進めてきたところであり、今般、令和2年度において、ほろがけ福祉館及び幸畑福祉館の2館の改築に着手することとしたものであります。

ほろがけ福祉館の改築につきましては、令和2年度に新施設の設計、現施設の解体を行い、令和3年度に新施設の整備工事を予定しており、このうち、令和2年度に実施する新施設の設計、現施設の解体に係る予算案を本定例会に提出し御審議いただいているところであります。新施設は現在地において、青森消防団浜館分団1・5班機械器具置き場との複合化による建てかえを予定しており、令和2年度の早い段階で地域への説明を行った上で、現在の施設の機能・規模を基本としつつ、地域の皆様の御意見も伺いながら施設の設計を進めていくこととしております。

施設の改築に当たりましては、地域の活動拠点として地域が主体となった運営ができるよう、事業を進めてまいります。

**○中田靖人委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** まず、私は今回、このほろがけ福祉館の建てかえは、ファシリティーマネジメントの計画の中で進められているということで、私は全国の事例でこのファシリティーマネジメントというのは結構心配していて、例えば福祉館とか公共施設の総量が減るんじゃないかとちょっと心配していたんですけども、今の市の進め方ですと、消防団の器具置き場と一緒に建てかえという観点から言うと、市民の皆さんに不便がかからないように、そういう面では、この福祉館の建てかえも進められているので、現在の市の進め方は大変いいんじゃないかなと思っています。

それで、今、説明があったんですけども、建てかえに当たっては、今利用している方が建てかえ中にこれまでと同様に利用できなくなるということでは、やはりさまざまな対応があると思うんですけども、福祉館を建てかえている間の利用者への対応についてお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** ほろがけ福祉館休館中の施設利用者への対応についての再度の御質疑にお答えいたします。

ほろがけ福祉館の改築につきましては、現在地での建てかえを予定しており、解体から新施設の供用開始までの間、福祉館は休館となるものであります。ほろがけ福祉館休館中の施設利用者には、小柳小学校の地域連携スペースのほか、桜川福祉

館、佃福祉館、造道福祉館などの代替となる施設を利用していただくこととなることから、その旨について、ほろがけ福祉館へのポスター掲示や近隣町会への回覧などで周知していくこととしております。

**○中田靖人委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** 建てかえ中は、やはり代替施設を使うというのは、やむを得ないことだと私は思っているのですが、やはり利用している団体や利用している人たちに、今言ったように丁寧な対応をして、その代替施設を使って困らないような対応をしてほしいということをまず1点要望したいと思います。

あと、私もこのほろがけ福祉館は何回か、いろいろ催しなどで使わせていただいたこともあって、その際に利用されている団体の人から声も聞いたことがあるんですけども、現在、集まりは主に大きな和室を使って行っているんですが、やはり高齢の方から、和室で長い時間座ると足腰が大変なので、洋室なども整備してほしいという声も聞いているので、これから地域住民の声を聞きながらの整備になると思うんですけども、利用者や団体の声を聞きながら丁寧に対応していただくことを要望して、この項については終わります。

次に、新型コロナウイルスへの対策についてお聞きしたいと思います。

今、専門家などからも見解が示されているように、この新型コロナウイルスに当たっては、非常に長期的な対応が求められていくことになるということが示されていて、先日の専門家会議からは、年をまたいでの対応も考えられるというような大変厳しい見解も示されています。そういった中で今、全国でマスクや消毒液が不足していて、北海道では今、全世帯にマスクを配るとするか配送するという対応もとっている中で、マスクや消毒液は必要な施設にしっかりとない、今後大変困っていくことになるのではないかなという観点から、市の今の状況について少し質疑したいと思います。

今、市が管理する施設において、マスクや消毒液の備蓄の状況はどのようになっているのかお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 山脇委員からのマスク、消毒液についての御質疑にお答えいたします。

マスクについては、国では、国内メーカーには増産を働きかけ、輸入量もふやすことで、3月は月6億枚以上の供給確保を目指しております。中でも、医療用マスクの安定供給に向けては、厚生労働省の指示のもと、メーカーと卸業者が協力して、感染症指定医療機関等の必要度に応じて、一定量の医療用マスクを優先的に供給する「医療用マスクの安定供給スキーム」を整備したところであります。

お尋ねの市の施設におけるマスク、消毒液につきましても、備蓄しているものではなく、それぞれの部署が業務に要するものとして準備しているものであり、現在は、各施設において、在庫により対応しているところであります。



**○中田靖人委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** 現在、在庫により対応しているということで、現状まだ在庫があるという面では私は非常にいいと思うんですけども、やはり今、公共施設の入り口とかにも消毒液を置かれて対応されていると思うんですけども、やはり公共施設は、大変多くの人たちが利用するということでは、こういった消毒液というのは常に確保しておく必要も出てきますし、窓口対応などではマスクなども必要になってくるという面では切らさないように、しっかりと対応していくことが必要なのかなと思っています。

また、この間、さまざま市民の皆さんから不安の声が寄せられていて、やはり検査体制が整っていないので、県内にも感染者がいるのではないかとということで、市民の皆さんからもそういう声が出てきているところです。そういった中で、1人でも感染者が出たら、イベントなども中止をするような対応をするという団体も非常に多くなってきている中では、今後、また状況に合わせていろいろ、市の対応状況とかも変わっていくとは思うんですけども、一般質問でも言ったように丁寧な対応、そして、適切な情報提供をしっかりと行っていただくように要望して、質疑を終わります。

**○中田靖人委員長** 次に、渋谷勲委員。

**○渋谷勲委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）まず冒頭、今回の除排雪の問題、あるいは最低入札の価格の問題、市長の決断に心から感謝を申し上げたいなと思っています。私もめったに人を褒めるわけではない人なんですけれども、今回は、私が今言ったように、ある程度の中小の私みたいな弱体の企業は、随分おなかを痛めて、この決断には多くの中小企業の方々が大分納得されたことだろうと私は思っています。

そこで質疑をさせていただきます。

今回の議会では、大分新型コロナウイルスの問題だとか、感染者の問題だとか、いろんな議論が一般質問等々で出たわけでありましてけれども、国等を見れば、日々、無担保だとか無保証だとか、いろんな事柄が随時変わっているのも今回の総理の決断ではなかろうかなと。

そこで、今現在、市内の経済等々を察するならば、バスの事業者だとか、あるいは飲食の業界だとか、あるいはホテルの業界だとか、いろんな悩み等々も毎日のように聞くわけでありましてけれども、そこで、日々変わる国の決断をもとに、市としても何らかの手段、方法は用いてもらえないのかなと——窓口をですね。

そこで、市として不安を抱える事業者のための総合窓口を県内自治体に先駆けて設置すべきと思うがどうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○木村文人経済部長** 渋谷委員の事業者のための相談窓口の設置についての御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルスの影響を受ける事業者への支援策として、国におきましては、1月29日に日本政策金融公庫など全国1050拠点に新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置し、中小企業・小規模事業者からの経営上の相談に対応する体制を整備したほか、事業者の資金繰りを初めとした各種支援策を順次講じてきたところでもあります。

本市におきましては、売上高の減少や、今般の新型コロナウイルス感染症の発生のような突発的な事由により事業の安定に支障が生じている中小企業者が利用できる県の融資制度、経営安定化サポート資金の経営安定枠に協調連携しており、事業者が融資実行の際に必要な信用保証料の全額を市が負担することで、事業者の負担軽減に努めているところであります。

なお、これらの融資制度を初め、国の支援策や経営相談窓口につきましては、市ホームページにおいて周知しているところであります。

新型コロナウイルスに関する事業者への支援につきましては、本日、国において、売上げが急激に減少した個人事業主を含む中小企業・小規模事業者に対して、実質無利子・無担保の融資を行う日本政策金融公庫等における特別貸付制度の創設など、第2弾の緊急対応策が示されているところであります。

これを踏まえまして、経営相談窓口となっております関係機関と連携を密にしながらか対応するとともに、市内事業者への影響が表面化してきておりますことから、資金繰りの不安を抱えております事業者に寄り添い、よりきめ細やかな相談対応を行い、国、県及び金融機関等の各種支援制度の手続きを事業者がスムーズに行えるよう、本日中に本市経済部内へ相談窓口を設置することとしております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** 御答弁ありがとうございました。

ただ、以前も東日本大震災だとか、私もたまに聞くんだけど、日本政策投資銀行等々に行っても余り当てにされない、そういうことも多々あったようには聞いているし、その辺については市としても、そういう職員の方々と会う機会がありましたら、経済部長みずから頭を下げてください、そういう観点からまず相談だとか、こういうことがあったならば、速やかに問いかけていただけるならば、勘案して何とかひとつ、全体的な相談をしていただけるようなことを市としてもお願いできればなということで、この項は終わりたいと思います。ありがとうございました。

次に、除雪費について。一般会計8款土木費2項道路橋梁費に関連して質疑をさせていただきます。

まず、浪岡地区、私から言うまでもなく、出て何ぼの世界だったんですよね。例えば、市内であれば、降雪300センチメートルは3割だとか決めておったわけですよね。ただ、もう合併してこれくらいの年月にも関わらず、その最低保障がないということで、恐らくや今回、区長を初めいろんな御意見をまとめ上げて陳情したとい

うことも聞いているわけですね。

そこで、この最低保障の件について、これから——これは浪岡ですよ——業界の最低保障をどのように導き、どのように推進をしていくのか、ちょっと詳しく御答弁を願えればと思います。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○三浦大延浪岡事務所副所長 渋谷委員の浪岡地区における来年度以降の除排雪事業契約についての御質疑にお答えいたします。

浪岡地区におきましては、これまで全て単価契約となっており、事業者からの作業日報に基づき稼働時間を計算し、委託料を支払っているものの、最低保障は設定していない内容となっておりました。

しかしながら、今冬のような少雪が続いた場合、事業者の経営体力が低下し、次年度以降の除排雪体制に影響を生じることが懸念されるところであります。このことから、浪岡地区におきましても除排雪事業者が適切な除排雪を行えるよう、事業者等との意見交換を重ねながら、最低保障の設定も含め、除排雪契約の新たな仕組みについて研究してまいりたいと考えております。

○中田靖人委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 それと同時にこの除排雪費、今現在は降雪量をもとに、300センチメートル——まあ3割だと。ただ、いろいろ業者間の話聞いてみれば、今結構リースでもってやられている業者もかなりいるという話なんだね。そこで、この3割そのものを4割くらいに格上げしていただいて、リースだとか、そういう事柄を踏まえた4割にできればやっていただきたい。その辺の考えについてお伺いをしたいと思います。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員からの最低保障費についての御質疑にお答えいたします。

まず、3割というお話でありますけれども、青森地区は平成24年度から4割にかさ上げをして、現在設定しております。最低保障の内訳としましては、機械を継続して使用するために必要となる整備及び修理等にかかわる維持修理費、継続して保有していくための保険料や税金、保管に必要な経費となる管理費、あと除排雪を行うための諸経費の合算額としておりまして、地域内の生活道路のシーズン契約におきましては、当初契約金額の4割、また、バス路線だとか地域の主要道路の単価契約におきましても同様に、路線に応じた出勤経費を想定し、その経費の4割を最低保障として支払うこととしております。

今回の少雪対策につきましては、この4割を6割にかさ上げしようという対策であります。

以上でございます。

○中田靖人委員長 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** 御答弁ありがとうございました。

そこで1つお伺いしたいのは、大体路線にすれば、ここから名古屋近辺まで、これは距離数があるわけでしょう。そういう中で、やっぱり今の人たちというのは、ある程度降ってくれば即やってほしいような、そういう考えの市民の方々も多くいるわけでしょう。例えば同じ業者が工区をいっぱいいただいて、3日も4日もおくれるということになれば、すぐ苦情でしょう。都市整備部理事、その辺はどのように考え、今後どのように、今現在ではどのように進めているのか、その辺ちょっといいですか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○長井道隆都市整備部理事** 渋谷委員の再度の御質疑にお答えいたします。

除排雪業者の見直しも含めたというようなところのお話だと思いますけれども、市のほうでは、これまで毎年、春に除排雪が終わってから各業者へのヒアリングだとか、さまざまなアンケート調査で、今後継続したいだとか、機械をふやしていきたいも含め、さまざまなお話をいただきながら、その話も含めまして新たな年度の除排雪をどうしようかという検討を行っております。その中で、町会連合会だとか、東青除排雪協会だとか、地域の町会の皆様からさまざまお話をいただいた上で、それらも含めて新しい体制について毎年度検討して、策定しているというところでありまして、今後につきましても、皆様のいろいろな御意見等を伺いながら策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** 都市整備部理事、これは私からの要望だけれども、今現在、やっぱり1年間を通した、冬場でもってある程度のもろもろを緩和したいといったら、やっぱり除雪らしいんですね、土木の業者は。それで、まだちょっと工区でも何でも持っていない方々も相当数いるやには聞いているわけですね。そこで今の質疑をさせていただいたと。もし、そういうことがあるのであれば、今手を挙げている、あるいは役所に対してお願いされている業者のためにも、特段のそういうような考えを示していただいて、幾らかでも手を挙げている現在の業者にも仕事を与えるような体制づくりをひとつお願いして、これは要望とさせていただきます。

次に、浪岡地区のスクールバスについて。

これまで何度か質疑をさせていただいた経緯があるわけですね。今は大分よくなっているけれども、当初私が質疑をした際は、臨時的な雇用の事業所、あるいは到底考えられないような1年契約だとか、さまざまそういうこともあったわけですね。ましてや、私の生まれた板柳町だとか鶴田町から、浪岡にも住所がない。そういうことを捉えながら、私は今日までこのスクールバスを——やっぱり夢のある子どもたちを日々登下校の際に運んでいただいている業者に対しても、幾らかは安定した人員の確保、契約、そして十分な委託料、これを確保すべきだということで、

今回もこの質疑をさせていただいたということを御理解の上、御答弁を願いたいと思います。これは一般会計10款教育費だね。よろしくお願ひしたいと思います。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 浪岡地区のスクールバスについての御質疑にお答えいたします。

浪岡地区スクールバス運行管理業務につきましては、長期継続契約を導入することにより、受託業者は複数年にわたる契約期間において、継続的に業務を遂行することが可能となり、安定的な雇用の確保にもつながることから、令和元年度の単年度契約を見直し、令和2年度から令和4年度までの3年間の長期継続契約としたところであります。このことは、先般の令和元年第4回定例会において、債務負担行為を設定し、御議決いただいているところであり、これに基づき本定例会に予算を提案しているところであります。

また、長期継続契約期間中における毎年度の委託料の積算でありますけれども、こちらにつきましては、近年の賃金や社会保険料などの上昇を踏まえた上で積算しているところであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** まず、若干要望を申し上げたいと思います。

我々、青果業界でも、今はなかなかトラックの確保だとか、運転手の確保だとか、非常に難しいんだよ。我々の業界も、例えば静岡近辺、関西、あるいは九州方面から荷物を引くにしても、そう簡単にできない。実態は関東周辺もそうなんだよ。関東周辺。成り行きでもって4トン車を何台か確保して、その4トン車でもって群馬とかいろんなところに行って集荷してきて東京で積んでいるんだよ。そう今は窮屈なの。

だから、私がさっきから申し上げるとおり、ある程度、契約の時点でもろもろを解決していただきたいというのはそこなのよ。旧浪岡みたいに、くさすわけじゃないけれども、1年契約だとか、それは昔の話だもの。今そういうことを言っておいたら、教育委員会事務局理事もわかるとおり、今回だってスクールバス——路線バスだ。路線バスは随分断られた経緯があるらしいですよ。そういうことを鑑みれば、やるからにはある程度の人件費を確保していただく、あるいはさっきの答弁のように油も、総合的に勘案しながら、そこに委託費を——思う存分じゃないんだよ、私が言っているのは。ある程度確保できるような体制づくりは、今、教育委員会事務局理事の答弁で一安心はしましたけれども、これからもそういう見聞き、目配りを私は教育委員会としても大事なことだし、今後もそういう方向でもって私は続けていってもらいたいなど。ということによって、その事業者も安心できるわけでしょう。これ、油の高騰だとかいろんなものに展開しながらやった自体が私は非常におかしいと思うよ。確保できないわけでしょう。だから、今、教育委員会事務局理事

が答弁したように、くれぐれもそういう安定的な安心した計画のもとに管理委託をするんだということで、ひとつお願いをしたいと思います。強く要望させていただきます。

次、国土強靱化について。一般会計8款土木費4項都市計画費についてですよね。

先般、国会議員等々から聞けば、これは必ずや県の1割だとか2割の補助金もあるわけでありましてけれども、何か八戸市だとか、あるいは十和田市だとか、あるいはむつ市だとか、その周辺の町村は、もう既に強靱化として国に提出をされている。何でこの青森市が、そういうことをまだまだできていないのか。その辺について私も聞かれましたよ。聞かれても私はわからないでしょう。ましてや、これまで大震災だとか北海道の地震だとか、さまざま今、毎年毎年あるわけです。

そこで、我々、青森市としても、陸奥湾だとか、あるいは六ヶ所から大別内、東通から大別内のやっぱり地震のそういうもろもろも言われている中で、まだ策定できない、あるいは提出ができていない、そういうことについて、今、市の考え方を、どのように思い、どのようにこれから国にお願いするのか、その辺についての御答弁をお願いしたいと思います。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大樺寛之都市整備部長** 渋谷委員からの国土強靱化についてのお尋ねにお答えいたします。

国におきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的・計画的に実施することを目的として、平成25年12月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、いわゆる国土強靱化基本法を制定したところであります。

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法におきまして、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、地方公共団体が策定することができるものとされており、国土強靱化の観点におきまして、地方公共団体におけるさまざまな分野の計画などの指針としての性格を有するものであります。

現在、本市では、平成29年3月に青森県が策定いたしました青森県国土強靱化地域計画を参考としながら、国土強靱化地域計画の策定に向けた検討を進めているところでありまして、具体的な策定期期をお示しできる段階にはありませんが、引き続き、国や県、他都市の動向も踏まえながら、策定作業を進めてまいりたいと考えております。

**○中田靖人委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** 今、都市整備部長言ったような他都市の例だとか、これも大事だと思いますよ。でも、やるからには、基本たるものは市でもって——もう期限もそんなにないわけでしょう。考えなければ。例えば、どういう観点から国に速やかにお願ひするとか、その辺の答弁はならないんですか。もう1回。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 国土強靱化についての再度のお尋ねにお答えいたします。

国土強靱化地域計画につきましては、地方公共団体が策定できるものとされており、国に提出ですとか、国に協議というものではありませんので、あくまで地方公共団体、市がどのように考えるかということが重要なものであります。他都市の動向と申し上げましたけれども、既に策定されている自治体もありますので、当然そういった自治体の計画も参考にしながら、市として現段階でどのような計画になるかというところは申し上げられませんが、市としてどのような計画にしていくなかということをしつかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

**○中田靖人委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** 答弁は悪くはないけれども、実質、ある程度他都市だとか勘案しながら、あるいはこれまでやられている自治体を見聞きしながら、市としてもやるということでは答弁できますよね。もう1回。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 国土強靱化についての再度のお尋ねにお答えいたします。

具体的な策定期間をお示しできる段階にはありませんけれども、既に策定作業を進めておりますので、国、県や他都市の動向も踏まえながら策定作業をしつかりと進めてまいりたいと考えております。

**○中田靖人委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** それだったらいいんだ。やるという方向性があれば。やらないという方向性は、2時間もあんたと私、突っ張って話し合いしなきゃだめなの。ということは、私はこれまでも都市整備部に対してかなり不満を持っているんだよ。その不満というのは、今回初めて都市計画審議会委員として出席をさせていただく。都市整備部長から示された案に対しての要望だとか、これくらいしかないんだよ。あとは、この予算なり、決算なり、一般質問なり、堂々と述べる以外にはないのな。だから、都市計画審議会委員なんて全く私は頭にもありませんよ。もっともっと大事な審議委員だと私は思っておった。立地適正化計画にしてでも、もうちょっと我々議員のお話を聞きながら、どうしたらこの地域の活性化になるのか、そういうことをもうちょっと踏まえながら私はやっていただきたいよ。今で言えば新町でしょう、あるいは新幹線でしょう、それ以外に余りなかったよね。浪岡を忘れていませんか。かなり批判めいたものが出ているらしいですよ。失敗したとか。これまでいろいろ市としても、建物なりなんなりに随分協力はされたようですよね。私もその辺は理解するよ。でも、浪岡においても、たった1カ所も立地適正化なんて当てはまる場所はないんですか。もうちょっと我々の意見もまた聞きながら、補助金を出せるものは出すような考えでもって私は進めていただきたいと思います。

何で新町だけに特化するのですか。新町に特化することによって――都市整備部

長が悪いというんじゃないんだよ。あたりが死んじゃったでしょう。旧態依然の町会、いつも私言うようだけれども、浪館から始まって旭町かいわい、浪打までほとんど死んじゃったよ。新たにやれと言ったって、これは無理ですよ。そういうことを踏まえた立地適正化というのが私は非常に大事なことだと思うし、その辺をもうちょっと課内なり部内で検討しつつ、私はやっていただきたいと思いますよ。その辺についての何かお示しだとか見解だとか考えだとか、都市整備部長、少し答弁して。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 渋谷委員からのまちづくりについてのお尋ねにお答えいたします。

委員からも御指摘いただきました補助金につきましては、それぞれ地区によってということだけではなくて、さまざま要件がありますので、補助金ということで申し上げますと、適用できるもの適用できないものというのはそれぞれの事業でありますけれども、御指摘いただいた浪岡駅周辺地区におきましても、都市機能誘導区域の一つとして、しっかり区域として位置づけはさせていただいておりますので、当然、浪岡駅周辺も含めた地区というものは、都市機能誘導区域として市としても重要な地区として位置づけをしているところであります。

また現在、都市計画マスタープランにつきまして、現行の計画策定から20年近くが経過をいたしまして、現在見直し作業を進めているところでありますので、委員から御指摘ありました立地適正化計画だけではありませんでして、この都市計画マスタープランの中でも、そういった市内全体のまちづくりについて、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

**○中田靖人委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** 次に、市街化調整区域について。一般会計、8款土木費4項都市計画費に関連して質疑をさせていただきたいと思います。

これは前回も、この市街化調整区域については私の思うところ、随分質疑をさせていただいたわけでありまして。前回も都市計画マスタープランの策定に当たっては、市街化調整区域を含め、地域の実情を踏まえながら、地域コミュニティーの維持あるいは活性化を図るという観点からも検討させていただくという御答弁をいただいたわけでありましてけれども、今現在どのような方向で課内、部内で進められているのか、その辺について御答弁をお願いしたいと思います。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 渋谷委員からの市街化調整区域についてのお尋ねにお答えいたします。

都市計画マスタープランは、長期的な都市政策の視点に立って、土地利用、都市施設などの整備方針を明らかにし、都市計画の総合的な指針としての役割を担うものであり、本市におきましては、平成11年に策定いたしました青森都市計画マスター



プランと平成15年に策定いたしました浪岡町都市計画マスタープランがあります。

本市の現行の都市計画マスタープランにつきましては、策定から20年近く経過し、プラン策定当時の予測を上回るペースで人口減少や少子・高齢化が進んでいるなど、社会環境が大きく変化してきており、今後の本市のまちづくりにおきましては、これらの社会環境の変化や土地利用の実情に対応した都市機能の立地や公共交通の充実を図る必要がありますことから、平成30年度より、新たな都市計画マスタープランの策定に着手したところであります。

現在の策定状況といたしましては、昨年度、都市計画法に基づき県が実施いたしました都市計画基礎調査における人口分布や土地利用、建物の現況などの調査等を踏まえながら、現行の都市計画マスタープランに基づくこれまでの取り組み状況や都市づくりにおける課題の整理を進めるなど、目指すべき都市像や土地利用の方針などを定める全体構想の骨子の検討を行っているところであります。

具体的の方針についてお示しできる段階にはありませんが、市街化調整区域のあり方につきましては、令和元年第4回定例会予算特別委員会での渋谷委員からの御質疑も踏まえまして、現在、他都市の事例も含め調査研究を行うなど、検討を進めているところであり、市といたしましては、引き続き、市街化調整区域を含めた各地域の実情を踏まえながら、地域コミュニティの維持や活性化を図るといった観点からも検討してまいりたいと考えております。

**○中田靖人委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** 今、都市整備部長答弁のように、私どもも会派でもって、県内はおろか、この中核市でもって、こういう人口減少対策だとか取り組んでおられる市があったら、積極的に会派として出向いて、その辺を注視しながら、この場にまた立ちたいなど、私はいつもそう思っている。ということは、先般も私が言ったように、本当に油川、あるいは新城の地域、あるいは三内だとか細越だとか、高田、荒川、この近辺は特に、本当にうち並びに、人口の減少はすごいんですよ。先般も言ったように、持ち主だとか、あるいは次男坊だとか、子どもでなければ農地を利用したうちも建てられないわけでしょう。ましてや、外部から来たって市街化調整区域なものだから、建築指導課では許可しないわけでしょう。まずこの難関がある。

でも、我々の御意見を部なり課なりである程度まとめ上げて、市長が納得したならば、その辺については大分緩和される、あるいは県に上程をする、都市計画ね。こういうことで私も随分このごろ聞いていますよ。これは都市整備部長、今言ったように本当に問題なんだよ。何もできない。とりあえず、私の住んでいる青森朝日放送の近辺だって何もできないわけでしょう。そのまんまなんだよ。それに関連する事柄じゃなければできないわけでしょう、何をやりたいと言ったって。私は地域の奥までやれというわけじゃない。とりあえずは県道、主要の市道、これを例えば何メートルまでは許可しますよとか、そういうことでは除排雪費もかかるわけでもないし、その辺については、例えばモデル地区なり、要素を踏まえながら、今回は

この地域でもって試験的にモデル地区としてやりましようとか、そういう考えだっ  
てできるわけでしょう。反対するわけないんだよ。

そういうことで、やっぱり20年も全然やられていなかった施策というのは失敗だ  
と思うよ。人口の減少から見てもすごいでしょう。青森市だって、あと20年、30年  
したら、もう十数万人ですよ、人口は。県全体としても70万人か80万人でしょう。  
そういう青森県になっちゃうんだよ。何もやらないんだもん。法律は厳しいよな。  
他県と違って何のものでも。実態に合わないでしょう、県のやること、あるいは青  
森市も。もうちょっとむつ市長みたいに、自分の考えるべきことをこの議会でもっ  
て、市長みずから、あるいは副市長みずから立ち上がっていただいて、我々はこう  
思っている、こういうことをしたいと我々に賛同を呼びかければ、これは国民の声  
だもの、県民の声なんだ、市民の声なんだよ。そういうことでは、私は一番強いと  
思うよ。今、青森市は何もないじゃん。むつ市あたりはわかるでしょう。人口も少  
ない、財源も乏しい、やらざるを得ないんだもん。迷惑な話だけれども——私が今  
言っているのは核燃税だよ。大体、県でもって、私はこのごろよくわからないけれ  
ども、副市長はわかっているとおり、10年間ぐらいで約500億円ですよ。今はもっ  
となっているのかな。それに目くじらを立てるのがむつ市の宮下市長でしょう。

この青森市だって、これまで我々、市民こぞって——共産党だとか、社民党のご  
く一部は違いますけれども、ある程度は賛同した県都青森市なんだよ。その辺を絶  
対的な権限として、この人口減少に伴った施策をやるためには、何かここで市とし  
ても立ち上げるべきだと私は思いますよ。そういうことを強く要望させていただい  
て、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**○中田靖人委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後0時50分からといたします。

## 午前11時25分休憩

---

## 午後0時50分再開

**○中田靖人委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、奈良岡隆委員。

**○奈良岡隆委員** 市民の声あおもり、奈良岡隆であります。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費に関連して、人と動物が共生するまちづく  
りについてお尋ねしたいと思います。

質疑を行う前に、まずもってお話しさせていただきたいと思いますが、少子・高

齡化、核家族化が進む今の社会にあって、ペットは大切な伴侶動物であります。また、動物愛護の精神は大事であるということは論をまたないところであります。その大前提のもとで、公共の福祉、あるいは市民の生活環境を守るという立場から今回質疑させていただきます。

さて、一般質問で取り上げましたが、野良猫対策についてお尋ねしたいと思えます。

一般質問で青森市動物愛護管理員設置条例に関して、動物愛護管理員が所掌する動物は何かとお聞きしましたが、猫や犬、ペットとの答弁でした。そこで確認のため、飼い主のいない、いわゆる野良猫は含まれるのかとお尋ねしましたが、保健部長の答弁は猫と繰り返されただけで、野良猫が含まれるのか言及されませんでしたので、猫は飼い猫いわゆる家猫、野良猫、さらに野猫に区別されているそうです。これら猫全般を取り扱うということでしょうかお知らせください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 奈良岡委員からの動物愛護管理員が所掌する事務についての猫に対しての御質疑にお答えいたします。

動物愛護管理員が取り扱う動物として、猫は家猫、野良猫、野猫というような区別なく、猫全般に対して対応していくものであります。

**○中田靖人委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** そうすると、飼い猫、野良猫、それから野猫、全てを所掌するという答弁をいただきましたが、ただ、見た目だけでは飼い猫なのか、野良猫なのか、さらに野猫なのか判断するのは非常に難しいと思います。飼い猫がわかるように首輪の装着などを義務づけすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 猫への首輪の義務づけについての再度の御質疑にお答えいたします。

一般質問の際に、奈良岡委員からも御紹介あったところでありまして、動物の愛護及び管理に関する法律の中で、動物の所有者がその所有を明らかにするための措置ということを経済大臣が定めるものを講ずるように努めなければならないとされていることや、環境省の告示においても、動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について規定がなされているところであります。また、青森県の動物の愛護及び管理に関する条例においても、飼い主であることを明らかにするための措置を講ずることが規定されております。こういったことは、一般質問の際に委員からも御紹介があったところでありました。

こういったことに基きまして、本市におきましても、猫を飼っている方にはできる限り、その所有がわかるような形で首輪だったり、あるいは名札だったり、そういったことをつけていただくようお願いをしているところでありますが、飼い主の方々からのお話によると、猫の首輪が、ジャンプや飛びおりなどの動きが多い

猫の特性に応じて、万が一何かにひっかかったときにも伸びて抜けやすくなっていたり、一定の負荷がかかると外れやすい仕組みになっているものも多いということ、また、猫によっては体に付着する異物に対して過剰に反応することがあり、子猫のうちからつけていない場合、嫌がることがあるということもあって、私どものほうでできる限り首輪あるいは名札、そういったものをつけていただくように指導はしているところでありますけれども、所有者に委ねざるを得ないという状況もあります。一律的に義務づけることが難しい場合もあると考えております。

**○中田靖人委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 一律的に義務づけるのは難しいという話でしたけれども、一般質問で私が質問したときには、そういうことはしていない、するつもりもないというような感じの答弁だったと思いますが、本当は、していないと言うけれども、しなければいけなかったんですね。今の話だと、少し、半歩は進んだと思うんですけども、ただ、今、保健部長がおっしゃられた県の条例、一般質問では環境省令とかも紹介させていただきましたが、この条例の中に、第2章第2節「飼い主の遵守事項」の第7条第1項第6号に「飼い主であることを明らかにするための措置を講ずること」——遵守事項ですから、規則や法律に従い守る、守らなければいけないことを定めているわけです。その中に、そういうことを講じなければいけないと書いているんですが、今の答弁だと、何かしなくてもいいような話ですけども、これは飼い主として守らなければならないことだと思いますが、もう一度御答弁いただきたいのと、それから先ほど、猫全般について所掌するということでしたけれども、野猫に関しては、たしか鳥獣保護法の対象になっていると思うんですが、それでも動物愛護管理員のほうで所掌するということでよろしいのでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

まず、県の条例において、飼い主の遵守事項として、「飼い主であることを明らかにするための措置を講ずること」ということが規定されていることについて、奈良岡委員御紹介のとおりであります。この条例を前提といたしまして、飼われている方々には、その所有を明らかにすることを指導しているところではありますけれども、ただ、その所有の明示の仕方というのは、首輪のみならずさまざまな方法があり、また、この前提はあるものの、指導してもなかなか——首輪をつけても外れるので、あるいは小さいうちからつけていないと嫌がるのでということで、なかなか首輪をつける、名札をつけるということが実施には至っていないという現状があるものであります。

そして、あともう1点がありました……

〔奈良岡隆委員「野猫」と呼ぶ〕

**○浦田浩美保健部長** 野猫につきまして、鳥獣保護法のこと、今、奈良岡委員から御紹介がありましたけれども、動物愛護管理員におきましては、これまでもそう

だったんですけれども、いわゆる野良猫であっても、その野良猫から起こる生活環境の例えばふん尿被害ですとか、鳴き声だとか、責任のない餌やりだとか、そういったことに対しての苦情が寄せられているものに対して、青森市保健所の生活衛生課分室において対応してきているところでもありますので、今後も対応をしていくところでもあります。

○中田靖人委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ちょっと確認したいんですけれども、先ほど猫には、飼い猫と野良猫と野猫があるとおっしゃいましたけれども、今、野猫の話をしているんですが、野良猫の答弁をされたので、今、野猫の答弁をされたということによろしいのでしょうか。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

野猫の定義ということがどういうことなのか、恐れ入ります、私、今存じ上げない状況です。

○中田靖人委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 野猫の定義を私からお話ししてもいいんですけれども、要するに、人が関知できない野生の猫、要するに鳥獣保護法の中で捕まえてもいいというふうになっているはずの猫のことです。野猫は人間と生活圏を共有しない完全な野生動物という位置づけです。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 ただいまの野生猫についての御質疑にお答えいたします。

野生猫については、動物愛護管理員は扱わないということとなっております。大変失礼いたしました。

○中田靖人委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 最近、50代の女性からお手紙をいただきました。ちょっと御紹介します。

猫の放し飼いによるふん尿被害に遭い困っています。また、公園が犬のトイレと化しています。ペットを飼う人に礼儀作法をきちんと守ってもらうためにはどうしたらよいのでしょうか。私はペットにマイナンバーと同じようにペットナンバーをつけばよいと思います。自分が責任を持ち命を育てていくという自覚が必要ですし、そうすると何十匹という数のペットを飼うことも、捨てるという行為も減るのではないかと期待しますというお手紙をいただきました。この声を聞いて保健部長はどう感じられますか。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

市民の意見を聞いての考えということでしたけれども、ペットを飼う際には、自分が飼える範囲で適正に飼っていくということ、そして、一度飼ったら最期まで面

倒を見るという終生飼養、このことについては日ごろから周知啓発を図っているところであります。したがって、市民の御意見はもっとものことと思っております。

**○中田靖人委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 先ほどの条例で証票をつけるというふうなことが——証票ですよ。飼い主がわかるように印をつけるようにするべきだ、講ずるべきだということが条例に書かれています。でもなかなか難しいという話でしたけれども、野良猫とか飼い猫に対する苦情がたくさんあります。深夜の鳴き声がうるさくて眠れないとか、庭や公園にふんをされる、花壇が荒らされる、エアコンのホースで爪研ぎされたなどなどです。猫は年に二、三回出産します。1度に数匹産むそうで、1匹の雌からネズミ算式に1年半で30匹以上産まれるという計算になります。

野良猫に対する餌やりについての認識をお聞かせください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 野良猫の餌やりについての再度の御質疑にお答えいたします。

飼い主のいない猫、いわゆる野良猫に対する餌やりにつきましても、ふん尿の放置によって周辺の衛生環境が損なわれることとなるために、環境省においても無責任な餌を上げることはやめるよう周知啓発を図っているところであります。また、野良猫に対して餌づけというか、餌を上げている方は飼い主と同等の責任を負うものとみなされており、本市におきましても、そういった情報が寄せられた場合、また、相談があった場合には、現地を確認して餌を与えている方がいた場合には、飼い主として責任を持って適切に飼っていただくということを指導しております。野良猫はもともと人が飼っていた猫が捨てられて、それらが繁殖してふえ過ぎたことに起因するものであるので、責任のない餌だけを上げる行為ということは、決して両方にとってよくないということ、また、飼う場合には最期まで適切に飼うことなど、こういったことについては根気よく職員が指導に当たっているところであります。

**○中田靖人委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 今の保健部長の答弁をお聞きして、ちょっとはっとしたんですけども、野良猫に対して餌をやっている人は、飼い主と同様とみなすというような答弁をされたと思いますけれども、そういうふうな市のほうで指導というか、飼い主に対しての説明とかをされているのでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

野良猫に対して餌を上げている行為については、飼い主とやはり同等の責任を負うこととなりますということ、これは青森市のみならず、青森県の条例のもと、県と同じ方針で指導をさせていただいているところであります。

**○中田靖人委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 同等の責任を負うということですが、同等の責任ってどういうことなんでしょうか。野良猫がいて、餌を屋外で上げますよね。その餌をやる人に対して飼い主と同等の責任を負ってもらうというのは、もっと具体的にどういう責任を負ってもらうということになるのかお知らせください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

同等の責任というのは、通常、猫を飼われている方の場合は、猫に餌を適切に与えると思います。そして、餌の後始末ということもいたします。また、猫がふん尿した場合の後始末ということもいたします。しかしながら、職員が野良猫に対して餌やりをしている方々の状況を調査したりいたしますと、餌はやるけれども、その餌の後始末はされておられない、あるいはその猫がふん尿を歩いてしたとしても、そこに関しては関知しないということから、そういったことが地域住民のトラブルになっているということもありますので、責任のない餌のやり方ということはいないようにということをお願いしております。

**○中田靖人委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 今の答弁だけ聞いているとそのとおりだと思うんですけども、ただ、野良猫が、要するに常時、いつもそこに来るので餌を置いておくというのが普通で、食べて、またいなくなるんですよ。それはずっといなきゃいけないわけですよ。実際、ちゃんと食べた後、その後片づけるというのは無理でしょう。野良猫は市内に相当数いますよ。放っておけばどんどん子どもを産んでふえていくだけで、よく交通事故とかにも遭っているかわいそうな猫とかも見かけたりもします。これまでの対応を超えた取り組みが必要なきときだと私は思っています。

野良猫への餌やりを禁止する条例が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

野良猫等の苦情相談については、猫の敷地内への侵入や飼い主のいない猫への責任のない餌やり、また、野良猫等のふん尿による衛生上の問題などが非常に多くなってきており、相談が寄せられるたびに現地に出向いてでき得る指導、注意啓発などは行ってきているところであります。全国の中でもただいま奈良岡委員から御提案あったような自治体独自で猫の餌やり、あるいは猫との共生に関する条例や、また、猫の条例によらずとも猫の適正飼養についてのガイドラインという形で、地域の実情に合った、課題に即したさまざまなルールづくりということを行っている自治体があることも承知しております。

本市におきましては、法の一部改正に伴い動物の愛護及び管理に関する事務を行う動物愛護管理員の設置を規定する条例を制定していくこととし、今定例会に提案し、御審議をお願いしているところでありますが、動物愛護管理を担当する職員の位置づけを明確化した形で、さらに動物の適正飼養・適正管理に向けた周知啓発に

努めていくとともに、他の自治体における具体的な取り組み状況、こういったことも直接お伺いをしながら、本市の野良猫の問題、そういった課題への対策として、どのような形が効果的なのかということは検討してまいりたいと考えております。

**○中田靖人委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 猫による被害はいろいろあります。最も重要で心配しなければいけないのは健康被害、病気です。猫から人にうつる病気、たくさんあります。猫ひっかき病、トキソプラズマ症、回虫症、Q熱、パスツレラ症、カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症、コリネバクテリウム・ウルセランス感染症などなどです。代表的なのが、この寄生虫によって起こるトキソプラズマ症は、妊婦が感染すると寄生虫が胎児に移行し、目や脳に障害が残る病気です。流産・死産の原因にもなります。それにQ熱は、感染するとインフルエンザのような症状で、2週間から3週間の潜伏期間の後、悪寒、40度近い急激な発熱、頭痛や筋肉痛といった症状が強く出ます。肺炎症状や肝機能障害が出ることもあって、心内膜炎になると治療が困難となる病気です。そればかりではなくて死亡例もあります。2016年5月、福岡県の60代の女性が屋外で猫3匹に餌を上げていた。そうすると、呼吸困難になり救急搬送されたが、3日目に死亡した。喀たん——たんと血液から菌が検出されました。コリネバクテリウム・ウルセランス感染症とわかったそうです。これを受けて厚生労働省は2018年——平成30年1月10日にコリネバクテリウム・ウルセランス感染症による死亡例として、都道府県などに医療機関や住民への周知を促す通知を出しています。

市はどのような対応をとられたのかお知らせください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

ただいま奈良岡委員から御紹介いただいた事項につきまして、そのことにつきまして対応した対策ということを特にとっているものではありませんが、ただ、猫はただいま御紹介いただいたとおり、感染症の危険性——室外に放すことで感染症を持ってくる場合もあることから、できる限りといいますか、猫については室内飼いをさせていただくようにということを指導しているところであります。

**○中田靖人委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** よく話を聞くのが、公園とか、砂場とかで野良猫がおしっことかふんをして、子どもが遊ぶ。子どもが遊んで子どもにうつる。そして小さい子どもですから、お母さんとか妊婦さんにうつればいろんな障害が出てくる可能性もあります。きちんとしていただきたい。野良猫はふえていますよ。一般質問でも聞きましたけれども、被害報告件数も1月末時点で170件近いですよ。約2日に1件苦情がある、そういう計算ですよ。

先ほどの話ですと、条例化についてはなかなかいい答弁をもらいましたけれども、他市の状況を調べるという話はいただきました。猫のふん尿被害がふえている中で、野良猫への餌やりが野放しのままでいいのかということについては、私は非常に公



衆衛生上も問題があると思っています。例えば、伊万里市では、屋内での飼養管理、名札や首輪の装着、野良猫などに餌をやり続ける人に、先ほど保健部長がおっしゃいましたけれども、飼い主としての責任で飼育するように促す。餌をやる人に対して飼い主というふうになすという、そういう条例を制定しています。餌やりをする人を飼い主とみなして責任を明確にして、健康管理や去勢・不妊手術などの適切な飼育を指導する。餌をやっている人にきちんと管理してもらい、条例化によって飼い主、市民の方のモラル向上につながると思いますので、ぜひ進めていただきたいとお願いして、この問題は終わります。

次に、10款教育費2項小学校費1目学校管理費について、筒井小学校の校舎建築についてお尋ねします。

一般質問で橋本議員も質問されていましたが、改めて、筒井小学校の今後の改築スケジュールをお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 奈良岡委員の筒井小学校の改築スケジュールについての御質疑にお答えいたします。

学校施設の整備につきましては、平成28年3月に策定した青森市学校施設老朽化対策計画に基づき、躯体や設備の劣化状況等の現状把握により、改築や長寿命化改修等を行う学校を適切に判断し、整備を進めてきたところであります。

教育委員会では、筒井小学校の改築事業を平成28年度から進めており、平成28年度に耐力度調査、平成29年度に地質調査、平成30年度に学校敷地全体の配置計画や、校舎と屋内運動場の平面計画などの概略を策定する基本設計を行い、その後、令和2年度までの2カ年で実施設計を行う予定としております。

今後の改築事業のスケジュールについては、実施設計業務を委託し、令和2年度で実施設計を完了し、令和3年度から改築工事を行う予定としております。

基本設計においては、校舎と屋内運動場を一体の施設としたところであり、校舎と屋内運動場の完成後、順次既存校舎及び屋内運動場の解体、校庭整備と進めていく予定としております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 実施設計が決まっていないので、多分詳しくスケジュールとかは言えないというか、決まっていないということなんでしょうけれども、今の話だと、令和3年度、来年から工事をやると。筒井小学校の場合、校地、校舎の敷地とかグラウンドとかって非常に狭いんですね。そういう事情がある中で、通常スケジュールどおりとはいかないのかもしれないかもしれませんが、普通、通常どおりだとかどういふスケジュールになるのかお知らせください。あわせて、筒井小学校の特殊事情というか、そういう狭隘だということも踏まえてお知らせくださればと思います。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

通常の学校施設の改築のスケジュールということになりますと、直近では小柳小学校の例がありまして、小柳小学校につきましては、4月に契約、6月に契約案件について議会のほうに御提案させていただきまして、それが御議決いただきますと、その後工事ということになりますので、それが翌年度の3月開校でありますので、仮に今の筒井小学校に当てはめると、令和3年度から工事を始めると令和4年度末に完成するような形になりますが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、筒井小学校につきましては、校舎と屋内運動場を一体で整備を進めていくということにしておりますので、改築工事の工期につきましては、今後委託を予定している実施設計の中で検討していくということになっております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 多分長くなるということだと思っておりますけれども、校舎と屋内運動場を一体でという話をされましたけれども、そうすれば、校舎や屋内運動場の配置はどうなるのか、一体ですから何階建てになるのか、その概要をお知らせください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

施設につきましては、3階建てを予定しておりまして、現在の校庭部分に校舎と屋内運動場を一体化した施設を建設する予定としております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 校地が狭いので大変だと思いますけれども、そうすれば、今の校庭の西側のほうに校舎と屋内運動場を建設するというところで、先ほどの答弁だと令和3年度から工事が始まるということですのでけれども、そうすれば当分の間、子どもたちは校庭を使えないというふうになります。皆さんが私によく聞くのは、どうなるんだというふうに聞かれますけれども、この間、運動会、そして部活動等はどうなるか、非常に心配するところです。実際、そのような声をたくさん聞きますが、どのように対応されるのか。要するに、グラウンドを使えない、それに対してどういうふうな対応を考えられているのかお知らせください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

建設中に校庭を使えない状況をどう考えているのかということだと思いますけれども、学校施設を改築する際には、既存施設を使いながら改築工事を進めていくということになりまして、新しい施設は、今、筒井小学校もそうですけれども、校庭部分に配置する場が多くなっております。

校庭につきましては、一般的に校舎の改築から校庭整備が終わるまでの期間は使

用できないこととなりますが、校庭が使えない期間におきましては、体育の授業につきましては極力、屋内運動場を使うこととして、例えば部活動とか運動会などの行事の際は、周辺の学校施設等を借りて行うこととなります。

筒井小学校の場合も同様の対応とはなりますが、同小学校が含まれる筒井中学校区におきましては、筒井小学校、筒井南小学校及び筒井中学校のほか、相談役として青森高等学校も参加している筒井中学校区学校・地域連携推進協議会があることから、同協議会の御協力を得ながら、校庭の利用につきましても調整していただくなど、建設中においても円滑な学校運営が行えるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 今の御答弁ですと、中学校のグラウンドを借りて使うということですが、小学校から中学校まで随分ありますよね。今、青森高等学校という話がありましたけれども、青森高等学校のほうを使えば、私も非常に——子どもたちもうれしいのかなと思いますけれども、あれは県の教育委員会なんだと思うんですけれども、そのところは今答弁できないかもしれませんけれども、まずもって、どれぐらい子どもたちが我慢しなければいけないのか。要するに、グラウンド、校庭が使えないことで、どれぐらい我慢しなければいけないのか教えていただけますか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。どれぐらい児童が我慢しなければいけないのかということでもありますけれども、いつまで使えないのかという御趣旨の御発言かなと思います。

先ほどもお答えいたしましたけれども、令和3年度途中から建築が始まりますと、校庭が使えなくなることとなります。その後、校舎、屋内運動場をあわせた校舎をつくりまして、完成した後も現在の校舎、屋内運動場を解体して、その後校庭整備となりますので、建設から校庭整備までとなりますと、しばらくの時間がかかります。まだ、校舎と屋内運動場をあわせた施設についての工期が、今の実施設計の中で確定してまいりますので、明確なことは言えませんが、4年から5年というしばらく長い時間がかかるということになります。

その間は、先ほど奈良岡委員のほうからも御提案がありましたけれども、通常、近辺の小学校・中学校の施設をお借りしながら進めていくわけですが、ちょうど向かいに青森高等学校もありますので、先ほど申し上げましたように、筒井中学校区学校・地域連携推進協議会のほうには、青森高等学校も相談役として御参加いただいておりますので、青森高等学校の施設の活用も御相談しながら、円滑な学校運営に資するということで努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。



費やコンビニエンスストア等の証明書発行店舗へ支払う委託手数料等のランニング経費を合わせまして約400万円となっております。

また、令和2年度の証明書コンビニ交付サービスに係るシステム等、運用経費につきましては、合わせて約3200万円としておりまして、その内訳は、住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明書の発行に係るシステム保守経費として約1800万円、戸籍証明書の発行に係るシステム保守経費として約200万円、地方公共団体情報システム機構——地方公共団体情報システム機構といいますのは、法律に基づいて設立された地方共同法人でありまして、地方公共団体の情報化推進を支援するための各種事業を行う団体であります。このコンビニ交付サービスにつきましては、全国統一のシステムで、この機構のシステムを用いているものでありまして、この機構への運営負担金として約500万円、その他、コンビニエンスストア等の発行店舗へ支払う委託手数料として約700万円となっております、令和2年度に係るこれら運用経費については、本定例会に関連予算案を提出し、御審議いただいているところであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 目的は利便性の向上とか、住民サービスの向上ということで、インシヤルコストは約5500万円、ランニングコストは年間約3200万円というようなお話でした。

次に、市税及び市や企業局など市が取り扱う料金、つまり、市税や介護保険料、後期高齢者医療保険料のほか上下水道なども含めてですが、コンビニ納付が可能なものは何で、できないものは何かお知らせください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○相馬政人税務部長** コンビニエンスストアで納めることができるものとできないものということでのお尋ねであります。現在の状況についてでお知らせいたしますと、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の4税目について、コンビニエンスストアでの納付を行っております。また、企業局といたしましては、下水道料金も含めての水道料金については、コンビニ納付をしております。そのほかについては実施してありません。

**○中田靖人委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** できないものはないんですか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○相馬政人税務部長** できるかできないかというお尋ねでありますので、恐らくですけれども——恐らくとしか言えないのは、各税目と使用料、手数料について検証したわけではありませんので、あらかじめお断り申し上げますと、コンピュータのシステムを使っているものについては、恐らくできるだろうと思います。できないものは多分ないだろうというふうに思います。

○中田靖人委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 できるものとできないものというふうに聞いたら、そうかなと思って、今みたいな答弁。

じゃあ今しているものとしていないものは何ですか。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 今現在、コンビニエンスストアで納付できるものは、市県民税と固定資産税と軽自動車税、国民健康保険税の4税です。そのほかに水道料金があります。

○中田靖人委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 だから、できないのは言わないんですか。できるのはおっしゃいましたけれども、コンビニ納付ができないものもありますよね。

○中田靖人委員長 答弁できますか。

○奈良岡隆委員 ちょっと済みません、私が間違っていればあれですけど、介護保険料と違ってコンビニ収納できるんですけど。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 できるものというお尋ねだったので、先ほどお答えいたしました……

〔奈良岡隆委員「できるものとできないものと聞いたんです」と呼ぶ〕

○相馬政人税務部長 ですから、できないものは多分ないだろうというふうに先ほどお答えしたのは、コンピュータのシステムを使って、それぞれのシステムから出せるものであれば、今の技術だと、コンビニエンスストアに対応する納付書の発行というシステムを構築さえすれば、物理的にはできるだろうと先ほどお答えしたところであります。

○中田靖人委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 だから、その上で今しているものとしていないものをお聞きしたんですけども、していないもの、要するにコンビニ納付できないものはお答えにならないので。おかしいでしょう。私、事前にもお話ししてはいますが、要するにコンビニ収納ができるかできないか、普通、我々、一般考えれば、コンビニに行って納められるかどうかという聞き方を私はしたんですよ。それに対して、税務部長の答弁はできるものできないもの、機械的にできるものできないものを答弁されたので、しからは実際今はどうなんだという話を聞いているんです。

○中田靖人委員長 要はできないものは何かということですね。答弁できますか。

〔相馬政人税務部長「はい」と呼ぶ〕

○中田靖人委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 あらかじめお断りの上、御答弁申し上げますけれども、全ての手数料や使用料などについて、私の立場からはお答えすることはちょっと不可能ですけども、あくまでも収納対策本部の事務局として預かっている者の立場とし

と言えるものに限定してお答えをいたします。

先ほど来申し上げておりますとおり、コンビニ納付を実施しているものは、一般市税の3税目と国民健康保険税の4税目であります。そして、実施していないものは、後期高齢者医療保険料、介護保険料、財産貸付収入、霊園管理料、下水道事業受益者負担金、児童保育負担金、母子・父子・寡婦福祉資金、市営住宅使用料、奨学金貸付金元金収入、給食収入、医業未収金がしておりません。

○中田靖人委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 最初からそう答弁いただければいいんですよ。

〔相馬政人税務部長「失礼しました」と呼ぶ〕

○奈良岡隆委員 それで、今、各公金の徴収方法について、いろいろと今進んできています。ほかの自治体とかでは、介護保険料とか後期高齢者医療保険料とかのほかにも、例えば住宅料とかほかのものもコンビニ収納するようにしているところもありますよ。今の答弁だと、私、非常に不思議に思ったのは、税務部長が答弁されたので税務の関係だけお話ししましたけれども、介護保険料とかは違うところだから、何か言えなかったのか言わなかったのかわかりませんが、すごく——最初から今みたいな最後の答弁をいただければ、何もこんなやりとりをする必要はなかったわけです。

それで、時間もないので、市民の方からファクスをいただいたそのお話をちょっとさせていたいただきたいと思います。

69歳の男性の方ですけれども、市民として納税に協力するのは当然ですが、固定資産税や国民健康保険税などと違って、介護保険料は市役所、支所、銀行などでしか納付できません。コンビニ支払いができないのは介護保険料——これでは、介護保険料だけとなっていますけれども、後期高齢者医療保険料もそうですけれども——通知書には、介護保険制度はみんなで支え合う制度ですと書かれています。そうであればなおのこと、足腰が弱っていく高齢者がふえていくのですから、もう少し納付しやすいように改善できないものでしょうか。こういうファクスでした。

お聞きしますけれども、東北の県庁所在地の中で、この介護保険料のコンビニ収納ができないところ、できるところをお知らせください。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 東北6県の県庁所在地での介護保険料のコンビニ収納の実施状況についてお答えをいたします。

実施していないのが山形市と青森市で、それ以外の秋田市、盛岡市、仙台市、福島市は実施しております。

○中田靖人委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすればお聞きしますけれども、この介護保険料は、ほかの税金を納めに行くときに、介護保険料だけ別に支所に行かなきゃいけないという声、確かにそのとおりなんですよ。これはコンビニ収納するようにはできないのでしょうか。

か。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○相馬政人税務部長** 介護保険料のコンビニ納付の導入についてのお尋ねにお答えをいたします。

市では、収納率の向上と納付の利便性を図るため、平成22年度から市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険の4税について、コンビニエンスストア納付を導入しております。コンビニエンスストア納付は、いずれも普通徴収者を対象としており、その延べ納税義務者数は約26万9000人となっております。

介護保険料は、40歳から64歳までの方は、加入している医療保険料と一括して納めていただいております。また、65歳以上の方の保険料徴収につきましては、原則として、年金からの特別徴収となっており、被保険者数約8万6000人の約9割に当たる約8万人の方が特別徴収者となっております。一方、年金額が年18万円未満の方などが普通徴収者となり、その対象者は被保険者数の約1割である約6000人となっております。このうち口座振替利用者や生活保護受給者を除くと約3800人となっております。

また、介護保険料のコンビニエンスストア納付導入に要する経費といたしましては、コンビニエンスストア納付に必要なバーコードを納入通知書に印刷するための収納システム改修等に約1640万円、さらにランニングコストとして、収納取扱手数料や納付書及び封筒の様式変更による印刷費等の増額分として、1年で約700万円が見込まれております。

以上のことから、介護保険料のコンビニエンスストアの納付の導入につきましては、納付の利便性は図られると考えられるものの、対象者が少ないことから収納率向上への効果は期待できず、費用においても高額なため、費用対効果の観点から導入していないものであります。今後におきましても、これらの状況が継続していくことが見込まれますことから、これまでどおり、金融機関等の窓口納付と便利で安心確実な口座振替納付をお勧めしていくこととしております。

**○中田靖人委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 今の答弁だと、利用者数が約3800人と少ない。人数が少ない、費用対効果で導入してもしようがないという話だったと思うんですけども、私は市民の利便性、サービスの向上の面から話をしているんです。住民票もコンビニでとれるようになった。約5500万円のイニシャルコスト、ランニングコストが約3200万円ですよ。今、約1640万円に約700万円とおっしゃいましたけれども、人数が少なければ、その人たちはそのままにしてもいいというふうに私は税務部長の答弁を聞いて思いました。そういうふうに受け取りました。人数が少ないんだから、その人たちは不便でも仕方がないんだよという。やっぱりそういう人たちにも市民サービスがちゃんと行き渡るようにしなきゃいけない、私はそう思います。この問題はまた取り上げていきたいと思っております。



本当に今の答弁だと、約1割と人数が少ない。その六千幾らのうちで、実際普通徴収で払っている、引き落としとかじゃなくて払っているのが約3800人、それだけしかないんだから何ぼ不便でも仕方ないというふうな、そういうことですよ。やっぱり、ちゃんとそういう大変な人たち、こういう声があるということをおわかっていただきたい。その上で市民サービスの向上に努めていただきたいとお願いして、私の質疑は終わります。

ありがとうございました。

**○中田靖人委員長** 次に、秋村光男委員。

**○秋村光男委員** 市民クラブの秋村光男でございます。質疑に入る前に一言申し上げたいと思います。

先日、しばらくぶりに青森駅の周りをちょっと散策してみました。夜行列車が走っていたころ、青森駅のプラットホームは、日本で一番長かったと言われております。今は残念ながら、そのプラットホームもおよそ50%ぐらいより使われておりません。非常に寂しいなという思いだったんですけども、一方、駅の改築がかなり進んでおりまして、レールの上にかかる自由通路、この部分は既に橋梁の上に乗っておりまして、この後は西口・東口の階段、さらにはエレベーター、エスカレーターを設置、それから改札口、そしてホームにおいていくべく階段、エスカレーター、エレベーターというふうに工事が続いていくものと思って、自由通路を見ておりました。当初の計画からいきますと、2年から3年ほどおくらせています。おくらせていますけれども、ようやくここまで進んできたなという思いをし、これまでさまざまな形で御協力をいただいた方にお礼を申し上げたいなというふうに思っています。

ここまで来るにもいろいろ紆余曲折ありまして、大きい山を何度も越えてここまで来ているわけでありまして。私は平成27年の6月議会におきまして、大きな山を越えたなというふうに思っております。それはなぜかということ、皆さんも御承知のように、いわゆる事業費であります。当初青森市は、あの事業費を約81億円とはじきました。しかし、その後、約123億円かかるというふうな状況になりまして、青森市は約123億円もかけて駅周辺整備はできないと、だから2年間この計画を凍結するという結論を出したんです。この市の取り組みに対して、市民を初め議員も大反発しました。2年間凍結するということは、この事業をやらないということだなど、それでいいのかということから、青森市も1度は凍結とは言ったものの、やっぱりこれは凍結はまずいなというふうに方向転換をしたんです。

しかしながら、約123億円という事業費をどうやって捻出するのか。かといって、この事業はやめるわけにはいかないな、どうしようかということをおもったあげく、事業費の圧縮はできないものかということに到達したわけです。そこで、青森市はJR東日本に対して、この事業費の圧縮はどうか、可能か、できるかできないかということをお相談したわけです。そして、その結果、およそ6カ月後にJR東日本は事業費約97億円という試算を出しました。現在工事が進められている基礎になって

いる事業費は96億円と聞いていますけれども、おおむねJR東日本が平成27年――6カ月後ですから平成28年ですね。平成28年に出した約97億円がベースになって工事が進んでいるというふうに私は考えております。あとおよそ1年半もすれば、大体駅の形が見えてきます。自由通路も出てきます。ようやく、この長年の願いであります自由通路で、西口、東口を自由に行き来ができる。そして、今、アウガが非常ににぎわっている状況の中で駅が新しくなるということは、その相乗効果を大いに期待するものであります。今後の工事の安全を心から祈願するものであります。そして、一日も早い青森駅の完成を期待して、私、一言言わせてもらいました。

それでは早速ですけれども、質疑に入らせていただきます。私の質疑は1点です。下水道事業について。

集合処理の下水道は、上下水道と同様に、地方公共団体により経営されている企業により運営されております。資本を投じて設備を設けて住民向けにサービスを提供しながら、対価として受け取る利用料金によって、維持管理及び投下した資本の回収に充てております。会計区分上も、強制力をもって徴収する税財源、一般行政事務を行う一般会計とは明確に分けて、独立した特別会計のもと運営をされております。

下水道の整備には、設備段階で多額の費用がかかります。これを下水道事業債、受益者負担金及び自治体からの持ち出し金等で賄っています。下水道事業債は、サービス開始後に利用者から得る下水道使用料によって償還をしています。また、下水道には、降雨で町が水浸しとならないように雨水を排除する役割もまた持っております。雨が降るといふことは、これは自然現象でありまして、下水道利用者だけの費用負担とされるのはおかしいとの理屈から、一般会計から下水道特別会計に公費が繰り入れられているということになります。このことを前提にしながら質疑いたします。

これまで、長きにわたって下水道事業特別会計のもと運営されてきましたけれども、来年度から企業会計に転換となりますけれども、その理由とその効果についてお伺いをいたします。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 秋村委員からの下水道事業に係る企業会計へ移行する理由とその効果についての御質疑にお答えいたします。

企業会計への移行を検討するに至った背景といたしましては、平成26年6月24日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する」旨が明記され、平成27年1月27日付総務省通知において、平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の集中取り組み期間とし、下水道事業及び簡易水道事業は、特に公営企業会計適用の必要性が高い事業として重点事業と位置付けられたと

ころであります。

また、本市下水道事業におきましては、今後、施設・設備の老朽化に伴う更新投資が増大することや、人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれ、経営環境が厳しさを増すことから、経営の健全化・効率化に取り組む必要性があるため、企業会計へ移行することとし、平成29年2月に青森市下水道事業地方公営企業法適用基本方針を定めたものであります。

現状の特別会計における単式簿記では、現金収支の管理に主眼を置いた経理を行っておりますが、企業会計への移行後においては複式簿記による経理となり、貸借対照表や損益計算書といった財務諸表を作成することになります。

企業会計への移行により得られる効果といたしましては、1つに、財務諸表を活用することにより、経営状況や保有する資産の状況を的確に把握できるようになるため、より適切な経営戦略や施設更新計画の策定が可能となること。2つに、他の類似の公営企業や民間企業との比較が容易になることから、経営成績や財務状況をより正確に評価・判断することが可能となること。3つに、費用とそれに対応する収益を意識し、業務の効率化を図るなど、経営意識を持った人材の育成が期待されることが挙げられているところであります。

**○中田靖人委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** ありがとうございます。要するに、下水道事業を進めるに当たっては、会計方法として特別会計よりも企業会計のほうがふさわしいんだということだと私は理解をしています。ただ、先ほど効果のことでちょっと何か、1、2、3と3つ述べられたんですけども、この中に経営意識を持った人材の育成が期待できるという、これは特別会計でも期待できると思うんですよ。特にこれはこっちにしなくても。今、環境部の職員は優秀なメンバーばかりそろっていますよ。これは特別会計のままでも、私は経営意識を持った優秀な職員というのは育てることができると。ですから、ここだけは違うなと私は思っていますけれども、移行によって得られる効果というのは、こういうものがあるということでもわかりました。ありがとうございます。

いろいろ聞くことがあるんですけども、企業債の残高が、結構下水道事業は持っているよというふうなことを聞くことがあるんですけども、企業債の残高と今後の10年間の償還の見通しをお伺いしたいと思います。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 下水道事業に係る企業債残高と今後の償還見通しについての御質疑にお答えいたします。

令和2年3月末時点での下水道事業における企業債残高は約730億円と見込まれております。

借換債を控除した今後の元金償還の見通しにつきましては、令和6年度までは年間約56億円から約59億円で推移いたしますが、令和7年度以降減少し、令和11年度

では約40億円となり、令和12年度以降も減少する見込みであります。令和2年度から令和11年度までの10年間の元金償還の総額は、約521億円となる見込みであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** 今御答弁いただきましたように、企業債の残高は約730億円です。これは相当なもんだなと私は思っております、企業会計への移行後、この事業は果たして継続してやっていけるのかという不安をちょっと持ったんですよね。赤字になっていくんじゃないかと私はちょっと不安に思っているところがあるんですが、その辺についてはいかがですか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 下水道事業についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和2年度当初予算におきましては、債務超過が生じていないこと、また、経常収支がプラスとなっていることから赤字経営ではないものであります。また、令和3年度以降についても負債総額が減少傾向でありまして、収益を確保できる見込みでありますことから、赤字経営とはならない見込みであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** 赤字経営とはならないという答弁をいただきましたけれども、それでは、企業会計に移行した後に企業債残高や、あるいは年度ごとの償還額が増加するということはありませんか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 下水道事業に係る再度の御質疑にお答えいたします。

これまでに発行した企業債については、企業会計移行後においても、発行時点における借り入れ条件、利率、償還年数、元金据置期間等に基づいて償還を行うため、企業債残高や年度ごとの償還額に変更は生じないところであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** 今、特別会計から企業会計に移っても変わらないということであれば、先ほどの答弁があったように赤字経営にはならないということと理解しているかと思うんですけれども、支出の全体に対する元金償還額の割合ですね。全体に対する割合というのはどのくらいになっているのかお伺いします。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

令和2年度における下水道事業会計予算の総支出額につきましては160億2936万円でありまして、そのうち企業債償還金につきましては71億3609万円であります。借換債15億8350万円を控除した実質の企業債元金償還額は55億5259万円となりまし

て、総支出額に対する割合は34.6%であります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** 私の考えが間違っているのかわかりませんが、今の元金の償還額ですけれども、これは一般会計からいけば公債費負担比率ですか、全然性格が違うのかわかりませんが、この34.6%というのはちょっと大きいなという感じもするんですが、どんなものですか。

**○中田靖人委員長** 質疑ですか。

**○秋村光男委員** この額ですね。元金の償還額、これが予算額の34.6%ですよ。これは多いんじゃないかなという感じがするんですが、どんなものですか。

**○中田靖人委員長** 感想をしゃべればいいんですか。

**○秋村光男委員** 思ったことを言ってください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

34.6%ということで、秋村委員のほうから多いんでないかということでもありますけれども、これまでの起債に対する償還というのは、もともと事業を多くやっていたがゆえに、今回といいますか、現在こういう償還額になっているものというふうに承知しておりますので、この金額が正しいとは言いませんけれども、妥当な金額であるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** ありがとうございます。私は多いなという受けとめをしたんですが、わかりました。

それじゃ、建設改良費です。この見通しはどうなっているのかお伺いいたします。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 建設改良費についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和2年度当初予算における建設改良費につきましては、16億1787万円を見込んでおります。令和3年度以降の投資額については、下水道事業会計の収支状況、企業債の状況、資産等の状況を勘案し、適切な建設費・投資額を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** わかりました。ただ、これからの事業を進めるに当たって考えていかなければならないのは、やっぱり人口の減少です。人口の減少に対して下水道事業をこれまでと同じように進めていくということは、やっぱり私はちょっと無理があると思うんですよ。それから、人口が減少していくことと、これまで50年も前に設置した、例えば管渠ですね。これのかけかえなどをするとき、そのあんば

いをどう見ていくのかということとは事業に対する非常に大きいウェートを占めていくんじゃないかと思っていますので、そこは非常に重要なところだと私は思っています。

それで、建設改良費のうち、新規に下水管を設置するのと、それからこれまでの古い下水管をかけかえていく、更新していくということの比率というのはどういうふうになっているものですか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 再度の御質疑にお答えいたします。新規建設投資分と改築更新分の割合についてということであります。

令和2年度当初予算における建設改良費の内訳につきましては、新規建設投資については3億5749万円、改築更新については10億6322万円、その他事務費等について1億9716万円を見込んでいるものであります。建設改良費に対する新規建設投資分の割合につきましては22.1%、改築更新分の割合は65.7%であります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** わかりました。投資分の割合では新規が約22%、改築が約65%というくらいになっているんですが、実際の工事が進んでいく距離からすると、やはり投資した割合と同じような進みぐあいになるのかどうかということとはわかりませんか。要するに、新規と更新ではどちらが先に進むかということなんですが。投資額ではこれだけ差がありますね。約3倍。ですけれども、実際の工事をするに当たって、これは投資額と同じぐらいの割合で進んでいくのかということです。工事の進む距離です。それはちょっと難しいところでしょうかね。

**○中田靖人委員長** 答弁できますか。

〔八戸認環境部長「今手元に資料がない」と呼ぶ〕

**○中田靖人委員長** 手元に資料なしと。秋村委員。

**○秋村光男委員** ただ、私はなぜこれを言うかということ、さっき言ったように人口減少はこれから非常に大きな影響を与えるということ。そうしますと、人口がどんどん減って行って、50年前に管渠を入れたただけでも、周りに誰も人がいなくなっちゃったというような状況になっても更新するかということなんですよ。私はそうはいかないと思うんですよ。周りに誰も住んでいる人がいなくなったのにパイプを更新するということは、これは非常に不合理ですよ。非効果的だということになるわけで、その辺を考えるに、やっぱりどちらが——事業費は新規よりも更新のほうが多いわけですから、それを進めることによって、どのくらいの距離と言えればいいんですか、進む割合かなど。それも影響してくるのではないかというふうに思ったものですから、そういう質疑をさせていただきました。

それで、最後の質疑になりますけれども、下水道の使用料の関係です。

この使用料がどう変化してきているかと。この5年間で収入状況はどういうふう

になっているのかお伺いたします。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 下水道使用料の状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

下水道使用料の過去5年間の収入状況であります。平成26年度につきましては42億3939万円、平成27年度につきましては43億2697万円、平成28年度につきましては43億3079万円、平成29年度は43億3261万円、平成30年度は43億2516万円となっております。平成26年度から平成30年度まではほぼ横ばいであるというふうに考えているところであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** ありがとうございます。

思ったより収入状況がいいといいますか、これだけ人口が減少して、家屋が少なくなっている。当然にして収入は減っているはずだと思っていたんですが、平成26年度のほうが平成30年度よりも収入が少ないということです。これは意外でした。こういう状況であれば償還も早くなるでしょうし、企業会計にすることによって、さらにこの事業の進みぐあいも明確になっていくと期待をしているところです。

以上で私の質疑を終わります。ありがとうございます。

**○中田靖人委員長** 次に、山本武朝委員。

**○山本武朝委員** 公明党の山本武朝でございます。質疑数が8題と多岐にわたるもので、理事者の皆様、ちょっと答弁を歯切れよく、テンポよくしていただければ助かります。

最初の質疑は、第3款民生費第1項社会福祉費、福祉の店うららについてであります。

これまで我が公明党は、この福祉の店うらら、複合施設アウガ時代、そしてそこが閉鎖してマエダガーラモール店、そして駅前庁舎の際にうららマルシェの開設を提案してきたものであります。このたび福祉の店うららが閉店することとなりましたが、今後、商品の販売機会をどのように確保していくのかお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 山本委員からの福祉の店うららについての御質疑にお答えいたします。

福祉の店うららは、障害者就労施設等で製作された製品の販売場所を確保し、当該施設等における利用者の工賃の向上を図るとともに、障害のある方が販売員となり、一般就労に向けた訓練をする場として、平成21年7月にアウガ4階に開設し、その後、平成29年3月にマエダガーラモール店1階に移転し、運営してきたところであります。今般、運營業務の受託者から、年々売り上げが減少しており、今年度末でマエダガーラモール店から退店したいとの申し出があったところであります。

市では、この申し出を受け、今後の福祉の店うららのあり方について検討するため、昨年11月に受託者を含め、出品している事業所との意見交換会を開催したところであり、参加した事業所からは、常設にかかわらず、販売機会を確保するようにしてほしい。駅前庁舎1階の駅前スクエアにおいて不定期で開催してきたうららマルシェの開催回数をふやしてほしいなどの御意見をいただいたところでもあります。

また、うららマルシェの開催に当たりましては、これまで、参加している事業所から、事業所で働く障害のある方が、自分たちのつくった製品を直接手渡しで販売できることに喜びを感じている。売り上げが常設店舗を上回っており、とてもありがたいとの御意見をいただいているところでもあります。

市では、これら事業所からの御意見を踏まえ、常設店舗の福祉の店うららを今年度をもって終了することとし、来年度からはうららマルシェの開催回数を年4回から年10回にふやすことで、販売機会を確保していくとともに、障害のある方の接客機会をふやし、働く意欲の向上を図ることとしております。

また、福祉の店うららに出品している事業所とともに協議会を設立し、当協議会において事業所が自主的に販売機会を確保していくことができるよう支援していくこととしております。

なお、これらの取り組みに必要な予算については、本定例会に提案し、御審議いただいているところでもあります。

**○中田靖人委員長** 山本委員。

**○山本武朝委員** 答弁ありがとうございます。

明快に閉店することになったわけですが、今までうららマルシェは駅前庁舎の1階で年4回であったものが、今回、明快に10回開催していくと答弁いただきました。よろしくお願いします。

御承知のようにこの福祉の店というのは、商品が売れる、そしてその就労の方が移行していけるよう、その訓練の場でありますので、しっかりこのとおりに開催していただきたいと思えます。この項は終わります。

次に、浪岡事務所、第7款商工費第1項商工費第3目観光費の宣伝事業について。

令和2年度当初予算案に浪岡地区情報発信事業として600万円を計上しておりますが、その事業内容と経費について内訳をお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

**○三浦大延浪岡事務所副所長** 山本委員の浪岡地区のプロモーションについての御質疑にお答えいたします。

浪岡地区は、続日本100名城に選定された浪岡城跡を初め、美人川、楊枝杉、姥銀杏にまつわる伝説、リンゴやバサラコーンなどの農産物、梵珠山や湿生花園といった豊かな自然環境など、たくさんの観光資源に恵まれた地区であります。この浪岡地区にこれまで以上に観光客を呼び込むためには、浪岡地区の魅力を広範かつ効果的に伝えることができる映像コンテンツが必要であると考えております。



令和2年度当初予算案の新規事業として掲げております浪岡地区情報発信事業は、浪岡地区への誘客を促進することを目的に、大きく2つの事業を委託するもので、1つに、歴史的建造物に造詣が深い建築学者に、現在の浪岡城跡の構えから当時の浪岡城の復元イメージ図を制作していただく事業。2つに、浪岡城の復元イメージ図をコンピュータグラフィックスにより映像化するとともに、浪岡地区の魅力をわかりやすく効果的に伝えることができるプロモーション映像を制作する事業の2本立てとしております。

このプロモーション映像については、できる限り多くの方にごらんいただけるよう、市のホームページやYouTubeを活用し配信していくほか、道の駅「なみおか」アップルヒルや中世の館など、地区内の多くの観光客が訪れる施設などにおいて上映することにより、そこから浪岡地区内への回遊に結びつけていくこととしております。

次に、予算の内訳につきましては、浪岡城の復元イメージ図の制作関連経費として207万円、プロモーション映像の制作委託経費として330万円、上映用のモニター購入経費として63万円の計600万円となっております。

市といたしましても、浪岡地区の魅力ある観光資源を一層有効活用し誘客促進を図ることは、浪岡地区の活性化、ひいては本市経済の活性化といった波及効果も期待できますことから、今後におきましても観光資源のブラッシュアップや受け入れ態勢の充実にも意を用いてまいります。

**○中田靖人委員長** 山本委員。

**○山本武朝委員** 答弁ありがとうございます。

この質疑に何で至ったかというところ、これまでさまざまな観光のプロモーションの中で、プロモーションビデオで浪岡地区の部分がなかなか少なかったなという自分の思いがあったもので、今回はきちっとこのプロモーション事業があると、しっかり浪岡のいいところを動画で配信していただいて、浪岡に来たいなと思うようなものを制作していただければと思います。

ここで再度の御質疑させていただきますが、先ほどプロモーション映像はYouTube等を活用して発信していくとのことでしたが、そのほかにはどのような活用を考えているのかお知らせください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

**○三浦大延浪岡事務所副所長** 再度の御質疑にお答えいたします。

プロモーション映像の活用方法につきましては、まずは市の施設であります本庁舎のサードプレイスでの上映のほか、首都圏の情報発信の場でもあります「A o M o L i n k ~赤坂~」を活用し、浪岡の魅力を発信していきたいと考えております。このほか、エージェントとお会いできる場などがあれば、このプロモーション映像についてPRするなどしながら、観光ルートの一部に浪岡地区の観光施設等を組み入れていただきたいと考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 山本委員。

**○山本武朝委員** 答弁ありがとうございます。しっかり浪岡のことを発信していたらと思えます。この項は終わります。

3つ目は、就職氷河期の問題で、第2款総務費第1項総務管理費についてお尋ねさせていただきます。

平成5年から平成16年の間——いわゆる30代半ばから40代半ばの年代は、バブル崩壊後のまさに就職難だったときです。そして、この就職難だった——就職氷河期世代と言うそうですけれども、これを対象に、今、国は集中支援策を打ち出して、3年間で正規雇用で30万人の雇用を目指すと。そのように打ち出しておるところであります。

そこでお尋ねいたします。就職氷河期世代の就労支援策として、本市でも思い切って特別枠でその採用を検討してはいかがでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 山本委員の就職氷河期世代の就労支援についての御質疑にお答えいたします。

委員から御紹介がありましたとおり、国では、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代、いわゆる就職氷河期世代について、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事についている場合や無業の状態にあるなど、さまざまな課題に直面している方がおりますことから、令和元年6月に就職氷河期世代支援プログラムを取りまとめ、3年間の取り組みにより就職氷河期世代の正規雇用者を30万人ふやすことを目指し、集中的な支援に取り組む方針を打ち出したところであります。

また、同年12月には就職氷河期世代支援に関する行動計画2019が取りまとめられ、関係者で構成するプラットフォームの形成・活用を初め、きめ細かな就職相談・定着支援体制の確立や自立相談支援機関の機能強化、国家公務員や地方公務員の中途採用の促進などが示されたところであります。

本市では、これまでも、市民サービスを維持しつつ、行財政運営を安定的に進めていくため、定員管理計画に基づき、新たな行政需要や業務量の変化、さらには年齢構成のバランスなどを勘案し、計画的に職員を採用してきたところであり、就職氷河期世代とされております世代が学校卒業期を迎えておりました平成5年から平成16年におきましても同様に、計画的に採用してきたところであります。

また、企業等での経験を踏まえ、即戦力として活躍できる人材、あるいは柔軟な発想で職務に取り組める人材、さらには本市で活躍したいというバイタリティーのある人材を確保するため、民間企業等において一定の職務経験がある30歳から34歳までの方を対象に、企業等職務経験者採用試験を実施しているところであります。

職員の採用につきましては、今後におきましても、国の就職氷河期世代支援に関

する行動計画や、さまざまな通知等を踏まえながら、本市の実情を考慮し、適切に取り組んでまいりたいと考えております。

**○中田靖人委員長** 山本委員。

**○山本武朝委員** ありがとうございます。

ちょうどこの質疑を考えているときに、先週3月6日、地元紙で黒石市の取り組みを報道していただきまして、黒石市は、何と県内自治体で初、4人程度採用したいということで、これまで幾つかの市で、大阪の堺市等もこういった取り組みがありますので、本市でもぜひ、本市の実情を考慮して、適切に取り組んでまいるとありましたので、それが一歩進んで、こういった採用を進めていただければありがたいと思います。この項は終わります。

次は4つ目、新型コロナウイルスの影響です。第7款商工費、中小企業金融対策事業についてお尋ねします。

毎日のニュースで本当にこの新型コロナウイルスの感染、また経済にはさまざまな、深刻な影響が本当に及んでいるわけであります。今、日本国中、この目に見えないウイルスというもの、これと闘っているというか、この不安、恐怖と闘っているわけであります。この中で、私も今さまざまところに、お店関係に、逆にできるだけ顔を出しています。顔を出しながら、さまざまな飲食店のところへ、また観光産業、またお花のほうでも、花を使う時期だけれども、非常に市場で出回らないとあったわけですので、できればこうやって個人、小さい単位では、経済活動を支える意味でも、今こそ逆に出ていくときなのかなとも思っています。ただ、感染症対策とともに、兼ね合いだと思っております。

そこで大事なのは、今この感染拡大を抑えることと、そして急にこういう状態になりましたので、さまざまな対策が政府からも打ち出されておりますが、このたびの新型コロナウイルスの影響を受ける事業者に対する主な支援策をお知らせください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○木村文人経済部長** 山本委員の事業者に対する主な支援策についての御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルスへの対策につきましては、国においては、中小企業・小規模事業者対策として、1月29日には、日本政策金融公庫など全国1050拠点に、新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置し、中小企業・小規模事業者からの経営上の相談に対応する体制を整備したところであります。また、2月13日には、国の第8回新型コロナウイルス感染症対策本部において、中小企業・小規模事業者の資金繰りの支援策として、通常とは別枠で債務を保証するセーフティネット保証の実施や、売上高の減少等により資金繰りに支障を来した企業等へ融資する日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の要件緩和、さらに、旅館業等営業者が一時的に業績悪化等となった場合に日本政策金融公庫が通常とは別に貸し付けを行う衛生環境

激変特別貸付などを実施することを決定しております。

さらに、2月29日の首相の記者会見において、全国の小学校等の一斉休業の要請に関して、保護者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規雇用を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業に対して日額8330円を上限に支給する新たな助成金を創設することや、本日をめどに2700億円を超える今年度の予備費を活用した第2弾となる緊急対応策を取りまとめる方針が示されているところであります。

本市におきましては、売上高の減少や、今般の新型コロナウイルス感染症の発生のような突発的な事由により、経営の安定に支障が生じている中小企業者が利用できる県の融資制度、経営安定化サポート資金の経営安定枠に協調連携しており、融資額2000万円を上限に、事業者が融資実行の際に必要な信用保証料の全額を市が負担することで、事業者の負担軽減に努めております。

なお、これらの融資制度を初め、国の支援策や経営相談窓口については、市ホームページにおいて周知しているところであります。

新型コロナウイルスへの緊急的な経済対策につきましては、今後とも国において適切な対応がなされていくものと考えておりますが、市といたしましても、市内事業者への影響等について引き続き注視してまいりますとともに、国、県の支援状況の動向を見据え、経営相談窓口となっております関係機関とも連携を密にし、状況把握に努めながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 山本委員。

**○山本武朝委員** ありがとうございます。経営相談の窓口は、午前中に渋谷委員のほうからも確認がありましたが、しっかり窓口を設置して、それぞれのところに相談をつないでいくということをしつかりやっていただきたいと思います。

実は、事業者だけではなくて、さまざまところで相当、個人事業者、フリーランスの方々でも——いわゆる雇用関係が明確でない個人事業者は本当に大変なんですね。うちも事業の売り上げが減ったよと言っても、じゃあどう証明するのかということ、それに対してもたしか3100円とか、きのうニュースで言っていましたけれども、今、国は本当にあらゆることを、この影響を約2700億円の予備費も含めて手を打っていくときであります。今何でこんなふうな対応をしたのかという、そこを議論するときではないです。評価はこの後です。今は感染拡大をとめていかなければ、本当に東京オリンピックの開催も影響を受けますし、今、感染が広まっている中国、イタリア、韓国、そして日本と、また多くの国に広がっておりますので、昨日の専門家会議でもこの期間が非常に長い期間になる可能性もあると答弁がありましたとおり、ここをしっかりと、この見えない敵、ウイルスに対応して応戦していかなければならない時期だと、そのように捉える次第であります。ある意味で、何というんですかね、災害とともに——突然やってくるわけですね。今回も突然の対

応であったわけですが、本当に国民が一段と危機管理に当たると、そういう思いでいくときなのかなと思っていますので、さまざまな支援策、相談がありましたら、そこをつないでいただきたいと思います。この項は終わります。

経済部長、せっかくなので順番を変えていきます。次は、「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」、第7款商工費について確認させていただきます。

「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」、これは前市長のときに出発して、私もその開設のときから質問し、また、これまで3回、4回、何度か東京へ行った際は「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」にお邪魔させていただきまして、状況をお聞きかせてもらったものであります。

このたび、「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」の今後の新しい取り組みというのが示されておりましたが、それをお知らせください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○木村文人経済部長** 「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」の今後の取り組みについての御質疑にお答えいたします。

「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」は、首都圏との距離を克服し、新たなビジネス機会を創出することを目的に、東青地域5市町村が連携して東京都港区赤坂に開設したアンテナショップであります。開設初年度である平成28年度は、ビジネスサポート機能を有するレストラン併設型テストショップとして運営しておりましたが、高額な事業費に対してビジネスサポート機能の事業効果や店舗売上額が低迷したことから、平成29年度にレストラン機能の廃止及び物販機能の拡充、週がわりでのイベントを展開する52週プロジェクトの実施などの見直しを行った結果、事業費の圧縮や売上額の向上などにつながり、効率的かつ効果的な事業運営が図られてきたところであります。

「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」につきましては、現行の建物賃貸借契約期間が令和3年1月末日をもって終了しますことから、これまでの運営実績や東青地域を取り巻く環境変化を踏まえ、「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~ 中期運営計画（案）」を取りまとめたところであります。本計画案におきましては、事業目的を地元事業者のビジネスマッチング等の支援をするビジネス交流拠点からアンテナショップを核とした首都圏におけるシティプロモーションの拠点へ見直すとともに、売上額の向上及び事業費の圧縮を図ることとしております。

具体的な取り組みといたしましては、首都圏におけるシティプロモーションにおいては、52週プロジェクトなどのイベント機能を強化することとしており、特に、青森圏域連携中枢都市圏における連携町村のプロモーション活動を強化するため、連携町村に関連したイベントを毎月1回程度開催することとしております。また、売上額の向上及び事業費の圧縮を図るため、各種イベントや商品の充実による店舗の魅力の向上、営業時間の延長による売上額の向上を図る一方で、事業効果の低いテレビ会議システムの廃止、事業費の大半を占める賃料の減額等により、令和2年

度から令和6年度までの5年間で事業費と売上額を約5000万円の規模で均衡させることを目標に取り組んでいくこととしております。

**○中田靖人委員長** 山本委員。

**○山本武朝委員** 答弁ありがとうございます。開設から今までの課題を丁寧に答弁いただきました。ありがとうございます。

当初、開設当時は地方創生の時期で、国の地方創生の先行型の予算を使って、あのとき急いでばたばたと場所を探して、当時ちょっと高価な270万円の家賃で赤坂でスタートした、ちょっと正直言って急いだ、ばたばた感があったわけですが、小野寺市政になって、今、答弁があったとおりの52週のイベントをやろうと。毎週イベントですから担当は大変な思いだったと思うんですけども、そういった中で改革してきたというようなことがあります。今、物販は二千七、八百万円であるが——この中期運営計画(案)を見させてもらいました。この中で、2024年は約5000万円を目指す。目標は明快ですね。なかなか大変な、ハードルは高いなどは思っているんですけども、すごく明快です。そこはしっかり取り組んでいただきたいという思いです。アンテナショップにおける物販、そして、青森市を売るプロモーションということで、東京事務所としての機能もありますが、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

そこで再度の確認をさせていただきます。今回、青森圏域連携中枢都市圏の事業の中の一つでもあるとありましたが、青森市に限らず4町村が連携するというんですけども、そこにはどのような財政措置があるのかお知らせください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○小川徳久企画部長** 山本委員の青森圏域連携中枢都市圏に対する財政措置についての御質疑にお答えいたします。

青森圏域連携中枢都市圏では、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積強化及び生活関連機能サービスの向上の3つの分野に取り組むこととされております。このうち、連携中枢都市、すなわち本市であります。本市に対しましては、圏域全体の経済成長の牽引及び高次の都市機能の集積強化の取り組みに対しては、圏域人口に応じた普通交付税措置がなされ、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の取り組みに対しては、特別交付税措置がなされることとなっております。

なお、連携する4町村に対しましては、3つの分野における取り組みに対し、特別交付税措置がなされることとなっております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 山本委員。

**○山本武朝委員** ありがとうございます。しっかり財政措置もされるということがあります。本市にあっては、普通交付税措置で、金額はおっしゃっていませんでしたけれども、聞き取りの際、約1億4000万円あると。まあ、普通交付税の算定ですから、そこからどれだけの額が当たるか、ちょっとそれは別として、きちっと措置

されたということは大きいと思います。これと家賃もお安く交渉できたということでもありますので、今後しっかり取り組んでいただきたいと思います。

この部署は、やっぱり青森市における営業部門です。営業部署です。担当課のみならず、みんなでこの事業、青森を売るということで市長が先頭に立ってやられると思いますが、再び背水の陣でまた取り組んでいただきたいと思いますということを要望して、この項は終わります。

次は、バス事業、自動車運送事業の基準外繰り出しについてお尋ねいたします。

令和元年度3月補正及び令和2年度、来年度の当初予算におきまして、自動車運送事業への基準外繰り出しが計上されておりますが、経営改善に向けた取り組みをお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 山本委員の基準外繰り出しについての御質疑にお答えいたします。

本市自動車運送事業におきましては、人口減少、少子・高齢化の進展などにより、厳しい経営状況となっていることから、経営基盤の安定化を図るため、一般会計からの基準外繰出金として、令和元年度3月補正予算案に1億2030万9000円、令和2年度当初予算案に1億4676万8000円、合計2億6707万7000円を計上し、本定例会において御審議をいただいているところであります。

お尋ねの経営改善に向けた取り組みにつきましては、現在、平成30年2月に策定した「青森市交通事業経営改善計画～チャレンジプラン2017～」に基づきまして、今できるところは速やかに取り組むとともに、バス交通を将来にわたって維持していくためのさまざまな取り組みを進めているところであります。

その主な取り組みといたしましては、バス待ち利用者を風や雨雪などから守るバスまち空間向上事業を初め、潜在的需要を把握するための実験運行の実施、効率的で安定した運行体制を構築するための委託運行の推進、雪国の特性を踏まえた冬タイヤの導入、運行ルートをわかりやすく案内するための系統ナンバリングの導入などを進めているところであります。

今後につきましては、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である経営戦略につきまして、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間として策定することとしております。この経営戦略の策定に当たりましては、昨年10月30日に青森市自動車運送事業運営審議会へ市長からその検討について諮問を行い、現在、御審議いただいているところであり、今後、市長へ答申を行う予定としております。その後、答申内容を踏まえ、当該経営戦略案を作成し、パブリックコメント等の手続を行った上で、令和3年3月に経営戦略を策定することとしております。

交通部では、この経営戦略に基づき、経営改善に向けた取り組みを実施し、経営健全化を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 山本委員。

**○山本武朝委員** ありがとうございます。そうですね。今、いろんな取り組みを御紹介いただきましたけれども、確かにバス事業はさまざまな取り組みが出ています。冬ダイヤ、ナンバリング——バスの表示とか、バス待ち空間ということで、これは主に利用者増というか、利用者の利便性に関してさまざま取り組んでいただいているんだなというのは感じる次第であります。

本当にバス事業というのは、乗る方がやはり通勤・通学、お年寄りの方ということで、限られた方の中でどうやって乗車率を上げていくかと。以前、私も議場で、月1回でいいから皆さんマイバス乗車デーをそれぞれ設定しましょうと言ったんですけども、そういった中でも少しでも、皆さんがバスを利用いただければなという思いであります。ただ、公共の足として、赤字だからこの事業はだめだとか、当然そんなことは言うつもりは毛頭ありません。ただ、しっかり経営の健全化、少しでも赤字を減らしていきたい、どういった知恵を出していけるのか、さっき10年間の中期経営戦略というふうにおっしゃっています。そこに少しでも経営の健全化を図れる案が示されていければと、そういう思いであります。この項はこれで終わります。

次に、7番目であります。次は、操車場跡地の利用計画について、第8款土木費第4項都市計画費についてお尋ねします。

この質疑は、実は一般質問で木下靖議員もされておりました。正直言って同様の質疑ではありますが、やっぱり本市にとって、このアリーナ構想・事業の中で、本市としては、次にはこの新駅の設置を早くめどをつけたいという思いであるのは当然であります。それで、昨年まとめていただいた青森操車場跡地利用計画を私もざっと読ませてもらって、さまざまなポイントが、審議してきたことがまとめられています。立地適正化計画に基づいてここの場所を利用すること、また、さまざまな要求水準を今取りまとめて、そして、これらのことは関係機関、具体的には県と協議していくということで、結構幅広い協議が求められているということも知りました。実は県有地についてもどういうふうに使っていくのか。県有地だから県だろうとお思いですけれども、一緒になってそういった方向性を考えていく協議の場にしていこうというふうにも、この文面からわかった次第であります。

それでは改めまして、本市にとりまして、この鉄道駅の整備に関する県との協議状況をお知らせください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大楠寛之都市整備部長** 山本委員からの青森操車場跡地への鉄道駅の整備についてのお尋ねにお答えいたします。

青森操車場跡地への鉄道駅の整備につきまして、青森操車場跡地利用計画では、鉄道駅の整備について関係機関と協議するとともに、自由通路、駅前広場などを整



備することとしております。青森操車場跡地への新駅設置につきましては、昨年7月18日に行われました令和2年度本市重点事業要望の県理事者への説明会におきまして、市長から県知事に直接要望書をお渡しし、改めて青森操車場跡地の利活用に向けた連携と青い森鉄道線への新駅設置の早期実現について要望するとともに、新駅利用意向に関するアンケート調査の結果などについてもお示しし、地域の期待の高さをお伝えしたところであります。その際、県からは、今回提供いただいた調査データなどを踏まえて、手順を踏んで検討していきたいとの御回答をいただいたところであります。

また、昨年11月19日に行われました令和元年度市町村長会議におきましても、県内10市の市長から県知事に公共交通ネットワークへの支援といたしまして、青い森鉄道線における鉄道駅のバリアフリー化の推進、新駅設置による鉄道の充実、駅前広場の整備など、鉄道利用環境の向上について提言したところであります。

県におきましては、今般の情報提供などを踏まえ、新駅の需要予測や採算性などについて、より専門的な見地から調査検証を実施されるものと考えており、現在は今回情報提供した市の調査データなどについて確認されているものと認識しております。

また、(仮称)青森市アリーナ及び(仮称)青い森セントラルパーク等整備運営事業の要求水準書(案)及び募集要項(案)の公表に当たりましては、県にも御相談するなど青森市アリーナプロジェクトの進捗状況についても情報共有を行い、県など関係機関との協議を行っているところであり、引き続き、新駅設置の早期実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**○中田靖人委員長** 山本委員。

**○山本武朝委員** 答弁ありがとうございます。まさにそのとおりであります。そのとおりというのは、県も手順を踏んで検討していきたいと。また、市でさまざまなデータを提供し、県としては採算性を含めて検討していることだと思っておりますけれども、しっかり県と協議していただきたいと思っております。県としっかり協議して進めることはできますよ。それは、浅虫温泉のバリアフリー化、これも長年かかりましたけれども、今回、県と市が約1500万円ずつ出し合って、こうやってエレベーター、バリアフリー化の設置の調査費がついたわけですので、きちっと県——また、あそこは場所を考えると操車場跡地ですから、JR貨物とかさまざまところを含めて協議していただきたいと思っておりますので、この項は終わります。

最後に、10款教育費についてお尋ねしたいと思っております。

きょうは県立高校の高校入試の日でもあります。ニュースでも取り上げられておきまして、その直前に、この1週間、中学校3年の受験生は急に学校の授業が休業になったりしていたわけでありますが、ちょっとこの休業にかかわる影響等について御質疑したいと思っております。

まず、このたびの学校の一斉臨時休業中の児童・生徒の学習についてお尋ねした

と思います。一斉臨時休業なんですね。僕らは、みんな休校だと思っていたんですけれども、ほとんどニュースでも休校と言っているんですけれども、休校となると、実は先生方も学校にいらなくなるんですね。だから、授業が休みで休業というのが本当は正確な言い方だと市教育委員会とのやりとりでわかりました。

臨時休業中における2 i n 1パソコンについて、一般質問でも代表的に取り組んでいる学校等、さまざまお聞きしたんですけれども、その中でもさまざま家でも勉強することができると思ったわけなんですけれども、もうちょっと突っ込んで、確認だけちょっとさせてもらいます。例えば2 i n 1パソコンの貸し出し等については、教育委員会はどのように考えていますでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 山本委員の臨時休業中における2 i n 1パソコンの貸し出しについての御質疑にお答えいたします。

2 i n 1パソコンにつきましては、学校備品として、学校で適正に管理・保管されるものであるということ、そして、情報漏えいを防ぐためのセキュリティー対策として、学校内でのみ利用できるアクセス制限をかけているということ、紛失・盗難・破損を避けるなどの理由から、臨時休業中においても、2 i n 1パソコンの貸し出しについては行えないことを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 山本委員。

**○山本武朝委員** ありがとうございます。ある意味で答弁のとおりだと思います。データ管理の安全、情報漏えいの部分でということ、セキュリティー対策は必要であります。ただ、将来的に1人1台ということもありまして、いずれ、そしてそのデータの安全性、頑丈なサーバーのセキュリティーも含めれば、場合によっては三、四年後——破損も含めたときには保険をかけたりして、希望者には一部貸し出しが可能という議論も三、四年後には必要になるかと思っておりますので、そういった意味を含めてお尋ねさせていただきました。

再質疑を2点させていただきます。

先月末、2月26日の夕方6時半ごろ、安倍首相が急に、感染拡大を防ぐ意味で、ここ一、二週間が勝負だということで、一斉に小・中・高、そして特別支援学校の休業——当時は休校と言っていましたが、休業を要請したいとあって、それからあの日の夜、木曜日の夜、教育委員会の先生方がもうばたばたと集まって、じゃあどうやって休業、来週3月2日月曜日から休業するに当たってどういうふうにしたらいんだと。あしたが最終日、27日金曜日、この1日だけで生徒たちに伝えなきゃいけないということで、相当な思いでこの一斉休業に当たって準備に当たられたと思います。わずか本当に半日以下で、夜からでできたということはすごい危機管理能力があるんだなど、実は私は感心した次第であります。

そこで、ちょっと済みません、関連の質疑ということでお許しいただきたいんで

すけれども、やはり私も皆さんも心配であるのは、この臨時休業中における児童・生徒の学習状況、学習というのはどのように行っているのかお知らせください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 臨時休業中における児童・生徒の学習についての再度の質疑にお答えいたします。

本市の小・中学校におきましては、去る2月28日、臨時休業を控えまして、児童・生徒に対して家庭学習用のプリントなどを配付するとともに、家庭における学習の仕方について指導したところです。その後、家庭訪問や電話訪問等を通して児童・生徒の心身の健康状態の把握とともに、学習の進みぐあいを確認したり、学習上の悩み等に対応したりしているところでもあります。現在、児童・生徒は学校から配付された家庭学習用のプリントなどの課題に取り組んでいるところではありますが、これに加えまして、配付された課題のほかに個別最適化学習の学習ソフトが導入されている学校におきましては、家庭のパソコン等を用いた学習にも取り組んでいるところです。

今後におきましても、家庭訪問や電話訪問等を通して、児童・生徒の学習支援及び健康管理に努めてまいります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 山本委員。

**○山本武朝委員** ありがとうございます。今、答弁を聞いて気づきました。1日、私ずれていましたね。2月27日に安倍首相が一斉休業の要請をして、2月28日に、その1日で児童・生徒にその対応をお伝えしたということで、本当に短い期間で準備されたんだなと。また、さっき答弁の中で、いわゆる個別最適化学習をモデル的にやっているところは、家庭でネット環境があるところでは勉強できるということも確認できました。ありがとうございます。

今、ネットのほうではさまざま、文部科学省関係、経済産業省関係のホームページで、リンクで無償で学習ができるアプリ・ソフトをこの期間、課金しないように無償でやっているというのが出て、今、国を挙げて支援できることは何かということをもさまざまな事業者も今取り組んでいただいているところでもあります。

最後にもう1つだけ再質疑させていただきます。

この臨時休業中、春休みまでで、そしてまた春休みから3月いっぱいずっと続きますので、この臨時休業中に大事なものは、家庭、親御さんとの連携はどうやって行っているのかなど。安否、健康状態、勉強の進み方、またさまざまな不安、心配事等あると思いますけれども、その家庭との連携はどのように行っているのかお知らせください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 家庭との連絡についての再度の御質疑にお答えいたします。

それぞれの学校におきましては、家庭訪問、電話訪問を行っているところですが、

全部の学校がメールの配信を使って、これを活用し臨時休業中における家庭での学習状況や児童・生徒の心身の健康状態を把握しているところでもあります。具体的な取り組みといたしましては、学級担任による児童・生徒の健康状態の把握や家庭学習に対する指導支援のための家庭訪問、そして電話訪問、さらには国・県の動向に伴う学校の今後の教育活動等の情報を周知するためにメール配信、そして学校ホームページによる情報発信などが挙げられております。新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する情報が連日発表される中、教育委員会といたしましては、今後におきましても、国や県の動向を踏まえながら、感染拡大防止に向け、学校と家庭が密接に連携を図っていくよう支援してまいります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 山本委員。

**○山本武朝委員** ありがとうございます。答弁にありましたとおり、メールで一斉配信していると。これ、本当に担任の先生が一人一人に電話とかファクスをやったら大変なことですね。やっぱりネット環境で、ほぼ98%ぐらいはメールでやりとりしていると。一部、電話で丁寧にやっているところもあると聞きました。

これでもう終わりますけれども、最後、この一斉休業になってからの1週間は、受験を迎えるに当たっては、受験生に必要な場合、先生方も家庭訪問して、きちっとその対応をしていただいたということもお聞きした次第であります。今後とも、いつまで続くかわかりませんが、少なくともこの3月いっぱい、教育委員会、また、学校の先生方におきましては、さまざまな不安の払拭のためにも、しっかり今の親御さんとの連携をとっていただきまして、安心して勉強に取り組んでいただけるよう要望して、私の質疑は終わります。

ありがとうございます。

**○中田靖人委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時40分からといたします。

### 午後3時7分休憩

---

### 午後3時40分再開

**○中田靖人委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、山崎翔一委員。

**○山崎翔一委員** 無所属、山崎翔一です。よろしくお願ひします。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費についてお尋ねいたします。

除排雪事業実施計画に示されている「除排雪業務の効率化・省力化に向けた取組」

の内容についてお示してください。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 山崎委員からの除排雪業務の効率化・省力化に向けた取り組みについての御質疑にお答えいたします。

市では、官民連携のもと、先進的技術を活用し、雪に強く、機能的で快適な「つよい街」である多雪都市版スマートシティの実現に向けた取り組みを推進するため、昨年10月にあおもりスマートシティ協議会を設立し、除排雪業務の効率化・省力化に関する調査研究等を行うこととしたところであります。

今冬におきましては、現在、職員が現場をパトロールし、目視により判断している除排雪の実施時期の判断等につきまして、各会員が有する技術等を活用し、画像・動画データにより道路状況を把握し、AI分析などにより除排雪時期を判断する仕組みなどを調査研究していくため、まずは画像・動画データの収集を行っているところであります。

○中田靖人委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 画像・動画の収集等を行っているということだったんですけども、御存じのとおり、ことしの記録的な雪の少なさによって、こちらの画像・動画等のデータの収集等に影響はあったのでしょうか。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

今冬におきましては、道路上の積雪状況等を把握するため、パトロール車両のドライブレコーダーにより画像・動画データの収集を行ってまいりましたが、少雪の影響などによりまして、積雪時におけるデータが十分に把握できていないというようなところであります。

○中田靖人委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 今の御答弁で十分なデータを取得できなかったということでした。ことしは例外的に雪が少なかったんですけども、やはり、雪というものは市民にとってとても親しみがあるとともに、とても厳しいというか、生活に影響を及ぼすものであるというふうに思っております。今年度5月に行われました青森市民意識調査の中でも、やっぱり住みやすさというところで雪に対して余りよろしくないというか、雪が原因で住みにくいという意見が多くあります。このことから、やはり省力化というものは今後取り組むべきだと思うのですが、来年度、この取り組みはどのように行うのか御答弁をお願いします。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

あおもりスマートシティ協議会におけます来年度の取り組み内容であります、記録的な少雪によりデータが十分に収集できていない結果などを踏まえまして、今後、協議会の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中田靖人委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 協議会の中で検討していくということで、今時点では未定ということではよろしいですかね。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

データが十分に収集できていれば、そのデータを活用して解析だとか、どのようにAIに読み込ませるだとかというようなことを予定しておりましたが、データが十分でないというようなことを踏まえまして、来年度の取り組みを再度検討しなければならないということでもありますので、来年度の協議会の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中田靖人委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 わかりました。

それでは、この取り組み自体、どれほど費用がかかっているのか、わかる程度でお答えください。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

どれぐらいの費用というようなことではありますが、基本的には市のほうは、今あるパトロール車両のドライブレコーダーを利用しているということで、実質かかる経費はゼロ円であります。各会員の皆様におきましても、各自研究テーマというものを抱えながらやりますもので、各自の負担というふうにしております。

以上でございます。

○中田靖人委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 こちら、市でかかる経費としてはゼロ円だということですので、パトロールを行っているときのドライブレコーダーの動画・画像等を使用するということですので、それを副次的に用いて利用できないかというようなことで予算がゼロ円で済んでいるということです。この雪対策は今後ずっとつき合っていくものですので、省力化、効率的な除排雪、これは市民皆さん望むことなので、こちらについてぜひ協議会のほうで来年度以降も取り組むよう強く要望していきたいと思っております。

次に、自動車運送事業、1款資本的支出1項建設改良費1目建設工事費についてお尋ねいたします。

今定例会で提案されておりますドライブレコーダーの導入の契約手続について、どのように行うのかお示してください。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 山崎委員のドライブレコーダーについての御質疑にお答えい

たします。

ドライブレコーダーにつきましては、主に事故発生時等の映像や音声を自動的に記録する装置で、交通トラブルなどから身を守る手段として、その設置について関心が高まっているところであり、市議会からも多くの御意見をいただいているところでもあります。

このようなことを踏まえ、交通部では、安全・安心な輸送サービスに向けて、ドライブレコーダーを導入することにより、交通トラブルへの対策強化や、車内の防犯性の向上、サービスの改善などへさらなる効果が期待されますことから、取り組むこととしたところでもあります。

このため、現在保有する全ての市営バス車両にドライブレコーダーを導入するための経費について、「あおもり、再生。」特別枠の活用により、令和2年度当初予算案に計上し、御審議いただいているところでもあります。

ドライブレコーダーの導入におきましては、関連予算への御同意をいただければ、青森市企業局財務規程などに従い、最少の経費で最大の効果が得られるよう入札等の契約手続を適切に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 山崎委員。

**○山崎翔一委員** 経営が厳しい中で多くの議員がドライブレコーダーについて設置を求めてきました。以前は導入について、余り前向きではない答弁でしたが、来年度の導入が提案されたことに感謝いたします。しかし、依然として厳しい公共事業のバス事業ですが、答弁いただいたように、最少の経費で最大の効果が得られるようにしなければならぬと私も思います。

そこで質疑いたしますが、このドライブレコーダーの導入が決まったとして、それ以降のランニングコストは発生するのでしょうか、今時点で答えられる範囲でお答えください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 山崎委員のランニングコストについての再度の御質疑にお答えいたします。

ドライブレコーダーの使用につきましては、現在検討中でありまして、詳細につきましては今後となりますけれども、故障による維持修繕費などを除きまして、ランニングコストを発生させないことを基本に、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 山崎委員。

**○山崎翔一委員** ドライブレコーダーによっては、解析等を使用するとランニングコストがかかるドライブレコーダーもありますが、青森市では余りランニングコストが発生しないものを採用するというので、今時点で私もリアルタイムな解析は

ドライブレコーダーに必要はなく、バスのサービスであったり、事故が起こった後の振り返り等に使うべきものだというふうに考えております。ちょうど昨日の朝にバスの事故がありましたとおり、こういったところでバスが事故を起こす場合であったり、追突等で事故を起こされてしまう場合等もありますので、その際に、やはりドライブレコーダーの記録、可視化によって、こうした事故の内容またはサービスについては向上できるのかなと考えております。

そこで、追加で質疑なんですけれども、依然厳しい経営状況であります、その中の1つの要因として人件費が挙げられるかと思えます。この人件費の対策等は現時点でどのように——今の人件費の状況とその対策がありましたらお答えいただきたいと思えます。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 山崎委員の再度の御質疑にお答えいたします。人件費についてのお問い合わせでありました。

現在、私どものほうでは、平成30年2月に策定しましたチャレンジプラン2017に基づきまして取り組みを進めております。その中で、人件費のところにつきましては、今のところ退職者の不補充というふうな形で、今いる人員、そして嘱託職員という形態でバス事業を運営することで、人件費の抑制を図っているというところがあります。

今後につきましては、先ほど山本委員のほうにもお答えしましたとおり、経営戦略を策定することとしております。その中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 山崎委員。

**○山崎翔一委員** 先ほど、山本委員のほうにお話があった経営戦略のほうで詳細について記載があるということで、そちらは期待して見てみたいと思っております。

先日、このドライブレコーダーと、あとバス事業について仙台市のほうに視察に行った際に、仙台市のほうでも、やはり赤字で、ドライバーの高齢化による賃金の上昇という問題がありました。仙台市のほうでは、バスの免許——大型ですね。免許を持っていなくても採用すると。そのときは30歳までの方を対象にバスの免許を持っていない方でも募集を行い、採用した後にバスの免許を取らせて、運転手として活用するというところを行っていて、実際、それで募集枠を超える応募があったということで、これによって人件費の抑制も行えますし、市内の仕事もつくり上げたということで、とてもいい施策だなと思ったふうであります。なかなかこの人件費、特に大型免許の資格を有する人というのはとても限られてくることになりまして、将来を見据えて、そうした長期的な視点に立ってやってもらいたいと思えます。

あと、仙台市のほうでは、バスのドライブレコーダーの全車導入まで大体5カ年かかっております。まず、1年目が調査で、2年目以降がそれぞれのバスに導入と



いうことだったんですけれども、青森市で現在提案されています全車導入というのは、今定例会で中田議員から質問があったときの答弁の12月までということでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 山崎委員の再度の御質疑にお答えいたします。

ドライブレコーダーにつきましては、今定例会の一般質問で中田議員のほうにお答えしましたとおり、予算を御議決いただければ、来年度、ドライブレコーダーの導入につきまして事業を進めてまいりまして、一応入れ次第、順次対応を進めてまいりたいと思っておりますけれども、全車につくとなりますと、12月ごろをめどにというふうに考えているところであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 山崎委員。

**○山崎翔一委員** 仙台市のほうは大体500台ほど所有してしまっていて、その数は多いんですけれども、やはりドライブレコーダーを1回入れてしまうと、なかなかかえがきかないというものでありますので、その調査期間に1年を要したのかなと思います。なので、青森市ではことしの12月までということなんですけれども、それを聞くと、もうちょっと早くてもいいのかなと思ったんですけれども、それでもいろいろドライブレコーダーは高いものから安いものまであります。そして、いろいろ機能等も違いますし、そういった検討の時間も必要です。なので、なるべく早急にはもちろん皆さんが願っているところなんですけれども、全車導入ということで、安いものを買ってすぐ壊れて、また費用が発生するといったようなことになってしまうと本末転倒でありますので、なかなか経営環境は厳しい中ではあります。その調査については、なかなか時間がない中ではあります。検討を急いでやってもらって、このチャレンジプラン2017にありますとおり、住民サービスの向上、安全なバス環境の育成のためにも、ぜひ進めてやっていただきたいなと思います。

以上で質疑を終わります。

**○中田靖人委員長** 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

**午後3時59分散会**

## 2日目 令和2年3月11日（水曜日）午前10時開議

**○中田靖人委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、万徳なお子委員。

**○万徳なお子委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
日本共産党の万徳なお子です。

初めに、G I G Aスクールについて。10款1項2目です。

日本共産党の村川市議がG I G Aスクールについて、さまざま懸念されることを質問いたしました。情報管理について質問したところ、御答弁は、今はクラウドだからということが終わってしまったので、重ねて取り上げたいと思うんですけども、進めるにしてもリスク対応は必要なんじゃないかなど。リスク管理の基本は、リスクゼロはなしというところなので。そこでお尋ねします——その前に、「G I G Aスクール構想の実現パッケージ」という国の文書の中にも、「クラウド活用前提のセキュリティガイドライン公表」という項がありまして、各教育委員会・学校が情報セキュリティポリシーの作成や見直しを行う際の参考とする「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を云々と書いてありました。

そこで、このG I G Aスクール推進事業に当たって、青森市学校情報セキュリティポリシーというのがありますが、これを見直す御予定なのでしょうか。市の考えをお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 万徳委員の青森市学校情報セキュリティポリシーの見直しについての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、平成22年に学校I C Tの本格運用が始まったことに伴い、小・中学校が保有する情報資産に関するセキュリティー対策を総合的・体系的に取りまとめた青森市学校情報セキュリティポリシーを制定し、学校情報セキュリティー対策に取り組んでいるところであります。

文部科学省では、平成29年10月に策定した教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインについて、G I G Aスクール構想の推進に合わせ、教育現場においてもクラウド活用が促進されるよう、令和元年12月にクラウドサービスに関する考え方を追記する改訂をしたところであります。

今後の児童・生徒1人1台端末環境におけるセキュリティー対策は、実際に整備する端末のOS等にもよりますことから、文部科学省の教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの内容を踏まえながら、今後の端末整備と合わせて、ク

クラウドサービスの活用をも想定した青森市学校情報セキュリティポリシーの見直しについて検討してまいります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 今の御答弁は、端末のOSによるので場合によってはクラウド管理を使わない場合もある、そういう内容でしょうか。確認させてください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 端末の標準仕様が国のほうから示されておりまして、その中のどれを使うかということにもよりますが、全くインストールが必要ないものもありますし、多少なりともコンピュータの中にもものが入ってくる、入れなければならないというものもあります。そういう意味で、それをしっかり見きわめた上で、どのようなものが最も適しているのかというのを考えていきたいと申し上げたところであります。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 基礎的な知識がないと、なかなか御答弁を100%理解するというのは難しい感じがするんですけども、端末によるという御答弁だったかと思うんです。

それで、例えばクラウドサービスを利用するにしても、総務省の平成30年8月の文書では、「クラウドサービス特有のリスクに起因するセキュリティへの懸念等も存在します」と書いてあります。なので、クラウドを使ったから万全ということではないように思うのですが、見解をお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** クラウドを使いますと、パブリックな中での情報のやりとりということになります。昨今のこの方面の技術の進展からしますと——我々の今のセキュリティー対策は、学校に関しては、学校から出てくるもの全てを1カ所に、サーバーにまとめているわけですけども、そこで1回。それから各学校のコンピュータ室で1回。そしてそれぞれのコンピュータの端末で1回、セキュリティーをかけております。ただ、それは我々がそれを常に更新して、最善の状態にしていかなければならないという状況にあります。今、クラウドをもし使うとなると、専門の事業者が持っているもっと高いスキルのもとでそれが維持されるということにもなりますので、今、私の持っている考え方から言えば、我々が個別にそれの一つ一つ対応するよりも、クラウド上で高いセキュリティーのもとに管理した方が情報漏えい等の事故は防げる可能性が高いのではと思っています。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 今の御説明はよくわかりました。ただ、このクラウド管理を事業者へ委託すると。どこか事業者を選んで契約するということになりますよね。御

確認をお願いします。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 高いスキルを持って、信頼性の置ける事業者にはそれはお願いすることになるということになります。

以上でございます。

○中田靖人委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 私たちや市民、保護者のこういった新しい道具・技術に対する情報や認識というのもまちまちだと思うんです。なので、保護者の皆さんから、さまざまな世の中の事件を見聞きして大丈夫なのかという質問は当然寄せられると思うんです。ですので、なるだけ丁寧に情報管理は今後どうなっていくのか御説明いただくように、御答弁をしていただくよう御要望申し上げます。

それで、私自身も素人なのでとんちんかんな質疑をするかもしれません。それは御容赦いただいて。素人ながらの率直な質疑です。配られた端末は1台1台アカウントをとるんでしょうか、SIMも入るんでしょうか。御答弁をお願いします。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 アカウントをとるのかという御質疑と、それからSIMの話がありました。アカウントは当然1人に1つずつ割り振られます。これは別にこれからのGIGAスクール構想によって割り振られるのではなくて、今現在も子どもたちがコンピュータ室で端末を使うときには、それぞれにアカウントというかIDが割り振られておりますので、そういうふうな御理解をしていただければと思います。それから、SIMについては、無線で外部に対して通信をするというようなことは考えておりませんので、あくまでも校内の無線LANですので、SIMを導入する考えはありません。

以上でございます。

○中田靖人委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 アカウントが1人に1つずつあるということは、IDなり、暗号なり、パスワードなりも、それぞれ一人一人に設定されるということですね。

○中田靖人委員長 質疑ですか。

〔万徳なお子委員「質疑です。確認です」と呼ぶ〕

○中田靖人委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 おっしゃるとおりであります。

○中田靖人委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 それであるならば、やはりこのアカウントを管理するのは生徒自身も管理しなければいけないということになると思うんです。そうすると、このセキュリティポリシーについては生徒にも指導していくということになるでしょうか。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 生徒にもセキュリティポリシーを指導するののかということですが、当然そうなります。そして、例えばパスワードなどは、できるだけ書いておかない、暗記するということを指導しております。パスワードは子どもたちが自由に考えますので、それを忘れたらそのときはそのときで、先生がまた新たに対応すると。それは今現在もやっているというところでもあります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 私自身も 아이폰、スマホを持っていて、アカウント、パスワードを忘れてしまって、またもう1回メールで取り直すとか、そういったことをやっているの、すごく大変だなと思うし、人に見られる心配は、私自身の場合はないわけですが、それだけ先生方の負担もふえることになるんだろうなということは考えておく必要があると思います。

それと、SIMは導入しないということですから、使えるアプリケーションというのは限定されるということですよ。

**○中田靖人委員長** 質疑でよろしいですか。

〔万徳なお子委員「そうです。確認です」と呼ぶ〕

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 使えるアプリケーションは限定されるののかということですが、現在も今入っているもの以外は使えない状態にありますし、それから、SNS等にも接続できないような状況にあります。今後、子どもたちが自由に好きなものを入れるということは考えておりませんので、教育委員会として、また、学校として必要なものが使えるようになります。それは先ほどクラウドの質疑からきましたので、クラウド上であればコンピュータに入れる必要はないので、それは仮想の空間上から回線を通して入ってくるということでもあります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** アカウントやSIMについての御説明はわかりました。ただ、新しい道具を使えば使うほど、全く想定されていないような、驚くような方法で事件が起こっているの、いろいろ細かく聞いているんですけども、例えば生徒が、学校の休んでいる時間に入って、自分の成績を改ざんしたという事件もありました。それとか、これは学校現場ではないんですけども、パソコンを廃棄したときに記憶している部分の売りに出したとか、そんなこと考えもつかなかったなと思うような、想定していないようなことが起こるので、やはり情報セキュリティというのは、その都度その都度更新していった対応していくべきだと思いますので、御要望いたします。

続きまして、健康面での対応なんですけれども、例えばブルーライトが目には負担をかけるということで、私も目がしょぼしょぼしてしまう、これはブルーライトの

せいなのか老眼なのか原因はよくわかりませんが、ただブルーライト対応の眼鏡を使った友人は大分楽になったよと言ってくれるので、やはり、それだけ目に負担がかかるんだろうなど。あるいはスマートフォンの場合ですけれども、こうやって見るものですから、ストレートネックとかいって、首に負担がかかるというようなことも見聞きしています。そういった児童・生徒の健康面において留意をしていらっしやると思うんですが、お示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** コンピュータ等を使う際の健康面において留意していることについての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、これまでも、ICT機器を活用する際には、文部科学省が作成した「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」をもとに、児童・生徒の健康面について配慮してきているところであります。具体的には、視覚に関することにつきましては、利用時間の調整、天候等に応じたディスプレイの照度の調整、日差しの映り込みの防止、次に、首や姿勢等、筋骨格に関することにつきましては、パソコン利用時の正しい姿勢を意識させ、児童・生徒の体格に応じた机や椅子のサイズの調整、また、インターネット依存症やストレス等、精神面に関することについては、生活習慣アンケート等による実態把握や養護教諭による保健指導に努めているところであります。

なお、無線ネットワークやパソコンから発せられる電磁波につきましては、総務省及び環境省は、無線ネットワークからの弱い電波が健康への有害な影響を引き起こすという説得力ある科学的根拠はないとの世界保健機関の見解を採用しているところであり、今後においても、専門家の知見や、国や県から出される情報等を注視してまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、今後とも、児童・生徒の健康に留意しながら、ICT機器の活用を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 今、電磁波のことも触れていただきました。直ちに健康に害があるとか、そういった結論を持っているわけではもちろんありませんけれども、保護者も不安に思うわけですから、注視していただくという御答弁だったので、一般質問よりとても前向きな御答弁だったと思います。スマートフォンにしても、基準をクリアしたから販売されているというふうに総務省の説明文にはありました。それと、注視していただくという中身に、やはり世界の——これは村川議員も一般質問で取り上げていましたけれども、世界の流れ、これは特に携帯電話の5Gの電磁波についての懸念が、やはり各国で言われていて、日本の基準は——日本とアメリカはロシアに比べても——ロシアはとても厳しいそうですね。100分の1だということが言われています。

それで、健康面に続きまして、教材ソフトについてお尋ねしたいんです。

G I G Aスクールの可能性については、私自身もいろんなことが考えられるなど思っています。学校現場に出たことはないんですが、塾の講師をしていたことがあります。数学で言うと関数の問題で、四角の上を動点Pが移動すると。それによってできる面積を関数で式にしてあらわしなさい、あるいは解を求めなさいという問題が出たときに、動く点なものですから、ホワイトボードで指導するには幾つも書かなきゃいけなくて、それでもなかなか生徒にはぴんとこなくて、動画があればいいのになと思っていました。最近ユーチューブで見ると、ちゃんと動く点Pの動画で図形がどんどん変わっていくというのがあります。なるほど時代は変わっていくと、生徒の理解も進むんだろうなと感じています。あるいは、理科の天文で今使っていると。あれもやっぱり立体的な問題ですから、やはり動画や、いろんなソフトで多角的にあらわしていくと理解も進むのだろうと思います。もしかしたら近い未来、立体映像、ホログラムで授業が行われる時代が近いのかもしれない。

ただ、現状、教材ソフトが世の中にたくさん出回っているのかどうかというところがよくわからないんですが、今回お持ちなのは、算数・数学と理科の天文ソフトだというふうに一般質問では御答弁いただいていたように思うんですが、これは購入しているのでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** どう言えばいいかですが、全部のコンピュータの中にジャストスマイル、ジャストジャンプという表計算だとか、文章を書いたり、自分の意見を出すと全員のが一斉に同じ画面に出てくるですとか、簡単なドリル、こういうふうなものが入ったものを教育委員会で購入して、今の2 in 1パソコンの中には入っております。そして、一般質問等で出てきているのは、さらにそれがA Iと結合されていて、向こうのほうから最もふさわしい問題、それから採点、そういうものを全部やってくれるものもあります。このタイプの個別最適化学習用のソフトウェアは、現在14校だったと思いますが、入っております。これにつきましては、ほとんどはお試しということで無料でやっております。中には、学校が独自に購入したというのでも4校ほどありますけれども、ほとんど今無料でやっております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 今後、端末が生徒一人一人に配られる、いわゆるG I G Aスクールの進められることになれば、教材ソフトも恐らく買わなきゃいけないと。どのぐらいの予算というか規模のものを想定されているのでしょうか。わかる範囲でお答えください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 教材ソフトに関することですが、さまざま考えられるかと思えます。現在は、教科書には、全てデジタル教科書が付随しておりますので、これ

をどうするかという問題もありますし、今使っているものもいつまでも無料というわけでもなく、これはいずれ購入する必要性があります。ただ、今まで全部の学校ではプリント類ですとかテスト問題がありますけれども、これの購入費用が多い少ないというのはありますけれども、小学校で大体8000円以上かかっています。これは保護者徴収金という形で保護者に負担していただいているところです。中学校はもちろん受験もありますので、1万4000円ほどがこういうドリル類の費用に当たっているわけですがけれども、試しに——現在この14校のうちのほとんどに入っている学習用ソフトは9教科の問題が入っています。一番多いのは——主要の5教科の問題はたっぷり入っていますし、5年間にわたる日本全国高校入試問題集というものもついておまして、これらセットで、プラスして図書館に行かなくても図鑑等が1人ずつ全部調べられるものですとか、そういうものがもろもろついて、値段的には学校単位で購入いたしますので、一番大きな中学校で購入すると1人当たりの負担が300円いくかなというぐらいかと思っています。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** にわかにはよく理解できなかつたんですが、生徒・保護者負担が1人当たり300円程度だろうという予測だということでしょうか。確認させてください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** あくまでも、今無料で使っている物の値段を、使う子どもの数で割り算すると——さまざまな購入方法がありまして、それ以外に数学の教科書を出している会社が出しているものは、学校全体として買う必要がなくて、1教科1人333円という値段がついております。そういういろんな購入の仕方がありますけれども、大体5教科でその程度か、人数の少ないところはもう少し高くなるかと思えます。しかし、これだけで全てが賄えるわけではないので、これまで学校の先生がやってきた紙を使った問題というのも、それは絶対必要なものであって、その全部をこれが補うものではないということは御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** ありがとうございます。

文部科学省のGIGAスクールの説明文の中に動画がありまして、授業風景が載っていて、生徒が一人一人端末を持っているのと別に、担任の方がすごい大画面を同時に使っていらっしやいましたね。それもタッチパネル方式で、こういうのも使うのかな、買うのかなと思ったんですけれども、検討されているでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 国の2018年度からの5カ年計画はコンピュータだけでなく、大型ディスプレイだとか、そういうふうなものも入っているので、できるだけ



それは使うようにしたいなど。今、全員参加型の授業を青森市は目指しております。これまで手を挙げて発表する子どもの意見は表に出てきましたけれども、今回、大型ディスプレイと1人1台のパソコンを使うと、全員の考えが黒板に全部表示されることとなります。したがって、そういうようなことをするためにも必要ではあるなど考えているところで、先月の末に、市内の一中学校ですが、奇特的な市民の方から全部の教室に黒板にぴったりくっつく超単焦点型のディスプレイが寄贈されたということで、活用範囲が物すごく広がるものだと思っています。いずれ全部の学校に一斉にといっても金額が張るので、できるだけそういう方向にはいきたいなと思っています。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 端末を家庭に持ち帰って、学習も継続できるということも一般質問では御答弁いただいていた、これに関連するような質疑がまだあるんですけども、既にもう30分たったので、GIGAスクールについては質疑を終わりたいと思います。

次に、病院事業会計、2款1項3目です。ヘルステックについて質疑させていただきます。

浪岡で地域医療の一つとして行われているヘルステック、特にIoTを活用したみまもりサービスについて、今年度は実証プログラムが行われたということでした。概要と結果をお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）万徳委員からのヘルステックを核とした健康まちづくりについての御質疑にお答えいたします。

市では、株式会社フィリップス・ジャパンとの連携協定によるヘルステックを核とした健康まちづくりとして、令和2年度から浪岡地区においてモビリティを活用した予防サービス事業とIoTを活用したみまもりサービス事業を実施していくこととしており、これら2つの事業を円滑に実施するため、スモールスタートとして、本年1月から2月にかけて、実証プログラムを実施したところであります。

IoTを活用したみまもりサービス事業の実証プログラムの概要についてであります。浪岡病院をかかりつけ医としている3名の患者さんを対象として、2月5日から2月19日までの2週間、御自宅にIoT機器を設置し、検証を行ったところであります。具体的には、株式会社ワーコンのIoT機器として、居室や寝室など患者さんがいる場所に持ち運ぶことができ、患者さん本人が体調不良などの場合に、画面を通して24時間見守り看護師と対話ができる見守りロボットや、心拍数・呼吸の状況が計測できるルームセンサー及びベッドセンサーを設置。また、株式会社エナジーゲートウェイのIoT機器として、電化製品の利用状況により、居室や寝室

以外での生活状況を把握することができる電力センサーを配電盤に設置。株式会社フィリップス・ジャパンのI o T機器として、専用アプリとの連動により磨き残しなど歯磨きの状況を確認できる電動歯ブラシを使用していただいたところでありませす。

これらI o T機器による日々の見守り状況については、毎日、浪岡病院に報告されていたところでありませす。今回の実証プログラムを通して、患者さんの行動がリアルタイムで情報収集できることから、緊急事態に対し、訪問看護師による迅速な訪問が可能となることが確認できたところであり、また、見守りロボットと電力センサーを組み合わせることににより、家の中での見守りの範囲が拡大することも確認できたところでありませす。

今回の実証プログラムに参加していただいた患者さんからは、1人でいる時間もロボットを通じて見守り看護師から声をかけてもらえることで、病院とつながっているという安心感が得られた、ロボットのいる生活になれたらとても楽しかった、会話コンテンツの種類をもう少しふやしてほしいという声をいただいたところでありませす。一方、患者さんの御家族からは、外出先からスマートフォンのアプリにより、本人の心拍数や呼吸の状況を確認できるので安心できるなどの声をいただいたところでありませす。

今回のI o Tを活用したみまもりサービス事業の実証プログラムの結果を踏まえ、よりよいシステムとなるよう、引き続きワーキンググループにおいて検討を加え、令和2年度からの本格実施につなげてまいりたいと考えておりませす。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 地域医療は大変大事な問題ですので、このヘルステックそのものに反対するものではないのですが、特に見守りロボットについて、詳しく聞かせていただきたいなと思うことがありました。実証実験では3人、新年度からは10人というふうに聞いています。10人って少ないんじゃないかなと思ったんですけども、なぜ10人にしたんでしょうか。お聞かせください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めませす。市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 10人の数の根拠について申し上げます。

現在、浪岡病院では訪問看護を行っております。訪問看護師による訪問看護の数等も踏まえて、また、その実証実験において10人程度あれば――これは3年間続けていきますので、ある程度のデータがとれるであろうということから、訪問看護の状況も踏まえて10人といったところを設定したところでありませす。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 実証実験は終わって、本格的なヘルステックということで、今、10人にしたのは対応する看護師の人数によるということでしたけれども、見守りサービス自体はすごいたくさんあって、紹介するサイトでも32種類、必ずしもI o

Tじゃないですけれども、郵便局もやっています。象印のジャーでのことは皆さん御存じだと思うんですが、ガス会社もやっているし、NTTもやっているし、センサーでも随分紹介されて、最初の見守りサービスのサイトだけでも32種類あったんですが、残念ながら株式会社ワーコンの「おるけん」というシステムですか、これは載っていなかったんですよ。なぜこのヘルステックでは見守りサービスで株式会社ワーコンの「おるけん」を採用したのでしょうか。経過をお示してください。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 株式会社ワーコンを採用した理由ということになります。

市では、株式会社フィリップス・ジャパンと連携協定を締結して、その事業推進体としてあおもりヘルステックコンソーシアムを設立したところであります。この設立以降、ワーキンググループにおいて事業プロジェクトについて検討していった中で、この一つとしてI o Tを活用したみまもりサービス事業、いわゆる在宅医療の最適化を図るためのシステムとして、I o Tを活用したみまもりサービス事業を実施していくこととしたところであります。その中で、株式会社フィリップス・ジャパンのほうで、企業に対してアプローチしていく中で、最新のI o T技術を有していて、私どもの設立の目的に賛同してくれる会社、そしてみずからのソリューションやノウハウを提供してくれている会社という中で、株式会社ワーコンと株式会社エナジーゲートウェイのほうから、うちのコンソーシアムへの参加の意向、そして実証実験への参加ということで御回答いただいて参加していただいているところであります。なお、株式会社ワーコンにつきましては、24時間の見守り看護師、いわゆる看護師としてのノウハウとスキルを持った看護師が24時間見守っていくというサービスを展開している会社であります。また、そこには先ほど万徳委員御紹介の見守りロボットということで、在宅医療の対話用ロボットを開発した会社でもあります。この在宅医療の24時間の見守り看護師のノウハウとI o Tを融合したこのみまもりサービス事業は、在宅医療業界においても注目されているものと私は承知しております。

以上でございます。

○中田靖人委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ロボット「a n c o」は、津軽弁は大丈夫ですか。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 今回、私もちょっと見学させていただきました。確かに津軽弁というか、極端な津軽弁だとなかなか難しいと思いますけれども、普通の会話ですと、全然問題ありません。例えば、きょう天気どうですかと聞いた部分については、外は雪ですよと話しかけてくれたり、あとは見守り看護師と会話ができるようになっていきますので、看護師さんお願いと言うと画面に出て、看護師のほうと普通に会話ができると。向こうのほうの人とも普通に患者さんは会話しており

ました。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** それは体験した方に意見を聞かないとわからない感じもあるんですが、この見守りセンサーと「a n c o」というのは切り離れたものではないわけですね。セットで「おるけん」ということになっているのでしょうか。お示しください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 見守りサービスについてになります。

基本的にはセットという形になります。見守りロボットと、心拍数等を把握するのに、どうしてもベッドセンサーとかルームセンサー——呼吸の状況とかになっていきますので、基本的にはセットでのサービスということで伺っております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 「おるけん」を利用する金額はいかほどなのでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 見守りサービスの料金についての再度の御質疑にお答えいたします。

見守りロボットとルームセンサー及びベッドセンサー、合わせまして月額2万円、あとサービス料というのがありまして月額1万円。あと機器設置時にはベッド工事費として1万円、そのほかにW i — F i などのインターネット環境が必要となるということで伺っております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 今回のヘルステックの事業の中では、利用者10名の方の負担は無料ということでよかったのでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 今回はあくまでも実証実験ということで、3名の方をお願いしているところであります。そこについては全て無料です。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 新年度からの10名様についてはいかがですか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 新年度からの料金についてでありますけれども、うちのほうは、一応あくまでも今回はモデル事業、いわゆる実証実験としてやっていくことになりますので、利用者さんからの負担は考えておりません。なしであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** わかりました。結構見守りサービスとしては、ほかのさまざまなどころ、いろんなことをやっているところは数千円です。それに比べると、やはり医療、呼吸や脈拍を見て医療につなげる、あと会話ロボットも使うということで月3万円ですか。ということは、10人分で30万円。これを2年間でということの計算はヘルステックの予算の中に入っているんだと思うんですが、率直に言って、私自身の感想は、もっと安くてたくさんの方が利用できる見守りサービスにしたらいんじゃないかなと思うんですけれども、ただ、もうチームができています。株式会社フィリップス・ジャパンをリーダーとするようなチームができていて、簡単には組みかえできないということだと思っんですが、どうぞお願いします。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 今回、私どもは実証実験を来年度から本格的にスタートしていくわけなんですけれども、その中では、要はこの事業自体にはいろいろな会社がいろいろやってきています。その最先端な技術を活用して、我々としても持続可能な事業モデルも並行して検討していきたいと思っております。そういったことで、例えばいろいろなものを組み合わせることによって安くなる可能性もありますし、新しいサービスを生む可能性もあります。そういった新しいものをつくり出していきたい。それを在宅医療であったり、予防の分野で活用していければということで、株式会社フィリップス・ジャパンとも話し合いながら事業を進めているところであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** ということは、当面3年はこのスタイルでいくけれども、その後は地域医療でヘルステックはどんな形にしていくかは検討していくんだよと。審議会もあるというふうに聞いていますので、ぜひ市民や市の要望で、よりよい地域医療にできるヘルステックにしていくよう柔軟に対応していただくように御要望いたしまして、この項は終わらせていただきます。

次に、市街地リノベーション、8款4項1目、新町一丁目地区優良建築物等整備事業と中新町山手地区第一種市街地再開発事業の事業概要をお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大楠寛之都市整備部長** 万徳委員からの市街地再開発事業などについてのお尋ねにお答えいたします。

新町一丁目地区優良建築物等整備事業は、老朽化した大規模小売店舗と飲食店舗、空き地を共同化・集約化し、魅力的な商業施設と集合住宅による複合施設・駐車場を一体的・効率的に整備するものであります。本事業は、新町街づくり株式会社が事業主体となり実施しており、令和元年度から令和4年度までが事業期間となっております。

次に、中新町山手地区第一種市街地再開発事業は、老朽化した中小小売店舗と飲食店舗、事務所などを共同化・集約化し、土地利用の高度化を図ることにより、魅力的な商業空間の形成と事務所やホテル、集合住宅を整備するものであります。本事業は、中新町山手地区市街地再開発準備組合が事業主体となり実施しており、令和元年度から令和5年度までが事業期間となっております。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** この2つの事業を今回支援すると決めた理由というのはどのようなものでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 市街地再開発事業などについての再度のお尋ねにお答えいたします。

新町一丁目地区及び中新町山手地区における市街地の再開発事業は、地区の老朽化した商業施設や中小小売店舗、事務所、空き地などを共同化・集約化し、土地利用の高度化を図ることを目的としたものであり、安全で快適な都市環境の創出に寄与するものであります。

また、本事業は国の補助制度の要件に合致するとともに、商業、医療、業務、都市居住、交流などの高次な都市機能が集積した交流拠点として、これまで蓄積してきた既存ストックを有効活用するとともに、これらの集積を図ることとした青森市立地適正化計画における青森駅周辺地区の基本的な方針にも合致するものであります。これに加えまして、土地の高度利用が図られることにより、将来にわたって安定的な税収となる固定資産税の確保も期待できるものであります。

これらのことから、いずれの事業も市民の皆様や地域にとってさまざまな効果を有するものと考えており、これらの効果の発現を促進するために支援することとしたものであります。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 市は補助金を出すということ以外にどのようにかかわるのでしょうか。お示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 市街地再開発事業などについての再度のお尋ねにお答えいたします。

事業主体に対しまして、国の社会資本整備総合交付金を活用した補助金の交付を行いますほか、事業制度に関する相談への対応や事業に対する指導、助言を行うとともに、国、県との交付金申請などに関する調整などを行うこととしているところであります。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 市の補助金の総額は幾らでしょうか。いわゆる総事業費と、その中で市が補助する金額を教えてください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大楠寛之都市整備部長** 市街地再開発事業などについての再度のお尋ねにお答えいたします。

新町一丁目地区優良建築物等整備事業は、老朽化した大規模小売店舗と飲食店舗、空き地を共同化・集約化し、魅力的な商業施設と集合住宅による複合施設・駐車場を一体的・効率的に整備するものでありまして、こちらの総事業費は約94億円となっております。このうち、共用部分などの整備費用が補助対象となっており、補助金額のうち、市の負担額は約7.5億円を予定しているところであります。

次に、中新町山手地区第一種市街地再開発事業は、老朽化した中小小売店舗と飲食店舗、事務所等を共同化・集約化し、土地利用の高度化を図ることにより、魅力的な商業空間の形成と事務所やホテル、集合住宅を整備するもので、総事業費は約85億円となっております。このうち、共用部分などの整備費用が補助対象となっており、補助金額のうち、市の負担額は約17億円を予定しているところであります。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 合わせて約24.5億円ですね。私も建築関係の友人から、何で一部の事業に市がこれだけの補助金を出すのかと言われるのですよ。次のアクセラレータープログラムについても御答弁いただけるんでしょうか——ごめんなさい、そうしたらアクセラレータープログラムに移りまして、意見、要望をあわせて言いたいと思います。

7款1項2目、アクセラレータープログラムについて。

地域企業成長加速化支援事業——アクセラレータープログラムは新規事業ということですが、その概要をお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○木村文人経済部長** 万徳委員のアクセラレータープログラムについての御質疑にお答えいたします。

本市では、平成29年度から地域ベンチャー支援の取り組みに着手し、起業マインドの醸成から起業に向けた相談支援・情報提供、さらには起業後のフォローまで、一貫した支援を行っております。

来年度におきましては、これまでの取り組みに加え、新たに地域経済の活性化を目指す中小企業や成長意欲の高い個人事業主等に対し、豊富な経験を有する有識者等による短期間での集中的な支援や投資家等とのマッチング促進等により、成長を加速させる地域企業成長加速化支援事業——アクセラレータープログラムを実施することとしております。

本事業の実施に当たりましては、企業支援に取り組み、メンターと呼ばれるビジネスに関する専門家や投資家、大手企業との人脈を持つアクセラレータープログラム運営事業者を選定し、市と当該事業者とが連携し進めることとしております。

本事業に係るコース設定につきましては、1つに、事業拡大を目指し資金調達や

事業提携の獲得といった、より実践的な支援を行うアクセラレーションコースと、2つに、次世代を担う起業家等に専門的な知識を習得させる支援を行うインキュベーションコースを設け、集中的に支援することとしております。

支援企業につきましては、主に本市に所在する企業等からビジネスプランを公募するなどして支援企業を選抜・決定し、メンターによるレクチャーや助言を通じてプランを磨き上げ、最終的には、投資家や金融機関、大手企業とのマッチングの場となる、いわゆるデモデイを都内で開催し、新たな事業の創出と拡大につなげていくものであります。

市ではこれまで、地域ベンチャー支援等を通じ、起業または事業展開といった新ビジネスの発掘に主眼を置いてきたところであります。来年度におきましては、その発掘したビジネスをさらに成長させていく支援に移行させ、地域企業成長加速化支援事業——アクセラレータープログラムを初めとした関連事業に取り組み、本市産業の振興に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 時間も押しているので、ここで要望を言いたいと思うんです。今般、新型コロナウイルスの影響で新町、本町など、それに限らず全市的ですね。3月の送別会がキャンセルになったということで、行きつけのお店も随分と大変なことになっているのではないかと思います。ですので、早急に市独自の対策なども設けるなどして、ぜひ応援する事業をしていただきたいと思いますので、人やお金をできれば集中して——新型コロナウイルスによる影響で、もう本当に3月でやめてしまうかもしれないという声も随分聞いているので、ぜひ前向きに御検討いただくよう要望して、この項は終わります。

続きまして、福祉館の建てかえについて、3款1項5目です。

一般質問等でもありましたが、幸畑福祉館についてですが、この地域の説明会というのはどの段階で予定されているのか。お示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）万徳委員からの幸畑福祉館についての御質疑にお答えいたします。

福祉館の耐震・老朽化対策につきましては、これまで、平成28年2月に策定した公共施設等全体の統一的なマネジメントの取り組み方針である青森市ファシリティマネジメント推進基本方針に基づき、長期的な視点を持って財政負担の軽減、平準化及び公共施設等の配置最適化の実現に向けた検討を進めてきたところであり、今般、令和2年度において、幸畑福祉館及びほろがけ福祉館の2館の改築に着手することとしたものであります。

幸畑福祉館の改築につきましては、令和2年度に新施設の設計、現施設の解体を行い、令和3年度に新施設の整備工事を予定しており、このうち、令和2年度に実



施する新施設の設計、現施設の解体に係る予算案を本定例会に提出し、御審議いただいているところであります。新施設は現在地での建てかえを予定しており、令和2年度の早い段階で地域への説明を行った上で、現在の施設の機能・規模を基本としつつ、地域の皆様の御意見も伺いながら施設の設計を進めていくこととしております。

施設の改築に当たりましては、地域の活動拠点として地域が主体となった運営ができるよう事業を進めてまいりたいと考えております。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 幸畑の回覧板にも早速よかった、建てかえが決まったというふうに回ってきました。ぜひ御答弁にありましたように、住民の御要望を——喜ばれる最大公約数の建てかえをお願いしたいと思うんですが、ほろがけ福祉館、幸畑福祉館以外の建てかえの順番など、御計画をお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 福祉館の建てかえの順番についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市の公共施設の大規模改修や更新に当たりましては、必要な行政サービス水準を確保しつつ、総量抑制を図るため、複合化や既存公共施設への機能統合など、周辺の公共施設と一体的に検討を行うこととしております。今後の福祉館の建てかえにつきましては、施設の老朽化の状況や周辺公共施設での大規模改修の状況など、関係部局、関係機関と連携を図りながら、総合的に検討し進めていくこととしており、現時点において建てかえ等の順番についてはお示しすることができないものです。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 当然、2館の建てかえが決まると、うちはどうなるんだということが聞かれるので、今のところ決まっていませんと答えるしかないんですけども、できれば早くに計画などをお示しいただければと思います。御要望いたします。

最後に、市営住宅について、8款5項1目。

連帯保証人を設けることについて、一般質問でも取り上げましたが、3月6日に八戸市では、市議会で八戸市長が市営住宅連帯保証人を不要とするというふうに答弁しました。それを受けて、改めて青森市はどのように考えているのか。お示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 万徳委員からの市営住宅についてのお尋ねにお答えいたします。

保証人につきましては、青森市営住宅管理条例におきまして、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、連帯保証人2人の連署する請書を提出することとしており、特別の事情があると認める者については、連帯保証人の連署を要しないこと

とし、少なくとも1人の連帯保証人を求めているところであります。

連帯保証人は納付指導や滞納家賃の弁済など滞納の抑止・解消といった債権管理上必要な措置であり、入居者の支援・連絡など重要な役割も担っているところであります。本市における保証人の取り扱いにつきましては、令和2年4月施行の民法の一部を改正する法律では、個人根保証契約に極度額の設定が必要となりますことから、極度額を設けることとしております。また、機関保証の活用の可能性につきましては、県や他都市の動向を踏まえながら、引き続き検討してまいりたいと考えているところであります。

**○中田靖人委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 換気されているようなので、私もここでそろそろ要望で終わるんですが、今、青森県議会でもこの県営住宅の連帯保証人の問題は審議されているようです。国や地方自治体の動向を見てとおっしゃっていましたが、明らかに流れは連帯保証人を必要としないというふうになってきていますので、本市としても、ぜひ前向きにそういった、いわゆる連絡のみの人にするというところで、弁済は求めないという方向で御検討いただくよう御要望いたしまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

**○中田靖人委員長** 次に、館山善也委員。

**○館山善也委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自民・志政会、館山善也です。

質疑の前に、この場をかりまして、1件所見と要望を述べさせていただきたいと思っております。

いよいよ、ことしは東京オリンピック・パラリンピックの年となりました。多くの方が楽しみにしていることと思っております。本市にゆかりのある選手も代表に向けて鋭意取り組んでいるところと報告を受けているところでありますが、私からはポセイドンジャパン、水球日本男子代表であります飯田純士選手のことを若干紹介させていただきたいと思っております。

先般、代表招集22名の中から16名に選考した中に残ったということでもあります。今、飯田選手は海外の大会や合宿等でほとんど日本にいないんですが、先月、日本に帰国した際に若干電話で話をしました。最終選考が5月ということで、最終的には12名まで絞られる中に必ず残りたいという力強い言葉を申しておりました。昨年8月に青森に帰省した際に、緊急ではあったんですが、小野寺市長が時間をつくっていただき、市長表敬がかないました。このことも触れており、本人は非常に感銘を受けておりました。ぜひとも代表に残り、東京オリンピック出場がかなった際には、改めて本市を訪れ、小野寺市長に出場の報告をしたいということも申しておりました。

また、私からは、この横の新庁舎——新しい庁舎、ことし開庁した庁舎ですけれ

ども——このオリンピック、6月になりますとある程度代表も選考が終わり、放映時間等も決められてくると思います。環境が整うようであれば、ここに、本市ゆかりのある選手が出場する大会をパブリックビューイングで、大きなところで本市全員で応援していただきたいと考えているところでもあります。改めて、6月にこのことを、質問を前通告しておきまして、要望とさせていただきたいと思います。

それでは質疑させていただきます。

10款教育費2項小学校費から質疑させていただきます。教育環境整備事業についてお尋ねいたします。

今回、予算の中に甲田小学校の体育館の改修工事が入っております。この体育館は、4年ほど前から私も提案させていただきまして、地域住民が非常に危惧しているところがありました。体育館の形状が、本格的には、私は何と言うかわからないんですけども、かまぼこのように屋根がアーチ形になっておりまして、普通に立っている位置からも屋根の状態がわかるような形状になっております。恐らく、雪国であるために雪が積もらないような形状を考えたのかなと思いますが、今現状は、この甲田小学校の体育館というのは、本当にきれいに塗装でもしたように屋根全体がさびてしまっておりまして、市民からは、避難所でもあるこの体育館が、いつ屋根に穴があくのか、雨漏りはしないのか、不安が募っておるところであります。同時に、市民からもいち早く要望してもらいたいという声も上がっている中で、今回、予算のほうで計上されたことを非常にうれしく思うところでもあります。

そこで御質疑させていただきます。甲田小学校の体育館の改修に関わる事業費及び作業工程、そして屋根や壁も改修するということでしたので、どういう形で改修するのかお尋ねいたします。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 館山委員の甲田小学校の屋内運動場の改修工事につきましての御質疑にお答えしたいと思います。

甲田小学校屋内運動場屋根及び外壁改修工事の費用につきましては、令和2年度の当初予算案において、甲田小学校の屋内運動場の屋根と外壁の改修工事費及び工事監理業務委託料として1億1722万円を計上しているところでもあります。

今後の工事のスケジュールにつきましては、本定例会において御議決いただければ、工事の設計の上で改修工事を行い、年度内の完成を予定しているところでもあります。なお、工事の工法につきましては、設計作業の中で最も適切な工法を検討していくことにはなりますけれども、現時点では、屋根の改修につきましては、既存の屋根材を撤去せずにその上に新たな屋根材を重ねるカバー工法を想定しているところでもあります。また、外壁改修につきましては、外壁仕上げ材の張りかえを想定しているところでもあります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** 御答弁ありがとうございました。年度内ということでもあります。たまたまことしは雪が少ない状況ではありますが、屋根ですので、通常であれば雪を想定しなければいけないと思いますので、そのあたりはプロが考えることでしょうか、作業工程がおくれないことを望みますけれども、手早い形でお願いしたいと思います。

1点確認なんですけど、外壁工事と屋根ですので、中のほうには影響はないと思いますが、ここはさまざまな催しが行われる体育館であります。例えば、学校行事もそうでしょうけれども、地域の方の敬老会とかも行いますけれども、そういったことには配慮していただけるんでしょうか。お願いいたします。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

学校行事等でありますけれども、先ほど申し上げましたように、今想定しているのは、既存の屋根材は撤去しないことと、あと、外壁についても仕上げ材の張りかえということですので、基本的には学校行事等に影響しない中でやりたいと考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** ありがとうございます。

ちょっと趣旨が伝わらなかったと思うんですけども、この庁舎も外壁等を直した際に音がかなりうるさくて、委員会の最中に1回作業を中止するようなことがあったと思います。式典等でありますので、そういったところも配慮していただけるよう、これは要望しておきたいと思いますのでお願いいたします。

続きまして、同じく学校の関係から、学校のトイレの洋式化についてお尋ねいたします。

今回も小学校10校を対象として洋式化計画をしているということでもあります。大変喜ばしいことでもあります。現在までの青森市内の小学校の洋式化率がどの程度になっているのか、また、年度に対してどの程度を予測しているのか、わかる範囲で結構ですのでお尋ねいたします。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 館山委員のトイレの洋式化についての御質疑にお答えいたします。

学校のトイレにつきましては、生活スタイルの変化に伴い、洋式化のニーズが高まっていることから、子どもたちが快適な学校生活を送れるよう、既存の老朽化した学校トイレについて、洋式化を中心とした改修を行い、トイレの環境改善を図ることとしたところであります。

学校のトイレの洋式化改修は、子どもたちが学校内で1日の大半を過ごす普通教室に近いトイレを中心に行うこととしており、工事の内容といたしましては、既存

の便器を和式から洋式化するだけでなく、トイレブースの拡張、床等の内装の改修など、各学校のトイレの老朽化の状況に応じた必要な改修を行ってきております。

本年度は、トイレの洋式化改修を実施した学校につきましては、小学校が、浦町小学校、千刈小学校、油川小学校、原別小学校、浜田小学校、幸畑小学校、大野小学校、筒井南小学校、浪岡南小学校、浪岡北小学校の10校、中学校が、古川中学校、沖館中学校、油川中学校、筒井中学校、横内中学校、戸山中学校、北中学校、三内中学校の8校の計18校というところであります。

また、今後の計画につきましては、今の令和2年度の当初予算に計上しております、三内西小学校、新城中央小学校、佃小学校、戸山西小学校、堤小学校、浜館小学校、長島小学校、甲田小学校、横内小学校、三内小学校の10校で、これは令和2年度に設計作業、令和3年度に改修工事を行うこととしております。

そして、改修率の関係でありますけれども、今年度改修工事を行う以前の青森市全体の洋式化率は26.2%でありましたが、今年度の工事終了した時点で44.3%まで上昇する予定となっております。そして、現在予定しております小学校10校の工事が終われば、55%程度まで上がるのではないかと考えております。ただ、実際の工事する個数等につきましては、今後設計する中で決まっていきますので、この数字については、また今後変化する可能性があるということを御承知おきいただければと思います。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** 御答弁ありがとうございました。率で出してしまいますと、どうしても古い校舎とかで子どもたちが大勢いるのを予想した校舎でありますと、トイレが非常に多いというところで見ると、率がちょっと適正ではないのかなというところも判断いたしました。また、今お話しの中で、トイレの拡張をするということも含めると、やはり小学校の子どもたちが使うだけでなく、避難所として考えたときには非常に有効なのかなと思います。バリアフリーの観点からも、ぜひその辺あたりも検討していただいて、今後の事業を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、ドライブレコーダーの導入についてお尋ねいたします。

一般質問でも予算特別委員会でも、他の議員も質問しておりました。この項に関しては、私もかねてから質問させていただき、ようやく色よい返事が見えてきたかなと。前回まで何であんな聞こえづらい答弁だったのか不思議に思うところではあるんですけども、バスへの設置の完了予定をお尋ねいたします。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 館山委員のドライブレコーダーの設置状況につきましての御質疑にお答えいたします。

ドライブレコーダーは、主に事故発生時等の映像や音声を自動的に記録する装置で、交通トラブルなどから身を守る手段として、その設置について関心が高まっているところであり、市議会からも多くの御意見をいただいているところでもあります。

このようなことを踏まえ、交通部では、安全・安心な輸送サービスに向けて、ドライブレコーダーを導入することにより、交通トラブルへの対策強化や、車内の防犯性の向上、サービスの改善などへさらなる効果が期待されることから、取り組むこととしたところでもあります。

このため、現在保有しております全ての市営バス車両にドライブレコーダーを導入するための経費につきまして、「あおもり、再生。」特別枠の活用により、令和2年度当初予算案に計上し、御審議いただいているところでもあります。

御質疑の設置完了日程につきましてですが、ドライブレコーダーの設置に当たりましては、日常の運行に支障とならないよう、計画的に作業を進めながら、順次運用してまいりたいと考えておりまして、現在のところ、市営バスの全車両への設置作業が完了するには、12月ころまでの期間を要するものではないかと考えているところでもあります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** ありがとうございます。140台以上もある青森市の市営バスでありますので、やはり一度には無理だということは理解しております。交通量が多いところ、また、乗車率の高いところを優先的にするべきだと考えておりますので、そのあたりも考慮していただきたいなと思っております。

私がかねてから、この市営バスもそうですけれども、青森市が取り扱う公用車にも、ぜひドライブレコーダーを設置していただきたいなと思っております。これは事故を証明するというのもそうですけれども、乗車する職員の身を守る、仕事の環境整備にもつながると考えております。公用車については、どちらかというところリースが多いということを聞いております。年間六、七台入れかえがありますが、やはりリース会社のほうにこの必要性を訴えることが大切であり、市のほうでもその認識を持ってもらいたいなと思っておりますので、リースをする上では、必ずドライブレコーダーの設置のほうを要求していただきたいことを要望しまして、この項は終わりたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、野木和公園のほうに入りたいと思います。8款土木費4項都市計画費4目公園費、野木和公園の活性化についてお尋ねいたします。

この項も長きにわたり要望してまいりました。実際、野木和公園というのは、今さまざまなイベントを行い、活性化に向けて取り組んでいるところでもあります。ことしの4月にはあおもり桜マラソン、私もこれはぜひとも行ってもらいたいなというところもありますし、せっかく桜の時期も温暖化に向けて、開花が4月16日という報告がありますので、4月19日のマラソンにはちょうどいいなと喜んでいたとこ

ろであります。このほうに関しては、市長のほうも今判断を待っている状況というところでありましたので、理解いたします。

同時に、桜祭りを行っているこの野木和公園は、どうしても合浦公園と比べますと若干見劣りするところがあります。公共交通機関が、この公園の入り口まで約500メートル先にしかバス停がないということでもあります。実際に歩きますと往復約1キロメートル。これでは公園に入ったら疲れてしまって、中を歩くということは難しいかなと私は思っております。野木和公園に、期間限定で結構であります、マイクロバスを運行していただきたいなというところを要望しております。同時に、この発着場所を油川市民センターにしまして、油川市民センターから野木和公園まで期間限定で運行することにより、市民センターの有効活用でもあり、また、待合でいる方がトイレ等も不便なく使える環境ではないかなと思ひまして、ここを質疑させていただきます。

野木和公園に市民センターからマイクロバスの乗り入れをし、公共交通機関の利用と混雑時の解消に努めるべきと考えますが、本市の考えをお尋ねいたします。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 館山委員からの野木和公園の春まつり期間中にマイクロバスの乗り入れをしてはどうかというお尋ねにお答えいたします。

青森春まつりは、本市の春を満喫していただくイベントとして、毎年4月下旬から5月上旬に、合浦公園と野木和公園を会場に、両公園を管理する指定管理者、市、観光関係団体、油川観光協会などで組織しております。青森春秋まつり実行委員会の主催により開催され、野木和公園の春まつりにつきましては、油川観光協会の企画運営により、さまざまなイベントが行われているところでもあります。

委員お尋ねの野木和公園におけるマイクロバスの運行につきましては、令和元年第2回定例会予算特別委員会において館山委員からの御提案を受けまして、昨年6月に油川観光協会会長から御意見を伺った上で、8月に開催した青森春秋まつり実行委員会において協議したところ、経費などについて、継続して検討していくこととされたところでもあります。

合浦公園及び野木和公園の春まつりにつきましては、合浦公園の駐車場収入や協賛金など、限られた財源を活用し、自立的に運営されているところではありますが、今月24日に開催予定の実行委員会において、野木和公園の春まつりにおけるマイクロバスの運行に要する経費の見通しや運営方法について、地元の油川観光協会の御意見も聞きながら、検討することとされているところでもあります。

なお、合浦公園及び野木和公園の春まつりにつきましては、新型コロナウイルス感染症に係る今後の国の対応のほか、他都市のイベント等の状況を注視するとともに、関係機関等とも協議しながら、対応については検討してまいりたいと考えているところでもあります。

**○中田靖人委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** そうか、新型コロナウイルスで、もしかすれば春まつりも中止になるかもしれないということも想定しているわけですよ。わかりました。

ちなみに今、予算ということで、例えばなんですけれども、油川市民センターから野木和公園まで約1キロメートルないぐらいなんでしょうけれども、そのあたりを往復するとしたら、予算的にはどれぐらいなイメージをしているんでしょうか。もし算出していれば教えていただけますか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** マイクロバスの経費についての再度のお尋ねにお答えいたします。

野木和公園から油川市民センターまでのマイクロバスの運行経費につきまして、市内の貸し切りバス事業者へ確認したところ、運転手つきで1日1台当たり約8万円から11万円とのことであります。

**○中田靖人委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** ありがとうございます。期間限定でという提案をしておりますので、僕のイメージは、ある程度の期間、3日間程度というイメージをしております。約8万円から11万円ということですが、実際にこの実行委員というのは地域の方々がほとんどでありまして、ここでその金額を捻出するのは若干難しいイメージを僕は持っております。我が会派の神山委員に承諾を得ていないんですけれども、例えば近隣のかかしロードをする実行委員会とか、元気があるところとタイアップしながら、市も応援してやっていけるような、そのようなイメージでこの24日の会議に臨んでいただくことは可能でしょうか。お尋ねいたします。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども答弁のほうでお話しさせていただきましたけれども、今月24日に実行委員会を開催する予定になっていまして、その際には、マイクロバスの運行に要する経費の見通しや運営方法についても、油川観光協会の御意見も聞きながら検討することでお答えさせていただきました。

あと、かかしロードの部分についても、地元の油川の方が関連してやっているケースもありますので、そこのほうと協働できるかどうかについては、また今後、こちらのほうから声がけしてみるのもいいのかなと考えております。

**○中田靖人委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** そうですね。余り委員会にこだわらず、やはり地域の問題として多くの方に協力いただくことはやぶさかでない発想だと思いますので、ぜひお願いしたいのと、若干経済部理事の声が低くて気持ちが入っていないなと思ったんですけれども、ぜひ元気を出して、これを成功に導くように地域に働きかけていただくことを要望して、終わりたいと思います。

ありがとうございました。



**○中田靖人委員長** 次に、藤田誠委員。

**○藤田誠委員** 市民の声あおもりの藤田誠でございます。最近、議席番号と名前しか言う機会がないので、質疑にちょっといろいろありましたら、御指摘をいただければと思います。

1月の中旬からいろいろと気になることを書きとめて、予算特別委員会で質疑の項目を挙げさせていただいて、職員の皆さんには大変御苦勞をかけました。そして、いろんな意味で御指摘をいただきました。これからも遠慮なく、おかしいと思うところは御指摘をいただければと思います。

その質疑の中に、新城の太陽光発電事業、これは県の許認可でしょうから、トラブルしたときの対応について、市としての窓口を決めていただきました。それから、児童相談所の門前払いの事案についても、担当課からお話——これはマスコミで報道されたので、もはや全国でああいう事案はないかと思えます。

それから、今回、予算に計上されている市民病院、それに給水確保の関係で、これは仙台市の市立病院が浸水対策として地階を守る対策をしたという記事がありまして、市民病院に聞きましたら、そもそもあの地域は浸水地域でないという御回答をいただいて、それから、武蔵小杉の下水からのいわゆる浸水対策もしているということをお聞きしました。

それから、これは地方財政計画の勉強会で、あちこちの地方の議員から出たのですが、財政非常事態宣言、これが新潟県は、県、市も含めてあちこちで急に出てきているということで、これについても担当者とちょっとお話をさせていただきました。ことしの地方財政計画、市税収入を含めて、税収が伸びるという見通しをした計画になっています。しかし、今の新型コロナウイルスの関係でいうと、大変厳しい——出てくると思いますので、ぜひとも財政運営をきちんとやっていただければと思います。

それで残ったところです。まずはごみの関係を行きたいと思えます。

3月9日に弘前市で高齢者・障害者の戸別収集という記事が載っていました。残念ながら、大分前からこれは提案していたのですが、弘前市に先を越されました。ごみの関係でちょっと気になることが神戸新聞にちょっと載ってまして、まず1点目です。これは兵庫県播磨町なんですが、ごみの収集車のいわゆる過積載が常態化していて、警察署に今、事情聴取を受けているという記事が載っていました。

そこで質疑ですが、家庭系ごみの収集運搬業務について、市ではどのようにごみ収集の最大積載量を守るよう指導しているのかお答えください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 藤田委員からのごみ収集車に最大積載量を守らせる取り組みについての御質疑にお答えいたします。

最大積載量とは、自動車などに積載することができる貨物の最大限度重量を示すものであり、これを超えて貨物を積み込み、走行した場合、道路交通法に違反する

ものであります。

市では、毎年度委託している家庭系ごみの収集運搬業務を契約する際、仕様書の中で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律はもちろんのこと、道路交通法を初めとしたその他の関係法令等を遵守し、誠実に業務を遂行するように求めているところでもあります。また、家庭系及び事業系ごみの収集運搬を行う事業者に対しまして、2年ごとに収集運搬の許可を与えており、これに伴い実施しております一般廃棄物処理業許可に関する説明会におきまして、ごみ収集車の積載量を超えた運搬をしないように指導しているところでもあります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** ありがとうございます。委託している業者の人も時々かわります。そういう意味で、たまによくなったと思うと、やっぱり逆駐車とか、いろんなことがあって、きちっと最低というか、守らなければならない事項ですので、ぜひともこれからもこの部分については強化していただきたいと思います。

昔は、超えてやるとブレーキがききづらくなった時代がありました。今はブレーキの性能がいいので、多少余計積んでもとまることはとまる。昔はちょっと積み過ぎるととまらないということが私の経験としてありますので、これらについては、ぜひとも今後とも指導を強化していただきたいなと思います。

次に、これは河北新報に載っていた記事です。事業系ごみを家庭系に19年間混入、横手の会社、処理費1770万円払わずという記事が載っていました。これは私もごみで一時期食べたことがありますけれども、青森市も拡散検査をしていました。今もしていますけれども、まあまあ大変です。私も手伝ったことがあるけれども、大変なんです。こういういろんなものがまざっているのは、この前来たような、可燃物と不燃物は違うけれども、きちっと業者指導なりをしてもらわないと、要らなく機械が壊れるということがありますので、このごみの抜き打ち検査についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

青森市清掃工場で実施しているごみの拡散検査の内容についてお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** ごみの抜き打ち検査についての御質疑にお答えいたします。

本市では、現在、ごみの適正な処理を図るため、青森市清掃工場において、ごみの運搬車両が、産業廃棄物や市で処理できないごみ、さらには再資源化可能な古紙類等が混入していないかなどを確認するための拡散検査を原則月6回実施することとしております。

この拡散検査の実施により産業廃棄物等の混入が確認された場合には、持ち帰りの指示のほか、搬入車両の運転手等に指導するとともに、必要に応じてごみの排出事業者及びごみの収集運搬事業者を訪問し、直接指導しているところでもあります。

拡散検査の実施回数につきましては、令和2年度からごみの減量化の取り組みの

一つとして、原則月6回から月8回に拡充することとしておりまして、あわせてごみの減量化・資源化を働きかけるための事業所訪問の際にも、ごみの適正排出を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中田靖人委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

先ほど拡散検査の経験の話をしましたけれども、昔の話をすれば鬼が笑うかもしれないけれども、拡散検査を朝やる、きょうやりましようと言うと、昼間まで誰も来なくなる。あれ、きょう来ないな、収集車が来ないなと言うと、昼間に拡散検査がお休みになるとダダダダッと来るという経験がありまして、これはいかがなものかと思えます。これは昼間まで拡散検査ができないわけですので、ただ、ここで、今まで懸念されているのは、事業系のごみをいわゆる家庭系のごみにまぜて、事業系のごみをごまかすという事態にならないように、業者指導と、そして拡散検査を6回から8回と言いましたけれども、少し回数をふやすなり、業者別にやるなり、ちょっと工夫して、業者にちょっといつやるかわからないよというふうにしていたくことをお願いしておきたいと思えます。

八戸環境部長にはなかなか質疑する機会がないんですが、もっと質疑したいところですけども、これで終わります。ありがとうございます。

次に、時間外勤務についてちょっと質疑をさせていただきます。

これはこれまでもずっとやってきた課題です。最近、埼玉県の春日部市で、それまでもいろいろやってきたんでしょうけれども、いわゆる時間外勤務というのは、時間外勤務命令をかけてやる場合と、勝手にやって報告しないで後から調査でやる場合といろいろあるみたいだけれども、春日部市で全庁の調査をやったと。そうしたら、24課——全部で何課あるんだかわからないけれども——292人に未払い残業が見つかったと。過去2年間——何で2年間までなんだか——約7085万円に上ったという記事が載っていました。それと、昨年ですか、一昨年ですか、八戸市民病院で看護師の残業代があって、労働基準監督署の立入調査が行われたと。これはとても恥ずかしいことで、いわゆる監督署に立入調査されたということは、誰かが電話をしているということだろうと思えます。

そこで、青森市として、監督署から立ち入られることは、これまでも何回も言ってきましたので、私はないと思えますけれども、できればそういうことがないように、やった——課長がわからなくてやっけていても、その報告をしたかしないかは、これはやった本人が課長に報告したか報告しないか、これはわからなくても、結局はそういうことがあると未払い残業にされてしまうということがありますので、ちょっと質疑させていただきます。

時間外勤務が適正に管理されているか全庁調査を実施するべきと思うが、市のお考えをお示しくください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 藤田委員の時間外勤務の管理についての御質疑にお答えいたします。

本市では、職員の心身の健康の維持増進やワーク・ライフ・バランスの推進のため、副市長通達や衛生委員会などを通じまして、各所属長に対し、再三にわたり時間外勤務の縮減や休暇の取得促進について積極的に取り組むよう依頼するなど、各職場での労務管理が徹底されるように取り組んでいるところであります。時間外勤務の管理につきましては、時間外勤務が必要となる場合においては、事前に所属長が時間外勤務の内容と必要性を確認した上で、システムを活用して時間外勤務の必要となる時間を指定して命令しております。さらに、時間外勤務の終了後に、所属長がシステムにより実際に勤務の終了した時刻を確認するなど、二重のチェックを行うほか、職員本人から業務の進捗状況の報告を受け、勤務した時間や勤務内容の把握を行っているところであります。

また、職員の勤務状況につきましても、各課から人事課のほうに毎月報告される時間外勤務報告書での確認や時間外手当の配当や追加配当の際の各課ヒアリング、また年2回実施しております人員配置の際の各課のヒアリング、それと職員が毎年提出しております自己申告書の確認などを通じて、その実態把握に努めております。時間外勤務については、このように適正に管理されておりますことから、改めて調査等を実施する考えはありません。

**○中田靖人委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** 私もきちっとできているかなと思いますが、時々聞こえることがあります。そういう意味では、この時間外勤務に関しては、部長は何も責任はないね。担当課の課長が全責任を負わなければならない。最近聞こえませんが、大分昔です。怠った課長に、いわゆる調べられるとか、監督署からのいろいろと罰則上で課長にありますので、そういう意味では、ここにいる人たちは何も関係ないね。この裏にいる人たちがこれを怠ると罰せられるということです。きちっと担当課の人については、やったかやらないか、本人からきちっと話を聞いてやって、整理をしていただきたいなと思います。後でほかの人に、全然関係ない人に、時間外やったのに、仕事をしたのにつけてくれないとか、そういうことを言わせないように、担当課長として管理していただきたいなと思います。

次に、長期休業者についてです。

山協議員が休業者の話をされました。職場復帰にかかわっているいろんな対策をしているということで、先ほどの時間外勤務についても、ちょっと灯台もと暗しとか、浦島太郎で、システムでやっている。長期休業者の職場復帰、これは、大切な人材を皆さん、預かっているんだという意識が役所にはちょっと薄いので、人材を育てていく観点で、できるだけ職場復帰をさせる、そういう取り組みが大分されているんですけども、改めて支援策についてお示しをください。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 休業者に対する支援についての質疑にお答えさせていただきます。

まず、本市では、いろいろな病気等で休業に陥らないように、まずは相談体制の充実というところで人事課のほうの相談体制、あるいは職員支援室という形での相談体制、それと専門職による専門体制ということで、相談体制を整えて、職員の皆様にお知らせしているところであります。また、休業中に当たりまして、きちんと連絡を小まめにとりながら、あるいは家族の方と職員の状況について情報共有しながら、できる限り職場に早く復帰できるような支援もしているところであります。

それと最後に、職場に復帰する際には、繰り返しとにならないように、いわゆるならし勤務という形で、相当期間を希望する職場等でもってなれていただくという形をとりながら、正規の職場復帰ができるような支援を整えているところであります。

○中田靖人委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

引き続き欠員になると、その分が臨時に充てられて職員の負担がふえますので、休業者——心の病の話をする、どこを基準にして数を数えるかということはあるんですが、最近の心の病は、いわゆる仕事上でのというか、人と人とのものがふえてきたなという思いがしていますが、引き続きできるだけ接点を持って頑張っていたらと思います。

私の要望ですが、今、新型コロナウイルス対策としてテレワークが活用されています。そういう意味で、皆さん、現職の方は仕事が忙しいでしょうから、ある意味テレワークを利用しながら、休業されている職員の接点を持っていただくようお願いして、これについては終わりたいと思います。ありがとうございます。

さて、本題である市民センターについて。

これは、今回の感染症対策、市民センターは潰れないんだけど、今、中小の企業が潰れそうだというこの時期に、市民センターの職員の賃金改善はなじまないなど。そう思いまして、今回はちょっと次回に回そうかなと思っています。ただ、市民センターの職員の待遇については、課題があることを理解してもらいたいと思います。長谷川議長が大分前に、正月のまっこ、餅代出せという話を言ったのが耳に残っていますが、私の持論として、今、会計年度任用職員が物件費から人になるわけだけでも、もともと臨時職員の人たちは守秘義務が課せられていると。そうすれば、法律上地方公務員法、物なのに地方公務員法が適用になるかというのは、私はならないんじゃないかと思って、私の持論ですが、この守秘義務が課せられるかによって、私は公務員、みなし公務員であるかないか、そこが大きな課題だと思っています。こういう意味では、市民センターの人たちは、指定管理の協定を結んで、協定で守秘義務と言っているんですが、これは地方公務員法に入るか入らないかによって会計年度任用職員と同じ待遇にするのかしないのかというのが出てくるかと

思います。

今回、総理が働き方改革と称して、こういう会計年度任用職員制度をつかって、待遇改善を図ったわけです。そういう意味では、そういうのに似合ったところに連なっている人も、今後とも——それで、今後の課題、いろいろな調査、話し合いをして、項目がいっぱいあって、多分二、三十分はかかるぐらいあるわけですが、この次に少し資料を残しておいてほしいなと思います。いろんな調整をさせていただきました。このことは、新型コロナウイルスが落ちついて、市の経済が落ちついて、さあ来年度に向けてのときにぜひともやっていきたいと思います。

今回は、今、万徳委員が先ほど申し上げましたとおり、国が中小企業の経済対策を打ち出しました。総理が新聞記事に、何としても雇用を守り抜く決意だと。すごいなと思って、私も支持、応援しなければいけないなとちょっと思いました。それで今、国が経済対策を打ち出したと。市としてはもうすべきことは、この新型コロナウイルスによる不安を静めて、企業が生き延びるための対策を打ち出すことが今、性急な課題だと思います。そういう意味では、落ちついたときにシャッターばかりおりて町が死んでいては何もなりませんので、ちょっとこの対策について質疑します。

国から新型コロナウイルス感染症に係る経済対策が打ち出されました。青森市としての取り組み姿勢をぜひともお示しいただきたいと思います。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○木村文人経済部長** 藤田委員の新型コロナウイルス感染症に係る経済対策についての御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルスに関する事業者への支援につきましては、昨日、国において売り上げが減少した個人事業主を含む中小企業・小規模事業者に対して、実質無利子・無担保の融資を行う日本政策金融公庫等における特別貸付制度の創設など、第2弾の緊急対応策の大枠が示されたところであります。

これを踏まえまして、経営相談窓口となっております関係機関と連携を密にしながら対応するとともに、市内事業者への影響が表面化してきておりますことから、資金繰り等の不安を抱えている事業者に寄り添い、よりきめ細やかな相談対応を行い、国、県及び金融機関等の各種支援制度の手続を事業者がスムーズに行えるよう、昨日、経済部新ビジネス支援課に相談窓口を設置いたしました。

新型コロナウイルスの緊急的な経済対策につきましては、今後とも国において適切な対応がなされていくものと考えておりますけれども、市といたしましても市内事業者への影響等について引き続き注視してまいりますとともに、国、県の支援状況の動向を見据え、関係機関とも一体となり、新型コロナウイルスによる影響を最小限にとどめるようしっかり対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** ありがとうございます。大変積極的な姿勢に受けとめました。県、国を待たなくていいから、市独自で必要に応じて臨時会を開いてでも予算化して対応していただきたいなと思います。誰も反対する人はいないかと思いますので、ひとつよろしく願いをしたいと思います。

最後に、私、1月2日に、お昼に新年会で飲みがありまして、その1時過ぎ——2時ごろかな——寒けがして、4時過ぎに38度5分まで上がって、その日の夜、実は急病センターへ行きました。午後7時開店なのに、行ったら二十何人もいて、その課題については担当課のほうに上げましたが、先生はいっぱいいるんだけれども、インフルエンザで時間があるよね。午後7時から行って待ったのが、2時間待ちました。それで、終わってその後、薬が出るまでまた2時間。まあ、2時間近く。薬剤師さんが1人しかいない。それで、ちょっと聞きました。そうしたら、連休が続くときは診察は意外と早いんだけれども、待つのであっても早いんだけれども、薬が出るまでが、お薬手帳がなければ持ってこいとかを全部確認してやるので、むちゃくちゃ時間がかかると。薬剤師さんは連休が続くといつもそうですと言いました。ということで、この課題については担当課に言ってありますので。

あと自販機も、私は熱を出して、ぐあいが悪くてずっといたんだけれども、飲み物を買に行けない。旧八甲荘——ラ・プラスのところにはあるんだけれども、行けない。いつ呼ばれるかわからないから。あともう少しだ、もう少しだといったら2時間でしたけれども。

そういう意味で、あと、最初につくったときに、見学したときの感染、いわゆる熱を出した人の部屋とか、何も全然ばらばらでありましたので、そこら辺はやっておりましたので、ぜひともいろんな意味で、5月の連休が来ますので、浦田保健部長、ひとつよろしく願いして、御飯です。終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**○中田靖人委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

## 午前11時51分休憩

---

## 午後1時再開

**○中田靖人委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、工藤健委員。

**○工藤健委員** 市民クラブ、工藤健です。よろしく申し上げます。

7款商工費1項商工費、職業体験、地元企業の魅力発進事業についてですが、小

学生を対象とした地元企業の職業体験事業「ジョブキッズあおもり」の概要をお示しください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○木村文人経済部長** 工藤委員の「ジョブキッズあおもり」の概要についての御質疑にお答えいたします。

「ジョブキッズあおもり」は、若者等の地元就職・定着を促進するため、本市の未来を担う小学生に対し地元就職意識の醸成を図る新たな取り組みとして実施するものであります。その具体的内容についてであります。が、「ジョブキッズあおもり」は、青森県、青森市及び地元企業等から成るコンソーシアム——共同事業体が主体となり、小学校の夏休み期間中に、小学生とその保護者が地元企業等の実際の職場において職業体験を行うものであります。

市といたしましては、「ジョブキッズあおもり」による職業体験を通じ、参加した小学生の職業意識の形成が図られるとともに、将来、地元で働くことの憧れと夢につながることで、また、その保護者に直接地元企業の魅力に触れていただくことで、地元就職・定着の促進が図られるものと考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** ありがとうございます。

それでは、これまで「ワラッシ！」という事業も実施していたと思いますが、「ジョブキッズあおもり」へ全面移行する理由をお示しください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○木村文人経済部長** 「ワラッシ！」から「ジョブキッズあおもり」に移行する理由についての再度の質疑にお答えいたします。

市では、児童の職業観や勤労観の形成を図るための取り組みとして、これまで教育委員会において市内の小学生を対象とする職業体験事業「ワラッシ！」を実施してきたところであります。来年度の当初予算編成課程におきまして、より効果的な内容となるよう検討を行った結果、実施期間を3日間から小学校の夏休み期間中の約1カ月間に拡大できること及び体験できる職種を16種から34種に拡大できる予定となっておりますことから、参加する児童を500人程度から1000人程度にふやすことが見込めること、「ジョブキッズあおもり」は、実際の企業のオフィスや店舗等において行いますことから、よりリアルな職業体験ができるとともに、職場の雰囲気等にも触れることができることなどを勘案し、「ワラッシ！」から「ジョブキッズあおもり」に移行して、小学生の地元就職意識のさらなる醸成を図ることとしたものであります。

**○中田靖人委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** わかりました。期間も3日から約1カ月、職種も倍にふえて、対象の数も500人程度から1000人程度、実際の企業・店舗での体験をできるということで



す。

昨年まで「ワラッシ！」という職場・職業体験の事業をやっておりましたが、内容と成果について、教育委員会はどのように評価しているのかお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 工藤委員からの「ワラッシ！」のこれまでの成果についての再度の御質疑にお答えいたします。

小学生職業体験講座開催事業「ワラッシ！」の開催実績につきましては、平成29年度より毎年3回実施しております。平成29年度は受講者511人、平成30年度は受講者536人、令和元年度は受講者552人となっております。また、多くの参加者から好評を得ているところでもありますけれども、一部定員があり、希望の職種での体験ができなかった、仕事の体験時間が短かった、職種が少なく希望の職種がなかったなどの意見もあったところでもあります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** 3年間で毎年500人少しの人数ですね。どうしてもたくさんの方が、子どもたちが集まると職種が足りないとか、あるいは時間が短いということだったと。私も荒川市民センターで行われた「ワラッシ！」には行ったことがありますけれども、館内、冬でしたけれども、各ブースがとてにぎやかで、子どもも保護者もたくさんおりました。すごい事業だなと思っておりましたが、次年度、「ワラッシ！」をやめる理由というのはどういう理由になるのでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 「ワラッシ！」の終了についての再度の質疑にお答えいたします。

これまで「ワラッシ！」におきましては、小学生を対象に講座形式で職業体験を行ってきたところではありますが、この同事業を経済部の実施事業に移行することで、子どもたちが直接職場を訪問し、より実践的に仕事現場を体験することができるようにしたものであります。そのため、職業を知る学びから、職場での実地体験へと内容が一層充実したものへなっていくと考えております。また、500人程度から1000人程度に定員がふえることや実施期間の拡大、多種多様な職種から体験先を選択できることなどのメリットも見込まれております。

「ジョブキッズあおもり」による小学生を対象にした職場での実地体験は、現在、市内各中学校で行われております職場体験学習へとつながっており、学校から社会への移行のために必要な基礎的資質や能力を育むことに資するものと考えております。また、「ワラッシ！」による講座方式に比べ、直接地域の職場を訪問することで、勤労観・職業観のみならず、地域社会におけるみずからの役割や将来の生き方を考えさせるものであるとともに、職場での実地体験を通して得られる郷土への愛着や感謝する心は、ボランティアを初めとする地域貢献活動への参画意識をも高めるも

のになると考えております。

教育委員会といたしましては、「ジョブキッズあおもり」による小学生の職場体験事業と中学校から始まるより実践的な職場体験学習は、本市の次代を担う子どもを育成するための一連の取り組みと捉え、今後も地域や地元企業の御協力をいただきながら、子どもたちが充実した職場体験活動が実施できるよう、学校を支援してまいります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** ありがとうございます。

「ワラッシ！」という事業ですけれども、これは小学生の職業体験と体験で得た給料をその場で使える消費体験も兼ねた仕組みになっていたと聞いています。あと、お仕事体験——建築士、歯科医、薬剤師、地元の企業・団体が協力をして、周辺の方とか、大学生のボランティアもいたというふうに聞いていました。

「ジョブキッズあおもり」は、多分、参加企業は県内エリアで、参加する子どもたちも県内からということに多分なるんだと思いますが、この事業自体は全国の放送局が中心になって全国展開している事業ですので、ある意味仕組みもしっかりしていると思いますし、職業の選択肢も多いと、そういう意味では、市としてもある程度安心して任せられる事業なのかもしれません。

ただ、「ワラッシ！」は、青森市の小学生の職業体験と消費体験ができるという、いわばオリジナル事業でもあったんだと思います。そこにはいろんな企業、団体、余り大きくない団体も、企業もいろいろ入ってしまして、互いに協力しながら運営してきたということでした。神社のみこ体験とかがあって、とても手づくり感のある、身近に感じられて楽しかったと。参加した企業・団体の人も、保護者の方からも聞いているので、ちょっと残念だなという。いろいろネットワークができて、ノウハウも積み上がってきて、これからもう少しいろんな課題を解決しながらやっていきたいという草の根的な取り組みだったので、少し残念だと思っております。

このような地域で頑張る市民・団体はふえてきています。今回は子どもたちの職業体験というのが1つの大きな目的ですので、やむを得ないところがありますけれども、ただ、こういったそれを支えるいろんな活動、市民・団体が支える活動を行政がしっかり一緒になって育てていくということのも大事だと思いますので、ぜひ何らかの機会をもって、またこういうことを皆さんに声をかけて取り組んでいければいいなど、それは要望して終わります。

続いて、10款教育費1項教育総務費、多文化共生と日本語教育についてなんですけれども、昨年、文部科学省が全国調査した結果なんですけれども、外国籍で小・中学生に当たる年齢の子どもが全国では約12万4000人いると。そのうち約2万人が不就学状態、つまり学校に行っていないということでもあります。多くは大都市のことでありますけれども、一昨年、入管法が改正されまして、日本で働く外国人労働者がふ

えています。あわせて、さまざまな理由で家族を連れてくる外国人もふえていると思いますが、青森市の住民基本台帳に登録されております小・中学校の就学年齢に当たる外国籍の子どもは何人いるのか教えてください。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 工藤委員からの住民基本台帳上の外国籍の小・中学生の人数についてのお尋ねにお答えいたします。

小・中学生の年齢は、就学時の6歳から15歳となりますが、住民基本台帳上の年齢ごとの人数については、生年月日ではなく、時点での年齢によるため、6歳には小学1年生と未就学児が、15歳には中学3年生と高校生等が区別なく集計されております。それが前提となりますが、学校基本調査規則に定める学校調査の調査日である令和元年5月1日現在で集計いたしますと、6歳から15歳までの人数は19人です。

○中田靖人委員長 工藤委員。

○工藤健委員 19名、わかりました。その中で、実際に市内の小・中学校に通っている外国籍児童の実数は把握しておりますか。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 外国籍の児童・生徒数について、在籍している数の再質疑がありますが、小・中学校に通っている外国籍の児童・生徒数につきましては、令和元年5月1日現在でお答えいたしますけれども、小学生が7人、中学生が4人の計11人となっております。

以上でございます。

○中田靖人委員長 工藤委員。

○工藤健委員 小学生7名と中学生が4名、合計11名。一応、住民基本台帳では19名、その差は8名ですけれども、この8名の子どもについては把握できているということでしょうか。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 先ほど市民部長のほうからお答えがあったように、ちょうど学齢に達している子どもについては11人だということで、我々のほうもその市民部長がお答えした以外の者につきましては、高校に進学しているだとか、それからまだ学齢に達していないというようなことは把握しております。

以上でございます。

○中田靖人委員長 工藤委員。

○工藤健委員 わかりました。そのちょうど未就学児と小学1年生、中学3年生と高校1年生のところでの8名だというふうに解釈してよろしいですね。はい、わかりました。

その小・中学校に就学している子どもたちの国籍を教えてください。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 先ほど不就学の子どものところで、少し説明が不足しておりましたので、そのところを足させていただきますけれども、外国籍であって、5月1日現在で在籍しているのが11名であります。そして、外国籍であって、実は学校に来て、在籍していない子どもも2名ほどおります。ただ、これは、親御さん・子どもの日本語の習熟の状況とかを勘案して、少し日本語を勉強してからということと、それから住民票は青森市内にありますけれども、実際の体自体は今、外国にあるというようなケースもありますので、そういう意味で2名不就学の子どものいるということでもあります。

それで、外国籍の子どもの数でありますけれども、小学校からお答えいたします。韓国籍が1名、それから朝鮮籍が1名、中国籍が1名、パキスタン籍が2名、アメリカ籍が2名の計7名であります。中学校は、韓国籍が3名、中国籍が1名の計4名となっております。

**○中田靖人委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** とても多くの国籍の子どものに分かれています。特に日本語指導が必要な児童・生徒というのは、その中でどのぐらいいらっしゃるんですか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 日本語指導が必要な外国籍の子どもがどれぐらいいるかという再度の質疑であります。現在、11名の外国籍の子どもの中で、日本語指導が必要となっている子どもはおりません。

**○中田靖人委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** いないと。日本語で日常会話ができるとしても、読む、書く、日本語で表現するというのはちょっと別な場合もありますので、ひょっとすると支援が必要な場合が多いかもしれません。外国籍の子どもたちに対する小・中学校での日本語指導について、青森市はどのようなサポート体制になっているのか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒に対する対応についてでありますけれども、令和元年5月1日現在、本市の小・中学校におきましては、日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒は、先ほどお答えしたようにいないところではありますが、日本国籍ですけれども、日本語指導が必要な児童が1名在籍しておりました。この1名の児童に対しましては、当該児童が在籍していた2学期末までの間、国際交流員、そして関係団体と連携し、日本語指導ができる人材を派遣することで、12月末、2学期末までですけれども、392時間の支援に努めたところであります。また、当該児童が在籍する学校では、学級における学習指導や生活指導のほか、補充の日本語指導の時間、そして学校生活適用のための教育相談の時間を設定し、対応してきたところです。そのほか、今後、日本語指導が必要な児童・生徒がふえることを想定し、語学が堪能で、児童・生徒及び保護者に対して、英語で相談活動が可能な教職員の配置や教職員の語学力育成のための英会話講座の実施に取り

組んでいるところです。

今後につきましては、英語圏以外の外国籍の児童・生徒についても安心して学校生活を送ることができるよう、多言語翻訳アプリの活用など、一人一人の児童・生徒の母国語に対応した特別のプログラムによる指導などについても検討し、日本語指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** ありがとうございます。青森市の場合は、国際交流員、あと関係団体、A I V Aとか、そういうところも多分入るんだと思いますが、あとは教職員の方に研修も含めてということで、もちろんI C T、これは効果的だと思います。

弘前市は、教育委員会が英語と中国語のサポーターを4月から5名嘱託としてフルタイム雇用すると聞いています。八戸市にはN P O法人がありまして、子ども・大人双方を含めて支援をしていると。外国籍の子どもは、全国を見ても、確実にふえていくと思います。これからもふえます。学習指導要領でも的確に把握をして、学校生活での配慮が大切であるとうたっておりますし、公認の日本語教師、これも多分国家資格として創設をされると。青森県では、日本語指導サポーターを養成していきまして、もう50人を越えたそうですので、派遣はできる体制になっています。青森市がそれをきちんと受ける仕組みさえつくれば大丈夫だということですので、ぜひお願いします。

県内に、日本語指導が必要な外国人児童・生徒を担当する教員の連絡協議会というのがあって、これには青森市からも学校の先生が1名、2名参加していますので、サポートの体制づくり・仕組みづくりは、もう少しきちんと形を整えていけばこれから大丈夫だと思います。

それでは、あと、学校から保護者へ案内文が来るんですけども、逆に保護者の方がそれを読めないケースがあるそうですので、そういったところにもぜひ子どもを通して配慮をしていただければと思います。

学校での外国籍の子どもをめぐるトラブルなどの報告というのはあるのでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 学校で外国籍の子どもをめぐるトラブルという質疑でありますけれども、多少最初は日本の文化になれないということはありますけれども、子どもは早い段階で——小学校の1年生ぐらいで入ってきますと、あっという間に日本語のみならず、津軽弁まで習得いたしますので、そんなに時間がかからず学校生活になれているというふうに捉えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** ありがとうございます。私が聞いている外国籍の方からの相談で

は、独特な香辛料のにおいがするとか、あるいは生活習慣の違いによるちょっとした行き違いはあるようです。日本語が話せるとしても、なかなか深いところでの意思疎通がちょっと難しいところももちろんやっぱり出てくるので、そこは異文化への理解というのはやはりこれから必要になっていくのかなと。

エンパシーという言葉がありますけれども、これは相手の気持ち・立場を理解する能力という意味ですけれども、多文化共生社会では欠かせないキーワードなんだと思います。そういう意味では、学校で外国籍の子どもたちと暮らす、一緒に過ごすというのは、いわゆるインクルーシブ教育としても、多様性を学ぶ機会だと捉えていただければと思います。

では、最後に、多文化共生について、青森市はどのような取り組みを考えているのかお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 工藤委員からの市としての多文化共生に関する取り組み等についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、これまでも外国人住民の方が安心して暮らせる環境づくりと、市民に対する多文化共生の意識啓発及び外国人住民との交流促進を図ってきたところがあります。具体的には、コミュニケーション・生活支援として、「やさしい日本語」による防災カードの配布、そして青森市国際交流ボランティア等を活用した通訳の派遣、また多文化共生の意識啓発として、市内の国際交流団体との共同による国際交流情報誌「ぷらっと通信」の発行や青森市国際交流員によるメールマガジンの配信、異文化理解講座の実施、さらには交流機会の創出として、しんまちふれあい広場や市主催イベントでのPRブース出展等のほか、地域の関係団体のネットワークを図ってきたところがあります。

今後におきましても、関係機関や団体と連携しながら、多文化共生のまちづくりを進めてまいりたいというふうにして考えております。

**○中田靖人委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** ありがとうございます。

あと、この質疑はこれで終わりますが、人口減少をしながらも、やはり多文化共生の社会というのはこれから移行していくんだと思います。これから生きる子どもたちの視線で考えるということも、次世代という意味ではとても大事だと思いますので、教育の分野でもぜひエンパシーを育てて、共有していただきたいと思います。

最後に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、防災についてであります。東日本大震災からきょうでちょうど9年がたちました。復興五輪と銘打っております東京オリンピック・パラリンピックはことし開催予定ですが、どのメディアを見ても、まだまだ復興道半ばと。被災地の方は、特に多くの方がそう思っております。そうした方々に寄り添える日本であることを願っております。

質疑ですが、防災拠点機能整備事業の中で、防災活動拠点の備蓄等の強化がありますけれども、特に収容避難所の備蓄資材の内容をお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。山谷総務部理事。

**○山谷直大総務部理事** 工藤委員からの避難所運営に係る防災資機材の備蓄についての御質疑にお答えいたします。

本市では、災害時における多様な応急活動に対処するため、防災活動拠点施設及び防災活動拠点施設のバックアップ施設に備蓄物資を配備しているところであります。避難所運営に当たりましては、1つに、情報の取得・管理・共有、2つに、食糧、3つに、トイレや電気など良好な生活環境の確保、4つとして、避難者の健康管理などに関してのさまざまな対策が必要となりますことから、これらの対策に必要な物資について備蓄しているところであります。

具体的な品目といたしましては、まず、情報の取得・管理・共有に関しては、ラジオ、特設公衆電話機、拡声器、次に、食糧に関しては、飲料水、アルファ化米、ミルク、トイレや電気など良好な生活環境の確保に関しては、簡易便所、紙おむつ、発電機、ガソリン、投光器、コードリール、避難者の健康管理に関しては、ストーブ、防水シート、毛布、そのほか、懐中電灯、ヘルメット、救助工具セット、誘導灯、パイロン、ロープなどを避難所運営に必要な物資として備蓄しているところであります。

今後におきましても、備蓄物資の導入に関しては、製造・販売業者からの情報収集や、他都市の事例を参考にしながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** ありがとうございます。

直接の災害ではなくて、その後の避難生活で亡くなる、いわゆる災害関連死ですけれども、多くの方がいらっしゃいますが、その3分の1が避難所での生活が原因だと言われていています。

私の地域でも毎年、中学校を拠点に避難所運営訓練をやっておりますが、回を重ねるごとに、勝手よく手際もよくなるんですけども、いざ避難した場合の避難所の居心地とか、トイレの問題がやはり最大の課題だなというふうに毎年思います。トイレについては、その必要性が定着してきましたので、簡易トイレの数を多めに準備をして、あとは管理の問題だと思うんですが、問題は、よくテレビとかで見ると思いますが、体育館の中にブルーシートを敷いて、下にそのまま直接横になると。これは山に登ってテントを張って土の上に寝るだけでも、薄いシートだと次の日、結構背中が痛いものです。それが何日も続くとなるとやはりつらい。加えて、頭の近くを人が通るとか、寝ている隣の人と視線が合うということになると、かなりきついんだろうなと思います。

それで、全国の自治体に共同通信社がアンケートをとってしまして、避難所で改

善が急がれる課題というのが何かということ、やはりプライバシーの確保と段ボールベッド・簡易ベッド、そして仮設トイレです。特に、段ボールベッドと仕切りのいいところは、プライバシーの確保ができるし、冷たい床に寝なくても済む、ほこりを吸いにくい、感染症予防にもなりますし、立ち上がりやすいので、エコノミークラス症候群とか寝たきりの予防にもなります。あとは、目線が高いので会話も弾むということ、貴重品をベッドの下に隠せるという利便性もあります。さらには、碁盤の目のように並びますから住居表示ができる。どこに誰がいるのかわかりやすいということですね。

全国でも段ボール製造組合、あるいは段ボール業者の皆さんと協定を結ぶ自治体がふえております。その設計図もオープンになっていて、製造業者は1時間あれば1000台近くつくれるというふうにも聞いております。

予算が厳しい中だとは思いますが、やはり多くの自治体で改善が求められている段ボールベッド、仕切りの一定の備蓄をするか、あるいは段ボール製造組合、業者との災害時の緊急提供について協定を結んではどうかと思いますが、市の考えをお知らせください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。山谷総務部理事。

**○山谷直大総務部理事** 工藤委員からの段ボールベッドの備蓄についての再度の御質疑にお答えいたします。

避難所での生活が長期間にわたることが想定されます場合、良好な避難生活を送るため、段ボールベッドを初めとしたさまざまな資機材が被災地で活用されている事例もありまして、本市におきましても、仮に長期間にわたる避難所生活ということになれば、これらの資機材の果たす役割が大きいということは十分認識しているところであります。

避難生活を送るために必要な資機材の調達につきましては、民間企業との災害時応援協定締結による調達も含めまして、他都市の事例を参考にして、避難所の質の向上が図られるよう、努めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** ぜひ段ボールベッドは——まあ、これは実際、避難所の状況を見て、皆さんも感じていることだと思います。ですので、これは前向きにぜひ協定を結んでいただきたい。せめて協定は結んでいただきたいと思います。

最後に今、避難所の質の向上という言葉が出ましたが、これは内閣府が作成した避難所運営ハンドブックの中に明示されておきまして、段ボールベッドを確保することも避難所を運営する自治体の責務であるというふうにしております。

災害は広域に起こることも多くて、やはり防災は、青森市だけではなく、東青地区の広域連携でも必要な対象事業になってくると思います。さらなる避難所の質の向上には、今後もさまざまな要望、提言をしていきたいと思っておりますので、よろしく



お願いします。

これで質疑を終わります。

**○中田靖人委員長** 次に、渡部伸広委員。

**○渡部伸広委員** 公明党の渡部伸広でございます。早速質疑に入らせていただきます。

初めに、議案別冊108ページ、第10款教育費第6項保健体育費第3目学校給食費に関連して質疑いたします。

新型コロナウイルス対策による小・中学校臨時休業に伴い、既に発注済みでキャンセルがきかない給食の材料の取り扱いについてお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 渡部委員の臨時休業に伴う学校給食についての御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染防止対策に伴う小・中学校の臨時休業により、学校給食も中止となったことから、小学校給食センター等の関係職員を初め、委託業者や食品納入業者へ速やかに連絡し、対応をお願いしたところであります。具体的には、小学校給食センター及び中学校給食センターの調理・配送業務等を委託している事業者等に対しては、3月2日から各作業を中止するよう依頼したところであります。

学校給食の3月分の食品につきましては、2月に入札済みであり、落札した食品納入業者は食品メーカー等に発注済みでありました。そのため、臨時休業が決定した際に、速やかに連絡し、食品のキャンセルをお願いしているところであります。キャンセルができない食品につきましては、堆肥化等の処理を行うこととしたところであります。また、賞味期限が比較的長い食品につきましては、既に決まっていた4月や5月の献立を変更することなどにより、できるだけ活用するよう検討しているところであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** 各給食センター、また単独給食実施校では、それぞれどのような処置をしたのかお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

キャンセルができずに、ほかへの活用もできない発注済みの食品につきましては、小学校給食センター及び中学校給食センターでは、専門業者に依頼して堆肥化処理を行うこととしておまして、浪岡学校給食センター及び単独給食実施校では、事業系一般廃棄物として処理を行うこととしております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** 一部報道であったわけですがけれども、一部地域では、生活困窮者

に配布をするというようなこともあったわけですが、そういった検討はされたんでしょうか。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

今回の給食の中止に伴いまして、食材が一部、先ほど御答弁した内容になったんですけれども、今回の対応につきましては、今、渡部委員からお話があったような配布等については考えていないところであります。ということで検討はしておりませんでした。

以上でございます。

○中田靖人委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 青森市はまだフードバンクとか、子ども食堂とかいったことが確立されていないということもあるので、なかなかすぐ対応というのは難しいかなと思っていましたけれども、了解いたしました。

それでは、小・中学校給食センターで働いている方たちの処遇、これほどのようになりますか。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

本市の小学校及び中学校給食センターの運営業務等につきましては、株式会社青森スクールランチサービスに委託しております。雇用されている方の処遇につきましては、事業者の就業規則に沿った取り扱いとなっているところであります。そのため、本市の小・中学校の夏休みなどの長期休業と同様の取り扱いとなっているところであります。

以上でございます。

○中田靖人委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 わかりました。では、株式会社青森スクールランチサービスに支払う委託費のうち、支払われなくなる金額、これを教えていただけますか。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

本市の小学校及び中学校給食センターの委託料につきましては、主に維持管理に相当する固定料金と食数に応じた変動料金から構成されております。本年度の当初予算額のベースでは、消費税込みで、固定料金部分が約4億7600万円です。変動料金部分が約6600万円となっております。臨時休業に伴う学校給食中止のため、変動料金部分での3月分の支払いが必要なくなりますので、この分の影響額といたしましては、予算額から約580万円程度の減額が見込まれるところであります。

以上でございます。

○中田靖人委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 わかりました。これは次年度に数字が出てくるかと思えます。

きょう新聞報道がありましたけれども、政府のほうでは新型コロナウイルス感染症対策本部の会合を開いて、中小企業・小規模事業者への資金繰り対策強化、学校の臨時休校に伴う支援、感染拡大防止と医療提供の体制整備などの柱で緊急対応策第2弾がまとめられたところであります。キャンセルのきいたところは、当然その供給する側、企業のほうにしわ寄せが行くわけでありますけれども、公明党としても、3月4日に政府で緊急提言を数多くした中にも反映されております。給食停止に伴う学校給食費の返還を学校設置者に要請をすると。もう1点は、給食調理業者や食品納入業者、酪農家などをきめ細かく支援するということが出ておりますので、また、そういった部分はそういったところで処置をされていくのかなと思います。この件についてはわかりました。ありがとうございました。

続いて、令和2年度予算に関する説明書101ページ、第10款教育費第1項教育総務費のうち、通学区域再編事業に関連して質疑をさせていただきます。

通学区域再編事業に伴う西田沢、後潟、両小学校の管理はどのようになるか教えてください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 渡部委員の通学区域再編後の西田沢、後潟、両小学校の管理についての御質疑にお答えいたします。

通学区域再編に伴い廃校となる学校施設の利活用につきましては、施設の現状や地域の状況を踏まえ、全庁的な公共施設のあり方を検証する中で、地域要望等を参考に、総合的な観点から活用方策について検討していくこととしております。北小学校に統合され、廃校となる西田沢小学校及び後潟小学校の学校施設の利活用につきましては、現在検討中でありますけれども、廃校となる来年4月以降は、利活用の方策が決定するまで教育委員会が管理することとしております。廃校となった学校施設の管理につきましては、防犯のため機械警備を行うことから、電力の供給は継続いたしますが、水道の供給については停止する予定となっております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** 現在検討中ということで、教育委員会の管理のもとになるということでありました。

引き続き、西田沢、後潟、両小学校を指定避難所ということで指定をされるのかどうかお伺いします。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。山谷総務部理事。

**○山谷直大総務部理事** 渡部委員からの西田沢小学校、後潟小学校についての御質疑にお答えいたします。

まず、指定避難所につきましては、災害対策基本法施行令等の法令により、指定基準として、被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであることや、速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが

可能な構造または設備を有するものであることなどが定められております。

次に、指定緊急避難場所につきましては、住民等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設または場所でありまして、法令による指定基準として、発災時に住民等が緊急的に避難し、身の安全を確保するために、確実に開放されることや立地・構造に関する条件が定められております。

今後は、西田沢・後潟小学校の校庭部分につきましては、引き続き、指定緊急避難場所として活用することとなりますが、校舎部分につきましては、教育委員会における施設の活用方法の協議結果を踏まえて検討していくこととなるものであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** 廃校の使い方によっては、避難所となる場合もあるし、指定緊急避難場所という、両方の可能性がある。使われなければ基本的には指定緊急避難場所ということだったかと思います。

では、指定避難所としての位置づけが継続された場合、鍵を地元の町会長が管理するということはできないのでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。山谷総務部理事。

**○山谷直大総務部理事** 指定避難所の鍵の管理についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、発災時において避難所を開設する際には、市民の皆様を二次災害から防ぐために、安全性の確認を優先事項とする観点から、各避難所につきまして、学校については学校長、市民センターについては館長など、施設管理者が鍵を管理しているところでありまして、町会において鍵を管理することは難しいものと考えているところであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** わかりました。

では次に、指定緊急避難場所となった場合、場所ですから外なわけですね。そこから指定避難所に行かなければいけないような場合、この場合、北中学校や北小学校に避難するというところでよろしいんですか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。山谷総務部理事。

**○山谷直大総務部理事** 指定緊急避難場所から指定避難所への避難についての再度の御質疑にお答えいたします。

災害が発生した際には、切迫した災害の危険から逃れるため、まずは、災害の種類ごとに指定している指定緊急避難場所へ避難し、その後、必要に応じて避難生活を送るための指定避難所に避難することとなります。その際、一般的には一時避難した指定緊急避難場所から、最も近い指定避難所に避難することとなります。しか

しながら、指定避難所の開設については、発生した災害の状況、施設や地域の被災状況などを確認の上、決定することとしておりますことから、必ずしも一時避難した指定緊急避難場所から最も近い避難所ではなく、最寄りの安全な地域に開設された避難所へ避難していただくことになるものであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** わかりました。

では、近隣の避難場所が、西田沢地区、後潟地区からの避難者を受け入れると、スペース的に不足するという可能性があると思うんですが、そういった場合、自助、共助、こういった意識醸成というのはどのように行っていくのでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。山谷総務部理事。

**○山谷直大総務部理事** 自助、共助の意識醸成についての再度の御質疑にお答えいたします。

防災対策に係る考え方といたしまして、自分の命は自分で守る自助、周りの人と助け合う共助、そして国、県、市を初めとする公的支援による公助の概念があります。市民一人一人が自分の命は自分で守るという、いわゆる自助の意識を持ち、例えば非常持ち出し品を自宅に用意しておくことや、自宅の家具に地震による転倒防止の措置を施すなどの予防・防災活動を行うことが、市民防災の第一歩として非常に重要であると認識しているところであります。市民の皆様には、市ホームページへの掲載、青森市民ガイドブックへの掲載、「広報あおもり」への掲載、出前講座や寿大学などでの防災講話、県、関係機関・団体等が発行した防災冊子の頒布などによって、予防・防災活動の例を紹介するなどして啓発しているところであります。

避難行動につきましては、避難所へ行くことだけが避難ではありません。津波や洪水の影響で道路が冠水している中で、避難所へ避難することは危険を伴う場合もあり、自宅が安全であれば自宅にとどまることや、あるいは自宅の周辺が危険だと判断した場合には自宅の2階で安全な場所に身を置くなどといったことも避難行動の一部でありまして、避難とは命を守る行動だということをタウンミーティングなどでも御案内しているところであります。

今後もこれらのさまざまなツールや機会を活用して、市民の皆様への自助、共助による予防・防災活動の重要性もさらなる啓発に努めていきたいと考えております。

**○中田靖人委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** わかりました。

それでは続いて、近隣の避難場所が、この西田沢地区・後潟地区からの避難者で受け入れ人数を超過した場合、こういった場合はどのような対応をされますか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。山谷総務部理事。

**○山谷直大総務部理事** 避難者の受け入れについての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、災害対策本部において迅速な対応を行うために必要な情報の収集・把握・共有機能を有する最新のクラウド型防災情報システムを導入したところであり、これにより、各避難所における避難者の状況などがリアルタイムで確認可能となり、最寄りの避難所が受け入れ困難となった場合には、他の地域で開設した避難所において受け入れ調整することとしているところであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** わかりました。

あとは要望といたしますけれども、まず、市教育委員会に要望いたしますが、防災上の観点から見ると、西田沢、後潟、両小学校については、指定緊急避難場所という扱いに基本的にはなるかと思っておりますけれども、ただ、いざ災害時に避難する際、外の校庭しか使えないということになります。屋外避難しかできないということです。避難所として使うには、やはり地域の方々がふだんから使う施設というふうにしていることが、形にしていることが重要かなと思っております。また、地域でコミュニティーとしての施設がないということも考えると、小学校という建物は非常に重要だと思っております。幸い、西田沢から奥内までの8町会、後潟の5町会は、全て自主防災組織ができております。町会としての防災意識が高いという地域だと思っておりますので、そういった意味からも、先ほど答弁でもありました自宅での垂直避難等も含めて、自助・共助の訓練を日ごろから行政としてお力添えをしていただきたいと思います。これは総務部になるかと思っておりますけれども、この2つ、両部に要望させていただきたいと思います。ありがとうございました。

〔佐々木淳教育委員会事務局理事「はい」と呼ぶ〕

**○中田靖人委員長** 教育委員会事務局理事、どうぞ。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 先ほど西田沢小学校及び後潟小学校の廃校の関連の御質疑の際に、廃校になる年を来年4月以降と申し上げましたが、正しくは本年4月以降でありますので、謹んでおわびし、訂正させていただきます。失礼いたしました。

**○中田靖人委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** 続きまして、令和2年度予算に関する説明書90ページ、第8款土木費第2項道路橋梁費第2目道路維持費に関連をして質疑をさせていただきます。

新青森駅についてでありますけれども、観光や帰省に伴う送迎の利便性を高めるために、西口だけではなく東口のバスプールへの一般車などの乗り入れを可能にするべきと考えますが、いかがでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○長井道隆都市整備部理事** 渡部委員からの新青森駅東口バスプールへの一般車乗り入れについての御質疑にお答えいたします。

市はこれまで、新青森駅西口駐車場の混雑解消に向けた取り組みといたしまして、

敷地内スペースの活用などにより、34台分の一般車両の駐車スペースをふやす対策を行ったほか、新青森駅までの公共交通機関利用の働きかけ、駐車場の空き台数情報のホームページでの情報提供を行ってきたところでもあります。さらには、お盆や年末年始、大型連休などの繁忙期には、駐車場の誘導員を増員し、西口駐車場ゲート内の一般車乗降場に車両が停滞しないような対策を講じているほか、休日の混雑時には、周辺の民間駐車場の利用案内を行うなど、混雑解消に向けた取り組みを行ってきたところでもあります。

新青森駅の周辺整備に当たりましては、交通手段ごとの乗降場所を明確に区分することとして、警察、バス協会、タクシー協会等の関係機関との協議により、東口はバスやタクシーなどの公共交通を中心とした駅前広場とし、西口は一般車両の乗降場と一体となった駐車場としての整備をしたところであり、一般車両を東口のバスプール内へ乗り入れることにつきましては、利用者の混乱や交通事故防止の観点から困難なものと考えております。

なお、新青森駅周辺では、平成29年5月に、青森新都市病院と提携している約300台収容の民間駐車場の開業や、令和元年10月末の32台収容可能な民間駐車場の開業などもあり、令和元年10月からことし2月の西口駐車場の満車日数は、昨年の同時期に比べ13日減少しているところでもあります。加えて、今後、東口の一般保留地には、民間施設とあわせて約160台収容可能な駐車場が建設される予定でありますことから、さらに混雑の解消が期待されているところでもあります。

市といたしましては、今後も駅利用者の利便性の向上に向け、混雑緩和に努めるとともに、新青森駅駐車場の利用状況を注視してまいります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** ありがとうございます。これは、東口に送迎に行けないのかという市民の方から多数、結構来ていまして、質疑させてもらいました。東口に今新たに民間の駐車場が約160台分できるということも含めて、そういった環境がふえつつあるということでもありますので、もう少しこの部分は様子を見たいと思います。

いずれにしろ、駐車場の案内等、これはどこからでもわかりやすく案内できるような、ホームページも含めて工夫をしていただければなということ要望して、私の質疑は終わります。

ありがとうございました。

**○中田靖人委員長** 次に、小豆畑緑委員。

**○小豆畑緑委員** 自由民主党の小豆畑です。よろしくお願いたします。

最初の質疑は、企業会計、市営バスの待合所整備についてです。

先日の一般質問で県道鶴ヶ坂千刈線や西バイパス線にある市営バス待合所の早期整備・改修について質問させていただいたところ、三内霊園入口と松丘保養園前に今月末の完成を目指して新設工事を進めているとの答弁をいただきました。本当に

ありがとうございます。地元の方からは喜びの声が寄せられております。この一般質問に続いて、また質疑させていただきます。

バスまち空間向上事業によって待合所が新設された箇所及び来年度予定されている箇所のうち、民有地上になると想定される箇所は何か所あるのかお示しいただきたいと思います。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 小豆畑委員の市営バスについての御質疑にお答えをいたします。

バスまち空間向上事業につきましては、これまで、平成29年度に23カ所、平成30年度に32カ所、令和元年度に22カ所の待合所を整備してきたところであります。来年度につきましては、新設・改築等で13カ所を見込んでおり、事業全体で90カ所の待合所を整備する予定としているところであります。

お尋ねのバス待ち空間における用地確保につきましては、歩道等に設置が困難なバス停留所におきましては、その周辺に待合所の設置に支障となる家屋やブロック塀などがなく、空き地や駐車場などとなっている土地所有者の方と、無償での長期使用貸借について協議を行ってきたところであります。これまで、待合所の新設基準を満たし、設置可能と思われる民有地20カ所の方と協議を行ってきた結果、今年度につきましては承諾を得られた2カ所に整備しており、来年度は3カ所に整備する予定としております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 小豆畑委員。

**○小豆畑緑委員** ありがとうございます。設置基準を満たして設置可能と思われる箇所が20カ所ということで、先日の一般質問の答弁では、今年度は2カ所、来年度3カ所ということで、今もお話しいただいたんですけれども、そういうところでした。

次に、乗客数など待合所の整備基準を満たしていながらも、未整備となっている箇所のうち、民有地を貸していただければ待合所の設置が可能となる箇所について、待合所の整備を加速させるために、例えば市民雪寄せ場の制度のように、土地所有者に対する何らかのインセンティブとなるような制度をつくってはどうかと考えますが、市の考えをお示しくください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 小豆畑委員の再度の御質疑にお答えをいたします。

先ほど御答弁もさせていただきましたが、交通部では、バスまち空間向上事業で新設する場合、用地を無償でお借りすることを条件に進めてきたところであります。この場合、御協力いただいた土地のバス待合所に係る使用部分につきましては、地方税法第348条第2項で定める「固定資産税の非課税の範囲」に該当しますことから、お借りしている対象部分につきましては、課税されないこととなっております。



以上でございます。

**○中田靖人委員長** 小豆畑委員。

**○小豆畑緑委員** お借りできる場所は非課税となるそうですけれども、税制上の優遇措置以外にも土地所有者に対するインセンティブとして、例えば個人の所有者であれば、青森市表彰の対象にする、また個別に感謝状を贈呈するとか、また、企業や団体が所有者であれば、バス待合所の壁面に一定期間、無償で広告を出せるとか、バスの車内の中塗り広告を無償で出せるようにするとか、いろいろなことが考えられると思います。どういう優遇措置が効果的なのか、ぜひ検討を進めていただいて、制度化することで、少しでもバス待合所の整備が進むように要望して、この項は終わります。

次に、10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費についてお尋ねいたします。

「令和2年度青森市当初予算（案）主な取組」の中で、教育環境整備事業として、子どもたちが快適な学校生活を過ごせるようにトイレの環境改善を図ることが予定されております。

そこでお尋ねしますが、私の地元、新城中央小学校の洋式トイレは、学校にお尋ねしたところ、現状では各学年に1基程度の設置となっていると聞きました。学校全体の児童数から考えると、どうしても足りないのもっと洋式トイレの数をふやすべきではないかと思いますが、市の考えをお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 小豆畑委員のトイレの洋式化改修についての御質疑にお答えいたします。

学校のトイレにつきましては、生活スタイルの変化に伴い、洋式化のニーズが高まっていることから、子どもたちが快適な学校生活を送ることができるよう、既存の老朽化した学校トイレについて、洋式化を中心とした改修を行い、トイレの環境改善を図ることとしているところであります。

新城中央小学校を含む小学校10校のトイレの洋式化改修につきまして、令和2年度には設計作業、令和3年度には改修工事を行うこととしております。改修に当たりましては、普通教室から近い使用頻度の高いトイレを洋式化改修することとしておりまして、改修するトイレ全てを洋式便器とすることとしております。なお、改修によりふえる洋式便器の具体的な個数につきましては、設計作業において確定していくこととなります。

学校トイレの洋式化改修につきましては、今後も計画的に取り組んでまいります。

**○中田靖人委員長** 小豆畑委員。

**○小豆畑緑委員** そうですね。和式から洋式にするというと、面積上のいろいろな問題もあって、なかなかそれ相当な数とはいかないかもしれないんですけれども、県外から市内の学校に転入されてきた保護者の方から、よくこの洋式トイレのことが話題に出るので、どうか1年でも早く洋式化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

願い申し上げます、終わります。

ありがとうございました。

**○中田靖人委員長** 次に、橋本尚美委員。

**○橋本尚美委員** 無所属、橋本尚美です。御答弁よろしくお願いたします。持ち時間26分で、3つの項目を質疑させていただきます。

まず最初は、55款教育費20項小学校費20目学校建設費です。

一般質問でも取り上げました筒井小学校、一般質問のときには西中学校と比較して、西中学校よりも2年おくれたの進捗だということで言わせていただきましたが、教育委員会が一番最初に示されたスケジュールからは3年間おけている筒井小学校です。基本設計がやっと完了して、来年度からは実施設計になるようです。

それで、予算特別委員会ということもあって、予算について質疑いたします。実施設計はだいたい6000万円かかるということですが、来年度の当初予算は約3000万円の計上となっていますが、その理由をお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 橋本委員の筒井小学校の実施設計についての御質疑にお答えいたします。

筒井小学校の実施設計につきましては、令和元年度及び令和2年度の2カ年で行う予定としております。実施設計の事業費につきましては、令和元年度予算の3075万3000円と令和2年度予算案で計上している3218万2000円を合わせた6293万5000円を見込んでいるところであります。実施設計につきましては、現時点では本年度末の契約を想定しており、令和元年度予算は、業務の進捗に応じて支払うことになっておりますが、残額につきましては、令和2年度へ繰り越して使用することとしております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 橋本委員。

**○橋本尚美委員** 確認ですが、今年度末にその実施設計の委託契約をすると今聞こえましたが、今年度末となりますと、もう十数日しかないんですけれども、間違いないでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

現時点では、先ほど答弁申し上げたとおり、本年度末の契約を想定して今、事務手続を進めているところであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 橋本委員。

**○橋本尚美委員** 私も企画部のほうに何度か説明をいただいていたのですが、繰越明許費とか、あとは債務負担行為ですとか、今年度に約3000万円の計上。そして来年度も当初予算に、約3000万円の計上ということで、大変こんがらがってしまって、

改めて整理をしてお尋ねしたいのですが、債務負担行為としての今年度の約3000万円が、来年度、令和2年度の当初予算の約3000万円というふうに充当される。そして、本来は今年度に使うべき実施設計分の約3000万円がまだ手つかずにあるので、来年度に繰り越すとなれば、それが繰り越しとして合わせて約6000万円。それで今年度中に使われるとなると、その繰り越されない約3000万円が来年度の約3000万円の当初予算と合算されて、結局合計約6000万円で契約に至るという解釈でよろしいでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

平たく言いますと、今回の実施設計の事業費につきましては6293万5000円ということと想定しておりますが、令和元年度予算に計上しております3075万3000円があります。こちらについては、今年度の事業の進捗に基づいてももちろん使われまして、残額につきましては、令和2年度へ繰り越すということとありますので、契約となった時点で、一定程度の経費が支払われれば、その残りが令和2年度に繰り越されて、令和2年度に予算計上しております3218万2000円と合わせてお支払い、使用されるということになるところであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 橋本委員。

**○橋本尚美委員** ありがとうございます。

年度内の日数が少ないので、てっきり来年度の契約に運ぶものかと思っていました。どのみち順調にいけばと願うところです。

それで、きのうの奈良岡委員の質疑の答弁で、グラウンドを使えるまでに要する年月が相当数——数年、四、五年かかるのではないかということ聞いて、また新たな心配が発生したのですが、この当初予算の主な取り組みの中には、筒井小学校のスケジュールが書かれていて、校舎実施設計なり、校舎の改築工事、そして旧校舎解体工事ほかまで年度がきちんと入っているのですが、改めて口頭で、その年度とその内容を言っただけならばと思います。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

筒井小学校の令和2年度以降の改築のスケジュールでありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、実施設計業務を委託いたしまして、令和2年度で実施設計を完了いたしまして、令和3年度から改築工事を行う予定としております。基本設計において校舎と屋内運動場を一体の施設としたところでありまして、校舎と屋内運動場の完成後は、順次既存校舎及び屋内運動場の解体、校庭整備と進めていく予定としております。

そして、今、橋本委員のほうから御案内がありました当初予算の主な取り組みのほうにスケジュールが記載されておまして、令和2年度は校舎の実実施設計、令和

3年度、令和4年度が校舎改築工事、令和5年度から旧校舎解体工事ほかということで記載させていただいております。こちらについては、通常の学校施設の改築のスケジュールと合わせて、筒井小学校もそのとおり想定しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、基本設計において校舎と屋内運動場を一体で施設整備することで、通常の校舎と屋内運動場を別々に建てる場合とちょっとケースが変わってきますので、工期につきましては、今後委託する予定の実施設設計の中で検討することとなるというところであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 橋本委員。

**○橋本尚美委員** 御答弁ありがとうございました。

本当に地元の皆さん一同待ち望んでいることですので、これからできる限り順調に——あくまでも予定ということで今お示ししていただきましたので、多少のずれは想定内のものと思われませんが、どうぞよろしくお願ひ申し上げるとともに、今現在の校舎のふぐあいもたくさんありますので、修繕のほうもあわせてよろしくお願ひいたします。この質疑に関しては、終わります。

続きまして、むつ湾かるたの質疑です。4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費です。

子どもからの環境教育はとても重要と考えております。来年度は、環境保全の促進を図るむつ湾かるたが作成されますが、どのような内容か概要をお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 橋本委員からのむつ湾かるたについての御質疑にお答えいたします。

陸奥湾の自然環境を守る活動の推進に当たりましては、多くの人々が環境問題について学習し、保全活動に取り組むことが必要であり、特に21世紀を担う幼児期の子どもたちへの環境教育が重要だと考えており、東青5市町村による連携中枢都市圏事業として、幼児を対象としたむつ湾かるたを作成することとしたところであります。かるたで取り扱う内容といたしましては、海洋ごみの問題や陸奥湾の生き物、森里川海のつながりなど、陸奥湾の自然環境のほか、各市町村における陸奥湾の特産品などについても取り上げることとしたところであります。

かるたにつきましては、東青5市町村においては放課後児童会や保育所等に配付し、活用していただくとともに、講師を派遣し絵札の解説をすることでさらに理解を深めていただく出前講座を行うほか、本市において青森市環境フェアでのかるた大会の実施を予定しているところであります。

かるたの作成に当たりましては、先般、関係町村や青森市私立幼稚園協会、青森市保育連合会、青森市地域温暖化防止活動推進員などへ、かるたの読み札や解説、イラスト案の作成を依頼したところであり、現在、その内容について、協議しているところであります。

以上でございます。

○中田靖人委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 いろいろな活用を考えておられるということで、大変大いに期待するところなのですが、読み札に関しては今、御紹介がありました。絵札、絵を描いている札のほうはどのように決めるのかお示してください。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 絵札の作成方法についての再質疑にお答えいたします。

関係各団体と協議をして決定しました読み札や解説、イラスト案等に基づき、業者から絵などのデザイン案を提出していただき、保育所や幼稚園の関係者からの御意見をいただきながら、幼児にわかりやすいデザインを提案した業者をプロポーザル方式によって選定したいと考えているところであります。

以上でございます。

○中田靖人委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 幼児向けということもあって、関係者から御意見をいただきながら、プロに作成してもらおうということでした。大変子ども向けということもありますし、内容も環境の保全ということもありますし、特産物の御紹介であったり、プロポーザルという選定の方法に賛同いたします。

それで、1000部作成すると聞いていますが、幼児向けとはいえ、大人も高齢者も楽しめるかるた遊び、最近、余りかるた遊びってしなくなったと思うのですが、そういう昔ながらの遊びの伝承にもなりますので、意義もあることですので、たくさんの方で使われることを望みます。

陸奥湾の環境保全という内容が主かと思いますが、このかるたを通じて環境全般、温暖化のこととか、道路へのごみのポイ捨てなど、幅広く子どもたちが意識を深めて、また、海の幸豊かな恵みの里であるということも学び取ってほしいと思います。

それで、1つ紹介したいのですが、先日、県の事業で、青少年育成青森県民会議の活動事例報告会に行ってきました。そのときに、八戸市の商業高校の学生が、同じかるたを制作したという事例報告がありました。テーマとしては、郷土愛を育む44枚のかるたで、読み札を五七五のリズムで一般公募して、そしてその読み札に合わせた絵を中学校・高校の美術部にお願いをして完成させると。完成品は税込み1000円で販売をするというビジネスにまで発展させる、大変すばらしい活性化に向けた取り組みの発表でした。大変驚いたことは、地元を離れた若者にも、このかるたのことを発信して、地元のよさを再確認してもらおうということも述べておりました。やはり手づくり感満載で、実際に自分自身も仲間と一緒にしかかわるということで親しみもより一層生まれるかと思っておりますので、これからの協議の中で、もし可能であれば、そういった、素人ではあるけれどもアイデアを出してもらおうとか、参考にするとか、そういうものも含めていただければと要望して、この件は終わります。

最後の質疑は、山本委員も質疑しておりました浪岡のプロモーションビデオのこ

とです。7款商工費1項商工費3目観光費です。

質疑に入る前に、一言、昨年の9月議会で私、質問と要望をさせていただきました。リンゴ園に市内の大学の学生が気軽に遊びに行ったり、何かお手伝いをしたりといった取り組みを推奨してはどうかということで、それが実際に来年度予算がつきまして、りんご園等労働力不足支援事業ということで、本格的に実施に至りました。当局に御礼申し上げます。ありがとうございました。

概要におきましては、昨日の御答弁でいただいていたので——私も、2年ほど前の一般質問でも浪岡の地域振興ということで、見所満載のマップが既につくられてはいますが、情報発信はどうなっていますかということで質問させてもらっていました。浪岡におきましては、浪岡城跡の桜祭りであったり、雪女コンテストであったり、また、伝説もあれば、グリーン・ツーリズムや花岡プラザ、また湿生花園や、また観光ガイドも養成していたと聞いていました。あびねすのレンタサイクルのことや、さまざま、私もこれまで市の経済部のほうにも意見を言わせてもらってきました。

質疑です。プロモーションビデオの制作方法とタイムスケジュールをお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

**○三浦大延浪岡事務所副所長** 橋本委員の浪岡地区のプロモーションビデオについての御質疑にお答えいたします。

プロモーションビデオの制作に当たりましては、制作技術はもちろんのこと、その企画やノウハウにすぐれた事業者をお願いすることで、より魅力的で情報発信ツールとして効果的なものになると考えておりますことから、市内のビデオ制作事業者を対象とした公募型プロポーザルを実施し、よりすぐれた提案をしていただいた事業者制作業務を委託することとしております。

次に、ビデオ制作に係るスケジュールといたしましては、新年度早々にもプロポーザル選定委員会を設置し、募集要項を策定した上で、ビデオ制作事業者を募集するとともに、当委員会で制作事業者を決定するほか、浪岡城の復元イメージ図の制作についても依頼先を決定していくこととしております。その後は、ビデオ制作事業者におきまして、季節ごとのイベントや各名所等の撮影を行うとともに、浪岡城の復元イメージ図をコンピュータグラフィックスにより映像化した上で、編集等を行いながら、令和2年度中に完成させ、速やかに活用してまいりたいと考えております。

**○中田靖人委員長** 橋本委員。

**○橋本尚美委員** ありがとうございました。地元の業者を選定ということで、安心しました。それで、来年度中には完成ということで、大変待ち遠しい気もします。かねてから、リンゴの花の時期も、また、たわわに実るその収穫の時期も、その風景自体が観光資源として素晴らしいということを感じておりましたので、そういっ

た光景もビデオの1こまになればいいなとわくわくしております。

観光客を呼び込むためにというのが目的と言われましたが、子どもたちが自分の住んでいる町の再発見をするという教育的な側面もあるかと思しますので、子どもたちも見ることがあれば、多くの方が目に触れる機会があればと思います。

それで、きのうの御答弁では、このビデオを上映する場所が、本庁舎のサードプレイスと「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」の2つぐらいだけ言っていたのですが、私が思いますには、あびねすであったり、アップルヒルや空港、また新青森駅、青森駅や、またそれぞれにある観光案内所や、また広域連携している自治体に依頼をして、ビデオを上映してもらったり、また新聞、テレビ等でも、弘前市と函館市のイベントがちょっと目立つことがあるのですが、ツインシティでもありますので、函館市のほうにもビデオのことを紹介すればいいかと思います。

それで、きのうの御答弁でも、エージェント、旅行会社との連携のことも言われておりました。やはりピンポイントで浪岡だけに遠方から来られるというケースは少ないかと思しますので、近隣、近郊を周遊する旅を企画してもらえれば、効果が大きいかなと思います。

以上をもって質疑を終わります。ありがとうございました。

**○中田靖人委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時からといたします。

## 午後2時27分休憩

---

## 午後3時再開

**○中田靖人委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、神山昌則委員。

**○神山昌則委員** 自民・志政会、神山昌則です。しばらくの間、お付き合いのほどお願いいたします。

まず1点目の質疑は、集落営農組織の数と法人化におけるメリットとデメリットについてお伺いいたします。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○梅田喜次農林水産部長** 神山委員の集落営農組織の数と法人化に対するメリットとデメリットについての御質疑にお答えいたします。

集落営農組織とは、集落を単位として共同で農業機械を所有したり、農作業を行ったりする組織のことです。集落営農組織は、平成31年2月1日現在で、国内では1万4949の集落営農があり、そのうち約35%に当たる5301の集落営農が法人化

しております。また、県内では187の集落営農があり、そのうち約32%に当たる59の集落営農が法人化しており、本市では10の集落営農のうち40%に当たる4つの集落営農が法人化しております。

次に、集落営農組織を法人化するメリットといたしましては、1つに、取引上の信用力が向上するとともに経営責任が明確化されること。2つに、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表により経営状況が明らかになること。3つに、雇用保険や労災保険等の社会保障制度の充実により、外部からの人材を確保しやすくなること。4つに、認定農業者への申請が可能となり、スーパーL資金等の各種支援制度を活用できるようになることなどが挙げられております。

また、法人化のデメリットといたしましては、利益がない場合でも、一定額の法人住民税の納税義務が発生すること、複式簿記での記帳が義務化されるなど、経理・申告事務が増加することなどが挙げられております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** どうもありがとうございます。確かにそのとおりでありまして、本当によく細かく調べてもらいまして、ありがとうございます。

青森市が40%ということで、全国、県内を見ても上回っているのかなと思います。これは浪岡と合併したので、多分上がっていると思います。旧青森市内だけを見るとがくんと落ちるんじゃないか、こういうふうに感じています。

法人化というのは、いろいろ考え方がありまして、まず私の近辺でも、後継者がいるというのは法人化するんですよ。農林水産部長はよく御存じのとおりだと思いますけれども。ただ、後継者がいない、どうすればいいかという話になるのよね。今まで、例えば3ヘクタール、4ヘクタール、5ヘクタールもつくっていても、後継者がいないために法人化に参加しない、私は反対だという方が多々おります。当北部の後潟地区も、法人化というのは今いろいろ協議しているわけですが、法人化にしちゃうと、今御説明のとおりいろいろな事務手続、規模が大きく拡大すれば拡大するほど必要になります。そうすると、いや、私は事務局をやってもいいけれども、25万円ぐらいもらわなければ間に合わないという話になるんですよ。そうすると、その経費はどこから生まれるかという話になると、結局、農産物を売って利益を上げて、収益を出していく。今の場合、なかなか難しい。

もう1つ、デメリットはありますけれども、同じ法人化でも、例えば転作、麦、ソバ、大豆といろいろありますけれども、その転作作物だけ法人化しようと、こういう動きもあります。

そういう点を、市としてはどう捉えているのか、その辺ひとつお伺いいたします。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○梅田喜次農林水産部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

集落営農組織につきましては、先ほど御答弁したように、青森市では4つの集落



営農が法人化しております。その4つの内訳につきましては、農事組合法人小橋、農事組合法人ますだて、農事組合法人左堰、農事組合法人北後潟営農組合の4つがあります。ただいま御紹介がありましたように、任意の組織といたしましては、南後潟営農組合を初め6つの組織があります。

市といたしましては、確かにデメリットもありますが、集落営農を法人化することによってさまざまなメリットもありますので、引き続き、集落営農化に対する支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** ぜひそのように進めていただきたいと思います。というのは、結局、いろんな農業形態がありますがけれども、まず第一に、地域においては高齢化が進んでいるということ、特に農村部、農業地域においては特に顕著に見られます。国でいうと65歳の人口が占める割合は、2017年で27%、2050年には高齢化率は36.4%、これは都市部も農村部も入れての話ですからね。では、農村部に行くとうどうなるかということ、大体想像がつくでしょう。もっと上がるということなんですよ。そうすると、誰が食を守っていくかという話ですよ。世界的に人口が爆発している。食料難に陥っているところもあります。日本としてもそれを手助けするような、やっぱり農業はしっかりしたもの、足腰の強い農業をつくっていかねばならないと思っています。

まず、生きていくためには食うのが一番です。食べ物がなければ、何も石油があっても、自動車があっても、何があっても、食べること、それがまず基本であります。なので、やっぱり農業の足腰、一番大事だと思っています。

それで、これからの農業は、まず経営力、生産力、販売力が問われる。これはいろんな業界でも言われて、農業業界は特にそういうふうに使われています。そうすると、今の言っているこの3つをいつ個人の農家でできるかという話になるの。なかなか難しい。そうすると、やっぱり法人化しかないでしょう。確かに家庭農園をやればいいのではないかという話もありますけれども、これは実態として非常に難しいんですよ。まず第一に、農業機械の問題があるんですよ。規模を拡大する、うちで後継者がいないので、3町歩の田んぼをつくってください、今、5町歩の田んぼをつくってください、今は当たり前の話なのよ。前はそのぐらい田んぼをつくっていると生活できたんですよ。

ところが、今、先般、昨年11月の初め、秋田県で、秋に毎年種苗交換会ってあるんですよ。去年で142回目、明治11年から始まっているんですけども、それは地域地域で持ち回りでやっているんですけども、その展示している農業機械を見ると、もう5年、10年前とは全く別物ですよ。10年前だったら、農業機械というのはキロワットというより、馬力で表示したほうが早いんです。30キロワット、四十何キロワットといっても、30馬力、40馬力のほうが早い。10年前の主流の30馬力のトラク

ターが、今、60馬力、70馬力ですよ。ということは、大体トラクターの価格というのは1馬力1万円と言われている。300万円であったトラクターが今、40馬力、50馬力って、50万円、60万円でしょう。これは本体の価格。今度、田んぼをどろどろにするやつはまた50万円、100万円かかる。そうすると、個人ではなかなか買えなくなります。

今、スマート農業とかIT農業とか言われていますけれども、今の農業というのは何を狙っているか。無人化ですよ。車と同じで無人化。秋、コンバインで収穫しました。A地区の区画の農地はこのぐらい、B地区の農地はこのぐらいの収穫がありました。それを全部乾燥機に指令を送っているんです。それによって、品物に応じて乾燥機が自動的に温度設定、時間設定していくんです。それをデータをとっておいて、翌年、あそこのA地区の田んぼはこういう状態だから、昼はこういうふうにしよう、B地区は昼はこういうふうにしよう。そうして、もう肥料の設計から全部今できるんです。それを狙っている。そうすると、確かに便利でいい。機械が全部やってくれる。それは機械じゃないんですよ。お金なんですよ。機械を買うお金。

ですから、そういうふうなのを考えていても、資本投資、これはやっぱり個人では無理だと思っています。そういう農業もあるでしょうし、また、個人的に訳あり農産物をつくっていくところと二極化していくんだらうと思いますよ。でも、それを青森市でどういうふうに進めていくかというのは、農林水産部長、よろしく願いしたいと思っています。

特に昨今は、この農業というのは、漁業でも同じなんですけれども、豊作になれば安い、いわゆる豊作貧乏ですね。それが昨年度のソバ。ソバは普通1万円したのが去年600円ですよ。赤字ですよ。もう刈り取りしたくない。刈り取りすればするほど赤字だ。でも、それを刈り取りして収穫しないと、転作補助金とかいろんなものが受けられないということでもありますので、規模拡大、これは法人化というのは避けて通れないというものがありますので、その辺、農林水産部のほうもぜひそういう方向で進めていきたい。

それで、農業機械のメーカーの開発する機械を見れば、日本の農業の方向性ってわかるんですよ。A社、B社、C社って、日本の農業技術ってすごいものがあります。私はいつも、隠れた輸出商品ですよ。日本の農機具は世界に輸出されています。特に米の機械ね。そういうのもあって、機械は心配ない。では、どうするか。人手が足りない。機械力しかないんです。と思っていますので、よろしく願いしたいと思っています。

私は、1つ農林水産部長にお願いしたいけれども、ぜひ秋田県の種苗交換会はぜひ誰か派遣して、視察してほしいと思います。そこは、前にも私どもの会派の渋谷議員とか、里村議員に行ってみてもらって、初めて行きました。秋田県のワインとか、農家が開発してつくった、いろんなものが全部出ます。大体1週間で80万人ぐ

らいです。これは東北で一番大きいそういう種苗交換会というやつなんですけれども、ぜひそれを見れば、大体、ああ、秋田はこういうことをやっているんだ、日本の農業機械メーカーはこういうことをやっているんだ、農協はこういうことを考えているんだと、資材メーカーもこういう資材を開発しているんだと見ると、大体わかってくるんですよ、方向性というのはね。ですから、その辺も参考までに、ひとつ誰かを派遣してほしいと思います。大変勉強になりました。

そういうことで、規模拡大、これは法人化は避けて通れないということをひとつお願いしておきます。

そして、この間、三村知事がはねて喜んでいましたけれども、米の特A米は青天の霹靂1種類しかなかった。それが、まっしぐらが特Aになったということはすばらしいことなんです。まっしぐらって、県内では7割ぐらいはまっしぐらではないかな。これが、主力品種が特Aになったと。快挙だと思っています。どうしてもここ数年、青森県は北海道に負けているんですよ。北海道はななつぼし、ゆめぴりか、ふっくりんこと3種類あるんですよ、あの寒いところでね。それだけ北海道も努力している。青森県は1種類しかなかった。10キログラムの白米、ななつぼしで幾らすると思いますか。6000円ですよ、6000円。うちのところに毎年、北海水産というお歳暮のでっかいチラシが入ってくるんですけども、特Aの米が出た年、北海道のお歳暮に米が入ってきている。それをぜひ青森県も青森市もそういうのに載せて、お歳暮、お中元に使えるような米ができたんですから、その辺も農林水産部としても頑張っていたきたい、こう思っています。品種改良は県に任せて、売るほうは青森市は青森市ということでやっていかなければならないのではないかと思っています。

何回も言いますがけれども、経済、生産、販売、この3セットは今、農業、漁業と言わず避けて通れないです。つくればいだけという1次産業はなくなっていますからね。そういうことをやっぱり行政としても指導して、手を引っ張っていかなければならないのではないかなと思っている。農家、漁師というのはつくるのはうまい、売るのは下手。そこを行政としても一緒にやってもらいたいと、こう思っています。

農業の法人化に対してはメリット、デメリットがありますけれども、それをデメリットはできるだけ薄くして、メリットのほうを大きくしてもらいたい、こう思っていますので、この件はこれで終わります。

次に、集落営農組織の支援策についてお伺いいたします。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○梅田喜次農林水産部長** 神山委員の集落営農組織への支援策についての再度の御質疑にお答えいたします。

集落営農組織に対する支援について、まず国は、農業経営法人化支援事業により法人化を行った組織に対して、印紙税や登録免許税などの費用として、令和元年度

は40万円を定額で交付しているほか、法人化または法人化が見込まれる集落営農組織に対して、ソバや麦などを対象に畑作物の直接支払交付金を交付しております。

また、県では、国の農業経営者サポート事業により農業経営相談所を開設し、農業経営の法人化や規模拡大等に関する相談や経営診断、経営課題に応じた専門家の派遣等による支援を行っております。

さらに、本市では、独自に転作営農集団育成事業により、法人化していない集落営農組織に対し、3万7500円、転作組合に対しては1万2500円を交付しているほか、地域振興作物等産地化推進事業により、ソバ、小麦、バサラコーンを作付している集落営農組織へ、令和元年度は10アール当たり1600円以内の助成額を交付し、経営の安定化を図っております。

市といたしましては、地域の営農活動の維持・発展に集落営農組織は非常に重要な役割を果たしているものと考えており、今後とも、県など関係機関と連携しながら支援してまいります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** ありがとうございます。集落営農組織も青森市としては手厚くやっているのとわかりました。

こうして聞いていると、農業以外の業種の人で、農家って手厚いものだなと言う人がよくいるんですよ。補助金をたくさんもらって、農家をやっていけば飯が食えるじゃないかと言うんです。確かにこの数字だけ見るとそうなんですよね、農家以外の人。でも、なぜこういうふうに手厚くされている農家でさえ跡継ぎいないかという話なの。これは農家だけではないんですけれどもね。結局、魅力がないからです。

今、機械化になって、肉体的労働からは解放されてきているといえども、朝早くから晩遅くまで仕事をしている。特に野菜農家とかは、朝どり野菜って、露があるうちにとるんですよ。そうすると、おいしいものがとれるって。これは新潟県が一番やっているんだよね、朝どり野菜ってね。そうすると、朝早く起きる。トウモロコシもそうなんだけれども、朝早くとる。今の若い人は、朝早く、嫌だろうね。漁業は漁業で朝早くなければだめってわかるけれども、農家というのは朝早くというのは、今の若い人は苦手。

それでも仕事だからやらざるを得ないんだけど、なぜこれだけいろんな交付金とか助成金が出ててもできないかという、結局、農業機械に行くんです。機械化貧乏と一時言われたけれども、私も農業機械を扱って貧乏を売っているのかという話になるんだけど、結局、今の高性能化している、無人化している、GPS入っている、もう自動車並みですよ、今。しかもコンピュータが入って、全部タブレットを通してデータをやる、機械同士やりとりして、肥料も全部設計していく、そこまで進んでいる。でも金なんですよ。この転作営農組織も、既存の組織体の中でト

トラクターをやりくりしてやっているんですけども、トラクターが壊れました——今うちほうもそうなんだけれども、転作のソバを刈るコンバインがもうもたない。買う金がないんです。そうすると、負担金をどうするかという話になるんです。だから、なかなか難しいものがあるという話になるんですけども、それに対して、市ではよくわかっていると思いますよ。その辺も農林水産部長、何とか声がけしてやってもらいたい。

うちほう営農組織も次年度の繰越金を積立金処理したんです。県から積立金処理はできない、これはおかしいと指摘を受けまして。なぜ経理上、積立金処理したかという、コンバインを買う頭金をためなければならないわけです。だから、積み立てに持っていったと思います。それで処理したんです。そういうものもやっぱり農家の人はわからないんだよ。その辺、よろしくお願ひしたい。やっぱり行政のほうでもそういうものを一つ一つ指導して行って、1人でも2人でも農家はおもしろいものだな、やってみたいなという人をやっぱり育てていくべきだと思っています。それは当事者が一番責任があるんですけども、なかなか当事者だけではうまくいかないと思っています。その辺の指導も農林水産部のほうでもよろしくお願ひしたいと思っています。

それから、今、今定例会も、あおもり桜マラソン、4月19日、これは実はずうちのほうの奥内・後潟・蓬田地区のネズミの一斉防除なんです。実はその日なんです。それでこの間、振興会の会長と話をし、いつもどおりやるんですかという話になって。そうしたら、いや、せつかく来るのだから、作業の順番を変える。ネズミ防除の駆除して、堰の泥上げをしているんだけど、泥上げを先にやって、ネズミ葉は後だと、午後からだ。マラソンを見たいでしょうという話になるわけだよ。期待するわけだよ。だから、今、新型コロナウイルスの問題でも、何とかそれまでにおさまってほしいと願っているんです。

特にことしは、このとおり雪がほとんどない。雨も降らない。もう田んぼは乾いているんです。きのうきょうの雨は違ってね。なので、病虫害の心配なんです。新型コロナウイルスみたいに、今までわからない病気が出るのではないかな。一番怖いことなんです。稲作で一番怖い病気というのはいもち病なんです。カビ菌、いもち病はあつという間にコロナウイルスのように広がってしまうわけ。なかなか特効薬の農薬がない。青森県も、どこでもそうなんだけれども、いもち病に強くて、青森県は寒さに強くて、収量があつて、つくりやすいねとなるわけだよ。青森県はそれをずっとやってきたの。食味の部分をちょっと置いてきた部分があるんですけども、いずれにしても、毎年毎年、この1次産業というのは、漁師の方もそうなんですけれども、悩みが尽きないと言われますけれども、特にことし、そういう病虫害の発生が予想される。思い出してください。何年か前の鳥インフルエンザ、あれは後潟で飼っているカモですよ。物々しいものであつた。奥内の農村環境改善センターのあそこを事務局にして、あの防護服を着て、走っている車を消毒して、あ

それを皆さん見ているので、怖いんですね、こういう天気じゃ。誰も体験したことのない天気なので。その辺もぜひ農林水産部のほうも目を光らせてほしいです。何か病気が出ていないかということで、恐々としていますので、そういうのもひとつよろしくお願ひしたい。もし新しい対応できないような病虫害が発生したら、コロナウイルスみたいに素早く対応してほしい、それを強く強くお願ひします。私も情報があればまたお伝へしますので、その辺、特にリンゴもそうでしょう。リンゴも多分そうだと思う。バサラコーンも、全てにそういう新しい病虫害が発生するおそれには十分ありますので、目を光らせてほしいと思います。これは要望で終わります。

農業についてはこれで終わります。ありがとうございます。ひとつよろしくお願ひします。目を光らせてください。

次に、後潟小学校の環境整備についてお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 後潟小学校の環境整備についての御質疑にお答へいたします。

通学区域再編に伴い廃校となった学校施設及び跡地については、利活用の方針が決定するまでの間、教育委員会が普通財産として管理しているところであります。本年4月に西田沢小学校、奥内小学校及び後潟小学校が統合し、北小学校が開校した後の西田沢小学校及び後潟小学校につきましても、利活用の方針が決まるまでの間は教育委員会が管理することとなっております。

廃校施設の管理につきましては、施設に常駐し管理する者が不在であるため、防犯対策として機械警備を行っており、施設の状況につきましては、適宜、巡回し確認しているところであります。また、廃校施設の環境整備につきましては、巡回時や近隣の住民等から情報が寄せられた場合、現地を確認し、必要に応じて、例えば草刈り作業でありますとか、樹木の剪定作業などを行うなど、対応してきているところであります。西田沢小学校及び後潟小学校につきましても、同様に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中田靖人委員長 神山委員。

○神山昌則委員 ありがとうございます。

私、なぜこういう質疑をするかということ、旧後潟中学校を見ているからですよ。三十何年前に旧奥内中学校と旧後潟中学校、合併しました。北中学校になりました。その後の旧後潟中学校の扱い、縫製工場ができました。何年か縫製工場に使って、その縫製工場が倒産しました。その後なんですよ。何も構わなかった。ガラスは壊れる。北中学校もそうなんですよけれども、地域の巡回の重点場所だったんですよ、旧後潟中学校。草はぼうぼう、それで、あそこは今度老人ホーム施設に半分売れて、中学校の旧校舎は解体しました。自分の出た学校が荒れるというのは悲しいもので

すよ。その後、何も構わない。柳は茂る、草はぼうぼう、歩いていけば漆にかぶれたりしている。あんまり見ていられないんで、連合町会で金を出してあそこを草刈りしたんですよ。たしかあれは管財課だと思ったんですけども、それを見ているから、後潟小学校は今後どういうふうに環境整備するのという話になるんです。

後潟小学校は本当にすばらしい学校だと思っています。周りの樹木も全部一段高くして、芝生を植えて、花壇があって、動物を飼って、全部草で囲う。青森市で校庭に田んぼがある学校、後潟小学校だけでしょう。去年、田植えしませんでした。今、田んぼの中は草ぼうぼうですよ。あの草というやつは1年たつとそんなものなんです。それをどう管理していくかという話になるんです。

もう1つ、まだプールが生きている。これは私がPTAの理事をやっているときから、プールが故障すれば壊されるんだという話になって、じゃあ丁寧に使いましょうということで、PTAも一緒になって随分手入れしてきたんですよ。そのプールの周りも、小石を敷いているわけだよね。その中に草が生えてくる。あるいは今度、どうしても機械でなかなか難しい、手で取っているんですよ。子どもたちが使うところで、除草剤をまけば一番いいんだけど、子どもが使うので、除草剤もままならぬということで、あれも恐らく草ぼうぼうになると思います。

それともう1つ、プールに水を張って、構わないでおけばどうなるかということなんです。多分ボウフラが湧くんじゃないかと地域の人たちは危惧しているんです。その辺の管理もぜひきちっとお願いしたい。もう1回、その辺お願いします。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、後潟小学校の管理については、教育委員会が引き続き行っていくことになっておりますので、もちろんさまざまな情報をいただければと思いますし、もちろん巡回もしてまいります。しっかり現地を確認して、必要な対応をしてまいりますので、そこはしっかり対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○中田靖人委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** 私、打ち合わせのとき、地元の老人組合に任せないかという話も出たんですよ。皆農家なので草刈り機だって、いっぱいそういう道具は持っているんですよ。それを見て、ああ、草が茂ったのでって1人で自動的にもう草を刈るんです。と思っています。ただ、何も青森からわざわざ業者を呼んでやらせなくても、地元で管理してくださいと言えば、話が早いと思いますよ。農家だから機械があるんだから。前のさっきしゃべった旧後潟中学校、あのグラウンドは1周300メートルあるんですよ。1年に1回あそこ全部私が刈った。たまたま私が乗って。ゴーカートみたいな機械があったんだよね。そうすると見ている人が、市役所の人が来ているんだってコーヒーをたくさん持ってきて、あ、神山さんがやっているのかという話になって。なので、そういうのも、やっぱり地元にある程度任せるものは任

せたほうがいいのではないかなと思っていますので、もしよかったら御検討くださいということです。これも要望です。

再質疑を1つだけ。今、この春から3校一緒になって北小学校になります。北小学校に今なって、あと4年、5年後になって、子どもたち、生徒はどのくらいになるのかなど。ちょっとその辺、お示しできればお願いします。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 北小学校の5年後ぐらいの児童数についての御質疑だと思います。お答えいたします。

令和2年3月5日現在ですけれども、後潟小学校、奥内小学校及び西田沢小学校に在籍している児童並びに令和2年度以降に北小学校に入学する予定者から推計した普通学級の児童数でありますけれども、令和2年度は126名、そして5年後の令和7年度は107名と今推計されております。

以上でございます。

○中田靖人委員長 神山委員。

○神山昌則委員 約20名近く減るということだよ。そうすれば1年で何人減るんだ。これはいいです。

子ども会も解散してしまいました。組織会ができないです。ねぶたもできない。廃品回収もできない。地域も寂しくなっても、そういうものだと思っていますよ。何もできないな。子どもたちがいないんだもの。だから、今、老人クラブにハッパかけて、老人クラブで廃品回収をやるうってしゃべっていたんだけど、そういうことで（発言する者あり）老人クラブ、子どもできないって、孫を連れてくればいいんだね。

そういうことで、だんだん地域が寂しくなるということはありませんけれども、これからもまた皆さんと相談しながら、寂しくならないように、私を初め地域の皆さんと頑張っていくしますので、ひとつよろしくお願ひしまして、私の質疑とかえさせていただきます。

ありがとうございました。

○中田靖人委員長 次に、蛭名和子委員。

○蛭名和子委員 市民の声あおもり、蛭名和子です。私からは2点質疑いたします。

最初は、会計年度任用職員制度導入に関して、これまで臨時嘱託員の賃金等は物件費で支払っておりましたが、令和2年度からは義務的経費の人件費に計上されています。

そこで2点質疑します。2款総務費1項総務管理費になります。1つ目は、令和2年度当初予算で見込んでいる会計年度任用職員の人数及び人件費についてお示しく下さい。

2点目は、平成31年度当初予算と令和2年度当初予算で見込んでいる会計年度任用職員の人数及び人件費の差をお示しく下さい。



**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 蛭名委員の会計年度任用職員についての2点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、令和2年度の人数及び人件費についての御質疑にお答えいたします。

令和2年度に任用いたします会計年度任用職員の人数及び人件費につきましては、市民病院、企業局、広域事務組合を除きまして、人数につきましては1162人の任用を予定しており、人件費につきましては約17億6000万円を計上しているところでありまして、今定例会に提案して、御審議いただいているところでもあります。

次に、平成31年度と令和2年度との比較についての御質疑にお答えいたします。

平成31年度におきましては臨時職員ですが、平成31年度の臨時職員については、人数が1066人、人件費と申しますか、経費が約13億7500万円でありました。令和2年度につきましては、会計年度任用職員として、ただいま申し上げましたとおり、人数として1162人、人件費として約17億6000万円となっております。これを比較いたしますと、人数では96人の増、人件費では約3億8500万円の増となっているところでもあります。

**○中田靖人委員長** 蛭名委員。

**○蛭名和子委員** この2つをお聞きしたのは、この差額が会計年度任用職員の移行、人数が96人の増とありますけれども、そのように解釈してもよろしいのでしょうか。もし手元に資料がなければよろしいですけれども。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 会計年度任用職員についての再度の御質疑にお答えさせていただきます。

これが臨時職員と会計年度任用職員との差かということでもありますけれども、単純にそうではありませんで、要は令和2年度におきましては、特殊要因として、5年に1回の国勢調査の年に当たっておりますことから、それに要する人数ですとか、当初見込んでおりませんでしたマイナンバー申請の窓口対応の人数とか、多少、いわゆる業務の需要に応じてふえた部分がありますので、その分が人数としてふえておりますし、人件費分がはね返っているという状況であります。

**○中田靖人委員長** 蛭名委員。

**○蛭名和子委員** ありがとうございます。それでは会計年度任用職員を含んでこの分増額ということになりました。

それで、再質疑なんですけれども、この改正地方公務員法の趣旨に沿った内容であるかということを確認したいので、若干何点かお聞きします。期末手当は支給されると思うんですけれども、支給割合はどれくらいでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 会計年度任用職員の期末手当についての質疑にお答えさせていただきます。

会計年度任用職員の期末手当につきましては、任期が六月以上の場合に支給することとしておりまして、支給割合につきましては、常勤職員や近隣自治体との均衡を考慮いたしまして、6月期で1.0月分、12月期で1.0月分、年間で2.0月分を支給する予定としております。

ただ来年度、令和2年度におきましては、会計年度任用職員の初年度となりますことから、6月期につきましては在職期間が4月からということになりますので0.3月分、12月期が1.0月分ということで、合わせて1.3月分となる見込みであります。

○中田靖人委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 わかりました。

続きまして、退職手当も支給できることになっておりますが、支給できますか。お聞きします。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 会計年度任用職員の退職手当についての御質疑にお答えいたします。

会計年度任用職員の退職手当につきましても、常勤職員と同様の日にちが18日以上勤務した月が六月を超えた場合に支給することとしております。支給割合につきましては、退職事由とか勤務期間、在職期間に応じて常勤職員同様の計算がされることとなっております。

○中田靖人委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 わかりました。

あとやはり、ここは大きいことだと思うんですけども、例えば令和2年度に採用になって、新たにまた1年新規として雇用された場合の昇給制度、これもありますか。お聞きします。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 会計年度任用職員の昇給制度についての御質疑にお答えいたします。

会計年度任用職員の給与等につきましては、その職務の内容とか技術、経験の要素を考慮して、国のマニュアルで示しております給与水準の考え方に沿った形で決定させていただいております。

令和3年度以降、会計年度任用職員として令和2年度から再度任用される場合の給料・報酬につきましては、令和2年度の人事評価等の結果に応じまして、最大4号給を加算した月額、これを基礎として定めていくこととしております。

○中田靖人委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 まず、昇給制度の対象にもなるということですが、その前提として人事評価も受けるということでした。

あと休暇制度は、常勤職員に準じるということになっていると思うんですが、主なもの、改正点とかありましたらお知らせください。

○**中田靖人委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**能代谷潤治総務部長** 会計年度任用職員の休暇制度についての御質疑にお答えさせていただきます。

蛭名委員御紹介のとおり、会計年度任用職員の休暇につきましては、常勤職員に準じた形でということ、まず年次有給休暇につきましては、これまで現在の臨時職員は、採用後六月经過した際に、勤務年数に応じて付与していたところでありま  
すけれども、会計年度任用職員、令和2年度からは、採用時に、その1年度において20日を限度として任用期間に応じた日数を付与することとしております。また、特別休暇等につきましては、夏季休暇、介護休暇などについて新たに設けることとして  
しているところでもあります。

○**中田靖人委員長** 蛭名委員。

○**蛭名和子委員** その夏季休暇、介護休暇は有給であるか、無給であるかお知らせください。

○**中田靖人委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**能代谷潤治総務部長** 会計年度任用職員の休暇についての御質疑にお答えいたします。

まず、夏季休暇につきましては、有給の休暇とすることとしております。また、介護休暇につきましては、無給という形での制度設計としているところでもあります。

○**中田靖人委員長** 蛭名委員。

○**蛭名和子委員** じゃあ最後の質疑になります。

報道によりますと、国から全国の自治体に対して総額約1700億円の財源を措置するとありましたが、青森市として、引き続き国に対して財源措置を強く求めていくべきと思いますが、市の考えをお示してください。

○**中田靖人委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**能代谷潤治総務部長** 国の財源措置についての御質疑にお答えいたします。

本市では、これまでも国においてその任用の人数や支弁額に応じた十分な財政措置を講じることについて、令和元年5月には中核市市長会、同年11月には東北市長会を通じて提言してきたところでもあります。国においては、令和2年度地方財政計画におきまして、会計年度任用職員への対応として、1738億円を計上し、必要となる財源を確保したとのことでもあります。

○**中田靖人委員長** 蛭名委員。

○**蛭名和子委員** そうしますと、今の時点でははっきりわからないけれども、令和2年度においては各自治体に何らかの形で交付されるということによろしいでしょうか。

○**中田靖人委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**能代谷潤治総務部長** 国の財源措置についての御質疑にお答えいたします。

これは報道等の情報ではありますが、自治体ごとの交付税の配分額という

のは、令和2年6月ごろに決まる見通しということで伺っております。

**○中田靖人委員長** 蛭名委員。

**○蛭名和子委員** わかりました。ありがとうございました。

最後、要望なんですけれども、まず、以前にいただいた資料によりますと、確かに会計年度任用職員制度導入によりまして、それぞれの会計年度任用職員の方の総額年収も若干上がることはなっておりますけれども、試算では、現行約150万円から約180万円となる見込みとなっております。それでもやはり200万円を切るわけです。あの中にはやはり母子家庭なり、そういった方もいらっしゃるということを私も知っております。そういったことや、あとは会計年度ごとの任用となっております。来年度雇用されるかどうか、そういう不安を抱えたままの勤務になります。そういったことも含めまして、もっと安定した雇用になるよう、例えば中核市市長会とかいろんなところで意見を述べていってもらえればいいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

もう1つは、地元企業の魅力発信事業についてです。5款労働費1項労働費になります。

地元企業の魅力発信事業ということで新規事業がありますが、その概要をお示しください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○木村文人経済部長** 蛭名委員の地元企業の魅力発信事業についての御質疑にお答えいたします。

本市では、直面する諸課題の一つであります人口の社会減、労働力の不足に対応し、若者等の地元就職・定着を促進するため、来年度から新たに、本市の未来を担う小学生に対し地元就職意識の醸成を図ること、高校生や大学生、その家族などに魅力ある地元企業の情報を強力に発信すること、地元企業の人材確保を支援することを目的とした地元企業の魅力発信事業を実施することとしております。

その具体的な内容についてであります。小学生の地元就職意識を醸成するため、小学生とその保護者等が、地元企業で職業体験を行うジョブキッズあおもりコンソーシアムへの参画、高校生・大学生等に対する市内企業の情報発信力を強化するため、スマートフォンで市内企業の情報等を気軽に閲覧できるスマートフォン対応版就活ガイド「未来ハッケン！」の作成、市内企業の人材獲得力の強化を支援するため、SNS等を活用した効果的な情報発信を行うためのスキル等を習得する人材確保支援セミナーの開催、市内企業の即戦力人材の確保活動を支援するため、中途採用向け合同会社説明会の開催、市内企業で働く若者の早期離職を防止するため、入社3年以内の若手社員が異業種の若手社員とともに仕事の基本的知識の習得やコミュニケーション能力の向上等を図ることにより、モチベーションアップ等につなげる新入社員スキルアップセミナーの開催等を実施することとしております。

市といたしましては、当該事業を実施することにより、一人でも多くの若者が、

この町で働き暮らし続けることができるよう、環境づくりに取り組んでまいります。  
以上でございます。

**○中田靖人委員長** 蛭名委員。

**○蛭名和子委員** 5つの事業について御説明がありました。そのうち、「ジョブキッズあおもり」については、先ほど工藤委員のほうからの質疑で回答いただいておりますので、その事業の内容はよろしいんですけれども、予算としてはどういったことにどれくらい使われるんでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○木村文人経済部長** 「ジョブキッズあおもり」の予算額についての再質疑にお答えいたします。

本定例会にお諮りしております来年度の当初予算におきまして、地元企業の魅力発信事業に係る予算額は316万4000円となっております。そのうち、「ジョブキッズあおもり」に係る予算額は、青森県、青森市及び地元企業等から成るコンソーシアム——共同事業体における本市の会費負担金として30万円となっております。

**○中田靖人委員長** 蛭名委員。

**○蛭名和子委員** ありがとうございます。

要望なんですけれども、この「ジョブキッズあおもり」というのは、先ほど教育長からも話がありましたように、これまで「ワラッシュ！」では講座メインだったけれども、実践をやることで、知る学びから実地体験ができて、勤労観とか、将来に向けた希望、愛着、郷土愛が育まれるというメリットもあるとわかりました。

そこで、やはりこの仕事も、例えば先ほど神山委員からもいろいろ農業の後継者が足りないとか、そういうお話もありましたので、ぜひこの仕事の中に農業のお仕事といった職種も実施されるよう、例えば農業法人等に参加をしていただくとか、やっていただきたいということを要望します。

次は、当該事業のうち、スマートフォン版の就活ガイド「未来ハッケン！」の予算額とその効果をお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○木村文人経済部長** スマートフォン対応版就活ガイド「未来ハッケン！」の予算額と効果ということであります。

まず予算額について回答させていただきます。スマートフォン対応版就活ガイド「未来ハッケン！」に係る予算額は、作成のための委託料175万6000円となっております。

次に、作成の効果であります。当該ガイドブックにつきましては、平成28年度から冊子を作成し、これから就職活動を始めようとする市内の高校2年生、短期大学・専門学校等の1年生及び大学2年生に対して、学校を通じて個別に配付しております。

来年度におきましては、現在、高校生・大学生の多くがスマートフォンを保有し、

その約9割がスマートフォンを活用した就職活動を行った経験があるとの調査結果等を勘案し、スマートフォンに対応した電子版ガイドブックを作成することとしたものであります。このことによりまして、就職活動中の高校生・大学生等が時間、場所を問わず、市内企業の情報収集が可能となること、また、これまで配布していた方のみならず、保護者やUターン人材など、市内、市外、年代を問わず、スマートフォンを所有している全ての方が市内企業の情報や本市で働く魅力を知っていたことから、地元企業の情報を効果的に発信することができ、若者の地元定着のさらなる促進につながるものというふうに考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 蛭名委員。

**○蛭名和子委員** ありがとうございます。私もこういった「未来ハッケン！」という冊子があるのがわかりませんでした。大変わかりやすく、いい資料だと思います。この内容がどこに行っても、誰でも知ることができる、情報収集できるということで、かなり効果的な事業だと思います。これからはしっかり取り組んでいただくよう、よろしくをお願いします。

以上で質疑を終わります。

**○中田靖人委員長** 次に、竹山美虎委員。

**○竹山美虎委員** 市民クラブの竹山美虎でございます。ちょうどきょうで9年になりましたけれども、東日本大震災発災から9年ということです。先ほど黙禱を捧げましたけれども、まだ復興は道半ばということで、ハード面は大分見えてきているところがありますけれども、先般、孤独死の報道もありました。やはり心に寄り添うということがこれからさらに求められるというふうに思います。青森市もこれまでいろんな支援をしてきましたけれども、これからはそういう気持ちを含めて、対応していかなければならないなというふうに感じております。

さらに、世界を震撼というか、騒がせている新型コロナウイルスの関係についても、我が国も毎日状況が変わる、そういった中で、いろんなことを言う人、発言する人がおりますけれども、今一番大事なことは拡大を広げない、防ぐこと、そしていざ感染という事態になったら、みずからが人にうつさない、こういうことが大変大事だというふうに思います。

役所の各部局・部署で大変な思いをしながら、これらに対する対応をしていただいておりますこと、本当に感謝をしながら、一方でしっかり今後も対応するということが大切だと思いますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、質疑していきたいと思っております。今回は4点について質疑をいたします。

1つ目は、議案別冊令和2年度青森市一般会計・特別会計予算、3款民生費1項社会福祉費5目福祉館費に関連をして、福祉館改築事業についてお伺いをしたいと思います。

市のファシリティマネジメント推進基本方針に基づいて、施設機能の集約化や周

辺既存施設の複合化により、公共施設の老朽化対策に取り組むということでありま  
すけれども、今後の福祉館の建てかえの順番についてお示しをいただきたいと思  
います。昨日、山脇委員については、ほろがけ福祉館、そして本日は、万徳委員に幸  
畑福祉館についての答弁がありました。そして、再質疑の中で万徳委員に答弁があ  
りましたけれども、同じ答弁であれば割愛していただいて結構であります。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 竹山委員からの福祉館の建てかえの順番に対する御質疑にお  
答えいたします。

福祉館の建てかえの順番に対する答弁につきましては、本日の万徳委員への再質  
疑に対する答弁と同じ内容となります。竹山委員から同様の答弁であれば割愛して  
構わないとのお許しをいただきましたので、答弁は割愛させていただきたいと思  
います。

**○中田靖人委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** 万徳委員への答弁は、おおむね大規模改修、あるいは更新につ  
いては、周辺の公共施設と一体的に検討していくと。そして、今後の福祉館の建て  
かえについては、総合的に検討した上で進めていく。現時点では順番を示せないとい  
うことだったと思います。これ以上突っ込んでも、そう言っても示してくださいと  
いうわけにはいかないの、この項については要望を申し上げたいと思います。

福祉部だけではなくて、ぜひ市のファシリティーマネジメントの全体計画——こ  
れを何年度にやるとかというものまで要らないと思うんですね。ただ、例えば統合  
してこういうものをつくっていききたい、面積はこのぐらい減らしたい、経費につ  
いてもこのぐらい市全体で減らしたい、あるいは統合するだけではなくて、今後の人  
口減少、こういったものを考えてスクラップするものについても、やはりもうそろ  
そろ考えて、長期的に対応していくことが必要だろうと思いますので、これは市全  
体の部分できちっと対応していただきたいと思います。

2点目について。保健所の関係についてお伺いいたします。

議案別冊令和2年度青森市一般会計・特別会計予算、4款衛生費1項保健衛生費  
1目保健衛生総務費に関連して、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊  
急対策」に基づいて設備改修をするという、保健所の非常用自家発電設備の増設に  
ついて伺いたいと思います。

現在の保健所の非常用自家発電設備について、今ある既設分の現状と増設分の概  
要をお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 竹山委員からの保健所の非常用自家発電設備の増設につ  
いての御質疑にお答えいたします。

保健所本館、これは現在の元気プラザとなりますが、この保健所本館の既設の非  
常用自家発電設備については、発電範囲が非常用照明、消防設備、エレベーターと

なっており、現在備えつけている燃料槽では稼働時間が二、三時間程度となっているところ。また、保健所別館につきましては——この別館は、元気プラザよりも道路沿いに建っている生活衛生課が入っている建物となりますが、この保健所別館については、可搬式の自家発電機で稼働が可能となっております。

このたびの増設分の保健所非常用自家発電設備については、発電範囲を保健所本館・別館とし、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、災害時による停電時に、保健所が健康危機管理の拠点として保健所機能を3日間維持できるよう備えつけるものであります。

**○中田靖人委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** ありがとうございます。既設の本館、これは元気プラザということでありましたけれども、非常照明、消防設備、エレベーターが範囲だと、対象範囲は限定的だと。そして、稼働時間も短いということだったと思います。別館については、可搬式の自家発電機で、来年度の増設については、本館と別館まで範囲としてカバーができる。健康危機管理の拠点として、保健所機能が3日間維持確保できるという話だったと思います。

そこで、この増設分の非常用自家発電設備の設置場所などについて、考えをお示しください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 保健所の非常用自家発電設備の設置場所についての再度の御質疑にお答えをいたします。

保健所の非常用自家発電設備の設置場所につきましては、現在の保健所の敷地内裏側に公用車の駐車場を設けておりますが、その公用車の駐車場の一角に、洪水浸水想定区域図をもとに、十分な浸水対策を行った基礎の上に設置していくこととして考えているところであります。

**○中田靖人委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** わかりました。敷地内の公用車駐車場の一角に浸水対策も考慮をして設置をする。答弁の中に基礎の上という話がありましたけれども、基礎を高くするということがいいですか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

浸水対策を行った——底上げといいますか、基礎をつくった上で、その高さは洪水浸水想定区域の図をもとに、十分な浸水対策を図れる高さの上に設置をしていくということであります。

**○中田靖人委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** わかりました。

ここから要望にいたします。災害時でも保健所機能が維持できるということは、大変大事だし、大切だと思います。でも、ちょっと考えると、えっ、そうだったの



と実は思います。最近、自然災害がしょっちゅうありますよね。そのことを考えると、私だけじゃなくて、市民の皆さんは、市の施設が機能維持できるというのは、もう当たり前だというふうに思っているかもしれないんですよね。そういうことからすると、ちょっと遅いなというのはありますけれども、しっかり対策してほしいと思います。

私はこれまで一般質問、予算特別委員会、決算特別委員会ですべて防災・減災の関係の話をしてきました。ただ、その際は、計画であったり、実施が終わったものであったり、個々にいろんな聞き方をしてきましたけれども、あえて全体の部分について触れることはなかったです。でも、今回のようなことが何回も続くと、ほかのところは本当に大丈夫かということもあるので、ここではあえて聞きはしませんけれども、ほかの公共施設についても、計画的にしっかりやっていただきたいと思っています。そのことを要望します。

3点目については、むつ湾かるたについてお伺いいたします。議案別冊令和2年度青森市一般会計・特別会計予算、4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費に関連をして、協働による環境教育・環境学習推進事業について伺います。

むつ湾かるた作成に向けての現状を示せということで準備してきたんですけれども、先ほど橋本委員に、多分全てお答えになったと思うので、同様であれば割愛していただいて結構です。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 竹山委員からのむつ湾かるたについての答弁につきましては、先ほどの橋本委員への答弁と同じでありますので、同じであれば答弁を割愛してよいとお許しをいただきましたので、割愛をさせていただきます。

**○中田靖人委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** 環境問題、自然環境保全活動が必要であると。そして、さっきの答弁は、子どもたちへの環境教育は重要ですと。そのことから、東青5市町村で連携をし、幼児を対象にむつ湾かるたを作成すると。その内容については、海洋ごみの問題であったり、陸奥湾の自然環境であったり、各市町村の特徴などということで、かるたについては、保育園、放課後児童会へ配付をする予定だと。出前講座を実施して、青森市は環境フェアでかるた大会を予定したいと。現在、関係各所へ読み札・イラストの協力などの依頼をして、現在協議中だと。さらに、先ほどの橋本委員への答弁で、絵札についてはプロポーザル方式で対応するという事だったと思います。

このかるたの読み札の提案はどのぐらいあったんでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 読み札などの提案数についての再度の御質疑にお答えいたします。

かるたの読み札などにつきましては、関係市町村や青森市保育連合会、青森市私

立幼稚園協会、青森市地球温暖化防止活動推進員などへ、かるたの読み札の作成を依頼したところ、これまでに509件の御提案をいただいたところであります。

以上でございます。

○中田靖人委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 509件の提案があったということでした。その内訳はどうなっていますか。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 読み札の提案数の内訳ということの再度の御質疑にお答えいたします。

読み札の内訳につきましては、関係市町村から193件、それから幼稚園・保育園から152件、それから青森市地球温暖化防止活動推進員から124件、その他40件となっております。

以上でございます。

○中田靖人委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 関係市町村から193件、保育園・幼稚園から152件、青森市地球温暖化防止活動推進員から124件、その他40件で509件の提案があったということでした。これらについて、これから協議をして、選定をしていくということになると思うんですけども、この提案の中に寄せられた思いというか、テーマはどのようなものが出てきていましたでしょうか。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 かるたのテーマについての再質疑にお答えいたします。

現在、提出いただいた読み札の文書案をもとに、7つのテーマを設定し、関係者で協議しているところであります。そのテーマにつきましては、1つには、海岸漂着ごみや海洋プラスチック問題などの海洋ごみに関すること。2つには、食品ロスやごみの分別・減量化などの陸上ごみに関すること。3つには、カマイルカやホタテなどの陸奥湾の生き物に関すること。4つには、陸奥湾からもたらされる海の恵みの食べ物に関すること。5つには、森里川海のつながりなど自然環境に関すること。6つには、温暖化による影響やその対策などの地球温暖化に関すること。そして最後の7つには、陸奥湾沿岸市町村のPRなどの陸奥湾沿岸市町村の紹介に関することであります。

以上でございます。

○中田靖人委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 わかりました。7つのテーマということで、関係者で協議をしているということでした。

要望します。幼少期からのこういうごみの関係、あるいは生き物、食べ物、さらに自然、地球温暖化、さらにもっと突っ込むとそれぞれのふるさとを思う、こういうことについて考える、あるいは行動するという教育は大変重要だと思います。大

変よい試みだと思えます。それぞれのふるさとを振り返る機会としても有意義ではないかなど。さらに言うと、地球温暖化防止対策、自然災害の猛威に到底かなわないということも含めて、命を守る、生きるということを考えるいい機会になったのではないかと思います。ぜひしっかりやって、連携をして取り組みを進めていただきたいと思えます。

最後の質疑は、中新町山手地区第一種市街地再開発事業について伺います。8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費に関連をして、この事業について伺います。

万徳委員からも同様の質疑がありましたけれども、若干質疑の中身が違いますので、これについては答えていただきたいと思えます。土地利用の高度化を図るということで、中新町山手地区第一種市街地再開発事業の現状、それから今後の取り組みを教えてください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大楠寛之都市整備部長** 竹山委員からの市街地再開発事業についてのお尋ねにお答えいたします。

中新町山手地区第一種市街地再開発事業は、老朽化した中小小売店舗と飲食店舗、事務所などを共同化・集約化し、土地利用の高度化を図ることにより、魅力的な商業空間の形成と事務所やホテル、集合住宅を整備するものであります。本事業は、中新町山手地区市街地再開発準備組合が事業主体となり実施しており、令和元年度から令和5年度までが事業期間となっております。

今年度は、基本設計や測量調査などを実施したところであり、現在は、都市再開発法に基づく市街地再開発組合の設立認可申請手続きを行っているところであり、市街地再開発組合が設立された後は、実施設計などに着手するとともに、既存建物の解体工事に着手することとしており、解体工事の完了後、新築工事に着手する予定となっております。

**○中田靖人委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** ありがとうございます。今年度、準備組合が基本設計、測量調査を実施したと。現在は、この準備組合が本組合というのか、組合設立の認可の申請中である。今月中に認可がおきる予定であるという——違いましたか。それで、今後、組合設立後に実施設計に着手すると。その後、解体工事、新築工事と進み、令和5年度に事業が完了すると。きょうの万徳委員の質疑を受けて、総事業費が約85億円、そして協働分について市が約17億円という話もいただきましたので、その辺についてもわかりました。

再質疑します。設立予定であるこの組合の構成員はどういう人たちになるのでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大楠寛之都市整備部長** 市街地再開発事業についての再度のお尋ねにお答えい

たします。

市街地再開発組合を構成する組合員につきましては、市街地再開発事業の施行地区内の宅地について、所有権を有する者全員及び市街地再開発事業の施行地区内の宅地について、借地権を有する者全員となる予定であります。

○中田靖人委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 施行地区内の地権者・借地権者、全員が組合員になると。そのほかにはいないんですね。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 市街地再開発事業についての再度のお尋ねにお答えいたします。

現時点で所有権、それから借地権を有する者は全員というふうに考えておりますので、それらの方で構成するということを予定しております。

○中田靖人委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 わかりました。地区内の地権者・借地権者が組合員になると。だから、それ以外の人はいないということだと思います。

それでは、令和5年度に事業が完了しますけれども、今後、事業完了までに市はどのようにこの事業にかかわっていくのか教えてください。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 市街地再開発事業についての再度のお尋ねにお答えいたします。

事業主体に対しまして、国の社会資本整備総合交付金を活用した補助金の交付を行うほか、事業制度に関する相談への対応や事業に対する指導、助言を行うとともに、国、県との交付金申請等に関する調整を行うこととしているところであります。

○中田靖人委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 わかりました。了解しました。

いろいろな事業がそれぞれ動いていますので、例えばあの周辺だとすると——経済部になるのかな。リノベーションの関係とか、周辺で同じように、事業としては違うけれども、まちづくり、あるいはにぎわいづくり、さらには地域再生、こういったものの事業が周辺でもやっていると。若い人たちが結構かかわりを持って、希望を持ってかかわっております。ぜひこれはこれとしてですけれども、連携がとれるのであれば、ぜひそんなところともいろいろな連携を持ちながら、青森市が全体としてこれから進む方向性というか、そういったものについてもぜひ連携をとってやっていただきたいということを申し上げて、終わります。

○中田靖人委員長 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

**午後 4 時32分散会**

### 3日目 令和2年3月12日（木曜日）午前10時開議

**○中田靖人委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

この際、質疑に先立ち、昨日の橋本尚美委員への答弁について、環境部長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。環境部長。

**○八戸認環境部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
昨日の橋本委員のむつ湾かるたについての答弁のうち、むつ湾かるた読み札等の作成の依頼先について、青森市地域温暖化防止活動推進員と申し上げましたが、正しくは青森市地球温暖化防止活動推進員でありますので、謹んでおわびし、訂正させていただきますと存じます。

**○中田靖人委員長** これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、軽米智雅子委員。

**○軽米智雅子委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
公明党の軽米智雅子でございます。

1点目は、令和2年度予算に関する説明書、6ページ、歳入の第1款市税第1項市民税に関連して、令和2年度の税制改正によって未婚のひとり親の税制上の措置及び寡婦控除の見直しがなされました。このことを受け、本市も未婚のひとり親に対して見直しを行うのかお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○相馬政人税務部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
未婚のひとり親への税制措置についてのお尋ねにお答えをいたします。

令和元年12月20日に閣議決定されました令和2年度税制改正の大綱におきまして、全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と、男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するために、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦・寡夫控除の見直しを行うこととされました。その改正内容は、これまで未婚のひとり親につきましては、寡婦・寡夫控除の適用対象外でありましたが、今回の改正により、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子で、前年の総所得金額等が48万円以下の子を有する単身者につきましては、個人住民税のひとり親控除として30万円の控除が適用となるものであります。また、これまで個人住民税の寡夫控除は26万円でありましたものが、今回の改正により30万円とされたもので、令和3年度分以後の個人住民税から適用されるものであります。

現在、制度改正内容を踏まえまして地方税法等の一部を改正する法律案が国会に提出され、審議されているところであります。本市といたしましては、これまでの

税制改正と同様に、地方税法等の一部を改正する法律の施行に基づいて対応していくこととしております。

また、これら未婚のひとり親への税制措置に係る周知方法といたしましては、市ホームページ、「広報あおもり」、市民税・県民税申告書に同封をしておりますお知らせの文書への掲載を予定しているものであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** ありがとうございます。本当に、本市も行うことになってよかったなと思っています。

本当に、この未婚のひとり親の税制措置ですけれども、これも自民党と公明党の間で大変格闘しまして、自民党保守派の方々からは、未婚のひとり親に軽減措置を講じれば、結婚しない家庭がふえて、伝統的な家族観の崩壊につながりかねないという、そういう理由でずっと反対をされていた中で、今回ようやく実現することとなりました。今や、厚生労働省の2016年の調査によりますと、母子家庭のうちの未婚のひとり親は、死別の8.0%を上回って8.7%がもう未婚のひとり親になっている、そういうふうにとんどん世の中でもふえていく中で、子どもたちを貧困から守るためにも絶対必要な見直しだということで、公明党としても今まで頑張り続けてきて、現在このように支援できるようになったことに、大変よかったと思っています。この項は終わります。

2点目は、第4款衛生費第1項保健衛生費第1目保健衛生総務費に関連して、骨髄ドナー普及啓発助成事業の概要をお示しください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 軽米委員からの骨髄ドナー普及啓発助成事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

市では、ドナー登録の普及啓発に向け、これまでも一人でも多くの方々にドナー登録について正しく知っていただき、登録への理解と促進が図られるよう、10月の骨髄バンク推進月間を初め、さまざまな機会を捉えた周知啓発、広報活動を行うとともに、地域全体でがんと向き合い、がんに負けない社会を目指す「リレー・フォー・ライフ・ジャパン青森」へのチーム参加などにより取り組みを進めてきているところであります。

今後、こうした普及啓発に加え、さらに、ドナーとなった方が骨髄などを提供しやすい環境づくりを進め、ドナー登録者の確保及び骨髄などの移植の推進を図ることを目的として、新たに骨髄ドナー普及啓発助成事業を立ち上げることとし、今定例会に所要の予算案を提案し、御審議いただいているところであります。この骨髄ドナー普及啓発助成事業の概要につきましては、青森県の骨髄ドナー助成事業費補助制度を活用し、ドナー休暇制度を導入している事業所に対しては、ドナーが取得したドナー休暇の日数に応じて、1日当たり1万円を乗じた額を事業所に対して助

成金として交付し、また、ドナー休暇制度を利用することができないドナーに対しては、ドナーが骨髄等の提供に要した日数に応じて、1日当たり2万円を乗じた額をドナーに対して助成金として交付することとしております。いずれも1回の提供につき、合計7日間を限度とするものであります。

市では、本事業におけるドナー登録の普及啓発及びドナー休暇導入事業所の増加、また、ドナー休暇のないドナーへの支援を通して、がんと向き合い生きる患者を支援してまいりたいと考えております。

**○中田靖人委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** ありがとうございます。この骨髄ドナーの助成については、令和元年12月議会で赤木議員からもぜひ助成支援を行っていくべきと要望しておりました。今回、本市でこの事業が行われることは、今、がんと闘っている方々に希望を与えることにもなりますし、また、ドナー登録されている方々にも朗報だなと思っております。

県の骨髄ドナー登録推進会によりますと、2019年のドナー適合者2万6331名のうち、初期段階で移植提供を中止する人は1万6248名もいて、大半が20代、30代で、その理由は、会社を休めない、給料が引かれる、上司に言いづらいなど、やはり企業にこの助成事業のことをきちんと認知してもらわないと、せっかくすばらしい助成事業があっても、なかなかそこが進まないのかなと思います。

そこで、企業にはいつどのように周知するのかお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 企業、事業所に対しての周知につきましての再度の御質疑にお答えいたします。

骨髄ドナー普及啓発助成事業の企業、事業所への周知につきましては、1つには、あおもり健康づくり実践企業、これが今約80社ほどありますけれども、こういった企業への情報提供と働きかけ。そして、商工関係団体等を通じた、こういった団体が発行している情報誌を通じた周知。そして3つとしては、青森市健康寿命延伸会議におきましては、職域健康づくり部会というものを設けております。こういった職域健康づくり部会の各関係団体を通じた周知。そして4つとしては、企業、事業所からの要請に応じて、骨髄ドナー関係団体とも連携して個別の説明会なども実施していくことなどを考えております。

こういった活動を通じまして、ドナー休暇制度の周知を図り、従業員がドナー候補者となった場合でも安心して検査や骨髄提供のためのドナー休暇を取得できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

**○中田靖人委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** ありがとうございます。本当にとっても丁寧に周知、また相談体制もされるのだなということで安心いたしました。市民にもこのような事業がスタートすることを当然しっかりと周知することかと思っておりますので、このことによって、



ドナー登録の方もまたふえていくでしょうし、既に登録されている方も、青森県も結構多くいらっしゃるとお聞きしましたので、そういった方も安心して提供できるのではないかなと思うので、これからもよろしく願いいたします。この項は以上で終わります。

続いて、第3款民生費第2項児童福祉費に関連して、一時預かり事業、病児一時保育事業において、圏域を超えて利用するケースとしてどのような場合が想定されるのかお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）軽米委員からの一時預かり事業及び病児一時保育事業についての御質疑にお答えいたします。

一時預かり事業は、保育所等を利用していない家庭で、通院等の突発的な事情や育児疲れ等により一時的に家庭での保育が困難となった場合に、保育所等で児童を保育する事業であります。この事業は、青森圏域連携中枢都市圏の全ての市町村において実施しておりますが、里帰り出産や祖父母の介護等の場合に、実家近くの保育所等で一時預かりを利用したいというニーズが想定されることから、一時預かり事業を実施する保育所等において、居住地による制限を行わないようにするものがあります。

また、病児一時保育事業は、小学校3年生以下の児童が病気の際に、保護者が就労等の理由により自宅での保育が困難な場合において、一時的に保育する事業であります。この事業は、圏域の町村においては実施していないことから、例えば保護者の勤務地が青森市にあり、本市の保育所等に広域入所している児童の利用が見込まれるほか、里帰り出産や祖父母の介護等の場合の利用も想定されるため、市内4カ所の病児一時保育所において、圏域内の児童も受け入れることとしたものであります。

市といたしましては、これらの事業を通じ、子育て支援においても青森圏域連携中枢都市圏の中で中心的な役割を果たしてまいりたいと考えております。

**○中田靖人委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** ありがとうございます。今の答弁をお聞きしますと、そんなに利用する方は多くないのかなという部分で、主に里帰り出産や祖父母の介護等の場合に利用されることを想定しているという部分かと思えますし、病児一時保育がどちらかといえば可能性としてはあるのかなということなのかなと。

その圏域のほうの周知の仕方としては、どのような周知の仕方をするのでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 圏域のほうへの周知の方法についての再度の御質疑にお答えいたします。

圏域内の、まず子育て家庭への周知につきましては、構成市町村がそれぞれ行うこととなりますが、今年度中に構成町村に対しまして、保育所等を通じて、子育て家庭への周知を依頼する予定としております。また、病児一時保育事業の利用に当たりますとは、児童を診察した医師が入院の必要性がない旨を署名した診療情報提供書の提出が必要となりますことから、構成町村内の医療機関の協力についても依頼していこうということで考えております。

**○中田靖人委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** ありがとうございます。

病児一時保育は、以前も質問したとき、なかなか利用しづらいというところもあって、市内の方々もなかなか利用しづらいというところもあったので、またその辺も考えながら、ぜひ進めていってほしいと思います。この項はこれで終わります。ありがとうございます。

続いて、歳入の第12款地方交付税に関連して、令和2年度地方財政対策の中で、地域社会の持続可能性を確保するために、地域社会再生事業費というのが創設され、4200億円がこのたび計上されました。そのうち2100億円程度が市町村分として算定されています。

本市にも約1億円弱が入ってくることになると思いますが、市がそれに対して考える影響、また何か新たな事業を実施する予定があるのかお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○小川徳久企画部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）軽米委員からの地域社会再生事業費についての御質疑にお答えいたします。

令和2年度の地方財政対策では、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、（仮称）地域社会再生事業費が創設されたところであります。この地域社会再生事業費につきましては、普通交付税の算定におきまして基準財政需要額に算入されることとなりますが、国の説明によりますと、地域社会再生事業費は、地域の社会を維持し、守る政策であり、医師確保や地域の足の確保、安全・安心のための防災ソフト対策などが例示されていたところであります。

これを踏まえますと、普通交付税は一般財源ではありますが、地域医療の確保としての市民病院・浪岡病院の経営基盤の安定化や、地域の足の確保としての交通事業の経営基盤の安定化、また、安全・安心のための防災備蓄の強化、地域コミュニティを維持していくための老朽化した福祉館の改築などの事業に当たるものと考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** ありがとうございます。とても期待ができるなという内容でありました。これは毎年約1億円近く、毎年コンスタントに入ってくる財源ですので、

本当に今、答弁にもありました地域社会の維持・再生に必要となる取り組みの経費として、今、答弁があったような内容に使われていくということですので、きちんと生かして、市民のためにぜひ活用していただきたいと要望して、私からの質疑を終わります。

ありがとうございました。

**○中田靖人委員長** 次に、大矢保委員。

**○大矢保委員** 自由民主党の大矢です。

最初に、部活動のクラブ化について御質疑させていただきます。

今春、教育委員会が小学校の部活動を地域主導型のクラブに移行させる方針を打ち出してから1年が経過しようとしています、小学校のクラブ化に向けての校内委員会の設置状況についてお伺いします。

また、2017年に教師にかわって部活動の指導や引率ができる部活動指導員が制度化されましたが、その活用について教育委員会の考え方を伺いたします。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 大矢委員の部活動のクラブ化についての御質疑にお答えいたします。

まず、校内委員会の設置状況についてであります、本市の小学校におきましては、近年の少子化等による学校規模の縮小により、単一の学校では特定の種目の運動部を設けることが困難な状況が見られております。教育委員会では、運動部活動が学校教育の一環として、子どもたちの好ましい人間関係づくりや自己肯定感、責任感、連帯感の涵養など、教育的意義が大きいことを踏まえ、子どもや保護者のニーズに応じたスポーツ環境の整備を図っていくために、学校が運営する運動部活動から、家庭や地域等が主体となって運営するクラブに移行することに取り組んでいるところです。

現在、各小学校では、自校の部活動における課題の状況に応じて、保護者や地域とクラブ化に向けた取り組みを進めているところです。教育委員会が令和2年2月に実施した調査によりますと、既にクラブとして活動している7校を除く38校全ての小学校において、部活動をクラブ化するために協議する校内委員会を設置しております。校内委員会の形態といたしましては、複数の学校で一緒に会議を行っている地区、校内で会議の場を持っている学校、中学校区の学校運営協議会の中で会議を設けている学校とさまざまでありますけれども、いずれも地域と連携し、子どもや親のニーズ、児童数、教職員数等の実態等を踏まえて、クラブ化に向けた話し合いを進めているところです。

教育委員会では、本市の子どもたちがそれぞれのニーズに応じたスポーツ活動ができるよう、各学校の取り組みに対して、情報提供や助言を行っているところであり、今後も支援に努めてまいります。

重ねて、部活動指導員についての御質疑にお答えいたしますが、中学校における

部活動は、学校の教育活動の一環として行われ、生徒同士や生徒と教員との好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養など、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいものと思っております。

本市におきましては、中学校で外部指導者を導入することで、児童・生徒の日常的な技術の向上、指導技術に苦慮している教員の心理的負担軽減などを図っているところであり、外部指導者は、部活動指導には重要な存在であると捉えております。本年度は、部活動指導員は任用しておりませんが、教育委員会といたしましては、今後も外部指導者の活用による技術的な支援を一層図ってまいるとともに、部活動指導員については、引き続き、他自治体の情報を得ながら、注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** 部活動指導員になれば、日当を払わなきゃいけないからちょっと財政的にもこれは大変だなと思っておりますが、外部指導員でも結構ですので、そういうことになれば、やっぱり引率とかができなくなってしまうから、事故が起きたとき大変かなと思っております。

近隣に学校があるところは結構あるんですよ。東陽、原別、野内とか、堤、菟町、橋本、浦町、こういうのはすごく近くてクラブ化できるんですけども、例えば荒川小学校あたりは、あそこはぽつんと1校しかないものですから、なかなか難しいのかなとは思っていますが、高田小学校・荒川小学校の父兄たちは、今、先生が野球にすごく熱心なので、野球部だけは残そうというような話をしていますので、これからも見守っていききたいなど、そのように思っております。

次は、水泳授業についてお聞きします。

学習指導要領では必修とされている水泳でありますけれども、プールの年間の維持管理費は、修繕や設備費などで1校当たり大体130万円、プールの建設費は3億円ぐらい、そして耐用年数60年で計算すると、年間の経費は大体600万円を超えるとされております。また、プールについては夏だけですので、利用日数の割に費用負担が重く、学校のプールのあり方は全国的に課題となっているところでありますが、本市の小・中学校のプールの設置及び利用状況についてお伺いします。

また、必修とされている水泳授業の小学校の実施状況についてもお知らせください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 本市における小・中学校のプールの設置及び利用状況についてお答えいたします。

本市の小・中学校のプールの設置状況につきましては、昭和63年には、小学校は55校のうち35校、中学校は21校のうち12校に設置されておりました。現時点におきましては、小学校は45校のうち18校、中学校は19校のうち3校に設置されております。

そのうち、現在プールを利用している学校は、小学校は15校、中学校は1校となっております。

次に、水泳の授業の実施状況であります。小学校学習指導要領におきましては、体育科の水泳授業は、水の中という特殊な環境において、浮く、呼吸する、進むなどの課題を達成し、水に親しむ楽しさや喜びを味わうことができるよう指導することとなっております。具体的には、低学年では、水につかって歩いたり、走ったり、潜ったり、浮いたりすること、中学年では、水に浮いて進んだり、呼吸したりすること、高学年では、続けて長く泳いだり、泳ぐ距離や浮いている時間を伸ばしたり、記録を達成することなどが示されております。これらの運動を系統的に行いながら、楽しさや喜びを味わわせ、浮く、呼吸する、進むなどを身につけさせていくこととなっております。また、命にかかわる事故の発生の可能性もあることから、プール等水泳場の確保が困難な場合でも、水遊びや水泳などの心得については、全学年で必ず指導することとなっているところであります。

本市においては、全ての小学校で水泳の学習ができるよう、プールがない学校について、近隣のプールを使用できるように調整したり、プールまでの移動に借り上げバスを手配したりするなどの支援を行っております。本年度の状況といたしましては、自校プールを使用している小学校は15校、バスで移動している小学校は14校、徒歩で移動している小学校は14校、バス及び徒歩で移動している小学校は2校となっております。バスで移動している学校は、古川市民センタープール、市民室内プール、戸山西小学校プールを利用し、徒歩で移動している学校につきましては、マエダアリーナや勤労者プール等を利用しております。

また、本市は海に面しており、川や沼などが多く、水難事故が発生し得る箇所が子どもたちの生活圏内に点在していることなどから、着衣泳の学習を実施しており、卒業までに必ず1回は全員体験できるようにしているところです。

教育委員会としては、今後も、学習指導要領における水泳の学習の狙いを達成するため、着衣泳を含めた水泳学習を全学年で行えるよう支援してまいります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** ありがとうございました。これで教育委員会を終わります。

次は、出会いの場の創出について。

2019年に生まれた子どもは過去最少の86万4000人とされております。国立社会保障・人口問題研究所が18歳から34歳の未婚者に聞いた調査によると、交際相手がいない男性は約70%、女性は約59%、25歳から34歳の男女に独身の理由を聞くと、適当な相手にめぐり会わないというのが最も多かったそうであります。埼玉県や秋田県では、AIを活用して男女を引き合わせたり、コミュニケーション方法を助言したりしているそうであります。

そこで、本市の過去3年間の出生数についてお伺いをします。

また、本市も結婚支援センターを立ち上げるべきと思うが、所見をお伺いします。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 大矢委員からの本市の過去3年間の出生数についての御質疑にお答えいたします。

青森県保健統計年報によりますと、本市、青森市保健所管内における過去3年間の出生総数については、平成27年が2011人、平成28年が1894人、平成29年が1836人となっております。なお、平成30年についてはまだ公表がなされておられません。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** 私からは、結婚支援センターについてのお尋ねにお答えいたします。

市では、結婚を希望する方に対しては、県のあおもり出会いサポートセンターを紹介しているところであります。このあおもり出会いサポートセンターでは、会員を対象とした出会いの場の情報提供、イベント実施協賛団体による婚活セミナーの開催、結婚に関する意識啓発等を行っております。また、県において、市町村間等の情報共有や意見交換の場を設置し、広域的な取り組みや協働による事業展開を推進するため、本市を含む県内全市町村及び協賛団体を構成員とする青森県結婚応援ネットワーク会議を平成30年度に設置し、結婚支援のあり方について検討を行っているところであります。

現時点では、市として結婚支援センターを立ち上げる考えは持っておりませんが、県において、令和3年度の運用開始を目指し、来年度からAIを活用したマッチングシステムの構築に取り組むこととしていることから、今後の動向を注視してまいります。

**○中田靖人委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** 子どもの出生数がだんだん、2000人を割ってきているというので、今後ますますそういう——平成30年は1700人ぐらいになるんじゃないかなと予想されております。昔のおせっかいばあさんがいなくなって、なかなか男と女を結びつけるというのがなくなったという昨今でありますけれども、予算の中で、今年度、「あおもり親子はぐくみプラザ」を開設して、産前産後の人たちをサポートしていきたいということでもありますけれども、私、議員になって、こういう結婚というようなことに予算をつけられたことがない。先般も小野寺市長に、こういうような予算がないねとしゃべったら、来年はつけますという話もしたようなしないような、ちょっとわかりませんが。そういうことで、やっぱり人手不足になるということは、社会全体の問題と捉えていかなきゃいけないので、早く県のほうの出会いサポートセンターを使ってでも結婚の出会いを多くしてほしいなど、そのように思っております。

私の会社も半分ぐらいは独身、多分市役所も3分の1ぐらいは独身じゃないかなと私は思っていますけれども、議会も半分ぐらいは独身ですよ。そういうので、

ちょっと出会いの場がないのかなと、そういうように思っています。ありがとうございました。

次に、水道メーター無線化について。

従来は、凍結防止を目的に地面に埋める地下式が中心であります。青森では、雪解けまで半年近く検針できない場合があります。そこで、検針できない時期に料金請求は何に基づいているのか聞きたいと思えます。

それから、無線のメーターは水道計測器と発信機がセットになった装置で、地面に埋めた箱に入れて設置するということでもあります。そして、検針員が受信機を持って近づけば、検針端末に使用水量が表示されるという仕組みになっておりますので、本市も導入すべきと考えますが、見解をお伺いします。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。水道部長。

**○小鹿継仁水道部長** 大矢委員の検針できない時期の料金請求と水道メーターの無線化についてのお尋ねにお答えいたします。

水道料金につきましては、毎月の定例日にメーターの検針を行い、その使用水量をもって、その日の属する月分の料金を算定し、お客様に請求しております。ただし、積雪などやむを得ない理由によってメーターの検針ができない場合には、青森市水道事業条例第24条の規定に基づき使用水量を見積もって料金の算定をし、後日検針ができた際にその料金を調整しております。具体的には、検針できないメーターの前3カ月間の平均使用水量などをもとに当該月の使用水量を見積もり、料金を算定しているところであります。

次に、水道メーターの無線化についてであります。水道メーターの無線化は、水道メーターに通信機能を付加し、遠隔での検針を可能にするもので、積雪時など検針ができない場合に有効と言われているのは承知しているところであります。しかしながら、水道メーターの無線化にはメーター交換等に多額の経費が必要となることが考えられます。また、現在、通信機能を付加したメーターの検針システムの開発等が進められていることから、今後、これらの動向を注視してまいりたいと考えております。

**○中田靖人委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** 無線メーターというのは、これは大体1万戸やるのに約3億円かかるというのはわかっています。例えば、青森市が4カ月ぐらい検針ができないということもある。4カ月検針できないとなれば、年間に直せば3回ぐらい検針すればそれでいいんじゃないかと思うんです。毎月やる必要もない。その浮いた経費を積み立てしていけば、無線メーターの経費に近づいていくんじゃないかと、そういうふうに思います。技術は随時進んでいきますので、一刻も早く導入できるような体制をこれからとっていただければ、検針員も楽になるのかなと思っていますので、今後、導入に向けて研究をしてください。よろしく申し上げます。

次、空き家対策についてお伺いします。

空き家の多くは、更地にすると固定資産税の住宅用地の軽減措置がなくなり、土地の保有コストがふえるなど、相続人が空き家を解体するメリットが乏しいことが一因とされております。住宅を建築、買うときには固定資産税の軽減措置や住宅ローン減税などがあるのに、住宅を解体するときにも減税措置があってもいいのではないかと私は考えますが、市の見解をお伺いします。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大楠寛之都市整備部長** 大矢委員からの空き家対策についてのお尋ねにお答えいたします。

空き家等の管理につきましては、平成27年5月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家対策特別措置法第3条におきまして、「空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」とされております。このため、解体や撤去も含めた空き家等の管理につきましては、原則として空き家等の所有者または管理者がみずからの責任において行うべきものとの考えから、空き家を解体した場合の減税措置については考えていないところでありますが、固定資産税につきましては、空家対策特別措置法に基づく特定空家等として勧告された場合、住宅用地に対する課税標準の特例措置の対象から除外されることとなっているところであり、このような措置についても効果的に活用してまいりたいと考えております。

**○中田靖人委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** 空き家についてはそういうのがないということで。でも、随分空き家が目立ってきていますよね。うちの高田あたりはもう雪で屋根が潰れている箇所がかなりあります。それも人口が、人がいなくなって——年がたって、老人ホームに入っているのも一因だと思います。

国土強靱化の地域計画についてお聞きします。

地域計画——アンブレラ計画といいますが、この計画は地域の健康診断及び地域の持続的な成長につながるものであり、令和2年度の国土強靱化関係予算5兆1983億円、財政投融资の活用を含めれば約7兆円であり、地域計画に基づき実施される事業に対しては、重点配分、優先採択に配慮するとされております。そして、未策定市町村には配分なしと明記することも検討されているところであります。

県内では、地域計画策定状況を見ると、むつ市と八戸圏域が提出済みであります。青森市は検討中とされておりますが、一昨日の渋谷委員の質疑で、いつごろまでに検討し、提出するのかというのがまだ確立されていないということでありますけれども、この計画の提出期限は令和2年12月末までとなっておりますので、都市整備部長に申し添えさせていただきたいと思っております。急いでいただきたいと、そういうように思います。これでこれは終わります。

次は、橋梁長寿命化修繕事業についてお伺いします。

国土強靱化基本計画の中で、道路事業老朽化対策については、道路メンテナンス



事業、橋梁等に対し、令和2年度の予算は2223億円が盛り込まれております。県内の3市の修繕が必要な橋梁数を比較すると、弘前市19件、八戸市37件、青森市52件。それに着手しているのは、弘前市14件、八戸市27件、青森市11件。工事完了は、弘前市7件、八戸市16件、青森市3件。完了率は、弘前市37%、八戸市43%、青森市はたったの6%。

そこで、橋梁の点検をした結果、緊急に措置が必要な橋梁はあるのかお伺いをしたいと思います。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○長井道隆都市整備部理事** 大矢委員からの橋梁の長寿命化事業について、緊急に措置が必要な橋梁についての御質疑にお答えいたします。

青森市が管理する橋長2メートル以上の橋梁は全部で498橋あり、道路法で義務づけられた5年に1回の点検を行い、点検結果をもとに橋梁の損傷程度に応じ、健全度を4つに区分しております。平成30年度末時点におきまして、最も損傷程度が大きく、速やかに通行どめ等の緊急に措置を講ずるべき状態の橋梁はないものの、早期に措置を講ずべき状態の橋梁は52橋となっております。

市では、長期的な視点から、橋梁を効率的・効果的に管理し、維持管理コストの最小化・平準化を図ることを目的に、青森市橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的に補修工事を実施しているところであります。

今後におきましても、定期点検の実施により、損傷度の把握に努め、国の交付金を活用しながら計画的に補修工事を行い、安全な道路交通環境の確保に努めてまいります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** 早期に対策を講ずる必要が52橋あるということでありませうけれども、緊急措置をするという段階ではないということでありませうけれども、3者を比べれば青森市が余りにもちょっと低いのかなと、そのように思っていますので、橋梁の部分は4区分に分かれていて、一番大変なのは、緊急措置段階が一番危ないということでありませうけれども、これも計画的に、国土交通省で予算がついておりますので、早急にこれも対応していただきたいなど、そのように思います。

最後に、しゃべりたくないんですけれども、豊田市では働き方改革の一環として、年末年始の仕事納め式及び仕事始め式を廃止いたしております。長野県や滋賀県彦根市も同様でありますけれども、また、鹿児島県、三重県津市、神戸市、千葉市も仕事納め式を廃止しております。そして、幹部の職員にアンケートをとったところ、8割近くが廃止に賛成であって、市長の訓示をネットで視聴できるということが挙げられておりますが、本市ももうそろそろ廃止する時期に来ていると思うが、御見解をお伺いします。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 大矢委員の仕事納め式、仕事始め式についての御質疑にお答えいたします。

仕事納め式及び仕事始め式につきましては、民間企業や官公庁におきまして、年末年始の節目に、組織の長と職員がお互いの1年間の労をねぎらい、感謝するとともに、さらなる発展と活躍などを願い、新年の抱負を伝えるなど、慣例行事として実施されているところであります。

本市では、課長級以上で事務に支障のない職員を参集し、市長が職員の労をねぎらい、職員一人一人が挑戦することを呼びかけるなどの場として実施しているところであります。また、音声を共有ネットワークでライブ配信いたしますとともに、挨拶の内容を同ネットワークに掲載して、全職員で共有しているところであります。

また、今年度は新たに、仕事納め式におきまして、市民サービスや事務改善など、効果が見込まれるアイデアを自由に提案して事業化を目指す職員提案制度で、優秀な提案をした職員に対して、多くの職員の前で表彰を行うなど、職員にとって挑戦する気持ちをより引き出す機会となっているものと認識しております。

委員御紹介のように、他都市や民間企業におきましては、仕事納め式及び仕事始め式を廃止する動きがあることは承知しておりますが、本市では、年末年始の挨拶のみのために行うのではなくて、職員同士が労をねぎらうとともに、功績のあった職員を褒めたたえるなど、組織の一体感を高める場としておりますことから、今後も内容を工夫しながら実施してまいりたいと考えております。

**○中田靖人委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** ありがとうございます。厚かましい質疑して申しわけございませんでした。

ところで、総務部長にお願いしたいのは、当初予算書、それから市の契約実績報告書、これを各議員に1冊ずつ配ってほしいと思います。配付してほしい。これはお願いです。皆さんは端末で見られるからいいけれども——私みたいにペーパーレスを主張した人が端末を見られないというのがちょっと腑に落ちませんけれども。

あと、うちのほうの会派の山本治男議員が安田の陸上競技場、あれを残してくださいという要望の質問をしているわけですがけれども、県のほうとしても、良好なグラウンド、フィールドは残したいと。ただ、正面スタンドと北側のスタンドが古くなって、はっきり言って使えないというので、これは人、関係団体と協議をしていくということですので、やっぱり積算して——ただであるとは思いますが、いい条件であれば、受け取ったほうがいいんじゃないですか。買えばだめですよ。何とか県で引き取ってくださいとしゃべられるまで黙ってずっと構えていて、副市長から知事にしゃべって、知事に黙って上げてしまえってのはどうですか。あそこはまだまだ使える。山本治男議員もしゃべったけれども、小学校・中学校のやっぱり一番やれるところってあそこだと思っんですよ。もう合浦の旧市営陸上競技場だってサッカー場になってしまったじゃないですか。今、サッカー独占でしょう。

だから、ああいうのは、やっぱり県と協議して、最初から維持費がかかるからって、もうしゃべらないことだと私は思いますよ。これをひとつお願いしたいと。

それから、今の総合評価落札方式が5000万円以上から3000万円以上になった。そうすれば3000万円未満から500万円まで、まだ一般競争入札やるんですか。ことしは除雪業者には6割出してくれたので、すごい助かるんだけど、だったら、500万円から3000万円まで指名競争入札にすればいいんじゃないんですか。そうすれば、冬に除雪をやった人が夏に挽回できるようなことがある。500万円以上が一般競争入札なら、はっきり言ってとる人は決まるんですよ、体力がある業者が。除雪をやっている業者ってそんなに体力がないんだよ。だから、佐々木元市長の時代には、除雪業者は夏に仕事をやるというような約束をしていたんです。今はそうじゃないです。除雪をやらない業者もただ安ければいいというふうになってきているじゃないですか。いつの間にか、8者か、10者か入れると指名要綱の中に入っているでしょう。委員長が副市長でしょう。副市長がやるとしゃべればいいんじゃないですか、市長がやらなくても。市長に何回しゃべってもだめです。こういう助けるという手もあるんだから、それをやってほしいと思いますよ。

それから、青森市中小企業振興基本条例の中に、受注の機会の増大に努めるものとする書いている。今のままだとこれにも抵触しますよ。

この前、東京に行って、また勉強してきました。だから、さっきの契約実績報告書を出してくださいと。そういうのをやっぱりこれに照らして、本当に平均的にやっているのかどうなのかというのを見きわめていかなければだめじゃないのかなと、そのように思います。私、事務局に40分としゃべったので、これで終わります。

ありがとうございました。

**○中田靖人委員長** 次に、天内慎也委員。

**○天内慎也委員** 日本共産党の天内慎也です。早速質疑に入ります。

まず、農業基盤改良事業について質疑します。

この事業は、農道や水路など農業施設の保全・機能維持を目的として、改修工事や維持修繕を行う市の単独事業となっています。この事業については、平成25年、平成26年に質問に取り上げて、予算額が少ないということで、農家の皆さんからの要望に答え切れていないということを訴えました。平成28年第1回定例会の予算特別委員会での答弁では、農業用施設が設置から長期間経過して、老朽化が進むことで機能低下し、農作業に支障を来したり、大雨などにより破損して周囲に影響を及ぼすことが予想されるので、市も予算をふやしたいと、そのときに述べておりました。

それでは質疑しますが、農業基盤改良事業における予算額が数年前と比べてふえているが、過去5年間の予算額の推移とふえた理由をお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○梅田喜次農林水産部長** 天内委員の農業基盤改良事業についての御質疑にお答

えいたします。

ただいま委員からも御紹介がありましたが、農業基盤改良事業は、近年、老朽化が進み、機能の低下が多く見受けられる農道や水路などの農業用施設の保全や機能維持を目的として、地元農業者等からの整備及び改修要望について、その緊急性や施設の重要度、広域性などを総合的に判断して、改修工事や維持修繕を行う市の単独事業であります。

お尋ねの当該事業の過去5カ年の予算額につきましては、平成27年度は、蛭沢地区の水門や野沢地区の農道の修繕工事等で494万5000円、平成28年度は、六枚橋地区や本郷地区の水門の修繕工事等で720万7000円にとどまっておりますが、平成29年度は、横内地区の喜平堰ののり面工事や左堰ため池及び大沢ため池下流の分水施設の改修工事に着手したことにより1007万1000円、平成30年度は、駒込地区の小金沢ダムの水門補修や左堰ため池及び大沢ため池下流の分水施設の改修工事の継続などで1055万5000円、令和元年度は、築木館地区の取水施設の大規模改良工事や大別内地区頭首工の機能診断計画策定業務などにより1055万5000円となっております。

また、予算額が平成29年度に増加いたしましたのは、農道や水路などの農業用施設の老朽化が進行する中、農業者の方々からの数多くの要望を踏まえ、部内関係課において、事業間の予算調整措置を行い対応したことによるものであります。

市といたしましては、本市農業の持続的発展のため、引き続き当該事業などによって農業用施設の保全管理の充実・強化を図り、農業生産基盤の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 天内委員。

**○天内慎也委員** 平成28年のときに質問したときは、シーリングがかかって、400万円台に入ったわけですがけれども、それだとやっぱり農業が盛んだと言っているこの青森市、浪岡以外でも水田が青森地区でも盛んなわけですがけれども、農業が大事だと言えなくなるということで、私は求めてきた経緯があります。そうした中で、今、1000万円台に来たということは、率直に素直に評価をしたいと私は思います。

当時、約500万円から600万円、そして今、1000万円台になったということですがけれども、市は収穫したリンゴや米を県外などにトップセールスに行きます。本市のリンゴだとかと言って行きますけれども、約1000万円の少ない予算ですがけれども、この事業が本当に目立たないんですけれども、農家をやっぱり後押ししているものだ、応援している事業だということを最後に私は訴えて、この問題は終わりたいと思います。

次に、中世の館についてですがけれども、この屋根のさびはこれまで他の議員からもたくさん指摘があったものだと思います。長年、地元住民から改善を求める声が寄せられていますが、修繕に対する市の考えを示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 天内委員からの中世の館の屋根に関する御質疑にお答えいたします。

中世の館は、国史跡浪岡城跡の発掘調査の出土品の展示や浪岡地区の芸術の拠点として、平成4年8月に開館しており、本年度は展示コーナーの一部を改修し、昨年9月に一般公開を開始した国史跡高屋敷館遺跡の出土品等を新たに展示することとし、来る3月20日にリニューアルオープンすることとしております。

委員お尋ねの中世の館の屋根につきましては、さびが生じている状況は把握しているところであります。教育委員会といたしましては、中世の館の屋根につきましては、雨漏り等が確認されておらず、開館運営上に支障がなかったことから、これまで屋根のさびについては部分塗装による対応をしてきたところであります。また、中世の館においては、令和2年度においても、多目的ホール及びエントランスホールの照明交換を予定しているところであります。屋根の修繕工事等につきましては、中世の館に限らず、学校施設のほか社会教育施設など、それぞれの施設の現状把握に努め、限られた財源、予算の中で優先順位を見きわめながら適切に判断してまいります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 天内委員。

**○天内慎也委員** 最近では、中世の館の建物の中の悪いところを直したというような答弁だったと思います。また、雨漏りもないので支障がないだろうというトタン屋根のさびについての市の見解だったと思いますが、とにかく景観上よくない、見ばえが悪いということです。あの立派な建物が点々とあるさびのおかげで立派ではなくなっています。いちいち言わなくてもわかっていると思いますが、成人式とか社会福祉協議会や連合婦人会のイベント、あとは雪女コンテストとかをやるわけです。そうすると、やっぱりみんな騒ぐわけですよ。

それで、本来であれば、工事に入るとなれば、トタンの張りかえをしなければならぬのかなとも思うんですけども、建物の維持管理に対しては、市は絶対、予算の中で見きわめながらというふうに答弁はするんですけども、私は素人なんですけれども、素人ながらも一度にできなければ、これは現実的でないんですけども、部分的に補修できないかとやっぱり考えてしまいます。なぜ現実的でないかといえば、当然、予算の効率性からすれば、建物に一度に足場を組んで一度にやるほうが、やっぱり当然予算は軽減できるのは私もわかっています。ですが、それもやろうともしないということで、特にやっぱり足場がかかるというような話です。やっぱり工事するにも何するにも、足場がかかるということなんですけれども、じゃあ例えば部分的にさびを落として、さびどめを塗って、ペンキを塗るという仕事をするために、はしごをかけて作業するとか、あと高所作業車などで、部分的に何年かに分けてさびを落としてペンキを塗るなど、あとは2階から——中身は詳しくないんですけども、建物の中身はわかりませんが、2階からうまく屋根に上られるよう

なところがもしあれば、そこから作業員が上がって、部分的にさびを落として、景観上よくするというやり方も私はあるのではないかと思います。どうでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

ただいま天内委員のほうからさまざまなやり方について御提案がありましたけれども、いずれにいたしましても、屋根全体を改修していくということになりますので、段階的にやるにしても、大規模な改修ということになります。そうなりますと、多額な経費等もかかってきますし、市全体でもさまざまな需要を抱えている施設が多数ありますので、市全体の優先順位を見きわめるということが必要になってまいります。先ほども申し上げましたけれども、中世の館につきましては、直ちに全面改修をしなければならないような運営上の支障も来しておりませんので、引き続き、応急的な対応、必要な対応はしっかりやっていくということで考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 天内委員。

**○天内慎也委員** たしか以前に見積もりした段階では——以前って五、六年ぐらい前だと思うんですけども、たしか一千数百万円かかるという話でした。それが、毎年さびも進んでいきますので、予算がないというのであれば、早目に手を打つということも私は必要なのではないかなとも——さびを落とすことです——思います。あとは、教育委員会は学校もあるので、学校の屋根のさびもやらなければだめなので、なかなか大変だということもわかるんですけども、浪岡北小学校の場合、以前指摘しましたけれども、さびた部分を目隠しのような仕事をしたこともあると思いますので、私はできないものではないという考えを申し述べて、中世の館は終わります。

次に、流雪溝整備事業についてですが、新年度の取り組みとして、3つの地区を整備していく予定となっています。その中でも、浪岡の本町以外でも比較的世帯が多い、300世帯以上の北中野地区の流雪溝整備事業について、今後の整備スケジュールをお示しくください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

**○三浦大延浪岡事務所副所長** 天内委員の流雪溝整備事業についての御質疑にお答えいたします。

北中野地区の流雪溝整備事業は、平成30年度には整備路線や水源等の調査・検討を行う概略設計業務を実施し、今年度につきましては、既存の大型水路が流れる路線を中心とした詳細設計業務を実施しているところであります。

令和2年度につきましては、残りの路線の詳細設計業務を中心に事業を進め、地域住民や水利組合等との調整が整えば、今年度詳細設計を行った部分の一部区間において、工事に着手したいと考えております。また、令和3年度以降につきましては、国の交付金事業の財源確保に努め、着実に事業促進を図ってまいります。

**○中田靖人委員長** 天内委員。

**○天内慎也委員** 青森市の3つの工事のどのぐらいの予算配分なのか、資料をいただきましたが、佃地区が70メートルの工事で2億5952万円、篠田地区が詳細設計と地質調査で7670万円で、北中野地区も詳細設計が一部残っているということと、あと100メートルの工事で3026万円です。まだ詳細設計が終わっていないので、今後、毎年毎年、幾ら予算配分、工事にどのぐらいかかるということが、なかなか聞いても難しいだろうとは思いますが、北中野地区の場合だと、詳細設計が本当に一部残っているということで、そのほかが100メートルの工事で3026万円ということで、来年度からの本格工事になれば、最低3000万円はつくだろうと私は思っています。なかなか答えられないと思いますが、来年度以降の大体の予算はどのぐらいで推移していくと思うかお答えください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

**○三浦大延浪岡事務所副所長** 天内委員の再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど委員のほうからも御紹介がありましたように、令和2年度において詳細設計業務を実施する予定としており、この事業の概算の全体事業費が算出されます。その上で、令和3年度以降についていろいろ計画してまいりますので、現時点ではその額についてお答えできる状況にはありませんが、先ほどもお答えいたしましたとおり、国の交付金事業の財源確保に努めてまいりたいと考えております。

**○中田靖人委員長** 天内委員。

**○天内慎也委員** なかなか答えられないということで、それはわかりました。

この北中野地区は、長谷川議長の地元です。了解も得て質疑もしていますけれども、冬期間以外の雪がない時期でさえも、とても道路が、道幅が狭い。雪が降って寄せ雪を置いていくともっと狭くなるということで、ここまで来るのに、町内会の皆さんも、住民が納得するまですごくいろいろ議論があったというふうにも聞いていましたので、一日も早い流雪溝が整備されることを要望して、この質疑は終わりたいと思います。

最後にですが、除排雪についてですけれども、市は今月の6日に委託業者に対し最低保障額を4割から6割に引き上げて支払うという方針も示しました。青森地区もそうだと思います。市内の業者も間違いなく収入減になりますので、こうした判断は私も本当によかったと思っています。しかし、他の議員からも質問がありましたけれども、浪岡の除排雪の場合は、今の現在の契約書から考えると、単価契約で、契約には最低保障がないということでした。私からも再度確認をさせていただきますが、今年度の浪岡地区の除排雪契約に当たっては、今後、最低保障の設定は追加をするのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

**○三浦大延浪岡事務所副所長** 天内委員の除排雪事業についての御質疑にお答えいたします。

今冬のような記録的少雪でありましても、事業者は機械維持管理費に加え、除排雪作業員の人件費等が発生しておりますので、今般、少雪対策緊急措置として、今冬に限り最低保障を設定することとしたものであります。

**○中田靖人委員長** 天内委員。

**○天内慎也委員** 率直に契約書にないのにもかかわらず、そのように判断をしていただいたということには、やっぱり浪岡の人間として、そのことについても御礼を申し上げたいと思います。

今年度同様に、天気ですからどうなるのかわかりませんが、最近の温暖化ですから、来年もまた暖冬で少雪が十分予想されると思います。そのようになった場合、青森市全体としても除雪業者が安心できるように、来年度の契約に当たっては十分精査した上で、最低保障を設定してほしいなと思います。そのことは要望として、最後、意見を述べて終わりたいと思いますが、浪岡地区と青森の除雪というのは、やっぱり間に山がありますので、なかなか気象条件も違うと思います。市役所から、例えば空港を通過して浪岡に入るとすれば、青森のほうは快晴なんだけれども、空港を過ぎたあたりから急にふぶいたりということがたまたまあると思います。ことしは雪が少ないので、そうでもなかったんですけども、豪雪のときなんかは、特に王余魚沢の坂をおりていくあたりからふぶいたりとかして、やっぱり気象条件が山越えによってまず違うということがあります。

それと浪岡は、比較的面積が広くて、青森と黒石と五所川原という3つの市と、あと藤崎町、板柳町ということで、5つの自治体に隣接しているわけです。ですから、青森市、黒石市、あと五所川原市は下石川というところが隣接して、すごく幅が広いということで、気象条件もやっぱり違うと思います。

それとあと、高低差もあるということで、例えば大釈迦、細野とか本郷も高いところにありますけれども、あと特にわかりやすいのは、花岡プラザから坂になって行くんですけども、あの高さからずっと野沢地区に行くんですけども、高低差もあるということで、除雪の業者も、すごく住民からも苦情が来るし、大変な苦勞をしてきたと思います。また、都市整備課もパトロールをして判断して、除雪を出すわけですけども、その判断もどうなんだということで、それもまた苦情が来て、すごく浪岡の除雪は大変なものだと私は思っていますが、そうした中でも、やっぱり住民サービスの向上として、今後も努力して除雪体制を継続していただきたいということをお願いして、私の質疑を終わります。

**○中田靖人委員長** 次に、奈良祥孝委員。

**○奈良祥孝委員** 市民クラブの奈良祥孝委員であります。

冒頭、先月、2月16日、ワ・ラッセで開催をされました地熱開発理解促進関連事業について、私も傍聴させていただきました。ありがとうございます。昨年、第1回定例会の予算特別委員会で、これについて質疑した手前もありまして、やっぱり私も顔を出さないといけないなと思いましたが、非常に盛況で、小野寺市長が挨拶し



ていましたし、傍聴者がいっぱいいて、私の後ろにも立って聞いている方がいっぱいいて、なかなか盛況だったなと思います。環境部長や環境部次長を初め、担当課の職員、大変お疲れさまでございましたとお礼を言ってから質疑をさせていただきます。

まずは、議案別冊令和2年度予算に関する説明書、ページ順に行きますので、よろしく願いをします。

議案別冊令和2年度予算に関する説明書4ページ、5ページの総括表に基づき、歳入歳出全款項目に関連してお伺いをします。決裁に関することです。

市役所における決裁において、口頭決裁というものが存在するのか伺います。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 奈良委員の市役所の決裁についての質疑にお答えいたします。

本市では、文書事務の手引を作成しており、この文書事務の手引におきまして、決裁については、事案に対する決定権限のある者の意思決定行為と定義しているところであります。具体的な決裁の実務につきましても、青森市文書取扱規程に基づき、条例・規則等の制定・改廃や事業計画の策定・実施、各種通知・照会・回答などは、文書により起案し、全て上司の決裁を受けなければならないこととしており、その起案文書の決裁につきましても、原則として現在は電子決裁によるものとし、起案に必要な添付書類を電子文書とすることが困難である場合などについては、押印決裁により行うことができるとしているところであります。

事業の進捗状況や業務の進め方、災害時の緊急対応などにつきましても、必要に応じて口頭により報告・連絡・相談、いわゆるハウレンソウを行って、了解を得て、事務処理を進める場合もありますが、このような場合を口頭決裁と称してはいないものであります。

**○中田靖人委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** ありがとうございます。

皆さんも御案内のとおり、先般、先月の新聞報道にもあったとおり、衆議院の予算委員会の分科会で森雅子法務大臣が口頭決裁は正式な決裁だと発言していました。そのことは国でやればいいんですけども、理事者の皆さんはよく答弁で国や県、他都市の動向を注視してまいりますとか、国や県の動向を踏まえてという答弁をされますので、国の動向を踏まえると、口頭決裁も取り入れるのでないかなと思ったもので、質疑しました。

そこで、今後、口頭決裁は、本市では取り入れる考えはあるのか。ないのであればないと言ってくだされば。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 市役所の決裁についての再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども御答弁させていただきましたが、決裁の実務につきましては、青森市文書取扱規程に基づきまして、文書により起案し、全て上司の決裁を受けなければならないとしております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** ありがとうございます。

次は、48ページ、49ページ、2款総務費1項総務管理費3目財産管理費の庁舎管理事務についてお伺いをさせていただきます。

本庁舎1階ロビーの——先般ピアノなんかも寄贈されて、新聞報道にもありました。あそこの利用について、ルールは決まっているのかお伺いしたいと思います。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 本庁舎1階ロビーの利用ルールについての御質疑にお答えいたします。

新市庁舎は、あらゆる災害に対応する防災機能に加えまして、市民や本市を訪れる多くの方々の憩いの場、いわゆるサードプレイスを備えた庁舎といたしまして、本年1月6日より供用を開始したところであります。

サードプレイスの整備に当たりましては、市役所を訪れる人たちが憩い、安らぐことができるよう、ロビーについては、ゆとりの空間を確保しながら、テーブルや椅子、ソファを配置いたしましたほか、北のひろばについてもベンチを設置するとともに、各種レクリエーションや催事の会場として利用できるよう、屋外コンセントや流し台などを設置したところであります。また、ロビーと北のひろばの一体的な利用を考慮し、ロビー東側に開口——開口部の開口であります——を設置したところであります。

サードプレイスについては、昨年11月4日には、ロビーにおいて新市庁舎落成式典及び市民見学会を実施するとともに、北のひろばにおいては、あおもりマルシェを開催し、本年1月19日には、ロビーにおいてエフエム青森の公開録音を開催するなど、多くの市民の方々に御来場いただいたところであります。また、ロビーにおきましては、市所有の美術品展や青函ツインシティ提携30周年記念事業、市の交通政策・防災対策に関する情報発信など、新市庁舎に配置された部・課が担う市の施策・事業を紹介するパネル展なども今も実施しているところであります。

今後、新市庁舎のサードプレイスにつきましては、本市の各種施策・事業等の取り組みについて発信していく公共的空間として活用することとしており、公民連携による新たな公共空間の利活用を図ることを目的として設置いたしました青森市リノベーションまちづくり推進協議会の公共空間活用作業部会の皆様の御意見もいただきながら、青森市庁舎管理規則等の利用ルールに基づき、運用してまいりたいと考えているところであります。

**○中田靖人委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** ありがとうございます。

市民の方からも聞かれるものですので、一応こういうものは庁舎ですので一定の決まりのもとに貸さないといけないなということで、お伺いしたものであります。わかりました。ぜひ早目に策定をして、市民の方にも利用できるようにしていただきたいということを要望して、この項は終わります。ありがとうございます。

続いて、76ページ、77ページ、4款衛生費3項斎場費1目斎場費に関連をしてお伺いしたいと思います。

以前にも、今日まで多くの議員の方々が質問をしましてまいりました斎場の関係であります。青森市の斎場も大分古くなりました。そこで、青森市斎場は多くの市民から古くなっている、老朽化しているとの声が寄せられておりますけれども、我々にも寄せられていますし、多分市にも来ていると思います。建てかえ等を検討しているのかをお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** 奈良委員からの青森市斎場の建てかえについての御質疑にお答えいたします。

青森市斎場は、昭和47年度に供用開始いたしました鉄筋コンクリート造の施設で、人体炉7基、胎児炉と動物炉が各1基の合計9基の火葬炉のほか、遺族控室や拾骨室などを備えております。施設につきましては、火葬炉機能の維持や老朽施設改修のため、これまでおおむね10年ごとに大規模改修を行ってきており、直近では、平成28年度及び平成29年度の2カ年にわたり、事業費1億3044万7830万円で大規模改修を行っております。(発言する者あり)数字のところをもう1度繰り返させていただきます。事業費1億3044万7830万円で大規模改修を行っております。また、施設運営に支障が生じないように、毎年度定期的に火葬炉の保守点検や、火葬炉及び台車の耐火物補修を実施しております。

運営面につきましても、火葬の申し込みが集中した際には、通常1日8件の火葬を4件追加し、1日12件まで火葬できる三次火葬体制を必要に応じて実施することで、死亡者数の増加に対応しているところであります。このほか、平成4年度に供用開始いたしました浪岡斎園は、人体炉を2基有しており、当面は、青森市斎場及び浪岡斎園の連携と、三次火葬の体制を活用していくことにより、対応は可能と考えており、現段階においては、建てかえの検討は行っていないところであります。

**○中田靖人委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** わかりました。ただ、これからは高齢化も進みますし、最近、新聞を見ても、やはり死亡される方も大勢いらっしゃいますし、必要なのではないかなと思っています。今議会に条例が提案されております合葬墓にしろ、一般墓地にしろ、現在御存命の方々は、必ず火葬場に行かないとお墓のほうには行けないわけですよ。人間、我々は一番最後にお世話になる、誰もが世話になる施設であります。そういう面では、やはり早い段階からの検討というのは必要だと思ってお

りますので、どうしても先延ばしになってしまう施設ではありますけれども、ぜひ早い段階から検討して、先が見えるようにしていただくことを要望して、この項は終わります。ありがとうございました。

では最後、教育委員会の関係になりますので、まとめてやっちゃいますか。議案別冊102ページ、103ページ、10款教育費2項小学校費、3項中学校費に関連をして、非常勤講師についてお伺いをさせていただきます。

本市公立小・中学校に勤務する非常勤講師の人数をまずお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 奈良委員の非常勤講師の人数についての御質疑にお答えいたします。

本市公立小・中学校に勤務する非常勤講師は、全て県費負担教職員となっておりますけれども、令和元年度は、小学校33名、中学校5名が配置となっております。このうち、3月2日現在、勤務時間を残す非常勤講師につきましては、小学校の6名のみとなっておりますところであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** わかりました。そこで、この方々の関係ですけれども、今回、臨時休業に伴う非常勤講師の勤務についてはどうなっているのでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、3月2日現在、勤務時間を残す非常勤講師につきましては、小学校6名のみとなっております。今回の臨時休業に伴うこれら6名の非常勤講師の勤務につきましては、県教育委員会のほうから、不測の事態である今回に限るものとして、授業がない場合であっても、1つには、児童・生徒の休業中の自宅学習用のプリント作成。2つには、児童・生徒から提出された課題の採点。3つには、児童・生徒の家庭学習の支援。4つには、年度末の成績処理等に関する業務などが報酬支給の対象業務として示されていることから、本市としては、継続して勤務をしていただいているところであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** 非常勤の講師の場合は、勤務しないと給料をもらえないと思うんです。特に私立学校なんかもそうでしたけれども、非常勤の先生方は3月2日から休みで、このまま春休みに入るとなると、給料がゼロということになります。確かに国の政策では、子どもを預けるのが難しく、子どもの面倒を見るために休むのであれば保障はするけれども、こういう場合の保障はないなと思うわけです。それではやっぱり大変なので、非常勤講師の方々も今回は今回ですので、もらえるような対策が必要なのではないかなと私は思っています。これは県費の関係になります

ので、我々からどうこうとは言えないと思いますけれども、ぜひその辺も含めて考えていただきたいなと思っています。

続いて、10款教育費5項社会教育費4目文化施設費です。106ページ、107ページです。市民ホールの1階ギャラリーの利活用について、お示してください。

この件については、私は今まで何度も質問してきていますので、また市民の方々からもしょっちゅう聞かれます。私もしょっちゅう市民ホールへ行くんですが、あそこは人は余りいなくて、たまに人がいるのは見るんですけども、利用しないとやっぱりもったいないな、これはもう完全に空きスペースであれば稼げる施設だなと思っておりましたので、市民ホールの1階ギャラリーの利活用についてお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 奈良委員の市民ホール1階ギャラリーの利活用についての御質疑にお答えいたします。

リンクモア平安閣市民ホール1階ギャラリーは、市が文化振興に資する事業を実施するスペースとして、これまで、主に指定管理者が中心となり、市が所蔵する作品や各文化団体と連携した展示等に使用してまいりました。

教育委員会では、市民ホールギャラリーの利活用について、昨年の6月から公民連携による新たな公共空間の利活用を図ることを目的として設置された青森市リノベーションまちづくり推進協議会の公共空間活用作業部会の御意見をいただきながら、ギャラリーとしての利用価値を高め、また、人々が集い、つながることができる空間として整備することとしたところであります。

具体的には、照明や空調などの設備及び床面や壁面の改修などを行うことで、交流・展示空間としての機能向上を図ることとし、本年4月からの供用開始に向け、現在、リノベーション工事を実施しているところであります。

当該ギャラリーの利活用につきましても、子どもの学習や市民の交流の場として開放するとともに、市所蔵作品の展示など月ごとにテーマを決めて、展示や市政情報を発信するほか、各種イベント等でも利用できるような使い勝手のよい場所として、市民や各団体の皆様に活用していただきたいと考えているところであります。

教育委員会といたしましては、市民ホールギャラリーが市民や各団体の皆様にとって利活用しやすいスペースとなるよう、引き続き、ルールづくりなどを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** ありがとうございます。

ただ、この質疑は過去にも議会で取り上げてまいりました。というのも、以前、決算特別委員会の際に過去の財政状況を一覧表にして皆さんにお示ししたことがありましたけれども、財政状況が厳しければ厳しいほどカットされるのが文化芸術

予算、体育予算なんです。そういう意味で、我々、文化活動に携わっている人間は、だからこそ文化施設の空きスペースを有効利用して、収入を稼ぐべきだと訴えてきたのがそういうところでもあります。恐らく青森市リノベーションまちづくり推進協議会の方々の中にも文化活動をやっている方がいらっしゃると思いますので、そういう面は期待はしたいなと思っています。ただ、現状、やはりきっちり認識して、理想は理想でいいですけども、稼げるものは何を使ってでも稼ぐという姿勢も私は必要だと思っておりますので、このことだけは言わせていただきたいと思っています。この項はこれで終わります。

続いて、3連チャンで申しわけありません。108ページ、109ページです。10款教育費6項保健体育費3目学校給食費の学校給食についてお伺いをします。

いろいろ毎日のように新聞、さらにはテレビ、マスコミ報道されているところがあります。今回、私も実際どういうふうになっているのかなと思って聞かせていただきます。学校給食費の取り扱いはどのようになるのかお示しをください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 奈良委員の学校給食費の取り扱いについての御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染防止対策に伴う市内の小・中学校の臨時休業により、学校給食は3月2日から中止としたところでもあります。そのため、保護者の皆様に納付いただいた学校給食費につきましては、中止した分を還付する手続を行っております。現在、メール等を活用し、保護者の皆様にその旨を連絡差し上げているところでもあります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** あと、いま1つは、食材の関係です。テレビニュースとかでもいっぱいありましたけれども、場所によっては、食材を半額で売っているところもありましたし、牛乳なんかも大変だというふうに聞いていました。また、先般の新聞報道にもあったとおり、県内の給食業者は大変苦境しているという話も伺っております。

そこで、キャンセルがきかない食材はどのようになるのかお示しください。また、今回このようなことで私は業者も大変だと思うんですけども、委託業者に支払う委託費のうち支払われなくなる金額、わかりましたらお示しをください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

キャンセルができず、ほかへの活用もできない発注済みの食品につきましては、小学校給食センター及び中学校給食センターにおきましては、専門業者に依頼して堆肥化処理を行っていただくこととしておりまして、浪岡学校給食センター及び単独給食実施校につきましては、事業系一般廃棄物として処理させていただいている

というところであります。

また、委託業者への対応でありますけれども、小学校及び中学校給食センターにつきましては、株式会社青森スクールランチサービスに委託をしておりますけれども、その主な維持管理に係る経費といたしましては、固定料金と食数に応じた変動料金から構成されておまして、本年度の当初予算額のベースでは、消費税込みで、固定料金部分が約4億7600万円、変動料金部分が約6600万円となっております、今回の臨時休業に伴う学校給食中止のため、変動料金の部分の3月分が影響を受けまして、支払いが必要なくなるということでありますので、その予算額は約580万円程度の減額ということで想定しております。

また、そのほかキャンセルの対応となった食材につきましては――業者への支払いにつきましては、発注済みのものはもちろんお支払いいたしますけれども、キャンセル対応となったものは業者への支払いは発生しませんが、発注済みでキャンセルができなかった食品につきましては、市で購入いたしまして、業者へ支払うことになっておまして、こちらについては、購入経費は全て公費負担ということで考えております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** わかりました。ありがとうございます。

今回の事態は緊急事態というか、異例で、そうある事態ではありませんので、担当する役所の皆さん、教育委員会の皆さんも苦慮していると思っておりますし、何と云って国から流れてくるのが毎日のようにころころ変わると言うんですよ。これは何も教育委員会だけでないと思う。いろんな面で、保健部でもそうだと思うし、大変だと思いますけれども、ぜひ市民の皆さんに混乱を来さないよう、お願いを申し上げて、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**○中田靖人委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からいたします。

**午前11時37分休憩**

---

**午後1時再開**

**○中田靖人委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

この際、質疑に先立ち、橋本尚美委員から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。橋本尚美委員。

**○橋本尚美委員** きのうの学校の建てかえの質疑の際、款項目について、55款教育

費20項小学校費20目学校建設費と申し上げましたが、正しくは10款教育費2項小学校費3目学校建設費でありましたので、謹んでおわびをし、訂正させていただきたいと思っております。

**○中田靖人委員長** 質疑を続行いたします。

次に、村川みどり委員。

**○村川みどり委員** 日本共産党の村川みどりです。それでは、順番に従って質疑していきたいと思っております。

まず、会計年度任用職員について。

採用のスケジュールについてお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 村川委員の会計年度任用職員の採用スケジュールについての御質疑にお答えいたします。

令和2年4月任用予定の会計年度任用職員につきましては、市ホームページや「広報あおもり」等で周知し、令和元年12月26日から令和2年2月14日まで募集を行ったところであり、その後、応募者には、それぞれに連絡を行い、2月25日から3月9日までの間で面接の日程等を調整いたしまして、順次面接を行ったところであり、新規の応募者につきましては、この面接結果に基づき、また、在職中の臨時職員につきましては、面接結果と勤務成績の評価に基づき、3月中旬、3月19日までに合否について通知する予定としております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 何でこういう質疑をしたかということ、今でいう臨時職員の皆さんがこの時期本当に不安な気持ちで仕事をしています。本当に採用されるのだろうか、もしだめだったらどうしよう。それとか、ほかを今の段階で探すわけにもいかないし、4月からの生活設計やその見通しが立てることができないという不安な気持ちでいるという声がたくさん寄せられています。少しでも3月中旬、3月19日の発表を早めることで、そうした不安の気持ちを、何とか、安心させるためにも、そういう対応をできないかなと思うんですけども、臨時職員の採用の発表をせめて3月上旬にすることはできないでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 採用スケジュールについての再度の御質疑にお答えさせていただきます。

会計年度任用職員の採用に当たりましては、在職中の臨時職員については、これまでの臨時職員と同様に、面接のほか、勤務成績の評価を行いまして、その評価結果に基づいて次年度の任用に至るかということ判断させていただいております。この勤務成績の評価については、評価期間ということで、2月下旬に評価しているところであり、また、当初予算編成や人事異動作業の中で配置人員等の決定を



するということもありますことから、この合否、採用のスケジュールにつきまして、どうしてもこれまでの臨時職員と同様、3月の中旬ごろになってしまうものがあります。

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 新規は別としても、継続雇用の人に関しては、大きなミスとか、何かトラブルとかがなかった場合であれば、基本的には採用されるような流れになっていると思うんですね。なので、3月中旬になってしまうというけれども、みんな臨時職員と面接が終わったけれども、3月中旬まで発表を待つのがつらいとか、どうなるかわからないからとても不安だという声がたくさん寄せられているので、何とか継続雇用の場合は継続するよというふうには言えないかもしれないけれども、何とかならないかな、不安を少しでも和らげるようにする対策なんかはないでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 採用スケジュールについての再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたけれども、勤務成績の評価、これらをもとにやっていること、それと当初予算編成、さらにはその人事異動作業の中で、4月採用の会計年度任用職員につきましては、そういう要因から決定していかなければならないことから、3月中旬ごろになってしまうものであります。

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 正式の場所では大丈夫だよとか、継続するんだよとかというふうな答弁はできないんだと思うんですけども、面接の中でだよとか、その中で、できれば大丈夫だ感を出して、あなたは4月から大丈夫だから安心してねというふうなおいをさせてほしいなというふうに思っています。そうすることで、やっぱり安心して3月以降も働くことができるし、仕事の効率も向上するんじゃないかなというふうにも思うので、ぜひ、今現在、臨時職員の皆さんのそうした不安に寄り添った採用スケジュールのほうも、今後検討していただきたいということを要望したいと思います。

それで、会計年度任用職員制度に関連して幾つか質疑したいんですけども、きのうの蛸名委員への答弁では、常勤の会計年度任用職員の質疑が主だったと思うんですけども、非常勤の会計年度任用職員についてお知らせしていただきたいんです。1162人任用予定で、約17億6000万円計上しているということだったんですけども、そのうちの非常勤の会計年度任用職員が何人で、人件費は幾らになるでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 会計年度任用職員についての再度の御質疑にお答えさせていただきます。

令和2年度の会計年度任用職員の人数ということで、市民病院、企業局、広域事務組合を除きまして、フルタイムが94人で、パートタイムが1068人の計1162人。予算的には、フルタイムのほうは約6000万円、パートタイムのほうは約17億円という形になっております。

○中田靖人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それでは、非常勤と常勤の会計年度任用職員のさまざまな違いというのはどこになるのでしょうか。わかりやすくお知らせください。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 フルタイムとパートタイムの会計年度任用職員の違いということでの再度の御質疑にお答えいたします。

さまざまありますが、基本的には、大体同様の制度となっておりますが、その任用期間によって、またこれは違ってまいります。例えば期末手当でありますと、フルタイムでも、パートタイムでも支給されるんですけども、要は任用期間が六月以上であること、これがまず条件。それとさらには、その時間として6カ月以上でありましても、勤務時間が週15時間30分未満の場合は、期末手当の支給対象外とさせていただきますとあります。また、大きな違いといたしましては、退職手当の部分であります。常勤職員と同じ勤務時間を18日以上勤務した月が六月を超える場合には退職手当が支給されるということとありますので、パートタイムの場合は、ほぼほぼ支給がないという形になります。大きなところはそのぐらいで、ほかはほぼほぼ同じような制度になっていると認識しておりました。

○中田靖人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ちょっと細かく聞いていきたいんですけども、社会保険については、常勤、非常勤全てにおいて適用しているということによろしいですか。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 会計年度任用職員の社会保険についての再度の御質疑にお答えいたします。

常勤職員とフルタイムですと社会保険はそもそも加入はしておりますけれども、制度として、常勤職員ですと共済組合のほうの加入になりますし、フルタイムになりますといわゆる以前でいうところの厚生年金保険というんですか、社会保険、そちらのほうの加入になっていくものであります。

○中田靖人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それから、雇用の中断の問題なんですけれども、かつて退職手当とか、社会保険の適用逃れのために、雇用の中断期間を設けているということが大きな問題になったんですけども、今回の法改正においてもこうした雇用中断は不適切だと、是正が図られるべきだというふうにされました。確認ですけども、空白期間はないということによろしいでしょうか。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 会計年度任用職員の任用期間についての再度の御質疑にお答えさせていただきます。

会計年度任用職員につきましては、その任期任期、必要な任期をきちんと定めて雇用すると。ただ、4月1日から3月31日なのであれば、4月1日から3月31日。それで、時期も、次年度も必要な時期については、そういう期間ということでの対応となりますので、村川委員がおっしゃるようないわゆる空白期間というものはないものであります。

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** それでは、年休の付与に関しても、継続という対応でよろしかったでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 会計年度任用職員の年休、いわゆる年次有給休暇についての御質疑にお答えさせていただきます。

きのうもお話しさせていただいたんですが、現在の臨時職員の場合ですと、採用後六ヶ月経過した後に、勤務年数に応じて付与していただんですけども、令和2年度からは、採用時に、1年度において、採用期間に応じまして20日を限度に、採用されたときにその日数を付与することとなります。

〔村川みどり委員「継続は。次年度への継続というのは」と呼ぶ〕

**○能代谷潤治総務部長** 次年度への繰り越しについては、私、ちょっと今承知しておりませんでした。済みません。

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** では、後で確認して答弁をお願いします。

それから、常勤の会計年度任用職員の兼業についてはどうでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 会計年度任用職員の兼業についての御質疑にお答えさせていただきます。

会計年度任用職員につきましては、地方公務員法適用の職員でありますので、当然にして兼業については禁止されるものであります。

済みません。先ほどの年次有給休暇の繰り越しについてもお答えさせていただきます。

これも常勤職員の例に倣って、繰り越しをするというふうな内容となっております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** それでは、一般の常勤職員と会計年度任用職員制度の地方公務員法における違いは何かありますか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** いわゆる一般の常勤職員と会計年度任用職員の地方公務員法上の違いというところでありますけれども、会計年度任用職員につきましては、その職に応じて必要な期間任用されるという部分での大きな違いがあります。ですので、その職が必要なくなりますと、やはりなくなっていくというふうな大きな違いがあると思っております。

それと、先ほど、私、会計年度任用職員の兼業の話で、常勤の場合のお話をさせていただきました。もちろんフルタイムの会計年度任用職員についてはNG、ノーグッドでありますけれども、パートタイムの会計年度任用職員の場合の兼業につきましては、その場合において、原則はオーケーなんですけど、だめな場合もありますけれども、原則オーケーという形になっておりました。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 地方公務員法上は、一般の職員も常勤の会計年度任用職員もほとんど同じ扱いになっていて、労働条件は違うんだけれども、そういう義務だとか、規律だとか、処罰というものに関しては正職員並みだということで、そうであるならば、私たち日本共産党は、会計年度任用職員じゃなくて、きちんと正職員として採用して、責任を持って働ける人をふやすことのほうが大事ではないかと思っております。

今回のこの会計年度任用職員制度のやりとりを参考にしながら、次の質疑に入りたいと思います。

学校支援員の処遇改善についてですけれども、昨年9月、一般質問で、私は学校支援員の処遇改善を求めました。学習障害や注意欠陥多動性障害など、発達障害のある児童・生徒の介助を行っている学校支援員。時給810円のみで、通勤手当もなければ、昇給もない状況に置かれ、せめて通勤手当でもという声に応えるべきだと質問しました。工藤教育委員会事務局教育部長からは、来年度からは会計年度任用職員制度導入の際、手当の支給を検討するという答弁をされました。

それで、先日、私に何とか処遇改善してくれと言った方からファクスが届きました。その方のファクスは、来年度からの募集が教育委員会からありましたと。内容を見たら、賃金アップ、プラス80円と通勤手当6500円、上限ありがつき、びっくりしました。採用されるかどうかはわかりませんが、これから働く人に意欲を持たせることだけは間違いないと思います。ありがとうございましたというファクスだったんですね。ただ、この人は通勤手当でも出してほしいと言っていた人なので、6500円ついて本当に喜んでいるんですけれども、私自身としては、ちょっと納得いかないところもあるので、質疑していきたいんですけれども、今回、この学校支援員は非常勤の会計年度任用職員ということなんですけれども、なぜ期末手当を支給しないというふうになったのかお知らせください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 村川委員の特別支援教育支援員についての御質疑にお答えいたします。

特別支援教育支援員につきましては、令和2年度から、御紹介もありましたとおり、会計年度任用職員として任用する予定となっております。

また、この会計年度任用職員の期末手当につきましては、青森市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例により、一般職の常勤職員との権衡等を考慮して、予算の範囲内で任命権者が定めることとなっております。本市の会計年度任用職員の期末手当の支給対象といたしましては、国の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルに基づきまして、先ほど総務部長からもお話がありましたけれども、週15時間30分以上の勤務時間としているところであります。

本市の特別支援教育支援員の勤務時間は、夏休み等の長期休業期間中の勤務はありませんし、週平均で約14時間程度の勤務時間となっておりますので、期末手当の支給対象としている週15時間30分に勤務時間が満たないことから、特別支援教育支援員には期末手当の支給はないところとなっております。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** それでは、時給810円から時給890円になったんですけれども、その根拠は何でしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

単価が上昇したということですが、こちらについては、令和2年度から会計年度任用職員となるということに伴いまして、その制度に基づいて支給されるものであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** もうちょっとわかりやすく、その80円アップの根拠はどういうふうな積算をされているのか詳しく教えてください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

特別支援教育支援員の単価が890円になったということの根拠というお話でありますけれども、こちらは会計年度任用職員として雇用されるに当たりまして、その制度上の中で整理されたものであります。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** ちょっと意味がわからないんですけれども、詳しくは後で教えてもらうことにして、今回の学校支援員の処遇改善で、社会保険や有給休暇、特別休暇、あるいは人事評価はどのようになっているのでしょうか。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げておりますけれども、特別支援教育支援員につきましては、令和2年度から会計年度任用職員として任用することになりますので、本市の会計年度任用職員の取り扱いに準じて対応されることとなります。

以上でございます。

○中田靖人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 これまでは社会保険の対象じゃなかったですね。どうでしたっけ。(発言する者あり) ちょっとわからない。たしか、でも、まあ、いいです。ただ、このファクスをくれた方は、6500円の通勤手当がついて喜んでいるんですけども、前にも一般質問で紹介したように、青森市の学校支援員の待遇というのは非常に低い状態です。前にも御紹介したんですけども、平内町では時給1250円、外ヶ浜町でも時給1150円、蓬田村は6時間で6600円なので時給1100円とか、八戸市でも時給1000円とか、弘前市でも時給1000円とか、そういうところと比べても非常に低い待遇だということ。さらには、人数も非常にまだまだ足りていないという状況があるので、これは引き続き待遇改善、支援員の待遇改善を求めていきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。これで終わります。(発言する者あり) どうぞ。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 先ほど単価のお話がありました。会計年度任用職員となるということで、その制度上のお話というお話をさせていただきましたけれども、少し今詳しい情報をいただきましたので。

会計年度任用職員の給与につきましては、給与、あと前歴加算及び昇給等については、類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給与月額——事務補助の場合は、行政職給料表1級1号になりますけれども——を基礎として積算されているということでもあります。

以上でございます。

○中田靖人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 わかりました。次の質疑に行きたいと思います。(発言する者あり) どうぞ。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 何度も申しわけありません。先ほどの中で、社会保険についてですけれども、20時間以上かつ8万8000円以上の要件を満たさないということで対象外ということだそうです。

以上でございます。

○中田靖人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 わかりました。ありがとうございます。とりあえずいいです、

時間がないので。

それでは次の質疑に行きます。

DV予防支援措置についてなんですけれども、先日、DVを受けた被害者の方から相談を受けまして、一緒に役所に住所変更の手续に同行しました。いろいろ事情があってこれまで住所変更してこなかった方なんですけれども、さまざま手続を進める上で今回は住所変更が必要だということで一緒に手続したんですけれども、その際一緒に、当然誰でも見れないようにブロックをかけてもらう手続も行いました。その際の職員の対応は大変すばらしかったです。パーフェクトでした。わかりやすいし、被害者の方にも大変寄り添った対応で、私はすばらしいなと思いました。

それで、私もこれまでDV被害者の相談に乗ってきたんですけれども、今回ブロックをかけるのに当たって、そのブロックの更新が1年更新だということがわかったんです。なぜその支援措置が1年単位なのかお知らせください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** 村川委員からのDV等の被害者保護のための支援措置についての御質疑にお答えいたします。

DV等の被害者の保護のための支援措置とは、国の住民基本台帳事務処理要領に基づき、DV等の被害者からの申し出により、加害者が住民基本台帳の制度を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ることを目的とする制度であります。具体的には、加害者から住民票の写し等の交付や戸籍の付票の写しの交付請求などがあった場合、その請求を拒否するというものであります。

支援措置の期間については、国の住民基本台帳事務処理要領において、いずれの市町村における支援措置についても、1年と規定されております。支援措置の延長を希望する場合は、相談機関からの意見を付した支援措置申出書を提出することとなっております。延長の手続は、被害者の方にとって定期的に支援機関とつながりを持つこととなり、警察やDV相談支援センター等との相談を通じ、被害者の事情に応じた助言等を受けることが可能となる重要な機会と捉えております。

なお、施設入所や入院などにより、御本人が窓口にお越しいただくことが困難な場合は、親族等に委任することで、被害者にとって負担の少ない方法で延長の手続をとることが可能となっております。

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** DV被害者にとっては毎年毎年更新手続を行うというのは非常に負担です。しかも、例えば今回の場合だと、DVもあるし、若干ストーカー行為もまざっているんで、加害者が同じ市内にいる場合は日常生活が本当に――加害者からどう逃げればいいのかということだけを一生懸命考えて生活している中で、毎年毎年更新というのは被害者にとっては非常に負担なんじゃないかなと私は思ったので今回質疑したし、できるならば本人からもうブロックはいいですとか、そういう申し出があった場合のみだけ対応して、あとはずっと継続してくれれば本人も負

担がなくなるし、毎回DV被害を受けた人が同じ話、同じ説明をするのもすごく苦痛なんですよね。そういう意味では、この1年更新というのが私はちょっとひっかかったので質疑しました。

それで、先ほど市民部長からも答弁があったように、毎回申出書を付して手続きするということになるわけなんですけど、今回はDV相談支援センターに電話で予約してから申出書を書いてもらって、そして市民課にまたお越しく下さいというような手続きが必要になるんですけども、同じ駅前庁舎の中にあるDV相談支援センターに行くのになぜわざわざ予約して行かなくちゃいけないのか、あるいは、つないで、こういう方が行くのでということで同じ市役所内で連携して、できるだけ被害者に負担がかからないような対応というのはできないのでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** DV相談支援センターの相談対応についてお答えいたします。

青森市DV相談支援センターは、支援を必要とするDV被害者の立場に立ったワンストップ支援を行うため、専門の相談員及び人権男女共同参画課職員が電話または来所による相談に対応しております。

来所によるDV相談については、関係課との事前調整や過去の相談記録の確認など、適切に対応するための準備の時間が必要であること、十分な相談時間を確保する必要があること、相談者への配慮として女性の相談員と職員の2人体制で対応していること、相談員が他の来所相談に対応している場合、相談者に再度来庁していただくことになることなどの理由から、基本的にお電話での予約をお願いしているところであり、しかしながら、対応が可能な場合には電話予約がされていなくても相談に対応しているところでもあります。

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 今回は予約して行ってくださいということだったので、また後日行くことになったんですけども、そのところでうまい連携ができれば被害者の方も負担が減ってよかったのかなと思うので、ぜひうまい連携をお願いして、終わりたいと思います。

次に、スポーツ行政について。

一般質問の続きになるんですけども、スポーツコミッション青森の幹事会に一般社団法人S I Aの代表理事が入った経緯についてお示ください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 村川委員からのスポーツ行政についての御質疑にお答えいたします。

スポーツコミッション青森は、市経済部地域スポーツ課を事務局として、スポーツツーリズムの推進を初め、スポーツ大会開催・合宿誘致、地元スポーツチームへの支援、指導者の地元定着に向けた支援などに官民一体で取り組む組織として、平



成31年3月24日に設立されたところであり、その構成団体につきましては、他都市の事例を参考に、設立準備に向けた経済・スポーツ団体の実務者や学識経験者などとの意見交換を踏まえ、経済・観光、スポーツ、大学、報道の各分野の合計25団体で構成されているところであり、

スポーツコミッション青森の幹事会につきましては、組織の円滑かつ効率的な運営を図ることを目的に設置されたものであり、スポーツコミッション青森設立準備のための意見交換を行ってきた経済・スポーツ団体の実務者や学識経験者で構成されております。このうち、スポーツ分野につきましては、地域のプロスポーツクラブや団体、スポーツ施設管理者が参画しており、一般社団法人スポーツ・イノベーション・アライアンス東北につきましては、地域のスポーツクラブのPRやグッズ販売などのスポーツに関する業務を行っていたことから、スポーツ分野の団体の一つとして参画したところであり、

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** このS I Aの代表理事が幹事会に入るとき、どこかからの推薦や働きかけなどはあったのでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 村川委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども申しましたけれども、スポーツコミッション青森の幹事会につきましては、経済・スポーツ団体の実務者や学識経験者で構成されております。このうち、スポーツ分野につきましては、地域のプロスポーツクラブや団体、スポーツ施設管理者が参画しており、一般社団法人スポーツ・イノベーション・アライアンス東北につきましては、地域のスポーツクラブのPRやグッズ販売などのスポーツに関する業務を行っていたことから、スポーツ分野の団体の一つとして参画いただいたものであります。

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 推薦や働きかけはあったのかと聞きました。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 特にありませんでした。

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** では、このスポーツコミッション青森の委員として推薦する基準は明確にされているのでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

推薦の基準というものはありません。先ほども答弁で申し上げましたとおりに、スポーツコミッション青森の構成団体については、他都市の事例を参考にしたのと、あと設立準備に向けた経済・スポーツ団体の実務者や学識経験者等々の意見交換を踏まえて構成しておりますので、この設立準備に向けた際に、協力いただいたとい

うところであります。

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** それでは、これまで市からの補助金が入っているのかと聞いたら、入っていないと答えてきたんですけれども、実際は一般質問でも言ったように、平成29年度と平成30年度にこのS I Aに対して青森市から補助金が入っているんですけれども、その補助金について、補助金名と補助金額をまずはお示してください。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

まず、先に今、村川委員のほうから補助金を出していないというお話がありましたけれども、一般質問のときでも村川委員が文書開示請求したというときの情報について、私も担当課のほうに確認しましたが、その際に村川委員のほうからは、スポーツコミッション青森から補助金とかは出ていないんですかと問われたということなので、それについては実績はありませんというふうにして答えておりましたので、これまで市として補助金としては出していないというところは、そこはちょっと違う認識なのかなと思っております。

それで、今、村川委員のほうから質疑された補助金の部分についてちょっとお答えさせていただきます。

一般社団法人スポーツ・イノベーション・アライアンス東北のほうに市として補助金というのを出しておりますけれども、これまで出しているものは、平成29年度青森市商店街空き店舗対策事業補助金及び平成30年度商店街空き店舗リノベーション支援事業補助金、これは店舗賃借料の部分でありますけれども、これで補助金は支出しているところであります。

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 金額は示されなかったんですけれども、いいです。私から。平成29年度は114万1000円、そして平成30年度は64万5800円出されています。そもそもこの補助金の目的は何でしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

まず、平成29年度青森市商店街空き店舗対策事業補助金の交付要綱に基づいてお話しさせていただきます。この目的につきましては、商店街等の区域における空き店舗を賃借し、出店または事務所等の開設を行う中小企業等に対し、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付することにより、商店街等の区域における空き店舗の解消を図り、もって商店街のにぎわいの創出及び活性化並びに本市経済の健全な発展に資することを目的としているものであります。

同じく平成30年度の青森市商店街空き店舗リノベーション支援事業補助金につきましても、同様の目的で支出しているものであります。

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 空き店舗の解消を図り、商店街のにぎわいの創出及び活性化並びに本市の経済の健全な発展に資することを目的とする。途中で逃走していなくなっちゃったわけで、この事業の目的に反する状況だったというふうに思うんですけども、市の認識はどうでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 補助金についての再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど申しあげましたけれども、一般社団法人スポーツ・イノベーション・アライアンス東北のほうには、平成29年度と平成30年度について、ちょっと省略しますが、空き店舗に関する補助金等は支出しております。補助金の交付に当たっては、それぞれの制度要綱において、事業計画、収支予算書、定款または会則の写し、法人の登記事項証明書などの提出を求めておりますけれども、この事業については、もとより経営実績の存在しない新規の出店を支援するための事業でありまして、出店者の多くは創業者であることなどから、法人の経営状況を確認することはしておりません。なお、平成29年度及び平成30年度に交付した補助金は、それぞれの要綱に基づく実績報告を受けて、既に適切に執行・完了しているものと考えております。

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** でも、空き店舗の解消を図るっていつて、開設したにもかかわらず、いろんな企業に迷惑をかけ、そしてアルバイトの人たちへの賃金も払わず、逃走してしまったわけで、やはり私はこの補助金の目的に反することだったのではないかと思います。

それで、S I Aがスポーツコミッション青森から、逃走したので脱退することになったんですけれども、それによる市への影響はあるんでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 再度の御質疑にお答えします。

済みません、もう一度確認ですけれども、市に影響があったかどうかということですね——特に市にとって影響は出ているものではありません。

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** そうであれば、何でこの人をスポーツコミッション青森の幹事にしたのかということも問われるんだと思います。

先日、一般質問が終わった後に、ある青森市内の方から新たな情報提供が寄せられました。事実確認も含めて幾つか聞いていきたいと思えます。

青森市の事業を背景としたトラブルについてということで、市は、一部事業の背景で金銭トラブルが発生していることを把握しているのか。スポーツコミッション青森の一員である一般社団法人スポーツ・イノベーション・アライアンス東北——以下、S I A——の代表の男性、深石浩史が市の事業の背景で以下の金銭トラブル、または詐欺まがいの行為をしていたことが関係者から寄せられるということなんで

すけれども、まず、昨年9月、明治大学の競走部が青森市で合宿を行いました。その際、合宿における番組制作が行われたんですけれども、その事業を請け負ったのはどこですか。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

番組制作自体はスポーツコミッション青森で番組制作をしているものではありませんが、一般社団法人スポーツ・イノベーション・アライアンス東北など2者のほうから映像をつくるというお話は聞いて、それについて制作にかかる経費の一部負担については相談はありましたが、スポーツコミッション青森としてそれにかかる経費を出す――スポーツコミッション青森はあくまでスポーツ大会の助成等しかお金は出しませんので、そのつくったものとして、どこが正式につくったものかは把握はしておりません。

○中田靖人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この情報提供によると、ある地元放送局の意向で番組制作を請け負ったS I Aから、同部――明治大学ですけれども――に支払われるはずの寄附金が入金されていないことが判明したと。明治大学の男性からは、青森市と協賛会社から補填するというふうにメールがあったということが確認されているそうなんですけれども、青森市はその事実は把握しているでしょうか。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

そのような状況は把握しておりません。

○中田靖人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それからもう1つ、あおもり桜マラソンにもかかわって、この深石がかかわってきたというのは、いろんな多方面の方から情報があるんですけれども、地域スポーツ課によると一切かかわっていないという話だったので、どうも周りから聞く話と、それから青森市の話がかみ合っていなかったんですけれども、この情報提供書によると、これは深石が行ったことなんですけれども、あおもり桜マラソンで、実施に向け、運営委託会社が決まっているが、そのプロポーザルで落選したS I Aの代表が県外のコース測定会社――ここには株式会社L i n k T O H O K Uという会社がやることになっているというふうに書いているんですけれども、その際、事業経費の一部を自分がやるということにして200万円を借り入れる詐欺まがいの行為も確認されているという情報提供もありましたけれども、その事実に関しては青森市は把握しているでしょうか。

○中田靖人委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

その状況については把握しておりません。

○中田靖人委員長 村川委員。

**○村川みどり委員** そのほかいろいろラインメール青森FCにかかわる問題だとか、あるいはプロ野球のイースタン・リーグにもかかわって、この深石がさまざまなトラブルを起こしていたことが明記されています。この人はこの市の事業を請け負っているということを背景に、こうした詐欺まがいの行為や市から入金があるという虚偽の説明をされているということが少しずつわかってきました。今聞くと、市はほとんどこうした事実を把握していなかったということになるんですけれども、市との随意契約を行っていることで、さまざまな取引企業に信頼を与えて、そしてこれまでこのような被害をどんどん拡大させてきたということは、市にもある程度の責任があるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

市として、一般社団法人スポーツ・イノベーション・アライアンス東北について、契約を請け負っているというふうなお話でありましたけれども、経済部として一般社団法人スポーツ・イノベーション・アライアンス東北との契約を結んでいるものはありません。

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** ただ、経済部としてはそうかもしれないんですけれども、さっき言ったように、市民の税金である市の補助金が入っているわけで、やはりなぜ、このさまざまなトラブルや詐欺まがい行為をしている人がスポーツコミッション青森の幹事に任命されたのかということは、やっぱりしっかりと説明する必要があると思っています。

一般質問で言ったように、今、県内の企業が集まって、集団訴訟も起こすということにもなっているんですけれども、私はこのSIAに対して、市としてやはりきちんと社会的責任を果たすべきだというふうに求めるべきだと思うんですけれども、その考えはありますか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

今、村川委員のほうからも補助金等のお話もありました。先ほども申しましたけれども、平成29年度青森市商店街空き店舗対策事業補助金及び平成30年度青森市商店街空き店舗リノベーション支援事業補助金、店舗賃借料のほうの補助金でありますけれども、これによる平成29年度及び平成30年度の補助事業については、各年度において既に執行を完了しており、市と一般社団法人スポーツ・イノベーション・アライアンス東北の間には、債権債務等が存在しないため、その訴訟の部分についても加わる考えはありません。

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** とはいっても、働いていたアルバイトの市民の方に賃金未払い

があったりとか、さまざま関連した企業に債務が生じているということを考えれば、市がこのスポーツコミッション青森に任命したという大きなこと、旗を利用して、さまざまそういう行為が行われていたんじゃないかというふうにも考えられるので、私は毅然とした対応が市としても必要だと思います。以上です。

あと、時間がちょっとあるので、新型コロナウイルス対策についてちょっと質問したいと思うんですけども、先日、こんなメールが寄せられました。

どこに相談していいかわからず、わらにもすがる思いでここに相談させていただきました。私の母は中学校給食センターでパートをしております。このたび新型コロナウイルスの影響により学校が急遽お休みになりました。そのため、仕事も急に月曜日から休業となり無給です。有給休暇がある人は、夏休みまでの間、有給休暇を消費した場合、給料が出るそうです。有給休暇がない人はほとんど給料がありません。市で休校を決めたので、何か働く人を救う手だてを市ではしないのでしょうか。生活がかかっていますというメールも寄せられました。

それから、青森市の各学校で次のようなメールが配信されているので、ちょっと紹介したいと思います。〇〇中学校より、3月2日から開始した市立小・中学校一斉休校により、各御家庭には御不便をおかけしております。現在、学校は、市教委の指示を受け、感染予防のため、平日、日中の不要不急の外出を控えるよう生徒に指導しているところです。しかし、先週、市所管の諸施設から平日、日中時、児童・生徒約400名の来館があったとの報告が入っています。つきましては、再度、各御家庭で平日、日中の外出を控え、過ごし方についてお話ししていただくとともに、教師が平日、日中における生徒の在宅を確認するために、本日から不定期で家庭訪問をさせていただきますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたしますというメールが各保護者に来ています。

これは人権侵害だと私は思うんですけども、こうしたさまざま——あとは、それから違う地域での市民の皆さんの声ですけども、放課後児童会での体育館や校庭での運動はよくて、自宅前や空き地、公園などでの運動が認められない。市民が子どもを通報する。先生も一緒になり抜き打ちで見守りする。国の方向性ではなく、青森市の方向性に怖さを感じます。また子どもたちの外遊びについて、外出を控えるよう指示があり、子どもたちは40日間室内監禁の状況。誰もいない空き地で遊んでいる子どもを通報する住民が出る始末。あくまでも外出は控えますが、厚生労働省が推奨しているように外遊びを認めてほしいですね。狭い児童館などにいるよりよっぽど新型コロナウイルス感染の影響が少ないかと思います。このような情報も寄せられます。

また、しんぶん赤旗の記者の取材によると、中央市民センターもやはり市教育委員会の指示によって、集団で来館した場合は学校へ報告し、巡回してもらうようにというふうに市教育委員会から指示を受けていますというようなことだったんですけども、もう子どもたちはストレスがたまってしまって大変な状況になっていま

す。

先日、文部科学省が一斉臨時休業に関するQアンドAを更新しました。人の集まる場所への外出は避け、基本的に自宅で過ごすようにという2月28日の通知がさまざまな混乱をもたらしているんですけども、この中で、児童・生徒の健康保持の観点から、運動不足やストレスを解消するために行う運動の機会を確保することも大切。「学校の校庭や体育館を解放して、児童生徒が運動する機会を提供してもいいのか」という問いにも、一律に否定するものではないというふうな感じで、文部科学省は当初、市教育委員会と同じように、外出は避けてねと言っていたんだけど、さまざま混乱のある中で、外遊びはいいよ、子どもたちに遊ばせていいよという方針を発表しました。これを受けて、やはり市教育委員会として何らかのメッセージをやはり送るべきだと私は思うんですけども、教育長の答弁を願いますでしょうか。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 村川委員からの外遊び等を推奨するようなメッセージを出すべきではないかとの御質疑にお答えいたします。

まず、今、いろいろお話をいただきましたけれども、不定期に家庭訪問するというのは、確かにそういうメッセージを出した学校が1校ありましたけれども、各学校ということではないので、一応説明させていただきます。

そして、教育委員会では、2月28日付の文書で、臨時休業中の過ごし方について次のように出しております。不要不急の外出を控え、各家庭でお子様に安心して過ごしていただくとともに、毎日、毎晩お子様の体温を測定するなど、体調管理に十分御留意いただきますようお願いするというふうに出しているわけです。結果として、このことは、児童・生徒の外出禁止を我々は強制したのではなく、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するためのものであり、各家庭の判断において外出を全て控えるようお願いしたというものではありません。現に、各学校にはさまざまな問い合わせが来ておまして、その中では、外出してもいいのかと——今ちょっと字が細かくてうまく探せませんが、私が記憶している限りでは、そういうようなのが幾つか来ておまして、それに対して学校は何と答えているかという、温度差は多少ありますけれども、それを禁止するものではないけれども、何人もが集まってやることは避けてくださいねというような回答を、既にもう学校はこれまでもしてきているわけです。

そして、確かに委員が今おっしゃるように、外出させてくれというような問い合わせは学校にもかなり来ております。しかし、反面、子どもたちが外出して遊んでいると。大型のショッピングセンターに子どもたちが集まっていて、それを見かける、それがいいのかと。せっかく学校が休みになっているのに、そういう状態を放置していいのかというような問い合わせも同じぐらいの数がやっぱり学校に来ているわけで、そういう中で、特に今、中学校は、おととい、入試が終了いたしました

ので、一安心というところではありますが、もし万一、入試の前に、3月10日が入試でしたけれども、入試の前に学校の中から感染者が出たというような事態が発生した場合、もちろんその子は隔離される状況になりますけれども、学校がそのとき心配していたのは、同じ学級の子どもが濃厚接触者として自宅待機を指示された場合、その子どもたちは受験ができなくなるわけですよ。だから、ぎりぎりの判断を——さまざまな意見も来て、さらに学校もぎりぎりの判断といいますか、そういうふうなことでやっていることなので、今、それぞれ御家庭の判断でやっていただくと思っておりますので、うちのほうから外遊びを推奨するというふうなことは考えておりません。

以上でございます。

**○中田靖人委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 教育長はそうやって言うんですけれども、実際、捉えるほうはそうやって捉えていないんです。外遊びしてもいいよというふうにメッセージを発信して、市教育委員会がイニシアチブをとらないと、今言ったような通報するだとか、そういうような状況になっているんだと思います。

私のところにあるお母さんからお手紙が来ました。

新型コロナウイルスの大流行により、小・中学校が休校となって、学校によって休みの過ごし方に差があり過ぎる。私の娘の小学校の先生から、突然楽しみにしていたクラブの大会の参加を禁止され、家からの外出も禁止されました。今の社会状況からある程度制約は受け入れるつもりではありますが、ニュースでは子どもたちは広いところで遊んでもいいと推奨しています。そして、大会本部に事情を話したところ、大会は人が密集していない状況で、換気も十分行う。そして、検温も小まめにやる。開催地はまだ新型コロナウイルスの患者がいらないことを挙げ、大会は行われるので、青森市の特例は認められないと言われました。先般の報道では、無観客試合など、大会運営側は努力しているにもかかわらず、学校からの突然の外出禁止令には納得がいきません。学校の先生は教育委員会の判断であることを主張していますが、外出禁止令はやり過ぎです。全ての人に対して——省略して——矛盾だらけの市や学校の対応、人権無視とも言える外出禁止令に、改善をするよう市長にお伝え願いたいと思います。こういうようなお手紙が来ています。

教育長が外出禁止していないんだよというふうに今ここで言ったとしても、市民には伝わらないわけです。なので、教育委員会として、外遊びをどんどんやっつけていいよ、子どもたち、どんどん外で遊んでいいよというふうにメッセージを発信することで、こうした混乱もないし、通報するようなこともないし、混乱を避けられると思うんですけれども、教育長、最後にどうぞ。

**○中田靖人委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 再度、メッセージを発するようというふうな御意見でありましたけれども、私としては、あくまでも集まってしまうと感染する可能性を高め



てしまいますので、今は少し我慢していただきたいというふうに考えているところ  
です。

以上でございます。

〔村川みどり委員「終わります」と呼ぶ〕

**○中田靖人委員長** 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終  
了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたしま  
す。

採決の方法は、付託された議案を4つに分け、最初に議案第53号「令和元年度青  
森市一般会計補正予算」から議案第66号「令和元年度青森市細野財産区特別会計補  
正予算」までの計14件を一括してお諮りし、次に、議案第89号「令和元年度青森市  
農業集落排水事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」をお諮りし、  
次に、議案第1号「令和2年度青森市一般会計予算」から議案第52号「令和2年度  
青森市郷山前財産区特別会計予算」までの計52件を一括してお諮りし、最後に、議  
案第88号「令和2年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることにつ  
いて」をお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○中田靖人委員長** 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、最初に議案第53号「令和元年度青森市一般会計補正予算」から議案第66  
号「令和元年度青森市細野財産区特別会計補正予算」までの計14件についてお諮り  
いたします。

議案第53号から議案第66号までの計14件については、原案のおり可決すべきも  
のと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○中田靖人委員長** 山脇智委員、何号に御異議がありますか。

**○山脇智委員** 議案第53号と議案第54号に異議があります。

**○中田靖人委員長** ほかに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○中田靖人委員長** それでは、ただいま御異議のありました議案第53号及び議案  
第54号については、反対が明確な議案でありますので、一括採決いたします。

議案第53号及び議案第54号については、原案のおり可決すべきものと決するこ  
とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○中田靖人委員長** 起立多数であります。

よって、議案第53号及び議案第54号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第53号及び議案第54号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○中田靖人委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号及び議案第54号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号「令和元年度青森市農業集落排水事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」お諮りいたします。

議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○中田靖人委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第1号「令和2年度青森市一般会計予算」から議案第52号「令和2年度青森市郷山前財産区特別会計予算」までの計52件についてお諮りいたします。

議案第1号から議案第52号までの計52件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○中田靖人委員長** 山脇智委員、何号に御異議がありますか。

**○山脇智委員** 議案第1号と議案第2号に異議があります。

**○中田靖人委員長** ほかに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○中田靖人委員長** それでは、ただいま御異議のありました議案第1号及び議案第2号については、反対が明確な議案でありますので、一括採決いたします。

議案第1号及び議案第2号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○中田靖人委員長** 起立多数であります。

よって、議案第1号及び議案第2号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第1号及び議案第2号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○中田靖人委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号を除く各案件については、原案のとおり可決

すべきものと決しました。

次に、議案第88号「令和2年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」お諮りいたします。

議案第88号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○中田靖人委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第88号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、3日間にわたり熱心に審査していただき、ありがとうございます。

また、理事者の皆様にも、誠意ある御答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。大変お疲れさまでした。

以上をもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

**午後2時11分閉会**